

目 次

第1号（9月16日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	8
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
諸般の報告	10
町長提出第90号議案	12
町長提出第91号議案	14
町長提出第92号議案	14
町長提出第93号議案	14
町長提出第94号議案	14
町長提出第95号議案	14
町長提出第96号議案	16
町長提出第97号議案	16
町長提出第98号議案	16
町長提出第99号議案	16
町長提出第100号議案	16
町長提出第101号議案	16
町長提出第102号議案	18
町長提出第103号議案	18
町長提出第104号議案	18
町長提出第105号議案	18
町長提出第106号議案	18
町長提出第107号議案	18
町長提出第108号議案	18
町長提出第109号議案	18
町長提出第110号議案	19
町長提出第111号議案	19

町長提出第112号議案	19
町長提出第113号議案	19
町長提出第114号議案	30
町長提出報告第4号	35
町長提出報告第5号	36
町長提出報告第6号	37
町長提出報告第7号	40
町長提出報告第8号	41
町長提出報告第9号	41
教育委員長提出報告第10号	42
議員派遣の件	43
散 会	43
署 名	44

第2号（9月20日）

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
事務局職員出席者	45
説明のため出席した者の職氏名	46
開 議	46
会議録署名議員の指名	46
一般質問	47
1番 京村まゆみ君	47
13番 米澤 宥文君	57
4番 竹内志津子君	67
9番 斎藤 和巳君	82
14番 後山 幸次君	96
8番 青木 克弥君	112
散 会	128
署 名	129

第3号（9月21日）

議事日程	131
本日の会議に付した事件	131

出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 1
事務局職員出席者	1 3 1
説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
開 議	1 3 2
会議録署名議員の指名	1 3 2
一般質問	1 3 2
1 5 番 沖田 守君	1 3 2
1 0 番 河田 隆資君	1 5 2
6 番 岡田 克也君	1 6 1
1 1 番 川田 剛君	1 7 8
3 番 板垣 敬司君	1 9 5
5 番 道信 俊昭君	2 1 1
散 会	2 3 0
署 名	2 3 1

第4号（9月22日）

議事日程	2 3 3
本日の会議に付した事件	2 3 3
出席議員	2 3 4
欠席議員	2 3 5
事務局職員出席者	2 3 5
説明のため出席した者の職氏名	2 3 5
開 議	2 3 5
会議録署名議員の指名	2 3 5
町長提出第9 1号議案	2 3 6
町長提出第9 2号議案	2 4 5
町長提出第9 3号議案	2 4 6
町長提出第9 4号議案	2 5 2
町長提出第9 5号議案	2 5 4
町長提出第9 6号議案	2 5 8
町長提出第9 7号議案	2 9 9
町長提出第9 8号議案	3 0 0
町長提出第9 9号議案	3 0 1
町長提出第1 0 0号議案	3 0 2
町長提出第1 0 1号議案	3 0 5

散 会	3 0 6
署 名	3 0 7

第5号（10月6日）

議事日程	3 0 9
本日の会議に付した事件	3 1 0
出席議員	3 1 2
欠席議員	3 1 3
事務局職員出席者	3 1 3
説明のため出席した者の職氏名	3 1 3
開 議	3 1 3
会議録署名議員の指名	3 1 3
津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について	3 1 4
町長提出第115号議案	3 1 4
町長提出第116号議案	3 1 4
町長提出第117号議案	3 1 4
町長提出第118号議案	3 2 1
町長提出第119号議案	3 2 1
町長提出第102号議案	3 2 8
町長提出第103号議案	3 2 8
町長提出第104号議案	3 2 8
町長提出第105号議案	3 2 8
町長提出第106号議案	3 2 8
町長提出第107号議案	3 2 8
町長提出第108号議案	3 2 8
町長提出第109号議案	3 2 8
町長提出第110号議案	3 2 8
町長提出第111号議案	3 2 8
町長提出第112号議案	3 2 8
町長提出第113号議案	3 2 8
町長提出第114号議案	3 2 8
発議第4号	3 4 7
発議第5号	3 4 8
請願第3号	3 5 2
経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 5 3
総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について	3 6 0

文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について	360
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	360
閉 会	361
署 名	362

津和野町告示第 45 号

平成 23 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 23 年 8 月 18 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 23 年 9 月 16 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○9 月 20 日に応招した議員

○9 月 21 日に応招した議員

○9 月 22 日に応招した議員

○10 月 6 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 23 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 23 年 9 月 16 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 23 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 90 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例
の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 93 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 8 町長提出第 94 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 95 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 96 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 町長提出第 97 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 98 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 13 町長提出第 99 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 100 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 101 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 16 町長提出第 102 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 17 町長提出第 103 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 104 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決
算の認定について

- 日程第 19 町長提出第 105 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 106 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 107 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 108 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 109 号議案 平成 22 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 110 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 111 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 112 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 113 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 114 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 町長提出報告第 4 号 平成 22 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 30 町長提出報告第 5 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 31 町長提出報告第 6 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 32 町長提出報告第 7 号 株式会社柚の里よこみちの経営状況について
- 日程第 33 町長提出報告第 8 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 34 町長提出報告第 9 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 35 教育委員長提出報告第 10 号 平成 22 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 36 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 90 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

- 日程第 5 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 93 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 94 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 95 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 96 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 町長提出第 97 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 町長提出第 98 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 町長提出第 99 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 町長提出第 100 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 町長提出第 101 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 町長提出第 102 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 町長提出第 103 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 104 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 105 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 106 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 107 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 108 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 109 号議案 平成 22 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 110 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 25 町長提出第 111 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 26 町長提出第 112 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27 町長提出第 113 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 町長提出第 114 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 町長提出報告第 4 号 平成 22 年度津和野町財政健全化判断比率等について

日程第 30 町長提出報告第 5 号 株式会社津和野の経営状況について

日程第 31 町長提出報告第 6 号 株式会社石西社の経営状況について

日程第 32 町長提出報告第 7 号 株式会社柚の里よこみちの経営状況について

日程第 33 町長提出報告第 8 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

日程第 34 町長提出報告第 9 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について

日程第 35 教育委員長提出報告第 10 号 平成 22 年度教育委員会事業点検評価報告書について

日程第 36 議員派遣の件

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	斎藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
営業課長	大庭 郁夫君	地域振興課長	久保 睦夫君
健康保険課長	水津 良則君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		
代表監査委員	水津 正君		
まちづくり政策課長補佐			青木 早知枝君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。9月も半ばになりまして、秋ということでございますが、秋とはいうものの、若干、朝晩は過ごしやすくなっておりますけれども、日中は大変な真夏に戻ったような残暑が続いております。どうか、体調の管理には、十分お気をつけいただきたいというふうに思います。

また、先日の台風12号、幸いにして、私どもの近くでは大きな被害がなかったようでございますけれども、紀伊半島を中心に多くの方が亡くられました。あるいは、行方不明者合わせると100人を超えるという大変な被害をもたらしております。今も孤立をしている集落もあるようでございます。心からのお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

ことは昨年末からの大雪、あるいは東日本大震災、さらには今回の台風と、未曾有あるいはその記録的といいますか、あるいは想定外と、そういった言葉をことしほど多く聞いたことはないような気がいたしております。改めて日ごろからの備え、対策の大切さを感じているところでございます。

本日より、平成23年第6回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。本定例会は、条例案件、各会計補正予算、平成22年度決算認定などについて御審議をいただくわけであります。どうぞ皆様方の慎重なる審議をお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第6回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、河田隆資君、11番、川田剛君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をしていただいております。その結果について、委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） 議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成23年9月12日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日9月16日金曜日から10月6日木曜日までの21日間とします。

本日は、まず、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出の議案説明を受け、専決案件については質疑、討論、採決を行います。決算については、町長より説明を受け、監査委員より監査意見の報告をいただき、それに対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して休会中の審査とします。その後、7案件の報告を受けた後、散会したいと思います。

17日土曜日から19日月曜日までは休会とします。

20日火曜日、21日水曜日の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は12人、32件です。

22日木曜日は、決算認定を除く議案質疑、討論、採決を行い、散会したいと思います。

23日金曜日から10月5日水曜日まで休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催し、審査していただきたいと思います。

10月6日木曜日に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。その後、常任委員会の報告を受け、請願等所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会協議結果を報告します。

平成23年9月16日、津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第2．会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から10月6日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月6日までの21日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【6月定例会以降】

- | | | | |
|-------|-----|---|---------|
| 6月29日 | (水) | 島根県立大学支援協議会監査（事務局） | 議長 |
| | | 山口線利用促進協議会監査（事務局） | 議長 |
| 7月1日 | (金) | 津和野高等学校後援会総会（津高） | 議長 |
| 4日 | (月) | 広報委員会 | |
| 6日 | (水) | 中国治水期成同盟会連合会総会（防府市） | 議長 |
| 8日 | (金) | 広報委員会 | |
| 11日 | (月) | 津和野町高齢者福祉大会（町民セ） | 議長 |
| 14日 | (木) | 第5回臨時会
全員協議会
広報委員会 | |
| 19日 | (火) | 津和野町農政会議通常総会（なごみの里） | 議長 |
| 20日 | (水) | 原水爆禁止平和大行進（役場前） | 議長 |
| 26日 | (火) | 島根県立大学支援協議会総会（浜田市） | 議長 |
| 27日 | (水) | 水曜会（津消防セ） | 議長 |
| 8月1日 | (月) | 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会監査（事務局） | 議長 |
| 3日 | (水) | 経済常任委員会（所管事務調査） | |
| 10日 | (水) | 萩・津和野線道路改良促進期成同盟会（萩市）
山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会（萩市） | 議長 |
| 21日 | (日) | 東日本被災地視察（岩手県） | 議長 ～23日 |
| 22日 | (月) | 民生児童委員役員と文教民生常任委員の意見交換会（町民セ） | |
| 23日 | (火) | 議会広報研修会（松江市） | 広報委員4名 |
| 24日 | (水) | 水曜会（町民セ） | 議長 |
| 26日 | (金) | 水をきれいにする町民運動推進協議会総会（町民セ） | 議長 |
| 9月1日 | (木) | 全員協議会 | |
| 2日 | (金) | 人権・同和対策推進協議会（山村セ） | 議長 |
| 6日 | (火) | 医療法人橘井堂と文教民生常任委員の意見交換会（津和野
共存病院） | |
| 7日 | (水) | 秋の交通安全運動推進会議（山村セ） | 議長 |
| 9日 | (金) | 一般質問通告締切日 | 正午 |
| 12日 | (月) | 議会運営委員会 | |

14日 (水) 水曜会 (町民セ) 議長

【視察関係】

8月29日 (月) 長野県松本市議会6名 議長、商工観光課課長補佐、教育委員会係長

6月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。8月22日、23日、9月6日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により議長において決定しましたので、あわせて報告をいたします。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思っております。

日程第4. 議案第90号

○議長 (滝元 三郎君) 日程第4、議案第90号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (下森 博之君) 皆さん、おはようございます。本日は9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

提案理由の説明に先立ちまして、冒頭に当たり、このたび発生いたしました台風12号でございますけれども、近畿地方を中心に大きな災害となっております。被災をされました皆様方に謹んでお悔やみと、そしてお見舞いをこの場で申し上げる次第でございます。

さて、今定例会に提案いたします案件は、専決処分案件1件、計画変更案件1件、条例案件4件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件、決算認定案件13件、報告案件7件の合計32案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第90号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例の一部改正について議会の承認を求めらるるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 (滝元 三郎君) 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第90号 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
.....

○議長 (滝元 三郎君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 8ページの特別土地保有税というふうにありますけども、これはどういうふうなものか少し御説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） これは、いわゆる土地を保有したことにより課税をされる税でございますが、地方条例上もこの条項というのが残っておりますが、いつからかは定か、覚えておりませんが、この特別土地保有税につきましては、当分の間、課税しないということになっておりまして、現在のところは、この保有税につきましては、課税してない、徴収してないという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 内容は今のでわかりますけども、特別土地保有税のそのかかるその土地とは、どういうふうな土地なのかをちょっと理解できませんので御説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 大変失礼をいたしました。これは面積にかかわる部分があるというふうに私は認識しておりますが、今、手元にその資料を持ち合わせておりません。間違った御回答を申し上げても申し訳ございませんので、また後ほど御回答をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第90号専決処分承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正については承認することに決定いたしました。

日程第5．議案第91号

日程第6．議案第92号

日程第7．議案第93号

日程第8．議案第94号

日程第 9. 議案第 9 5 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 5、議案第 9 1 号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてより、日程第 9、議案第 9 5 号津和野町立学校設置条例の一部改正についてまで、以上 5 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 9 1 号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてでございますが、この変更について、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 9 2 号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 9 3 号でございますが、シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 9 4 号でございますが、日原特定公園条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 9 5 号でございますが、津和野町立学校設置条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 9 1 号 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第 9 2 号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 9 3 号 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第 9 4 号 日原特定公園条例の一部改正について

議案第 9 5 号 津和野町立学校設置条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

----- . ----- . -----
日程第 1 0 . 議案第 9 6 号

日程第 1 1 . 議案第 9 7 号

日程第 1 2 . 議案第 9 8 号

日程第 1 3 . 議案第 9 9 号

日程第 1 4 . 議案第 1 0 0 号

日程第 1 5 . 議案第 1 0 1 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 1 0、議案第 9 6 号平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）より、日程第 1 5、議案第 1 0 1 号平成 2 3 年度津和野町病院事業会計予算（第 2 号）まで、以上 6 案件につきましては、会議規則第 1 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 9 6 号平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 4,188 万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額 7 3 億 2,174 万 2,000 円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 9 7 号平成 2 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 3 4 8 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額 1 0 億 8,983 万円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 9 8 号平成 2 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 2 0 5 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額 1 2 億 8,308 万 8,000 円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 9 9 号平成 2 3 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 4 9 9 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額 3 億 9,489 万 7,000 円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第100号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ3,797万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億5,079万4,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第101号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、資本的収入を1億1,686万5,000円追加し、予算総額1億3,896万2,000円とし、資本的支出を1億1,731万8,000円追加し、予算総額1億5,645万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....
議案第96号 平成23年度津和野町一般会計補正予算(第3号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....
議案第97号 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第98号 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

[担当課長説明]

.....
議案第99号 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第100号 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....
議案第101号 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいまより、後ろの時計で10時30分まで休憩といたします。

午前10時15分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16. 議案第102号

日程第17. 議案第103号

日程第18. 議案第104号

日程第19. 議案第105号

日程第20. 議案第106号

日程第21. 議案第107号

日程第22. 議案第108号

日程第23. 議案第109号

日程第24. 議案第110号

日程第25. 議案第111号

日程第26. 議案第112号

日程第27. 議案第113号

○議長（滝元 三郎君） 日程第16、議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第27、議案第113号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきましては、会議規則第137条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額で87億7,648万967円、歳出総額で86億6,697万2,331円、差し引きまして1億950万8,636円の黒字決算となったわけですが、この中に繰越明許が4,169万3,000円ございますので、実質収支は6,781万5,636円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第103号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計につきましては、歳入総額で10億8,796万5,716円、歳出総額で10億6,753万4,839円で、差し引きいたしまして2,043万337円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第104号平成22年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計につきましては、歳入総額で3万7,665円、歳出総額で3万7,665円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。この会計につきましては、平成22年度で廃止となるものでございます。

続きまして、議案第105号平成22年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が12億6,326万2,456円、歳出総額

が12億2,922万3,044円で、差し引きいたしまして3,403万9,412円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第106号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が2億7,929万2,990円、歳出総額が2億7,923万1,470円で、差し引きいたしまして6万1,520円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第107号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億3,148万1,823円、歳出総額が3億3,096万8,186円で、差し引きいたしまして51万3,637円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第108号平成22年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億907万3,198万円、歳出総額が3億8,498万157円で、差し引きいたしまして58万3,041円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第109号平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が537万2,011円、歳出総額が524万4,942円で、差し引きいたしまして12万7,069円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第110号平成22年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,670万1,671円で、歳出総額が1,670万1,671円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

続きまして、議案第111号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が2億8,421万8,728円、歳出総額が2億8,100万6,579円で、差し引きいたしまして321万2,149円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第112号平成22年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億2,207万2,110円、歳出総額が1億807万4,041円で、差し引きいたしまして1,399万8,069円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第113号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が5億5,945万4,805円、歳出総額が5億3,968万6,676円で、差し引きいたしまして1,976万8,129円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要でございますけれども、各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第102号 平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、私のほうからの提案理由の説明におきまして、議案第103号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして歳入総額のほうでございしますが、10億8,796万5,716円と申し上げたところでありますけれども、間違っておりまして、正確には「10億8,796万5,176円」でございします。おわびを申し上げ訂正をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第103号 平成22年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第104号 平成22年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第105号 平成22年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第106号 平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第107号 平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第108号 平成22年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第109号 平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第 1 1 0 号 平成 2 2 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

.....
○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 1 1 1 号 平成 2 2 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

.....
○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 1 1 2 号 平成 2 2 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 1 1 3 号 平成 2 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より、順次よろしく願いをいたします。水津監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、平成 2 2 年度の歳入歳出決算審査意見書に基づきまして、読み上げる形で、また執行部の説明との重複をなるべく避けるよう努めながら、御報告申し上げます。

それでは 2 ページのほうからお願いいたします。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 2 年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象であります、平成 2 2 年度津和野町一般会計歳入歳出決算書並びに平成 2 2 年度の津和野町国民健康保険特別会計以下 1 1 の特別会計の歳入歳出決算書であります。

審査の期間ですが、平成 2 3 年 8 月 1 1 日から 8 月 3 0 日です。

審査の総括意見。町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

めくってください。1、決算規模。一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。一般会計につきましては先ほども御説明ありましたが、予算総額では92億2,863万5,800円、歳入総額が87億7,648万967円、歳出総額が86億6,697万2,331円であります。

特別会計については、合計いたしまして42億9,407万4,000円、歳入総額が42億5,893万2,633円であります。歳出総額は41億6,619万9,270円であります。

総合計では予算総額が135億2,270万9,800円、歳入総額が130億3,541万3,600円あります。歳出総額は128億3,317万1,601円あります。表の下をごらんいただきたいと思います。

1、一般会計の差し引き額には繰越明許費4,169万3,000円が含まれている。

2、一般会計の歳入総額に特別会計からの繰入金、これ後期高齢者医療特会でありましたが、繰入金が179万6,000円を、歳出総額に特別会計への繰出金6億4,786万5,948円が含まれている。

次に、一般会計の決算状況であります。

(1) 年度別決算状況であります、この表の中につきましては省略させていただきます。

(2) 決算収支状況であります、これも先ほど御説明ありましたが、実質収支額は、781万6,000円で単年度収支では1,182万円あります。それから、財政調整基金積立繰り上げ償還を計算しますと、実質単年度収支は5億9,180万5,000円あります。

次に、(3) 歳入の状況であります、表の中の数字につきましては省略させていただきます。表の下をごらんいただきたいと思います。

1、町税は、前年度比1,415万5,000円減で1.8%下回った。2、分担金及び負担金は、前年度比7,583万1,000円増で140.3%上回ったが、その主な要因は日原分遣所庁舎建設事業広域組合の負担金7,495万1,000円の増によるものである。3、地方交付税は、普通交付税の伸びにより前年度比2億4,702万3,000円増で5.5%上回った。4、国庫支出金は、子ども手当制度の新設によるもの、ユビキタス事業関連によるものが主な要因で、1億5,260万7,000円増加している。5、県支出金は、災害復旧費に係る補助金の増等により、前年度比1億2,313万2,000円増で27.1%上回った。6、町債は、消防債、衛生債の増等により前年度比2億8,193万9,000円増で41.6%上回った。

次に、(4) 歳出の状況であります、表の中につきましては省略させていただきます。

1、総務費は、財政調整・減債基金積立金、特別会計への繰出金、生活バス対策費、木質ボイラー施設整備費等の増により前年度比2億128万円増で17.7%上回った。2、民生費は、子ども手当新設による児童措置費増、老人福祉費の減等により、総額では前年度比4、

430万3,000円増で3.4%上回った。3、衛生費は、簡易水道事業特別会計及び病院事業会計への繰出金等の増により、前年度比1億1,641万1,000円増で16.9%上回った。商工費は、観光リフト施設整備事業、ユビキタス事業により、前年度比1億5,118万5,000円増で76.4%上回った。5、消防費は、ポンプ車等の備品整備、消防分遣所整備等により、前年度比1億4,757万9,000円増で59.4%上回った。6、公債費は、これまで実施してきた繰り上げ償還の効果もあって、元金、利子ともに前年度比1億803万6,000円減で4.9%下回った。公債費の中には、繰り上げ償還が3億1,900万5,000円が含まれております。

次に、(5) 性質別歳入歳出決算状況であります。まず、歳入についてでございますが、自主財源では12億3,731万7,000円、依存財源では75億3,916万4,000円で、合計いたしますと87億7,648万1,000円であります。

次に、歳出についてでございますが、義務的経費は48億5,791万5,000円、投資的経費が16億8,219万4,000円、その他経費が21億2,686万3,000円でありまして、合計が86億6,697万2,000円であります。1、人件費は、共済組合負担金、退職手当組合特別納付金、選挙費等により、前年度比2,595万5,000円増で2.3%上回った。扶助費は、子ども手当の新設等により、前年度比8,306万3,000円増で22.4%上回った。3、補助費等は、定額給付金廃止による減等により、前年度比1億2,540万8,000円減で11.6%下回った。4、積立金は、財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、地域医療推進基金への積み立てが主なもので、前年度比6,818万1,000円増で18.2%上回った。5、繰出金は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計への繰り出し増等により、前年度比9,782万6,000円増で16.1%上回った。

(6) 財政構造の分析であります。表の中は省略させていただきます。経常収支比率は、臨時財政対策債を一般財源に加味した比率であります。

(7) 町税の収納状況であります。合計で申し上げますと、調定額が8億6,998万円でありまして、それに対して徴収額が7億5,393万3,000円、不納欠損額が800万4,000円、未収額が1億804万3,000円あります。1、町民税の収納率は前年度比1.3ポイント上がり92.5%となっている。2、固定資産税収納率は前年度比0.5ポイント上がって81.8%となっている。3、軽自動車税の収納率は前年度比0.7ポイント上がり95.4%となっている。

(8) 不納欠損状況であります。表については省略させていただきます。

次に、(9) 使用料及び手数料の状況であります。まず、使用料であります。収入済み額は合計で申し上げますと9,968万4,000円、それに対して未収が941万2,000円あります。1、使用料総額は、前年度1億759万6,000円に対し、本年度9,968万4,000円で791万2,000円、率にしまして7.4%減となっているが、特に教育使用料が減少している。2、住宅使用料の未収額は、前年度828万2,000円に対し、本年度941万2,000円で113万、率にして13.6%増となっている。2、手数料で

ありますが、合計では調定額が2,458万7,000円、収入済み額が同額の2,458万7,000円であります。

(10) 貸付金の状況であります、表については省略させていただきます。

(11) 一時借入金状況ですが、これについても表の中は省略させていただきます。

(12) 地方債現在高状況であります、前年度末の現在高が132億7,232万円でありまして、平成22年度の借入額は9億5,901万2,000円であります。22年度末の現在高は123億2,056万1,000円であります。比較しますと9億5,175万9,000円減となっております。

(13) 債務負担行為の状況であります、平成21年度末の現在高が2億5,410万円でしたが、22年度の償還入れまして22年度末の現在高は2億1,088万3,000円であります。

(14) 基金残高の状況であります、合計で申し上げますと平成21年度末の現在高が19億1,439万5,000円、22年度末現在高が23億5,591万5,000円あります。

次に、(15) 滞納額の状況であります、まず税の関係であります、町民税、固定資産税、軽自動車税、この3つを合わせまして1億804万3,000円あります。あと使用料負担金等、これの小計が1,161万1,000円で、税負担金使用料と合計いたしますと1億1,965万4,000円となっております。

(16) 時間外勤務状況であります、表の中につきましては省略させていただきます。なお、下のほうですが、1、員数は嘱託職員を含み、全期間休暇、休業中等の者及び管理職に当たる者を除いております。

3、特別会計の決算状況であります、(1) 各会計別執行状況総括表であります。これにつきましては合計だけ申し上げますと、調定額が43億3,124万1,000円、収入済み額が42億5,893万3,000円あります。収入未済が6,987万3,000円あります。それから歳出のほうであります、支出済み額が41億6,620万円あります。

次に、(2) 基金残高状況であります。各特別会計の合計が、21年度末の現在高が4億4,640万8,000円、22年度末の現在高が4億2,011万5,000円あります。

(3) 滞納額状況であります、これにつきまして合計で申し上げますが、22年度末の滞納額が5,296万9,000円あります。21年度末が5,671万8,000円でありまして、比較いたしますと374万9,000円の減、率で6.6%の減となっております。

(4) 奨学基金であります、貸付金の状況は表のとおりであります。それから、次の貸付金及び返還状況も表は省略させていただきます。

最後に審査意見であります、現下の財政状況は、経常収支比率、起債制限比率、人件費比率等主要な財政分析数値は、財政計画を基本に努力されている結果、合併後年次的に健全化へ向かって改善されている。しかしながら、経常収支比率はなお高い水準にあつて、弾力性に乏しく厳しい状況に変わりはなく、また地方交付税に依存している財政構造の上から、

この行方に大きく左右されざるを得ない。一般会計は、特別会計及び病院事業会計への繰り出しが財政負担に与える影響も大きいことから、中長期的な財政需要の把握が重要となる。町長以下職員が一丸となって、財政の健全化・効率化に向けてさらなる努力を求めるところである。

一般会計においては、歳入総額は87億7,648万1,000円、歳出総額は86億6,697万2,000円で歳入歳出それぞれ増加している。前年度との比較において増減の主なものは、歳入においては地方交付税が2億4,702万3,000円、子ども手当負担金、商工費補助金等で、国庫支出金が1億5,260万7,000円、災害復旧費補助金等で県支出金が1億2,313万2,000円、消防債、衛生債等で2億8,193万9,000円それぞれ増加し、基金繰入金減等で繰入金が8,044万7,000円減少している。

歳出においては、財政調整・減債基金への積み立て、特別会計への繰り出し、木質ボイラー設備整備等で総務費が2億1,280万円、簡易水道事業特別会計、病院事業会計への繰り出し等で衛生費が1億1,641万1,000円、観光リフト施設整備、ユビキタス事業等で商工費が1億5,118万5,000円、消防分遣所整備等で消防費が1億4,757万9,000円、それぞれ増加している。

特別会計においては、歳入総額が42億5,893万3,000円、歳出総額が41億6,620万円となっている。

個別の指摘事項は次のとおりである。

1、収納対策について、一般会計では、自主財源の基幹をなす町税が1億804万3,000円、保育料及び住宅使用料で1,161万1,000円が、また特別会計では、国民健康保険税、簡易水道使用料及び電気通信使用料等で5,296万9,000円が未収となっている。財政運営の円滑化及び公平性確保の上からも時効による不納欠損に至らないよう法的手続に基づき、また税等滞納整理対策本部を機能させながら収納強化を図られたい。

2、時間外勤務について、選挙関係時間外勤務を除いても、前年度比1,299時間増加している。職員一人一人の事務処理の効率性の向上を求めるとともに、健康管理上からも時間外勤務時間の短縮に努められたい。

結びといたしまして、行政需要が年々高まる中、各種事業の費用対効果も分析しながら、職員のさらなる意識改革のもとに行政コストの低減に努め、安定的な行財政運営を図り、住民福祉の向上に努められることを強く望むものであります。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。

まず初めに、一般会計について質疑を受け付けます。質疑はありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、一般会計についてお尋ねをいたします。

性質別の歳入歳出の決算状況の中で、歳入について、平成21年度の自主財源が15.985%へなっておると思われま。また、依存財源が84.015%と思っております。決算の22年度では、自主財源が14.1%、また依存財源が85.9%あるように私の計算ではなっておりますが、自主財源についても対前年度比1.885%減少しておるわけでございます。ますます依存財源に頼るような財政状況になってきておるわけですが、自主財源の主たる町税の未収額1億800万円、また不納欠損であります徴収不能額が99件の684万7,000円ばかりあります。また、時効になった件数が134件115万6,000円ばかりあるわけですが、これが実に233件800万円ぐらゐの徴収不能になっておるわけでございます。その上、住宅使用料、保育料の未納額1,161万1,000円もありますが、こういう状態が続きますとますます自主財源は苦しくなるわけでございますが、この現状を踏まえて監査の段階でこういった税の徴収不能、時効等のことについてどのような収納強化を提言をされておりますか。それについてお伺いをしたいと思います。まあ、あんまり監査委員から行政に対して指摘というのはいかかなもんかと思いますが、指導、アドバイス、どのようにされておるのかお伺いをいたします。

もう1点。鷺原公園内に公衆便所が設置されております。これは土地所有者がサン電子工業株式会社と賃貸借契約がされておるわけでございますが、これの建設面積に対し減免処置がされておりますが、76万円ばかり固定資産税が免除の処置がされておると思っておりますが、監査の段階で妥当なこの金額であるのか、それについてどのように審査されておりますか。監査委員さんにこれが妥当であるか妥当でないかという質問は大変お答えが難しいかもしれませんが、この面積に対して76万円が本当に適当な金額であるのか、どのように判断をされておりますか。お伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 監査委員、どうぞ。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、最初の御質問の、いわゆる滞納の関係でございますが、それぞれ税にしる使用料にしる個々の状況は各世帯によって異なるわけでございますが、これにつきましては、しまいの総括で申し上げましたように庁舎内に対策本部がございまして、その辺を十分に機能させて横の連携をとりながら収納強化に努めてほしいということは口頭の中でも申し上げております。特に住宅料につきましては、一般の人じゃなくて特定の人が入居して、その便益にあずかっているわけですので、それらについては保証人も2人ずつ設けてあるはずでございますので、随分古いものについてはその保証人も現在いらっしゃるかどうかもわかりませんが、その辺の存否の確認をしながら、保証人へも当たってもらうように意見として申し上げているところでございます。

次に、鷺原の公園の中にありますサン電子の減免の関係でございますが、これにつきましては、津和野町集会所等に関する固定資産税減免取扱要綱がございまして、この第2条に減免の対象額とあってあります。町長の、そこに裁量権がうたってあるわけでございますが、これに基づいて減免されたものと判断いたしました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、各特別会計につきまして、一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、特別会計に対する質疑を終結をいたします。

日程第 28. 議案第 114 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 28、議案第 114 号平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案件につきまして提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 114 号平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、収入支出と差し引きました純損失 181 万 5,868 円に、前年度繰越利益剰余金 961 万 5,005 円を加えまして、当年度末処分利益剰余金が 779 万 9,137 円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き 225 万 2,240 円が不足をいたしたわけでございますけれども、これにつきましては不足額を損益勘定保留資金から補てんをいたしまして、決算をさせていただいたものでございます。

詳しくは、担当課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 114 号 平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。水津監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、平成 22 年度津和野町病院事業決算審査意見書を読み上げる形で御報告申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 22 年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。（1）審査の期日、平成 23 年 7 月 25 日、8 月 5 日であります。（2）審査の場所、津和野町役場日原第 2 庁舎監査室であります。（3）審査の方法、津和野町病院事業経営を地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果。(1)決算状況であります。病院事業収益は7億5,480万9,919円であります。前年度との比較におきましては、9,071万3,485円の増であります。

次に支出であります。病院事業費用では7億5,292万4,347円で、前年度比では9,483万5,557円増加しております。

収入支出差し引き181万5,868円の当年度純損失に前年度繰越額961万5,005円を加え、当期利益剰余金は779万9,137円となる。

次にイ、資本的事業。収入であります。資本的収入は7,876万4,000円であります。前年度比で4,672万1,000円増加しております。支出では、資本的支出8,101万6,240円でありまして、前年度比では4,728万1,380円増加しております。収入支出差し引き225万2,240円の不足額が生じたので、損益勘定留保資金から補てんしております。(2)企業債残高であります。合計で申し上げますと発行総額が7億90万円あります。それで、未償還残高が6億9,432万8,000円あります。(3)資産状況であります。固定資産であります。合計では、平成22年度中の増減で新たに取得したのが7,402万8,800円あります。それらに償却等を含めると、平成22年度末の償却残高が6億1,647万1,908円となって...

○議長(滝元 三郎君) 監査委員さん、済みません。発言の途中ですがちょっとチャイムが。

発言の途中でございますけれども、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。
午後0時00分休憩

.....

午後0時01分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

監査委員さん、どうぞ。

○代表監査委員(水津 正君) 次にイ、流動資産であります。現金預金、未収金合計いたしまして1億1,351万2,942円あります。資産合計は、固定資産額6億1,647万1,908円と流動資産1億1,351万2,942円を合算いたしまして、7億2,998万4,850円となる。ウ、資本金であります。借入資本金、剰余金を合計いたしまして7億2,869万350円あります。

総括意見といたしまして、平成23年度から急増する企業債償還金、さらには今後における機器更新に伴う企業債発行に係る償還金を予測し、これらに十分対応できるよう長期的な企業経営計画を策定し、企業収益の改善を図りつつ安定的経営に努め、町民福祉の向上に寄与することを強く望むものである。

以上でございます。

○議長(滝元 三郎君) ありがとうございます。それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。質疑はありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） ちょっとお尋ねしたいんですけど、5ページの病院事業会計損益計算書等々がありますけど、これは税抜きなんですよ。ほんで、その前のほうのほうは税込みで書いてあるんで、数字見よったら違うけえ何か計算してみよったら、どうも税抜きと税込みになってるような気がするんですけど、税務署に申告するときにはどっちで申告するんですか、これ。

○議長（滝元 三郎君） どうぞ。

○代表監査委員（水津 正君） これにつきましては、公営企業法に基づきましてその会計処理が定められておりますが、最初のほうの決算報告書ではこれは税込みで処理されております。それから、貸借対照表のほうでは税抜きで処理されております。その辺の決算書の、同じ決算書の中で税抜きと税込みと差が発生しております。ただ、消費税の計算につきましては、税抜きでやるのか税込みでやるのか、私のほう承知しておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

監査委員さんには大変ありがとうございました。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

監査委員さんに対する質疑は終了いたしました。ここで、議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第114号平成22年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算認定に関する13案件につきましては、特別委員会を設置することになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する13案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する13案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

これより暫時休憩といたします。

午後 1 時 01 分休憩

午後 1 時 03 分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは休憩前に引き続いて、本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、総務常任委員会より板垣敬司君、小松洋司君、文教民生常任委員会より、青木克弥君、京村まゆみ君、経済常任委員会より村上英喜君、後山幸次君、沖田守君の以上 7 名の特別委員会の委員を指名したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました 7 人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与したいと思ますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長を選任いただき、委員長に村上英喜君、副委員長に板垣敬司君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、ここで選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと思ます。村上英喜君。

○議員（2 番 村上 英喜君） 先ほど選任をいただきました村上です。私は議員歴は長いわけでありますが、10 年以上議員やっておりますが、こういった大役は初めてであります。このたび委員になられた方には大変御迷惑をかけるかわかりませんが御協力をお願いし、また同僚議員にもお願いを申し上げたいと思ます。

22 年度決算特別委員会は、平成 24 年度の予算の執行に反映することを特に目指して頑張っていきたいというように思っております。執行部の皆様には、明確なる説明を再度お願いを申し上げたいというように思ます。10 月 6 日には決算報告ができるように努力したいと思ますので、重ねてお願いを申し上げます。

簡単ではありますが、あいさつにかえさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第 29. 報告第 4 号

○議長（滝元 三郎君） それでは続きまして、日程第 29、報告第 4 号平成 22 年度津和野町財政健全化判断比率等についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号平成22年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等を報告することになっておるわけでございますが、その内容につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。詳しくは担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第4号 平成22年度津和野町財政健全化判断比率等について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

----- . ----- . -----
日程第30. 報告第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第30、報告第5号株式会社津和野の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号株式会社津和野の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第5号 株式会社津和野の経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 担当課長に聞いてわかるかどうかわかりませんが、貸借対照表の中の売掛金、流動資産の売掛金、そして一番下の未収入金、特に未収入金が339万円とありますけれども、売掛金とはどういうふうなときに発生をするのか。買掛金が発生するというのはある程度わかりますけれども、売掛金がどういう状況で発生するのか、そして未収入金が339万円もありますが、これは内訳は何であるのか、わかれば報告願いたいんですが。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 大変申しわけないんですが、売掛金及び未収金の詳細につきましては今手持ちの資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第31. 報告第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第31、報告第6号株式会社石西社の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社石西社の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第6号 株式会社石西社の経営状況について

.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 損益計算の計算書の中で、今課長もちょっと言われた事業雑益収入4,700万ですか、これはあれでしょう、指定管理料なんでしょう。ほんで、普通私ここを見たときに思ったのは指定管理料が何でこの売上高に入るのか、これはもう営業外費用になるべきものなのに、こっち側の株式会社津和野では、営業外費用じゃなくて営業外収入ですけど、株式会社津和野では指定管理料はこっちに入っておる。こっちは売り上げのほうに入ってる。いわゆる営業じゃないですよ、これ。何でこれ言うかちゅうと粗利とか何とかを比較したときに、この2つを、大体同じような感じのもんですけども、比較をしたときなんかにも一体粗利が何ぼなるかちゅうのも比較にならないんで、これは営業外収益にすべきだというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。これほかにも、ちょっとあとのあるんですけど、特にこれ数字が大きいんで、ちょっと会計上これおかしいんじゃないかなと思うんですけど。（「これ、売り上げ入れとんでしょう。どこに入れとるんやろ。商品売上高に入れとん。どこに入れとん」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員御指摘のとおり、昨年までは補助金収入の項目で指定管理料は上がっておりました。今年度はこちらのほうで上がっているということを確認したんですが、何ですか、公認会計士さん等が入られてやっております、その辺の御指摘

を石西社のほうに話をしてみようと思います。なぜ持っていったかという詳細につきましては、今ここではちょっと覚えておりませんのでわかりません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） なぜ持っていったかちゅうのはええとしても、これがちょっと不自然ですんで、だからもとに戻して営業外のところへやらんと粗利が変わってきますいね、がらっと。ほんで、それと比較もできないし、ぜひ、これ戻していただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 説明、課長したかいね。今補正に幾らかの22年度の未収が補正かかりました。あれはこれに入ったちゅう説明でしたかいね、今の。ならええんじやけども。ちょっと、聞き逃したから、それが入るとるんかどうのかと、こういうことと、それから今指摘がある、要するに営業外収益で本来入るべきもの、石西社の場合事業雑益収入、これは管理料だけじゃないんだから。その他、あれがあるでしょ、自動販売機やなんか。ああいうふうなものもこの事業雑益の中に皆入ってるんだからね。本当は、道信議員が指摘するように指定管理料だけは指定管理収入として営業外へ入れるというふうな仕組みが大事。

それから、売掛金と未収入金の質問や何かがあって私が回答するべきもんじゃないが、本来売掛金ちゅうのは商品を買ったのが売掛金、ほんで未収入金というものは管理料や何かを入店さしとる入店者のお金ちょうだいするでしょう、そういうふうなものが未収入金になるの——という仕分け内容。後から調べて、ほんと教えてあげんさい。間違いはないけど、そういうこと。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほど、指定管理料の未払い分につきましては、石西社の貸借対照表の中の未収入金の1,125万1,908円の中に入っております。昨年が963万9,000円でありまして、それにプラスされたために1,125万円になったということでありまして。それから、先ほどの指定管理料につきましてはもう一度石西社のほうによく話をしておこうと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど道信議員から言われたのは、これはおかしいということで昨年度は分離させました。そうした中においてまた今度は戻って、同じ昔の型に戻ってちゅうのはこれはおかしいということで役員会にもかけて、これは何とか別に方向をとらなくちゃいけないというような格好でやっております。せつかく分けてきれいにして中身が見やすくなったのが、また公認会計士の1人のためにこういうようにわからないような、数字を出したという経緯がありますので、これはまた役員会の中でおいてももとに戻さな

くちやいけないというような話までしておりますので、次の年度からは多分そういう格好になるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 質疑はいいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第32. 報告第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第32、報告第7号株式会社杣の里よこみちの経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号でございますが、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第7号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について

.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 改めてここで聞くのもあれなんですけど、指定管理料の金額ちゅうのはどうやって決めるんです。ちょっとそのあたりを、ここだったら87万5,000円ですかいね、ちょっとそもそも論になるんですけど。ちゅうことはこれから、これなんか動いたりしますよね。どうやって決めるんかのう、どうやって動くんかのう、みたいなんがちょっとようわからんとこあるんですけど、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私の知ってる範囲でしかお答えできませんが、公としての経費等々について積算して、その部分で指定管理料を積算した上で契約しておりまして、これは指定管理契約の間は金額が動くことはないと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第33. 報告第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第33、報告第8号株式会社日原リゾート開発の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第8号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時32分休憩
.....

午後1時34分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
.....

日程第34. 報告第9号

○議長（滝元 三郎君） 日程第34、報告第9号有限会社フロンティア日原の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、有限会社フロンティア日原の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第9号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
.....

日程第35. 報告第10号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第35、報告第10号平成22年度教育委員会事業点検評価報告書についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） では、報告第10号でございますが、平成22年度教育委員会事業点検評価報告書についてでございます。

内容につきましては、教育次長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第10号 平成22年度教育委員会事業点検評価報告書について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

.....
日程第36. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第36、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した陳情書等は既に配付のとおりでございます。

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時43分散会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 23 年 9 月 20 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 23 年 9 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	齋藤 誠君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	米原 孝男君
営業課長	……………	大庭 郁夫君	地域振興課長	……………	久保 睦夫君
健康保険課長	……………	水津 良則君	農林課長	……………	田村津与志君
商工観光課長	……………	長嶺 清見君	建設課長	……………	伊藤 博文君
環境生活課長	……………	長嶺 雄二君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君			
まちづくり政策課長補佐	……………				青木 早知枝君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。まさに台風シーズンの真ただ中ということでございまして、台風15号、今夜からあすの夜にかけて日本列島に接近をする模様でございます。大きな被害のないことを祈りたいというふうに思います。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

米澤議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、小松洋司君、14番、後山幸次君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、1番、京村まゆみ君。

○議員（1番 京村まゆみ君） おはようございます。それでは、トップバッターということで緊張しておりますが、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は、定住につなげる津和野町の教育施策ということで伺いたします。

この春、県内の高校入学者は7,000人ほどで、10年前と比べて2,000人以上減っています。今後10年間で1,000人減るといわれている中、島根県は今年度から高校と町村、地元が連携して魅力化を進める、離島、中山間地域の高校魅力化活性化事業により、県内8校に3年間で1,500万円の助成を開始しました。津和野高校も、この8校のうちの1校になっております。高校存続は多くの町民の望みであり、津和野高校後援会は医学コースや養老館コースを設けた併設型中高一貫校を目指し、町の高校支援係も後押しして実現へ努力しておられます。

しかし、高校は町立ではなく県立であります。県の方針がどういう方針なのか、津和野高校のこの計画、方針を、県がどのようにとらえているのかをお伺いいたします。

また、高校の魅力化の方針は、この町内の町立の保育園、小学校、中学校の児童生徒の現状——島根県の学力が全国的に低い、その県の低い水準の中でも平均以下の町内の児童生徒の学力、そういう現状があるわけですが——そういう現状とどうつながっているのでしょうか。

また、その延長線上に、いずれはこの町に帰り、町を支える人材になってほしいという町としての目標があるべきではないかと私は考えています。地域内外からの定住につながる教育施策として、高校だけでなく、小中学校の魅力化をどのように考えておられるのでしょうか。

そして、県の教育委員会が高校魅力化に対して予算化し、地元にもその方針や計画を投げかけるという、これは地域運営学校という形のコミュニティースクール的な対応だと私はとらえているんですが、町の教育委員会として町立の小中学校に、このコミュニティースクール制度を導入するお考えはないか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1番、京村議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

津和野高校を切り口といたしました本町の教育問題に関する御質問でございます。

津和野高校は、御承知のとおり、現在2クラス、定員80名でありますけれども、残念ながら定員割れが続いている状況でありまして、このまま何もせず推移をいたしますと1クラス減、さらには最悪廃校というような、統廃合というようなことも予想されるわけございまして、現段階から、しっかりその辺の手だてをしていこうという取り組みを現在進めているところであります。

こうした中で、これまでは津和野高校後援会を中心に中高一貫教育を取り入れようという方針を打ち出しておりまして取り組みを行ってきたところでありますけれども、県のほ

うも現段階では県立中学をつくるということでございますので、そう簡単にはオーケーですということにはならないという状況であります。

ただ、御指摘のように、こうして離島、あるいは中山間地域の高校が、県内どこも、やはり生徒数で苦しんでいるということがございまして、県のほうも、今年度から離島、中山間地域の高校魅力化活性化事業、そうしたものも取り入れながら支援をしてくださっているという状況であります。

こうしたことを背景に、本町も昨年から津和野高校支援係をつくっておりますので、そうした中で、また津和野高校とも連携をしながら中高一貫教育というのを最終的な目標に置き、まずは、そうした中、目の前の問題として現行の体制の中で実績づくりを行って、そして将来的に県のほうへ、津和野高校がやはり中高一貫教育が必要なんだということを認めていただく、そういうことを取り組んでいこうということであります。昨年から、そうした支援係と、また学校とも、それから後援会と連携をしながら取り組みを始めておまして、今年度、津和野高校も県外から10名を超える入学者があったということで喜んでるところであります。そして、今後もこうしたことを続け、さらには、もっともっと魅力的な津和野高校の授業を行っていただくよう、いろんなことを考えながら、もっともっと町外、県外からも入っていただける、そういうことを取り組んでいきたいと思っております。そういう過程の中で、本町の小中学校の教育とも十分関連性が出てくるということでありまして、今後もその辺を、また検討もしていきたいと思っております。

詳しくは、教育に関するお尋ねでありますので、教育長のほうからお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） ただいま町長がお答えをいたしましたので、若干重複をすることもわかりませんが、お答えをしまいたいというふうに思います。

まず最初に、津和野高校に対する高校後援会の方針、そういったものをどういうふうに県がとらえとるかということですが、本年5月に町長と中村県議さんで、県の教育長並びに県知事に対し津和野高校を併設型中高一貫校にすることについて要望をしておりますが、県としては、現在のところ要望にはこたえられないというふうなことであります。現在のところ、県立の中学校をつくるということを県としては考えていないというふうなことであります。津和野高校後援会が考えていることや支援策については、非常に評価をされております。こうした状況ではあります。後援会としては引き続き併設型中高一貫校設立を将来的な目標としながら、現実には現行体制の中で実績を積んでいきたいというふうなことを申し上げまして、これについては県教育委員会としても応援をするというふうなことであります。

また、先ほどありました高校魅力化活性化事業が今年度から始まりましたが、この制度は、この3カ年で、県としては中山間地の高校をふるいにかけるためと受けとめておまして、

この3年が勝負の年であり、積極的な活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でありますけれども町内の児童生徒数については、5年後、平成28年ではありますが、津和野町内の児童生徒数は、おおよそ児童数が259名、生徒数が145名というふうな予測となっております。中学3年生の場合、平成23年度64名に対し、平成28年度が60名となる見込みであります。また、町内の中学生が津和野高校に進学する比率は卒業生の5割前後で推移しておりまして、これを考慮した場合、5年後の入学者は30名前後と予測をされます。2学級維持のためには他市町から12名程度の入学がないと、県立高等学校再編成基本計画による統廃合の対象となるわけであります。このような状況から津和野高校の存続を図るためには、町内の生徒の津和野高校への進学率を高めることに加え、町外からの入学生をいかに集めるかであり、そのための魅力化を早急に図っていく必要があると考えております。

3点目ではありますが、現行の教育方針でも、ふるさとに誇りと愛着を持ち、たくましく生きる子供の育成ということを目標としておりますが、現実には、そのすべての人材を受け入れるほどの産業ベースがないことも現実でありまして、産業振興は今後も津和野町の最大の課題となっております。

また、小中学校の魅力化につきましては、現在策定中の教育ビジョンにも関係いたしますが、現在、既に取り組みを行っている例で申し上げますれば、島根大学の学生に協力をいただきまして実施をいたしました、今年度初めての試みでありましたけれども夏休み期間中のサマースクール、それから本年度より参加する予定の、東京大学との共同研究が行われております協調学習への参加、また本年12月に開催を予定しております町内各学校のICT機器活用の事例発表会及び研修会の実施等、児童生徒が興味を持って学習に取り組むような効率的な授業等の工夫を積極的に取り入れております。

さらに、学校での郷土の歴史や偉人に関する理解を深めるために、副読本を作成していく考えであります。

一方、社会教育の立場からも、学校を支える目的で津和野町独自の学びの協働推進事業を実践しておりまして、地域のコーディネーターの方の御協力で教職員の負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保するよう努力をしているところであります。

また、小中一貫教育や中高一貫教育についても、できることから進める体制を構築しており、今後も小中学校の魅力化を図っていきたいというふうに考えております。

4点目でありますけれども、コミュニティースクールにつきましては、以前御意見をいただき検討した経緯があります。本町では学校評議員制度を実施しておりまして、地域の方々の要望等についても御意見を伺いながら学校運営を行っているところであります。

また、津和野町独自の学びの協働推進事業やオープンスクール等も実施をしているところであります。コミュニティースクールと学校評議員制度では若干の権限は違っております。

すけれども、趣旨的にはほぼ同様と考えておりまして、当面、現行制度で進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 再質問いたします。

ただいまのお答えの中で、県としては、現在のところ県立の中学校をつくることは考えていないという答弁だったのですが、しかしながら、後援会としては引き続き併設型中高一貫校設立を将来的な目標とすると。でも、この3年間で、県としては、中山間地の高校をふるいにかけるための魅力化事業を展開するという中で、この3年間で具体的に積極的な活動を展開するという、どういう積極的な活動とか魅力化を考えておられるのかということなんです。今現在、町民に、「明日を拓く」という高校支援室からの広報が出ますけれども、違和感を感じるという方がかなりおられまして、目指すところが医学コース、養老館コースという、いわゆるエリートコースみたいな形が前面に出ていて、町内の学力水準が低い現状と余りにミスマッチではないかという声をよく聞きます。津和野町が町の魅力を出した教育ということを考えたときに、自然環境や人情を生かした、また、心に問題を持つ子供を受け入れるような方向、そういうようなコースは考えておられないのか。

また、実際に今、津高の中にビジネスコースというのを設置しておられると聞いております。こういうことがもっとPRされるべきじゃないかなと、即戦力につながるビジネスコースなんかはすごくPRするべきじゃないかなと思います。そういう具体的な魅力化についての、3年間でどういうことを考えておられるのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 高校の魅力化活性化事業で、この3年間で中山間地の高校をふるいにかけるというふうな考え方は津和野町としての受けとめ方でありまして、県がその考え方でこの事業を打ち出したものかどうかという真意はわからないところであります。

それから、知事との話の報告を町長から受けたりしてあれしとるわけではありますが、県としては、あくまでも県立の中学校を津和野にだけつくるわけにはいかないというふうなのが、基本的な、その考え方の中にあるというふうなことであります。

ただ、そうですかということで、津和野町としてこうした動きが出ているものを、ただかえるわけにはいかないということで、町としてはそういったところを将来的な目標として活動を続けていくんで、県としての支援、応援ということも考えていただきたいというふうなことを要望のときに町長が申し上げて、そういったことについては理解を示されたというふう聞いています。

この3年間で具体的な魅力化というふうなことについては、どういうふうなことを進めるかということではありますが、それも今、専門委員会、後援会の中に、そういった幹事会のような形で構成をされている組織がありますが、そこで検討をしているところであります。

さらに、もう一個別な形の部会も作成をしたり、それから津和野高校の卒業生の中でいろいろな分野で活躍をされている方々をお願いをして、そういった一つの方向性を出してい

ただくような諮問機関的なものをつくっていこうというふうな形で、今話を進めているところでもあります。

具体的には、今打ち出しております養老館コース、あるいは医学コース。医学コースも、この地域にとっては非常に重要な課題でありまして、その解決の一助になればというふうなことで考え出されたコースであります。そういったものを、現行の中である程度具体化できる方策はないかというふうなことも模索をしてみたいというふうなことを考えているところでもあります。

議員さん、御指摘のように、一貫校は、要するにエリート校といえますか、その一貫校の実績としては、いかに有名大学に何名合格したかというふうなことが一つの評価の物差しになることは間違いないというふうに思っているところでもあります。そういった面で、御指摘のように町内の学力との格差があり過ぎるのではないかというふうな話でありまして。後援会の専門委員会の中でも、そういった御指摘もありまして、町内の小中学校の学力を高めていかななくてはならないというふうに、身にしみて感じているところでもあります。

ですが、町内の学力向上につきましては、先ほど申し上げたような形で何らかの、今までと違うやり方を進めているところでもあります。基本的には、まず教員が変わらないと子供も変わっていかないというふうな考え方を持っておりまして、それを実現するために、徐々に物を進めてまいりたいというふうなことを考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 医学コースなどについてですが、都会には、お金さえ出せば有効な進学コースがいくらかでも身近にありますよね。有名大学が高校を併設するような時代になってます。実際に医学部志望の子どもを持つ親御さん、具体的に、町内、お医者さんもおられますけども、そういう方が本当に、医学コースができたときにこの学校に入れようと思えるのか。また、ここをわざわざ選んで来られる方がおられるのかなというのを一そこを一生懸命進めるということではあります。森鷗外さんや西周、過去の先人の成果は評価しながらも、やっぱり現実に則した議論が必要ではないかなと感じています。

で、産業ベースがないから人材を全て受け入れられないからというようなことをさっき言われましたけれども、このたび、海士町の島前高校が1学級増になりました。もちろん益田高校も1学級増になったということが、すごく厳しいなど、津高にとっては厳しい現実だと私は感じておりますけども。この島前高校は、東京の方からIターンされた岩本さんという方が高校魅力化プロジェクトの教育委員会の中に入って活動しておられますが、地域創造コースというコースをつくって、普通科の中で、地元が好きで、仕事がないから外へ出るのではなくて、仕事をつくりたいという人材を育てるんだということで、起こす業ですね、地域で起業をする人材を育てるということを目標に高校魅力化を進めておられます。ほかにも寮の無料化とか島留学とか、いろんな方法をとっておられますけれども。定住につながるということを考えたときに、教育部局だけではなく、定住対策と津和野高校への支援策、また、現在策定中で、どういうふうになっているのか、委員さんも具体的なことがわか

らないと言われている教育ビジョン、この3つを一度、教育部局と町長部局で煮詰めて整理して、しかるべき方法で、議会だけではなく広く町民に説明する機会を設けるべきだと思いますが、そうした用意はありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、高校の後援会の関係でいきますと、町長、副町長、私、それぞれ後援会のメンバーでありますし、専門委員会でも同様のメンバーというふうな形になっておりまして、そこの辺については意思の疎通は図られているというふうに私自身は考えておりますし、また、定住等との兼ね合わせ、常に町長が出席をしているわけでありますから、そこの辺の調整はなされているというふうに考えているところであります。

あと、教育ビジョンの話が若干出ましたので、この際、御報告を申し上げたいと思います。今、草案の作成ということで、原則的には、それぞれ部会長、副部会長会を1回、今、開いてまして、それで、あと持ち帰っていただいて修正案を出していただいて、それを整理して一応の草案にしようというふうな話でありましたが、ぜひ、顔を見ながら再度調整をしていただきたいというふうな御意見がありまして、それではそういうふうな形で、草案をつくろうというふうな形で今動いております。したがって、2回目の部長副部会長会議は、今、日程調整中でありまして、近いうちに開いてまいりたいというふうに考えているところであります。

その後、今の予定では、それで一応の草案はできるんじゃないかなというふうに考えているところでありますが、それからパブリックコメントに付していきたいというふうに考えているところであります。当初より大幅に進捗がおくれておりまして、まことに申しわけなく思っているところでありますけれども、現在の進捗状況はそういったところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今の質問で教育部局と町長部局、定住対策との兼ね合いというか、そういうことを一緒に煮詰めて整理して広く町民に説明する機会を設ける用意があるかという質問に、まだお答えをいただけてないというのと、ついでに、そのままもう一つ質問させていただきます。

本年度から東京大学との共同研究が行われている協調学習への参加をされるということで、これは非常によいことだなと思いますけども、いつから、具体的にどのような計画がなされているのかをお聞きしたいと思います。今の、先をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今のいろんな政策の調整につきましては協議がありまして、そういうところで調整をされます。

教育ビジョンにつきましては、一応教育委員会部局で、先ほど申し上げましたような形でパブリックコメントを終わった後に完成というふうな形で、最終的には全体会を、そのパブリックコメントの後開催をして完成というふうな形にしたいというふうに考えているところであります。それは、当然町長のほうにも報告をしなくてはならないというふうに考えて

いるところでありますし、完成したものについては各関係機関等にも説明をしていかなく
てはならないというふうに考えているところであります。

それから、協調学習につきましては、本町から2名の教員が参加をするようにしておりま
す。安芸太田町の教育長が今年度は全国の会長というふうなことでありまして、途中からで
はありますが、ぜひ参加をさせていただきたいというふうな話を1学期のうちをお願いを
したところであります。具体的には2学期から正式に参加というふうな形での動きになる
というふうに考えておりまして、研修日程等については、ちょっと私の手元に入っておりま
せんのでわかりませんが、大まかな方向性としてはそういうふうな話で進んでいる
ところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 産業ベースがないということが最大の課題だということだ
るので、ぜひ、町長部局、教育部局、一緒になって、この3年間の県からのチャンスを生か
すべく努力をしていただきたいと思います。

津和野高校、現場の生徒さんの保護者の声を聞いたりしたときに、本当にきめ細かな指導
をしていただいて、現場の職員が頑張っておられて、地域力の生きた学校で、小規模のきめ
細かさがとても好評であるということを知っておりますので、そういう部分をもっとどん
どんPRして、地元の子供たちが5割、30名5割が40名になるように努力をしていくこ
とを地域と一緒にやっていただきたいと思います。

それから、コミュニティースクールについてですけれども、コミュニティースクールとい
うのが文部省も推進している制度でありまして、地域運営学校というような形で、先生がか
わるたびに方針が変わったり、やり方が変わるのではなく、地域が運営に積極的にかかわ
って学校運営協議会というものを立ち上げて、その中に地域が積極的に主体的に参加し、この
地域の子供、この町の子供はこういうふうで育てるんだという、だからこれだけのことは学
校現場の教育の中で続けてやってほしい、そういうことを地域が積極的に提言できるよう
な形だと私はとらえています。今、町がやっている学びの協働推進事業、学校支援助地域本部
事業よりももっと強いもののように私は感じております。いま一度、制度を研究していただ
きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） コミュニティースクールにつきましては、先ほど議員さん言わ
れましたように地域運営学校というふうな別名であります。

学校評議員制度と地域運営学校、コミュニティースクールとの差は何かということですが、
基本的には、どちらも地域の意見、要望というふうなものを聞いて、それを取り入れて
開かれた学校づくりをしていくというふうなところは共通というふうに思っているところ
であります。権限で若干、今の学校評議員制度のほうは相談的なような考え方でいい。コ
ミュニティースクールのほうは協議というふうな形になりまして、地域の持つ権限が、学校

評議員制度に比べれば比重が重たくなるというふうな違いは確かにあるというふうに思っているところであります。

ですが、町としては開かれた学校づくりというふうな形で取り組んでおりまして、先ほども申し上げましたがオープンスクール、あるいは学びの協働でも地域の方ができるだけ多く学校に携わっていただくというふうな形で、できるだけ開かれた学校づくりというふうな形で進めているところでありますし、それから学校評価自体も取り入れているところであります。

この学校評価も第三者評価というふうな最終的な評価の段階があるわけでありましたが、第三者評価までは、ちょっと取り入れるような状況にまだ進んでないというふうなところであります。将来的にはそういったところも取り入れた学校評価を構築してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 高校存続の問題は町立の小中学校、保育園も含めて、保育園、小学校、中学校の0歳から15歳の子育て教育を、いかに立体的に魅力あるものにしていくかというところにかかっているのではないかなと私は思います。

同じ教育費という予算の中で、1年間で6小学校、3中学校合わせて、22年度の決算額を見ますと7,200万円ほどですが、その同じ教育費の枠組みの中で一つの美術館に対する予算が7,400万、学校教育よりも高い予算を使っている、こういう現状の中で、教育は、お金をかければいいというものではありませんが、現場の先生方の声を聞いて、ゆとりがあるというか、魅力化を実現する、伸び伸びと具体的にできるような予算を反映していただきたいと思います。高校魅力化に200万円つけるのであれば、義務教育の魅力化に対しても予算化をするべきではないかなと私は考えております。

来春、畑迫小と木部中学校の廃校が、この定例会の条例案で出ております。学校が少なくなるということは、県費や国の負担の教職員が、この町から10名いなくなるということです。教育力を落とさないように、学校教育をより充実させるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で9時55分まで休憩といたします。

午前9時40分休憩

午前9時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順序2、13番、米澤宥文君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問いたします。

まず1つ目として、島根原子力発電所と県庁所在地についてであります。

その前に、皆様も新聞やテレビで御存じのとおり、平成23年3月11日14時46分に東日本大震災が発生いたしました。この大震災と津波で、実に2万人近くの方が、死者、行方不明者として亡くなられておられます。そして、津波の被害で福島第一原子力発電所では2日後の13日1号機、14日3号機、15日4号機が水素爆発を起こし、大量の放射性物質を放出しております。6カ月過ぎた今も収束をしておりません。この震災の多くの被災者の方に心からお見舞いを申し上げますとともに、できるだけ早い復旧、復興を祈るばかりであります。

それでは本題ですが、全国の原子力発電所54基がある中で、唯一県庁所在地に立地するのは松江市だけであります。松江市が県庁所在地として適所であると思われませんか。しかも、県庁所在地は、島根原発の重大事故が発生すれば10キロ圏内、警戒区域、即避難区域にあります。島根原発が福島第一原発並みの事故発生時には、20キロ圏内の松江市20万人、それを含めた30キロ圏内の退避者、屋内退避——現在では自主避難促進区域といわれておりますけれども——松江、出雲、安来、雲南4市、斐川町で約41万8,000人が一斉に避難となります。大変な事態となります。島根県民約71万人の半数以上が避難という事態になります。もちろん、災害対策本部長の県知事以下職員も避難で、県の組織が全く機能しなくなると思われます。災害対策本部が立ち上げられないと島根県は消滅してしまうと思います。県西部や県外からの援助や応援、また救援物資等の要請の指揮がとれなくなる事態が十分想定されます。

今後も島根原発の稼働を島根県と松江市が容認するようであれば、島根県町村長会と島根県市長会に、100キロ圏外の江津市への県庁移転を提案されてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

3月に発生した東京電力福島第一原発事故を契機に、原発への安全神話がもろくも崩れ去り、島根県においても鹿島町に中国電力の原発が存在し、そこから10キロ圏内に県庁が立地しているということは、議員御指摘のとおり、多くの皆様が懸念をされている問題であると認めております。万が一、島根原発の深刻な事故が発生した場合には、県庁初め30キロ圏内に位置する県原子力防災センターや県警本部も機能不全となり、圏内の県民はもとより、ひいては津和野町においても大きな影響を受ける事態が想定され、重要な関心事であると言えます。

今後、島根原発の稼働を島根県と松江市が容認する方針であれば、江津市への県庁移転を島根県町村長会と島根県市長会に提案をしてはいかがでしょうかとの御質問でございますけれども、現在、島根県においては島根原発の再稼働の可否についてストレステストでの安全性の担保を初め、福島第一原発事故の原因究明や島根原発の周辺住民、県議会の理解、専門家の意見などを踏まえて総合的に判断するとされておりますし、さらには、県庁機能を事故発生時

に30キロ圏外へ移転させるための調査を行っておられるとも聞いておりますので、それらの結果を見た上で判断をし、必要に応じて県町村会等との協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 地球のエネルギーは人間の想定をはるかに超える災害をもたらしております。最近の災害では——東日本大震災以外であります——阪神・淡路大震災、6,400人の方が犠牲になられております。そして9月上旬の台風12号により、紀伊半島の和歌山、三重、奈良で100人の方が犠牲になられています。そして想像を絶する大洪水と5カ所の土砂崩れダムの被害を見ても、人間の力ではとても防ぐことができません。

人間がつくった原発ですが、自然災害や何らかの攻撃、管理ミス。つい最近、9月15日、点検中の島根原発第1号機で排水パイプ腐食事故が起きております。金属は金属疲労が起きます。永久に安全ではありません。なので、一たん水素爆発等の事故が起きると、とめたいけどとまらない、やめたいけどやめられない、これが原子力発電所の現実であると思います。自然災害の、とめたいけどとめられない、防ぎたいけど防げないに似ていると思います。

そこで1つ目ですが、島根原発廃炉の提案を、やはり島根県町村長会と市長会に提案はできないでしょうか。

2つ目として、現在建設予定の山口県上関原発は、100キロ圏内に当津和野町が入ります。建設反対の声明を中国電力と山口県に提出することはできないでしょうか。

3つ目としまして、島根原発が今後も稼働で重大事故発生を想定するならば、津和野町も島根県民として無関係ではありません。これは仮称ではありますが、津和野町島根原発事故対策協議会を立ち上げ、津和野町としての救援体制、また防護服等の要求、準備、また友人知人を頼って多くの避難者が津和野町に来られると思います。その受け入れ体制などの協議をしておくことが必要と思われるが、いかがでしょうか。

ただし、この件は福島第一原発の事故により島根県や松江市など30キロ圏内の避難者収容施設が全く使えなくなったことや、41万8,000人の避難方法等で大幅な地域防災計画の見直しがあると思われまます。その後でもよいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、御質問にお答えをしましてまいりたいと思います。

まず、廃炉の提案等を県町村会等において、してはどうかという御提案でございますけれども。現在、県町村会等を通じましては、この原発の再稼働につきましては十分な、まず安全面の確保が、担保がされるということ。そして、今後もそうした安全基準というのもしっかりしてほしい、そういう趣旨のものを県、あるいは中国電力等にも行っているところであります。

また、あわせて上関町の問題も中止の申し入れを山口県、あるいは関係者へという提案をということでございますけれども、これにつきましては前回6月議会の他の議員さんからの一般質問にもお答えをしたところでもありますけれども。この原発問題については、いろんなお立場で、基本的には廃止の方向というところが総論ではあろうかとも思っておりますけれども。しかし、現実の問題としては、やはり経済界のこと、あるいはさまざまな立場で、いろいろな御意見があるわけでありまして、その御意見を集約をした上で何らかの行動をとっていくということをしていかなければならないだろうというふうに受けとめているところであります。

特に、上関は山口県でありますので、山口県内の市議会、町議会等も、議員の皆様でいろんな議論をされて、どういう提案をしていくのかということを導き出されております。私は、そこに一つの民意の集約があるというふうにも思っております。これは、前回の御質問をいただいた議員さんにもお答えをしたとおりでありますけれども、そうした面でも、津和野町の民意を一つはかっていく上でも、また津和野町議会の中でいろいろ御議論をいただけるとありがたいとそうように思っているところでありまして、重ねてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから最後、津和野町原発事故協議会のようなものをつくってみてはどうかと、それから防災計画との関連の中での御提案であったわけでありまして、こうした災害というのは、とにかくいろんな場面を想定して、できるだけ備えをしていくということが重要であろうかというふうにも思っておりますので、今後、まずはこの地域の防災計画というものをしっかり、今の津和野町の実情に合ってるものかどうかというのを確認をしていかなければならないというふうに思っておりますが、その過程の中で、また、この原発事故に関する計画についても当町にとって必要かどうかを検討してまいりたいとそうように考えておりますので、現段階では御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 以上、町長にお答えをいただきましたが、できるだけこのようになることを祈っております。

次の2つ目ですが、観光開発として、観光客の津和野町での滞在時間の延長を図り、各産業の活性と観光津和野のますますの発展のため、数ある観光資源を最大に活用し、次のような組み合わせで観光客の増員を図ることを提案いたします。

1つ目として巡礼です。太鼓谷稲成神社、ここは全国4万社ある稲荷神社の中で、成——「成就」の「成」ですね——の字はここだけあります。そして朱の鳥居のトンネルは見事です。2つ目として弥栄神社の国指定重要無形民俗文化財、鷲舞神事が残っているのは、全国でもここだけあります。3つ目として県指定建造物の鷲原八幡宮と、全国で唯一原形をとどめる県指定、流鏝馬の馬場があります。4つ目で、やはり県指定の三渡八幡宮、さらに、小さな町に立派なカトリック教会とマリア聖堂、さらに28もの寺院があります。以上が、巡礼として挙げてみたいと思っております。

2つ目としてパワースポット。今、新聞等でも皆さんごらんになっておられると思いますけれども。まず1つ目、史跡ですが、国指定の史跡で、日本百名城の1つで壮大な津和野城址。巨木めぐりとしまして三渡八幡宮のクスノキ、島根県天然記念物第1号に指定された樹齢450年、幹回り12メートルの巨木であります。2つ目として弥栄神社の大ケヤキ、樹齢550年、幹回り7.4メートル。3つ目として鷲原八幡宮一本杉。過去4度の火災に遭うも、今なお凛として立つ、樹齢1000年以上、幹回り9メートルであります。4つ目に、門林の若宮神社のタブの木、樹齢600年、幹回り5.5メートルであります。以上、4カ所。

そのほかに、麓耕の風穴は常時14℃の風が吹き出しております。この穴に入りますと、蚊、アブ、ブヨが全く近づいてきません。それほど、寒いぐらい涼しいところであります。さらに、高田の白糸の滝。夏には足が痛いほどの冷水です。ただし、ここは、かなり水道パイプとか池のパイプ等が通っております。以上は年間固定してめぐることができます。寺院については、当面、津和野地域の、常時人のおられる何件かを指定、選定されてはいかがかと思っております。

3つ目として津和野町の行事や風景とお祭り等。1月、2月の雪景色。笹山のほうへ行けば大変な雪があります。春からのSL運行。4月の鷲原八幡宮流鏝馬神事と永太院のしだれ桜。このしだれ桜は、知る人ぞ知るすばらしいものであります。5月の乙女峠祭り。6月の部栄の蛍とあじさいロード、それと弥栄神社の輪くぐり神事。7月20日と27日の鷲舞神事。8月20日の灯籠流し。11月小川奴行列と旧堀氏庭園並びに永明寺のもみじ。

4つ目といたしまして、おいしさの探検といえますか、そういうもんで。8月の、高級食材の上海ガニの味に匹敵する清水日本一のモクズガニとアユ料理、夏のメロン食べ放題、秋の夜神楽見物とマツタケ料理、さらに石州笹山の里芋の芋煮の献立等、以上の4点をセットし、1泊または2泊の宿泊を条件でスタンプラリーとし、このラリーを8割程度完結者には町から豪華な記念品を贈呈してはいかがかと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光開発に関する御質問につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

本町観光振興策に関しまして、多くの資源を活用した具体的な御提言をいただき、まずは感謝を申し上げる次第でございます。

御指摘をいただきましたように、観光ニーズの多様化にこたえていくため、さらなる資源の開発、既存資源の磨き上げ・活用に取り組んでいかななくてはならないと考えております。本年度は、町観光協会を中心に新たな食の開発、津和野ウオーク、ホテルバス、日原地域の観光資源開発、エコツーリズムなどを初め多くの着地型プランを推進し、年間を通して魅力のある観光地づくりに取り組んでいるところでございます。

また、観光に資するさまざまな計画策定にも取り組んでいるところであり、御提言の内容等についても十二分に参考にさせていただきながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 松江市玉湯町の玉作湯神社に願い石があり、ここ一つで大人気で、すばらしく人が訪れているようであります。ほかに、出雲や京都の神社でも大木のパワースポットが若い女性に大人気です。

津和野町には、これほど多くの観光資源が現存しております。この資源をしっかりと活用するには、ある程度の投資や施設所有者への整備のお願いが必要と思います。例えば、国道、町道のわかりやすい案内板の設置。また、御神木には、それ相応のしめ縄や灯籠など、壊れてるところが多いです。これの修理と周辺の整備。そのような小さなことでも本物主義でいかないとなかなか発展しないと思います。

そして、パンフレットで各施設や巨木パワースポット、神事や行事、風景と食材の紹介をしっかりといただき、例えば清水日本一の高津川のアユと、モクズガニは先ほども言いましたけれども高級食材の上海ガニに匹敵します。この上海ガニを食べたということがある人に、2人に聞きました。で、味はどうだったかといいますと、うまかったと。津和野のモクズガニとどっちがどうじゃったかといったら、全く一緒だったということでありました。お金にしても、恐らく現地のお金で、日本円で2,000円ぐらいだったろうということですが、レートで換算しますと8,000か1万円ぐらいになるんじゃないかと思えますけれども、それぐらいの価値があるモクズガニであります。そして、笹山の芋もとろける味で、今や全国ブランドであります。この名所やパワースポットの提供を——まだまだほかにあると思いますけれども——町民の方にはお願いしてはいかがでしょうか。以上、詳しく旅行者等に発信してはいかがでしょうか。

さらに、もう一つつけ加えさせていただきますと、津和野観光の目抜き通りの殿町お祭り広場に多くの観光客が訪れております。しかし、鷲舞銅像が水あかで半分以上、ほとんど黒くなっております。観光津和野のシンボルにしては少しさみしく、暗い思いがします。定期的にあか落としをされてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 御提言いただきまして、ありがとうございました。

パワースポットに関しましては、ことし、津和野も取り組みを1つ始めました。日原天文台と一緒にしまして、願いがかなうように短冊を書いて、天文台に納めに行くと、そのお札を稲成神社でお祭りをしてもらうというようなことで、そういうふうな、願い事がかなうような取り組みを始めました。先日確認しましたけど、300枚ぐらい、お札が既に売れているようでして、非常に好評をいただいております。

そういうことも少しずつ始めながら、今、御提言をいただいたような数々の資源がございます。何とか新しい活用方法を考えてまいりたいと思っております。当然ですが、所有者、ある

いは関係者の皆さんの御理解もいただかなきゃいけないということでもありますので、ある程度の周辺整備も含めて費用がかかっていく部分もあろうかと思えます。その辺も一つずつ、活用に向けて検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

祭りの広場に関しましては、私ども、もう少し現場のほうを見ておかなきゃいけなかったと思えますので、早速そういう対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） たくさん言いましたけれども、津和野町の観光資源を活用して、観光津和野がますます盛り上がるようお願いしたいと思っております。

参考ではありますが、22年7月の朝日新聞に、一度は行ってみたい夏祭りベスト20には入らなかったが、日本の心はよく伝わる祭りとして津和野町の鷺舞が載っておりました。このようなことも宣伝の中に入れていただきたらと思っております。

3つ目のU・Iターン住宅に入ります。

U・Iターン住宅に少し矛盾を感じましたので質問をいたします。U・Iターン住宅の一般町民の入居条件の緩和はできないのでしょうか。U・Iターン住宅は、登録して1年間入居者がないと空き家登録となると聞いております。現在、台所兼居間と寝室の2部屋の町営住宅に、夫婦と子供、5人家族の方がおられます。3人目の子供ができたので狭くなったため、よい空き家を見つけたので問い合わせたところ、U・Iターン住宅専用とのことで入居を断られておられます。この住宅は23年6月3日に登録されたもので、立地や設備がよく、現在までに町内の方から8件と町外の方から4件の問い合わせがあったとのことですが、まだ空き家の状態でありました。町の定住促進対策との兼ね合いもあることと思いますが、町内の方の問い合わせが8件もあるならば、U・Iターン住宅の登録を6カ月、または3カ月で抹消して、町内の入居希望の方にチャンスを目にあげることはできないのでしょうか。それが、住宅の提供をしていただいた家主さんへ、家賃収入を早く届けられること、これが誠意と親切ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、U・Iターン住宅に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

U・Iターン者に対しての施策に関しましては県と連携した定住対策のもと、空き家バンク制度を活用することで、外部からの定住希望者に対しての受け皿となるべく住宅を確保しております。例えば、本町を定住の場所として選択していただいた方が住宅をお求めになられた場合、町営住宅であれば、所得制限等で居住対象となれない場合があります。そのため住宅所有者の方には、空き家バンク登録をする際にU・Iターン者専用の物件にするか、町内者も対象にするかを尋ねております。

今回、議員が事案に出された物件につきましては、家主からU・Iターン者専用にとの希望が出されており、仲介しております住宅相談員が遠方におられる家主の代理として対応

させていただいており、家主の希望を最優先することが、定住対策を遂行する上では重要なことととらえております。

現在、空き家バンクに登録しております9件につきましては、3件がU・Iターン者専用、6件が町内者でも可能となっておりますが、登録件数が少ないことで選択肢が少ない状態は好ましくなく、定住を最重点施策としております本町といたしましては、登録件数をふやすことが必要でございます。

例えば、ケーブルテレビの加入者の中には、空き家となっても不在宅減免申請をされて契約を継続されている世帯が200世帯以上いらっしゃいます。さらに、やむなく本町を離れて暮らしておられる世帯も200世帯を超えていると把握をしております。まず、これらの空き家世帯を調査することで、空き家バンクとして登録できる物件を掘り起こし、U・Iターン者のみならず町内の希望者に対しても提供できる件数をふやすべく取り組みを進めているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） U・Iターン者も大切ではありますが、定住対策として登録されている人気物件の住宅は、現在津和野町に住み、住宅を本当に必要とされている方も優先されてもおかしくないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほど町長も答弁しましたとおり、今の空き家バンクに登録してあります物件につきましては家主の希望を聞いております。U・Iターン者専用で貸し出しをしたいという希望がありまして、その家主の希望を優先することが必要と考えておりますので、今回の場合は、町民の方への貸し出しはできないというふうに理解しております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 町民の方に貸し出せないというのはわかりましたけれども、例えば、ほかの住宅で今後登録されたときに、入居者が1年というのを6カ月か3カ月に契約を縮めることはできないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほどの町長の答弁の中に、今から空き家物件を調査するというをお伝えしましたが、そういった中でU・Iターン者専用の物件と、それからフリーの物件等々を今から掘り起こしていこうと思っております。そういった制限つきの物件ではない、提供ができる物件が多分掘り起こされると思っておりますので、そういった形で提供していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 住宅の掘り起こしをよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時50分まで休憩といたします。

午前10時31分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、一般質問を続けます。発言順序3、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告は4項目しておりますが、1項目取り下げますので本日は3項目について質問をいたします。

まず最初は、教科書採択についてです。来年度平成24年度から4年間、中学校で使われる教科書の採択が行われ、9月1日に公表されました。それによりますと、益田教育事務所管内、益田地区——新聞報道等では益田地区となっておりますが、益田市、津和野町、吉賀町ですが、その教育委員会は、すべて中学校1年生で使用する歴史教科書として育鵬社版を採択しています。津和野町教育委員会がこれを採択するまでの経緯をお聞きしたいと思います。

次に、「新しい歴史教科書をつくる会」編集で扶桑社という出版会社から歴史教科書が出版されていましたが、内部で組織分裂があり、今はその系列として自由社と育鵬社という別々の出版社から出版しています。どちらも扶桑社版の新しい歴史教科書の考え方を引き継いでいます。その考え方とは日本人の誇りを自覚させることをねらいに、かつてのアジアへの侵略戦争や植民地支配を正当化するもので、アジアの人々と友好的につき合っていくという道を閉ざすものです。育鵬社版「新しい日本の歴史」という教科書は、歴史の事実と反する誤った歴史認識を子供たちに植えつけるものであると全国的にも批判の多い教科書です。ほかにも歴史教科書は数社が出しているにもかかわらず、あえて育鵬社版を選んだ理由は何なんでしょうか。

3点目ですが、来年度中学校1年生からこの教科書を使って歴史学習をすることになります。現場の教師には戸惑いがあると思います。来年度の中学1年生から4年間ですから、現在の小学校3年生、4年生、5年生、6年生が使う歴史教科書になります。保護者の中にもこのような教科書で学ばせたくないと思う人もいると思いますが、どのように支援していかれるのでしょうかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員さんの御質問にお答えをしまいたいと思います。

今回御指摘のように、教科書選定に当たりまして来年度4月から新しい歴史教科書が、出版社が違う新しい教科書が使われていくということでございます。審議から決定の経過につきましては、益田地区の採択に関する協議会それから本町の教育委員会この審議を経て決定をされたものでございまして、今後本町の教育にとりましてすばらしい教育が展開さ

れることを期待をするものでございます。教育委員会に関する御質問でございますので、詳しくは教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 教科書採択につきましては、その前段において6月17日から7月29日にかけて教科書センターにおいて展示会を行っております。本地域では、益田勤労青少年ホームと日原小学校というふうなことであります。また、島根県内に5つの採択協議会を設置して選定をすることとなっております。本地域は、益田市、吉賀町、津和野町の1市2町で構成をいたします益田地区教科用図書採択協議会で選定するというふうなこととなっております。構成員といたしましては、学校関係者2名、保護者代表2名、教育長3名の7名であります。会長及び事務局は益田市というふうなこととなっております。また、事前に選定に必要な資料というふうな形で資料の作成を教科調査員の先生方をお願いしております。この選定に必要な資料の内容であります、1つは内容程度、分量そういったもの、2つ目の視点としては教材の選択や構成等、3点目として興味、関心への配慮等、4点目として教科の特性、県の実態や課題への適合性、5番目として発展的学習、自主学習についての工夫、それから6点目としてその他の項目とそれに総括というふうな形になっております。

採択協議会は、全部で3回開催をしております。初回は6月7日で、この協議会の規約や採択の仕組み、基本的な方向性等について協議をしております。第2回目は7月13日に開催をいたしまして、選定に必要な資料の確認や評価方法等の確認をしております。第3回目は8月20日に開催をしております、このときに教科書会社を採択しております。第2回目から3回目までの間に、各採択委員は全部の教科書を一読するようにしております。採択は、委員一人一人が推薦の理由と教科書会社を推薦をします。この結果として、協議会としては育鵬社に決定をしております。8月23日に本町の教育委員会を開催いたしまして、協議会の内容を報告し、最終的に協議会の結果と同様の結果を採択をしているところであります。

2点目の選定の理由ということではありますが、学習指導要領にのっとっている、この点については、各教科書会社とも国の検定を通過しているわけでありますから、ほぼ同様というふうな考えているところであります。それ以外に秦佐八郎や森鷗外といった郷土の偉人がわずかではありますけれども掲載をされている。それから、人物の紹介が他の出版社よりも多いというふうなところであります。また、育鵬社が扶桑社から分かれたものであるというふうな点につきましては、議員さん御説明のとおりであります。

3点目ではありますが、教科書が帝国書院から育鵬社にかわりますので、教員は確かに戸惑いがあるかというふうに思います。教育委員会といたしましては、指導書を購入するというふうなことを考えております。教科書会社がかわっても基本的なことは変わらないというふうな考えておりますが、教員にとっては、今までの方法ではいけないということにもなる

うかというふうに思っているところでもあります。あらためて教え方を工夫しなければならぬというふうに思います。そのことが教員の指導力を高めることにもつながるのではないかと考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 聞くところによりますと、津和野町教育委員会では全員賛成だったと聞いておりますが事実でしょうか。益田地区採択協議会のほうで採択された後、各教育委員会で採択が行われるということなのですが、益田地区協議会で採択されたというその結果で津和野町の教育委員会も全員賛成されたのかどうか、内容の吟味等十分にされたか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、学習指導要領にのっとっており、秦佐八郎や森鷗外という郷土の偉人が掲載されていてというようなことが選定の理由に大きく上げられているんですけども、歴史教科書ですからやはりこの教科書で子供たちの歴史認識を育てていかなければならないとなると、やはり教科書全般の中に流れている歴史認識がどのようなものであるかということを引きちと把握した上で、選定しなければいけないという大きな責任があると思うんですけども、そういうようなことをどのように考えておられるのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、教員が戸惑うという点に関して指導書購入することでそれをサポートしたいというふうな御答弁がありましたけども、指導書になりますとこの教科書以上に詳しい内容が、いろいろ教える内容が書かれているわけです。その指導書で指導書を参考にして教員が指導するということになりますと、本当に私たちから考えてこれは困った歴史認識が投入されるんだなあというようなことを本当に懸念いたしますが、その点で教科書会社がかわっても基本的なことは変わらないと考えておりますという御答弁でしたけども、これまでの帝国書院と本当に基本的なことが変わっていないのかどうか、それについてはどう考えておられますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 1点目の町教育委員会の様子でありますけれども、まず協議会のほうの流れとしては、3回目の選定が済んだ後、各それぞれの市町の教育委員会で最終決定をすると、そのときに協議会と違う結果になった場合には再度協議会を開催するというふうなスケジュールになっておりまして、8月の29日ぐらいに4回目を基本的には開催をするというふうなスケジュールでありました。ですが、結果として1市2町ともに協議会の結果と同様の結果だということで、実際には4回目の協議会は開催をしていないところでもあります。で、うちの教育委員会の様子といたしましては、協議会での採択結果、うちがどこに票を投じたかというふうなことの報告をしました。その結果として、こういうふうな結果でありますというふうなことで報告をして審議をしておりますが、基本的には国の審議会を通過しているという検定を通過しているというふうなところがありまして、特に協議

会どおりでも問題はないであろうというふうな形で、協議会どおりの結果となったところ
であります。

それから、歴史的な認識というふうなものをどういうふうに考えているかというふうな
ことでありますが、歴史でありますから起こった事実については淡々と記載をされている
というふうに私は理解をしております。その事実が違えば検定を通るはずがないというふ
うな感覚で教科書というふうなものをとらえておりました、そういう意味からすると淡々
と事実が記載をされていると。ただ歴史を覚えるあるいは覚えるといえますか、学習する中
において、どういった時代にどういう人物が出たんだよというふうなことをあわせて覚え
ていけば、また歴史観が変わるのではないかなというふうな気がしております、そうい
った意味においては、人物紹介が多いというのは一つの利点ではないかなというふうに考
えているところであります。で、議員さんが言われましたように、基本的な考え方というふう
なところについては、その起こった原因あるいはなぜそういうふうな、例えば戦争なら戦争、
そういった戦争をしたのかというふうな背景的な理由は、教員がそのときに私は教えてい
くものであるというふうに解釈をしております。したがって、そういった意味において
は育鵬社の教科書であろうと帝国の教科書であろうと、基本的には同様のことであるとい
うふうな理解をしているところであります。したがって、その背景というふうなものを
どう説明をしていくかということについては、教員の手腕に係るといえますか、指導力に係
るというふうに理解をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私が予想したとおりですが、やはり協議会で決定して
るからということで、意外に軽く決められたんだなあというふうに思いました。ですが、やはり
教育委員さんたち、本当に教科書選定がどのように大事なものであり、今本当年か前から
「新しい歴史教科書をつくる会」というそういうものができて一連の動きがあるわけなん
ですが、それに対してアジアの国々からもいろいろ批判も出たりというようなこともある
ようなことを、どれぐらい認識しておられたかなということが私は本当に問われると思
うんです。で、具体的な内容をちょっと示してみますと、例えば、日本軍の東南アジア占領と
いうようなことに対しては、育鵬社は「戦争初期の我が国の勝利は、東南アジアやインドの
人々に独立への希望を与えました。長く東南アジア植民地として支配していた欧米諸国の
軍隊は、開戦から半年でほとんどが日本軍によって破られました。」というふうに育鵬社
はなっています。帝国書院はどうなっていますかと言いますと、「日本軍は初めは勝ち進み、
シンガポールやインドネシア、フィリピン、ビルマ、今ミャンマーですが、などを占領しま
した。日本は大東亜共栄圏の建設を唱えました。しかし、日本軍は物資や食料を強制的に取
り立てたり、軍の命令に従わない人々を厳しく処罰したりしました。これらの地域でも抗日
運動が起きました。」というようなことが書かれているんです。一見さらっと読んだだけ
では、本当にこの日本軍の東南アジア占領がどんなものだったかというのをわかりにく
いんですけど、ずうっと一連のこの戦争を扱っているところをずうっとやってみますと、本

に戦争が、この戦争によって日本軍がどれだけアジアの人々を犠牲にし、本当にひどいことをしたのかというようなことがわからないような内容です。この日本軍の占領によってアジアの人々がヨーロッパの植民地支配から開放されたというような、そういう表現になっているわけなんです。そのほか、南京大虐殺とかそれから沖縄戦の集団自決とか日本国憲法についても同様なんですけども、今、これは一般新聞にも載っているんですけども、沖縄の八重山教科書問題として今ちょっとクローズアップされていると思うんですが、八重山では地区協議会で、公民の教科書が育鵬社、協議会では育鵬社ということに決められたんです、協議会で。ですけども、八重山の協議会のうち石垣市と与那国町の教育委員会はこの育鵬社版を採択しましたけども、竹富町の教育委員会は東京書籍版を採択したんです。ですから、教育長も言われたように異なった採択になりましたので、再び八重山の協議会で検討をされなければいけないんですけども、教育長、それぞれの石垣とか与那国の教育長さんは育鵬社というふうな方針を出しておられるんですが、3町の教育委員さんたちは育鵬社ではなくて東京書籍ですか、それが適当だというふうに教育委員長さんの会議では育鵬社を不採択にしたんですね。それについて再び八重山の協議会のほうでは異論が出たわけなんですけども、沖縄県の教育長はこの不採択は有効だというような結論を出しています。ちょっと参考資料も出さないで、口で言っただけですのでおわかりにくいかと思いますけども、教育委員会、各地教委が決めたものがやはり優先するということですので、地教委はもっと慎重に採択に当たっての議論をしなければいけなかったと思うんですけども、津和野町の教育委員会の中で、採択の場で疑問、質疑とかそれから反対の意見とかそういうものは全く出されなかったんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 法的には、最終的にあくまでも教育委員会が最終的な決定をするというふうな形になっております。したがって、今議員さんの言われた例でいきますと、協議会と意見が違ってもやむなしというふうに思っているところでありますが、この管内におきましては1市2町ともに協議会の決定どおりというふうな結果でありましたので、その後の協議会は開催をしていないということではありますが、うちの教育委員会で審議をしたということで、特に反対意見等はなかったかということではありますが、反対意見というふうなものについては特になかったということでもあります。各教育委員さんもそれぞれの教科、それから歴史なら歴史でも各社の教科書を一読をされて集まっております。その結果として、協議会が育鵬社であれば育鵬社でも特に異論はないというふうな状況でありました。そのことが私は審議不足というふうには解釈をしておりません。先ほども申し上げましたように、歴史自体はそういった史実を淡々と教えるものということでありまして、そのいろんな事象に対してのそこにあるものといいますか、基本的な考え方がどうであったかというふうなことについては、教員の指導力によって補っていくものというふうには私は考えているところでありまして、そういった意味からすると、先ほどの議員さんの御指摘になった表記の問題等の差は若干あるかと思いますが、そういったところについては教員の指

導力で補っていくといいますか、指導していく内容になろうかというふうには私は思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 史実に基づくものだというふうに言われましたけども、史実と異なることが書いてあるというふうに思います。そういうなことをもうちょっときちっと教科書の中に記述されていることを学習して、慎重に決定されるべきではなかったかと思えます。

それから、教師の指導力で補っていくというふうに言われましたけども、教科書に書いてあることが間違っていれば、それは間違っているということを指摘しなければいけません。そしたら、子供は教科書にはこう書いてありますよということになります。いったいどちらを信じるんでしょうか。本当に歴史をしっかりと研究している教員なら、この教科書では教えられないと思うんです。ですから、それは正しい歴史認識が生まれるようなそういう教材を持ってきて指導されることになると思いますけども、本当にこの教科書どおりでやっぺいこうと思われる教師の指導だったら、子供たちの歴史認識というものは、本当にこの太平洋戦争というのはアジアの人々にとってもいい戦争だったなという歴史認識に育つと思えます。

で、私が心配するのは、アジアの人々とこれから本当に親しくつき合っていかなければならないんですけども、韓国やら中国のほか東南アジアの国々の子供たちはあの戦争について日本軍がどのようにひどいことをしたのか、日本が植民地支配をどのようにしたのか、そういうことをきちっと学習しているわけなんです。ところが、日本の子供たちはそれをきちっと学習できていない、そのときにいろんな会話の中で、やはり日本の子供たちの歴史認識が間違っているということで本当に困ると思うんです。日本の子供たちが困ると思うんです。恥ずかしい思いををすると思うんです。自分たちのおじいさんたちがどんなにひどいことをしたのか、それを知らないで育つ子供たちがどんなに不幸かどんなに困るか、その点を考えたときに本当に教科書というのは重要なものだというふうに考えますので、やはり教育委員会はその点でもっと慎重に採択をしていただかなければならなかったんではないかと思えます。

もう採択されています。公表もされていますから、今さら変更ということも難しいのかと思えますけども、私がここでこれだけのことをお話するのは、やはりこれから今度4年たって次の教科書選定のときに、本当にやっぱり慎重に選んでいただきたいということを思うからです。そしてまた、これから4年間学ぶ子供たちに正しい歴史認識が育つような、そういう教育をぜひ教員の方たちにもやっていただきたいという思いもあって、この場でこのことを質問させていただきました。

非常に重要な問題だと思います。県下でも益田教育事務所管内だけです、この育鵬社を採択したのは。それから、全国的にも少しずつは採択されてるんですけども、大多数はこの育鵬社、そしてもう一つ自由社というんがあるんですけども、それはほんとにわずかです。そ

のわずかの中に益田地区が入ったということは、本当に何と恥ずかしいことかというふうには私は思います。津和野町の子供たちが正しい歴史認識が育つような教育をこれからはひとも現場でやっていただきたいという思い、そういうことをまた教育委員会でもしっかり現場のほうへおろしていただきたいという思いが本当に強いんですが、それをお願いしてこの問題は終わりたいと思います。

次は、防災についてです。東日本大震災に続き、先般の台風12号によって和歌山県や奈良県、三重県などに大きな災害が生まれましたが、犠牲になられた方や被災された方がたくさんおられ、本当にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。これらの災害によって孤立する集落がたくさんありました。警報や避難指示等の情報も入らず、集落の中でその自治会の皆さんの判断で避難し助かったところもありますし、避難がおくれてたくさん犠牲者が出た集落もあったようです。内閣府が発表した、災害時に孤立する集落は1万9,200もあるということですが、津和野町の場合幾つの集落が対象になっているのでしょうか。孤立した場合、避難指示などの情報を伝える通信手段など、具体的な対応策は考えられておられるのでしょうか。

2つ目は全く違うことなんですが、9月7日の朝日新聞によりますと、島根県原子力安全対策課によると、放射線測定モニタリングポストは松江市に18基、益田市と隠岐の島町に各1基ずつ計20基あるということです。で、あと4基ほど増設される予定もあるということですが、これは自治体単位に設置されるべきだと考えますが、津和野町にも設置するよう県に要求しているのでしょうか。県市長会長の松浦松江市長は県下全域に増設することを求めたそうですが、津和野町が要求を上げていないとすれば、早急に上げるべきではないのでしょうか。お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

集落の孤立とは、中山間地域等において道路交通など外部からのアクセスが、地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積などにより、人の移動、物資の流通の面で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態であり、災害時に孤立可能性のある集落は、農業集落、漁業集落とで1万9,211カ所あることが報告されております。

当町の孤立可能性については、農業集落として11集落を国、県へ報告しております。また、災害等により孤立集落が発生した際の具体的な対策としては、CATV緊急放送設備及び西日本電信電話株式会社の災害用伝言ダイヤルしかないため、現在CATVでの対応ができなくなったときのことを想定し、対策方法について検討を行っている状況でございます。

次に、県市長会が県知事に対し要望した放射線量をはかるモニタリングポストは、現在島根原発から10キロ圏内に集中しており、福島第一原発事故を受けて広く設置することを

求めたもので、現在のところ津和野町としての単独設置要望はしておりません。そのことにつきましては、今後県町村会で足並みをそろえ対応をしていきたいと考えております。

なお、県町村会では、中国電力株式会社に対して原子力発電所の安全対策、安全運転の徹底について申し入れを行っており、さらには島根原発の運転状況など情報連絡方法に加え、放射線監視体制の整備や住民避難方法について、県内全20市町村が参加する協議会の設置を県に要望することにしております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 津和野町には、農業集落として孤立可能性のある集落が11集落ということですが、本当に山が迫っていて谷合いにあるような集落というのは孤立の可能性があり、そしてそういうところはまた情報も届きにくい、この前の12号の台風の時にも携帯電話も届かないというようなことがあったようですけども、今携帯電話の届きにくいところもいろいろありますけども、そういうふうなことで情報が届きにくいということがありますが、御答弁にもCATVでの対応ができなくなったときのことを想定し、対策方法について検討を行っている状況というふうにあります。私が本当に毎たび幾度か質問させていただきましたNHKの第1放送の受信についてですけども、本当に携帯ラジオがあれば少々山間地でも受信できるわけですから、そのラジオ放送が受信できるようなアンテナ設置とか、そういうものを早急にやはりNHKなり県なりに要求していくべきではないかなど。これだったら停電でも、停電になってCATVがだめになっても可能なわけですし、線がつながらなくても可能なわけですし、やはりこれをもう少し前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、放射線のモニタリングポストですけども、島根原発で何か事故があったときのことがありますけども、この津和野町の位置から考えますと、四国の原発そして九州にある原発、その事故が起こったときに、偏西風に乗って放射性物質がこちらのほうへ流れてくるというそういう可能性もあります。ですので、島根原発のことだけじゃなくて、やはり常に監視ができるような体制にしておくということも必要ですので、20市町村が参加する協議会の設置を県に要望するというふうに御答弁がありましたけども、これをぜひとも早く提案していただけるようにと思っておりますが、これについてはこの御答弁でいいと思っておりますけど。やはり、NHKの第1放送のことについては本当に積極的な要望活動等される計画なりお考えがあるかどうか、その点を確認めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） NHKのほうへは、NHKの要望は今後検討していきたいと思っておりますが、現在町ではコミュニティFMという安全なところへ移動して放送ができる可搬型の簡易放送局を今検討中でございますので、今のNHKと似たようなものではありますが、もう少しちょっと時間がかかると思っておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） そのコミュニティFMというのがぜひ早い段階で設置されるように御努力いただきたいというふうに思います。

それでは、次の３項目めの民生委員の問題について質問させていただきます。

民生委員とは、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会奉仕の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されてる民間の奉仕者であると、これ民生委員法にあるわけなんです、民生児童委員を所管しているのは福祉事務所ですが、福祉事務所では今度改めて文教民生常任委員会です。所管事務調査を予定していますので、私は民生児童委員と行政のかかわりについて基本的な質問をしたいと思います。

８月に津和野町民生委員協議会の方と私たち議会の文教民生常任委員会との意見交換会が開かれました。民生委員の方が地区内の高齢者や障害者、子供の問題を抱える家庭、生活困難な家庭等訪問し、相談に応じたり、援助を必要とする場合は福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供したりなど、解決のために本当に献身的に活動しておられる様子がよくわかりました。そして、個々の問題の解決はされていても、共通の課題がそこから出てくることもあるということもわかりました。しかし、それらが民生委員のところでとどまって、行政に反映されていないことがわかりました。町民の抱えている問題や困難さなど民生委員の皆さんがしっかりつかんでおられるので、それを具体的に行政がつかみ解決していくことが大事だと考えます。

民生委員法２４条には民生委員協議会の任務がうたわれていますが、その第１項の３では、民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たることとなっています。また、２項では、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができることとあり、さらに４項では、市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し意見を述べることもできるようになっています。

津和野町ではこのような民生委員協議会の任務が十分に果たされていないのではないのでしょうか。それはやはり行政側の働きかけが不十分だからではないかと考えます。例えば、民生委員協議会と福祉事務所との懇談会を定期的に関開くことや、町長、副町長や課長など役場の中の指導的な立場にある職員と５６名の津和野町の民生児童委員全員との意見交換会を年に１回は開くことなど考えられますがいかがでしょうか。町長は官民共働の町づくりを言っておられますが、問題を抱え困っておられる人たちの状況をつかみ、日の当たらないところに光を当てるには民生委員の皆さんの意見を聞くことが早道だと考えますがいかがでしょうか。

次に、民生委員法１０条では、民生委員には給与を支給しないものとしていますが、行政実例では、地方公務員法第３条３項２号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されているようです。津和野町の場合もこのように解され、報酬が支給されているのではないかと思います。それにしても過疎化、高齢化、少子化が進み、行政から期待される民生委員の職務範囲は広がり、負担が大きくなっているようです。

交通費等の実費は支払われるようですが、さらなる待遇改善が必要なのではないのでしょうか。任期が来ますと若い人に交代したいと思っておられる民生委員さんもおられると思いますが、職務の重要性を理解していただくだけでは、次に引き受けていただく人というのは見つからないというのが現状ではないのでしょうか。そういう意味でも待遇改善は必要ではないかと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、民生委員さんに関する御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

津和野地区では、毎月支部会を開催され、その地区での悩み事の意見交換を行っておられ、日原地区では、隔月に定例会を開催され意見交換を行っておられます。その内容については、必要に応じ福祉事務所へ伝達いただいております。また、毎月1回の活動報告が義務づけられており、相談内容、活動日数などが報告されております。さらには、役員会を3カ月に1回行っており、全体の意見交換の場を設けている次第でございます。民生委員の皆様には、町民からの皆様からの相談、見守りを主として活動されており、その都度問題点などがあった場合には、担当課への橋渡しに努め、貴重な役割を担っていただいていると感謝しております。

定期的に担当課との連絡会を持つなどのシステムづくりについてでございますが、これまでも役員会へは出向いて意見交換をさせていただいておりますが、十分でないとの御指摘が事実であるとするならば、今後解決に向け検討をしなければならないと認識しております。

なお、御質問の中で町長、副町長が出かけていって民生委員さんとの懇談会をしてはどうかという御質問であったわけでありましてけれども、こうしたことについては後段の議員さんの御質問にも少し触れておるところであります。私自身が町民の皆さんと直に会しまして、そして町政報告をしたりあるいは情報交換をする場というのは、これまで町政座談会というものずっとやってまいりました。毎週とは言わないまでも、年間本当に多くの土曜・日曜を設けまして、そして町内各集落を出向いて町政座談会を開催をいただいて、そうしたいろいろな情報交換等をこれまで行ってきた次第であります。

いよいよ私も任期の中でこの10月で2年目が終わる、いよいよこれから折り返し点を越えてくるということでもありますので、さらに町民の皆さんとの直に向き合い、御意見もいただく機会をもっとふやしていきたいという思いも持っております。今後は、まだまだ町政座談会を開催されない地区もありまして、そうした方のところの接点をどうつなげていくかということはまた課題であるとも受けとめておりますが、今後はこれまでの地区単位という範囲、考え方ではなくて、さらにプラスして分野別のそうした座談会を設けていきたいというふうに考えているところであります。

そういうことから、早速には10月か11月の段階でまずは若い経済界の方々の意向意見を聞きたいということで商工会青年部さんのほうへ現在そういう座談会をやろうじゃないかということをごちら側から申し込んでいるところであります。今後、そのほかにも福祉の分野あるいは教育の分野、いろんな分野別、テーマ別にこうした座談会が開いていければという、私自身の思いも持っているところでありまして、こうした民生委員さんとの懇談会というものも今後行っていきたいというふうに考えているところであります。

続きまして、次の質問でありますけれども、民生委員の皆様には県から手当が直接支給されております。御指摘のように活動内容や責任の大きさから比較して決して十分な額とは言えないと認識しておりますが、町は、あわせて生活相談員として委嘱させていただき、報酬を支給しておりますし、また協議会の活動費として毎年補助金を交付し活動の支援を行うなど、厳しい財政事情の中、資金の捻出をしている状況でございます。これまで以上の待遇改善をとる御質問であります。財政事情を考えれば現時点では難しいと考えておりまして、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 民生委員との意見交換等については、町政座談会それから分野別の懇談会等持っていくたいということでしたけども、もちろん町長が民生委員さんから直接町民の今の困難さ等を聞いていただくということ、これは本当に大切なことだと思いますけども、町長だけではなくてやはり各課の担当者、課長さんたちもぜひいろんな課題があると思いますので、それを聞く機会というのを設けていただきたいと思います。それがやはり問題が担当課のほうへ来たときにすぐに解決していただく、その準備ができるという上でも大事なことはないかなというふうに思います。

それから、待遇改善のことについてですが、生活相談員としての報酬も支給されているということで、本当に報酬は支給されているけどもわずかな報酬だというふうに思います。それにもかかわらず本当に民生委員の方々は、献身的に本当町民のために活動しておられるなあというふうに思います。で、私が実際聞いた中で、民生委員さんたちいろんな相談活動されるのに自分の車を使って本当あちこちされるわけなんです。その交通費の実費等は支給されるということですが、本当に細かいいろんな動きのある中で実費の支給というのはどのようにされるのでしょうか。やはり自己負担が多くなるのではないかとというふうに懸念するんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 実費の支給につきましては、すべてがそうした形で支給されていないというのが実態ではなかろうかというふうに思っております。なかなかその辺の支給の仕方ということも一ついろんな面であろうかというふうに思いますので、また組織の中でもいろいろと検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） ちょっと私言い漏らしたことがあるんですが、町長そして課長さんたちに聞いていただきたいと、意見交換をしていただきたいと言いましたのは、個々の問題についてはそれぞれの個々のケースとして担当の課のいろんなやりとりがあると思うんですけども、それをこうつなげてみると、一般的な課題というふうになっているものがあります。具体的に言いますと、例えば、町バスの運行について朝は出る便があるんだけど病院の診察が終わって帰りの便がないとか、それから町から出される文書が非常にわかりにくい、理解しにくい、これを何とかしてほしいというような、そういうどの課にも関係があるような、そういう苦情といいますか、そういうものも民生委員さんたちはみんな受けておられるわけです。そういうような全般的なものについて、やはり課長さんたちにも聞いていただきたいと、そして対策を講じていただきたいということもありますので、ぜひそういう皆さんが聞いていただける場を持っていただきたいというふうに思います。町の、町民のさまざまな問題について民生委員さんたちがキャッチされ、それが行政のほうへ声として出されているような問題が解決できるという意味で、本当に民生委員さんたちの働きというのは非常に大事なものであるというふうに思いますので、これから特に民生委員協議会あたりが活発に動けるような行政の指導等お願いして、私の今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、４番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後１時まで休憩といたします。

午前 11 時 48 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 4、9 番、斎藤和巳君。

○議員（9 番 斎藤 和巳君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、2 点ほど質問させていただきます。

まず、最初でございます。公営住宅についての質問をさせていただきたいと思います。

津和野町の公営住宅は、津和野地域で元藩庁跡団地 19 戸、法心庵住宅 2 戸、中島団地 17 戸、鉄砲丁団地 6 棟、中座団地 16 棟を初めとして 9 団地の 106 戸があります。昭和 47 年度に建設された改良住宅 6 棟、公社住宅サンハイツつわの 16 棟、合計、津和野地域におきまして、11 団地の 63 棟 128 戸が、今、公営住宅としてあるわけでございます。

一方、日原地域におきましては、町営住宅は土井敷団地 26 棟、青原団地 21 戸、清水団地 34 戸を初めとして 4 団地の 95 戸でございます。公社住宅の星の子の 10 棟、若者定住 10 戸ほか全部で 10 団地あり、31 棟で 133 戸であります。全体で 21 団地で 94 棟 261 戸の住宅が全部であるわけでございます。

建設年度で見ますと、一番古い建物は、元藩庁跡住宅の昭和30年に建設されたのが一番古いわけでございます。一番新しい建物は、小川第二団地の平成18年度に建設されたもの
でございます。昭和30年度に建設されたものは、先ほど申し上げましたように元藩庁団地
ほか5棟、31年度建設は中島団地7棟、昭和32年度建設は元藩庁住宅5棟、鉄砲丁団地
の2棟であります。また、昭和45年建築されたものは中座団地の10棟、土井敷団地10
棟であり、町営住宅としては余りにも、言葉は大変悪いのではございますけども、一部の住
宅はみすばらしく、町の住宅としては大変ふさわしくない住宅ではないかと、私はそのよう
に思われるわけでございます。特に、先ほど述べた団地は大変古く、築50年以上を経過し
ていて老朽化もひどくなっている建物でございます。修繕もかなりかかってくるものが予
想されるわけでございます。そういう点から言いまして、先ほど申し上げましたように津和
野地区、日原地域の住宅を比べてみますと、津和野地域のほうが多く古い住宅が今現在ある
わけでございます。日原地区は津和野地域と比べれば、まだ新しい建物が点在しとるわけ
でございます。

私は、総務常任委員会に所属していたとき委員長報告をさせていただきました。全部所管
事務調査で、津和野地区、日原地区、地域両方の住宅等を所管事務調査として調査いたしま
したときに、そのときの委員長報告に、私は特に古い建物は修繕はもちろんでございませ
けども、払い下げも含めて検討する必要があると、このように私は委員長報告をさせてもら
うわけでございます。特に、一戸建ての住宅に関しましては、払い下げが可能ではないか
と思うわけでございます。集合住宅におきましては、それぞれのそこに住んどる方々の意見
を集約しながらの判断になるので難しいとは思いますが、そういう点を含めて、払い下げ等
検討する必要があるのではないかという報告をさせていただいております。その報告をし
てから、数年、かなりの年数がたっておるわけでございます。その間、この私の委員長報告
に対しまして、どのような検討をされていたのか、その点をまず初めにお聞かせ願いたい
と思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、斎藤議員の御質問にお答えをさせていただき
たいと思っております。

公営住宅に関する御質問でございます。津和野町営の住宅戸数でございますけれども、こ
れにつきましては、先ほど議員が御指摘をされたとおりでございます。このうち耐用年数を
経過をした住宅が元藩庁跡、法心庵、中島、鉄砲丁、中座の平屋建て、小川の平屋建て、土
井敷の平屋建ての51棟72戸でございます。この中で法心庵、鉄砲丁、元藩庁跡、中島住
宅を政策空き家としております。

建設計画につきましては、雇用促進住宅をどのように活用していくかの方針決定を見定
めながら、財政状況も考慮しながら今後検討してまいりたいと思っております。修繕につき
ましては、小川団地の屋根塗装を順次行ってまいりたいと考えております。払い下げにつき

ましては、補助金返還や住宅の形式、これは長屋建てであるとか一戸建てであるとかそうしたことでございますが、こうした諸々の事情を考慮しながら検討を行う必要がございます。

いずれにいたしましても、今年度中に町営住宅の管理計画について定める予定でございますので、現時点では詳細な回答ができませんこととお許しをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、答弁をいただきましたことに対しまして、若干再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、法心庵、鉄砲丁、元藩庁、中島住宅は政策空き家としています。その政策空き家とはどういうことを意味しての空き家対策にしているのか、まずその点を1点お聞かせ願いたいというように思われます。

また、払い下げにつきましては、補助金返還という言葉が答弁なされました。耐用年数が過ぎたものに対して、補助金返還が生じるのかどうかというのまず疑問に思います。我々農民が機械を買うのにいろんな補助金導入して購入した経緯もあるわけですけども、その機械が古くなったから次に更新をする、そのときに前の補助金を返していただきたいというようなことは一度も聞いておりません。そうした中に、50年以上たった建物に対して、払い下げ等するのに補助金の返還という言葉が出ること自体が、私はいかななものかと思うわけで、この補助金返還というのは、どういうのが、50経過、耐用年数過ぎたものにもかかってくるのか、その点を詳しくお知らせ願いたいということが1点あります。

また、その中において、対策としまして今年度中に町営住宅の管理計画について定める予定ですということがうたっております。今までは同僚議員が同じような質問を再々しております。そうした中において、今までは、今後検討するという言葉できとったんですけども、今回は初めて今年度中ということがうたわれておりますので、若干私も、本当に改善計画、今からの新築計画に向かって進んでいくんだらうと、このように解釈されて安心しとるわけでございますけども、管理計画というのは、管理する上においては計画は立たなくても、私はいろんな管理するのは、今まで町の担当のほうで、こういうような管理をするちゅうのはできとるので、管理計画を私なりにこの文字を解釈すると、新築を踏まえての管理計画ではないかというように解釈されるのですけども、それについて、その解釈が間違えがあるかないか、その点をまずお聞かせ願いたいと思うわけです。

そうした中において、先ほど述べましたように、私が委員長時代のときに所管事務調査で報告をしたときに、検討するよというよな報告をしておるのに、今までどういう意味で中身が検討されてなかったのかというのは、私としては非常に不満を感じるところでございますので、今まで、数年前に報告に対していまだにやってなかった理由をお知らせください。まず、その点から答弁を願いたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、お答えしていきたいと思っております。

まず、政策空き家ということでございますが、この政策空き家というのは、元藩庁跡住宅等々につきまして大変古い住宅でございますので、そこが空き家になったときに、もうその空き家の住宅は貸し出さない方向で、順次その住宅を空にしていくといたしますか、空にしていく政策、それで全部空になったときに倒すということを言います。政策空き家ということでございます。

それから、補助金返還というのは、これは建設の補助金は議員おっしゃるように、もう50年以上耐用年数過ぎて返しておりますが、その後に公的に補助金を使いましてストック改善とか、そういう改善をした住宅等もありますので、そういう補助金を、後に入れた補助金の返還というようなことで御理解いただきたいと思っております。

それから、管理計画でございます。これは、そういう委員会の報告を受けておりますが、当時から雇用促進住宅の購入についていろいろ考えがございまして、その結論が出るのを待っておったというような、一つにはそういうことがありました。

それから、今年度中に管理計画を立てるというのは、町長の強い方針でもありまして、今年度中にそういう計画を立てていこうじゃないかという方針に従いまして、その方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 目的の空き家対策という格好で、それが、今の現在住んでいる住民の方がおらなくなった時点で、そこを解体して新しいのをつくるための空き家対策と、このように聞き取れたんですけど間違えないかどうか。ただ修繕するための空き家対策なら、別にしなくても空いとるところから修繕をしてから、次の入居者を入れればいいわけでございますので、どうも課長の答弁では、空き家対策として逐次空になった時点で次の計画ということは、新築を踏まえてだろうというので、それ間違えないかどうかその点を確認かめます。

また、先ほどもおっしゃった補助金返還でございますけども、新築の住宅で建てたものは補助金の申請がそれはないのだけでも、修繕に補助金を導入しておるというものに対しては、その分の補助金対策ということでありますので、そうしますと、古いものをいろんな町民から要望を受けて修繕した場合に、補助金を返還しなくてはならないということになれば、いつまでたっても新しいものに建てかえる可能性はないと言わざるを得ない。そうした中において、本当に古い住宅を建てかえるなら、今のところに若干お話をしてもらって、不便はなるかもわからんけどもそこへ移ってもらって、こういうような改修計画がありますので、町単でやる修繕なら別に構いませんけども、補助金の導入までをする補修はできませんからというような形でならないと、いつまでたっても、この補助金返還という言葉がつきまとうじゃないかというように思われるわけでございます。その点を再度詰めてお聞かせ願いたいということでございます。

今年度中に町営住宅の管理計画についてはやるということでございます。今年度中と言いますと、あと半年しかないわけでございますけども、今まで何年間もできなかったものが、

半年でできるのかどうかというのは疑問を感じるのですが、そういうようなことを私は信じて、来年早々には、同じような質問、どのような計画をされたかちゅうのはやらしてもらいたいとこのように思っております。

その理由、遅くなった理由にして、雇用促進住宅のほうを見てからというのが、課長の答弁でございましたけれども、雇用促進住宅を購入するのは、私が委員長をやっておるときの案件ではなかったと思います。これは、最近雇用促進住宅を買うというのが浮上して、今その段階に入って、いろんな条件をクリアして譲渡を受けるというような形になっておるわけでございますけれども、その点に関しまして、雇用促進住宅の状況を見ながらというのは、私としては理由になってないと言わざるを得ないと思います。

もう1件、公営住宅ということでございますので、この通告にはちょっとできなかつたんですけれどもお聞きしたいと思うわけでございます。

まず、警察駐在所の廃署に伴いまして、畑迫警察駐在所、青原駐在所の2カ所が、私が聞くところによりますと、昨年7月に町へ移譲されているのではないかと、このように思っております。それが確かなものかどうかというのを確認したいと思います。もしそれが確かだとすると、青原住宅におきましては二、三人の方が、まだ青原駐在所には——大変きれいな住宅でございます——二、三人の方が、そこへ入所したいからというのを担当課のほうへ行ってお願いをしたというようにお聞きしております。そのときにどのような返答で、入居できなかったかちゅう説明をされたかちゅうのは、定かでないんですけども、それがなぜ、もし1年前に移譲を受けているものが、いまだに入居できていないと、要望がありながらできていないというのは、どういう点でできなかったのかということ。そして、また事実とすれば、1年間以上たってもまだ入居条件が整われていない理由をお聞かせ願いたいと思います。せつかく、県からの移譲を受けた建物でございます。町が受けた以上は、1年置くと家というのは年々古くなるわけでございます。風通しをよくして、家の老朽化を防ぐというのは重々わかっておるわけでございますので、ぜひともそういう方面に関しまして、要望があればそれに沿った対応をするのが当たり前だろうと思います。1年間その要望にこたえなかったとしたら、その家は、ただ閉まったばかりでございます。町の公営住宅として、もし活用されたならば、家賃が何万円にしる、この1月から、7月に移譲を受けたわけですので10カ月家賃もらえば40万ばかりの町の収入は生まれたわけでございますけれども、そういうものも考えずに、今までできなかったということに対しては、どういう意味で応募されなかつたのかちゅう点をお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、空き家対策で住宅を空けていって倒して、そこに新築という計画は、今のところ、現在この藩庁跡とか法心庵等、位置的なものもありますので新築ということは現在は考えておりません。ただ古くなった住宅を取り壊すという計画にしております。

それから、補助金返還でございますが、町単独で維持、修繕をしたものに対してはそればかりではありませんが、公的に、例えばストック改善といひまして、最近では土井敷住宅等の手すりとかトイレとかバリアフリー化のような改装をしております、そういう公的な補助金を途中で入れた住宅については、そういう返還がまだ残っておるといふ場合もございますといふことでございます。

それから、駐在所の引き取りで町営住宅に位置づけしたのは、畑迫と青原2件でございます。議員おっしゃるように、大変長い間、まだ貸し出しということになっておりません。これは、一つにはなかなか作業が進んでおりません。大変申しわけないことですが、建設金額等々の家賃設定がまだできておりませんので、大変町民の皆様には御迷惑をかけておりますが、なるべく早い時期にそういうふうに貸し出していけるように努力してまいりたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの町営住宅については置きますけども、駐在所跡地の分に対しまして課長の答弁がありました。そうした中において、どれぐらい予算かかって、どれぐらいの家賃を決めるかというのが多分できなかったんだろうと解釈するわけですけども、1年以上たつて、空き家にしとぎながらいまだにそれに着手していないということに対しましては、おかしいじゃないかと言わざるを得ない。先ほど申しましたように、1カ月貸すことによって4万円ばかりの家賃は多分見込まれるのではないかと、3万5,000円、あの青原駐在所の跡を見ますと、そうしますと、やはり町の財政が非常に厳しい、厳しいと言つとりながら、片方はそういうような書類をつくらざる、おくれておりただけで済ませる問題ではなくなるわけでございますので、早急に今の件に関しましては処理をして行ひ、もし要望書があれば、その人たちと協議の上、一日も早い入居をする必要があると思ひますので、その点に関しまして、ぜひともそういう努力をやっていただきたいと思ひますのでございます。これで公営住宅についての質問は終わらせていただきます。

次に、木質ボイラーについての質問をさせていただきます。

22年度事業でなごみの里へ木質ボイラーが設置されました。総事業費は7,872万2,700円と大変高額な設備であります。議会へ、そういう設備を設置したいからといふときの説明の中で、詳しくはされなかったんですけども、かなりの灯油等の経費が削減され、また間伐材等の、地元の業者とのもんを持って来ることにより経済的なメリット、またはCO2の削減等で環境性にも考慮された最適な能力の機械を設置するんだといふようにお聞きし、ましてや経済対策、環境対策等で考えますと非常によい事業を導入したんだなといふように思ひ、賛成し、大いに期待したものでございます。

そこで、この4月よりその木質ボイラーが稼働していると思ひますけども、設置後5カ月以上経過しておるわけでございますけども、どの程度経費削減につながっているのかといふ点をお聞かせ願ひたいと。当初業者が言つておる目的に沿つた経費削減率になっているのかどうか、またCO2削減もその程度の当初目的になっているのかどうかといふ点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、設置後約半年ばかりたつわけでございますけども、その約5カ月から6カ月間に使用した中において、どういう問題点が発生したのかという点もお聞かせ願いたい。また今後、6カ月でありますけどやった中において、今後こういう点は改善しなくてはいけないという点があれば、まずその点から御質問させていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、木質ボイラーに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

ボイラーの稼働状況については、6月定例議会でも報告をさせていただいておりますが、その後の状況も含めて報告をさせていただきます。

ボイラーに投入する木質バイオマスにつきましては、一定の基準を設けており、含水率50%以下となっておりますが、7月時点で含水率の高い原料が投入されたことや、形状が規定値におさまっていなかったものが投入されたことで搬送機が詰まり、灯油ボイラーを多く使ったため、7月時の灯油使用量が増加するなどのトラブルが発生をいたしました。

しかし、4月から8月までの灯油使用量は前年に比べ47.3%削減されており、2万6,032リットルの減量となっております。灯油価格が高騰した関係で、チップ原料価格を合わせた経費については、前年に比した経費削減は大きくはありませんが、仮に灯油の前年使用量に今年度単価を乗じた場合、8月までの5カ月間で約100万円の燃料費節約が行われたこととなります。

チップボイラー設置に関しましては、燃料費節約効果を目指すものではありませんが、大義としては、化石燃料の使用量を削減することと、地元林材を活用することによるエネルギーの自給を目指すためのモデル施設ととらえております。

今後は、投入原料の基準を守った上で、燃料効果を高めることや、チップ燃焼がまの火を落とさない方法によって、灯油使用量をさらに減量する方法を検討してみたいと考えております。

このような対策を講じた後、バイオマスエネルギー利用の効果を検証し、今後の木質バイオマス利用に役立てていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど質問した中において、当初目的はどれぐらいの削減率があるのかちゅうのを質問したわけですけども、その点をまず初めにお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 年間を通しまして削減率は、灯油使用量80%削減するというふうに聞いておりますが、現在のところ、先ほど申しましたように47%となっております、平均で。8月時点では56.99%の削減となっております、この辺の削減をしていく方法、今後検討が必要と思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、数字上から質問をさせていただきたいと思いません。答弁によりますと、灯油価格におきましては100万円の削減になったというような、それは灯油価格にいたしましては事実だろうとそのように解釈いたします。しかし片方で、木質ボイラーですので、ボイラーの購入があるわけでございます。今まで8月までにチップ代として122万8,000円という数字のチップ代を業者のほうへ、2つの業者でありますけれども、払っているわけでございます。そうしますと、この答弁書の中には、経費削減は大きくありませんでしたがということでございますけれども、灯油価格の高騰があつて、前年度と一概に比較するというのはいかがなものかと思えますけれども、単純にどれぐらいの経費削減ができたかと言いますと、やはり前年度と比べて、この7月、8月まで7万1,000円の経費の削減しか生じておりません。率にして1.8%の経費の削減にしかつながつていないわけでございます。その原因としては、7月に材質の悪いものがあつて、かなりの灯油代が要ったちゅうのも一つの理由になるわけですが、それぐらいしか、大きな7,800万も投資した金額の割にしては、余りにも経費削減につながつていない。

そういう点に関しまして、私の資料では、当初導入したときの概要に、チップボイラーの規模のシミュレーションを行い、経済性・環境性に考慮した最適な能力で選定しますということで、業者から来ておるわけでございます。その業者のものの書類を見ますと、約98%、2%しか灯油が要らないですよと、従来より。それでも現実には47%しか削減されてないということで、98%の削減をうたい文句に、業者の方がこういう木質ボイラーの設置のときにやっつて、チップボイラー導入概要で担当課長も重々わかっていると思えますけれども、それを言うとき余りにも差がひど過ぎるのではないかと云わざるを得ない。

その点に関しまして、その導入を入れた業者が東洋熱工業株式会社さんでございます。そこへ、当初あなた方がうたわれている、90数%の経費削減になるんですよといううたい文句に余りにも差があるが、どういう原因でこういう形が出るんですかというのを、担当課として東洋熱工業株式会社の方に問い合わせしているのかどうか、その点をまずお聞かせし、それが問い合わせしているのなれば、どのようなことで、私どもがシミュレーションした90何%削減にうたっていないんですよという点を明らかにしていただきたいという点でございます。

また、木質ボイラーでございますので、もう1点違った角度でボイラー導入に関して質問させていただきます。「山の宝でもう一杯！」というようなキャッチフレーズで、この9月10日に津和野町が新聞社に資料を渡して、このように報道されております。津和野間伐材や地元業者に出荷して木材チップ化したもので、「山の宝でもう一杯！」というプロジェクト、この10月から3カ月間ほど社会実験として本格導入を目指す。木材の買入れ価格は1トン当たり3,000円、それに地域商品券の「こだま券」を3,000円上乗せして、環境なり経済効果にもあり間伐にも益する、山林のいろんな間伐等の推進にも当たれるというキャッチフレーズでございます。非常によいことだろうというようにお聞きしとるわ

けですけども、それが10月から3カ月始まるわけでございます。それが可能かどうか、その点をまず1点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほど、議員さんのほうから98%削減という数字をお聞きしたんですが、私の記憶では年間通してはそのような形は無理だと聞いております。ピーク時に、夏場の余り加温が必要がない時期に、ほとんど使わなくて済むような計算になっておるといふふうに私自身は理解しております。

それから、その関係で東洋熱工業のほうに問い合わせをしたかということではありますが、そういう問い合わせはしておりません。先ほど町長の答弁にもありましたように、種火を消さない方法で灯油使用量を減らすことができないか、その辺の相談を今かけておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員御質問の「山の宝でもう一杯！」プロジェクトの関係でございまして。自伐林家の育成事業でございまして、10月に入りまして実証するという方向で今対応をしております。12月までということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私の資料によりますと、前年度灯油が年間17万5,000リットル使うとすると、なごみが。それでも、この木質ボイラーを導入することにおいて灯油は4,000リットルしか要りませんよと。4,000リットルというと2%なんですね。逆算すると98%の灯油の削減につながるということです。そのかわり片方では、チップ入れるのでそういうような形のボイラー、チップの材質にもよってボイラーの若干の変動あるけれど、基本的な概要はそういうようなことをうたわれての導入だと、このように解釈しております。98%という数字を出したわけでございます。

また、このように補助金適用後の返還の、3,700半額なんですけども、それを回収するのにシミュレーションでは5.5、5年とか6年で、半分補助金残の3,700万というのは償還できますよといううたい文句でシミュレーション組んだらございまして。そうした中に先ほど申しましたように、今現在では1.8%の削減率、金額にして合計で7万1,000円しか5カ月間で経費の削減、金額的に言いますと、そういうことになるとるわけですね。とてもそれでは、そのシミュレーションのように5.5年で償還できる、3,700万という数字が、とてもできない数字でございますので、ぜひともこの分に対しましては、えらい最初のうたい文句と中身が違うじゃないかというのを十二分に吟味していただいて、東洋熱工業のセールスマンとの交渉し、どういうものが原因か、どういう模様をクリアすればあなた方がシミュレーションした問題に近づける数字に、近づけるといふのは十二分にやっていただきたい。その点再度お聞かせ……。

先ほど、山でもう一杯というので10月からやるということを言われました。私の調べでは、今現在、なごみの里にボイラーを導入される2業者がおられます。1業者は地元でござ

います。1業者は多分横田だろうとこのように思っておりますけれども、そうした中において、「山の宝でもう一杯！」のキャッチフレーズの中に地元の業者を利用して、その間伐材をそこへ持って行ってお金をもうけて一杯やろうじゃないかという発想ですので、私が聞いたところ、今、津和野にある業者は、それをなごみの里へ搬入を今ストップさせております。その理由は、担当課長も十分お聞きしておると思いますので問いませんけれども、そういう状態の中で、10月から実施するということになる、津和野の業者がなごみの里へチップを搬入しない状態の中で、10月から実際に、本当に地元の者が、津和野の業者へ持って行くことが可能かということ聞いとるわけでございまして。そうしなくと、よそに持って行くんなら、わざわざ津和野の者が横田のほうまで持って行くことはございませぬ。津和野地域だこそ、近くだから1トン当たり何ぼになるからちゅうて、持って行く可能性が大いにあるわけでございまして、その点に関しまして、本当に10月から町民の方が軽トラックに持って行って1トンとか、まあ4トンダンプで持って行ってやるときに、地元の業者が受け入れ態勢が可能なかどうかという点を再度お聞かせ願いたい、このように思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず、最初の目標に達してないということに関しましては、私自身もそう思っておりますので、業者のほうと今から重々検討しながら目標数値に持っていけるように努めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 失礼します。「山の宝でもう一杯！」プロジェクトの関係でございまして、チップ工場のほうへ一応納品するというふうなことで、今、2社をお願いしております。日原、津和野地域1社ずつでございまして。そこに納められた木材をチップにするということで、その行き先が、すべてなごみに行くというふうに当初から想定をしております。あくまでも今の事業については、手入れができました民有の針葉樹林を整備したいというふうなことでございまして、そのあたりを含めて地域経済も活性化したいということでございまして、そこに納めた物がすべてなごみに行くというふうな想定でございませぬので、10月1日から業者のほうでは対応をしていただくというふうなことで話を進めておるところでございまして。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ということは、津和野地区では日原に1カ所、津和野地域に1カ所あるということですね。そんですと、やはり津和野地域の者は津和野の業者へ持って行くという格好で、ましては日原まで津和野地域の者が持って行かなくてもいいわけですので、そうした中において、ぜひとも津和野地域の者は、津和野のチップをやるところに持って行くようにしなくてはいけないだろうというように思われます。そうした中において、私の今の分ではとても津和野地域の業者の方は受け入れが難しいだろうというように解釈しております。そうした中において、それでも一応、そういう町との約束だからと、受けるからということになれば話は別ですけども、私の想像で物を言うちゃあ大変失礼で

はございますけども、今の状態ではできないのではないかとこのように考えておりますので、早急に津和野業者の方と相談され、実際に10月から稼働できるかどうか再確認をして、この事業を進めていってもらいたいと思うわけでございます。

それではまた、ボイラーのことに返しますけども、やはり先ほど申しましたように、今現在の、今の削減率では、いつまでたっても当初目的であったシミュレーションに描かれていた5.5年で回収できるんだというようなことに対しまして、若干、今の答弁で今から話しますということになりますと、私としては遅いんじゃないかというような気がします。今後、どのような材質によって削減率が上がるかわかりません。また、灯油価格の高騰によりまして、実際には、投資したけども経費削減には直接つながらなかったという点も生じてくる可能性もなきにしもあらずでございます。そうした中において、今のままでいくと、年に数……、7万何ぼ、半年で7万。約、今からいくと、単純に計算しますと、年に15万ぐらいしか経費削減できんようになるんじゃないかというような計算が成り立つわけですので、そうした中において、やはり修理のかからない時期にある程度稼働率を高めていかないと、三、四年たちました、やはりどこどこ修繕しなくてはなりません、あれがなりませんと言うて、一つの修繕に何百単位の金が導入されるということになると、何のために経費削減でやったのかということにもつながるわけでございますので、その点を十二分に認識していただいて、その事業をやってもらいたいと思います。

先ほど最初の質問の中にも、CO₂の削減率が現状の90%以上削減されるといううたい文句で導入されておるわけですが、CO₂の削減に関しましては、実際にそのようなデータをとっているのかいないのか、その点についてお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 木質バイオマスにつきましては、カーボンオフセットと申しましてCO₂の換算をしなくてもいいということになっておりまして、灯油使用量によって削減効果というのが出てきます。その辺では、今まで申しましたように47%の削減しかになっておりませんので、到底目標値に達してないということになるかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今現在47%削減率。そうしますと担当課長としては、どれぐらいの削減率ならば、まあまあという数字の、自分なりでも結構ですのでお持ちなのかお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私の答弁の中で申しましたが、年間を通して80%の灯油使用量の削減は目指さなければならないと思っておりますので、そこに到達するまで努力が必要かと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは最後に、農林課長へ再度、私は要望した点を十二分に業者と御相談の上、確実に10月からその事業が遂行されるような努力をしていただけることを願い、私の質問を以上にておきたいと思っております。ありがとうございました。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは後ろの時計で2時まで休憩といたします。

午後1時48分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序5、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告しておきました件について、逐次、質問をさせていただきます。

まず1点目、公衆便所について3点ほど出しておりますが、1点目に、本年3月に起こりました東日本の大震災で未曾有な被害が出て、いまだ復興のつち音さえ聞こえないような現状の中、今度は台風12号により紀伊半島で豪雨災害が起こっております。多くの観光地に影響が出ておるわけでございますが、秋の観光シーズンが到来いたしましても津和野町でも観光にそういったものに影響が少しはあるのではないかというふうに思っております。この際、商工会、観光協会は、総力を挙げて観光客の誘致に取り組んでいただきたいと、このようにも思っております。

また、町の商工観光課におかれましても、観光客の受け入れ体制の一環として、公衆便所の整備は必要不可欠であります。これから申し上げますことは、私の一家言としての見解がなく、町民の方、観光客の声として検討していただきたい、このように思っております。

それでは第1番目に、嘉楽園の公衆便所についてお尋ねをいたします。

この公衆便所の移設については、もう何回か私も質問をしてきておりますが、まだ、いまだ移設の計画が立っておりません。ことしも高等学校の野球部の親善試合、また、少年野球のつわぶき杯には、県外チームの広島、山口県からも多くの参加があり、選手、父兄が多く来られるわけでありまして。ことしは、SL健康マラソンも高校のグラウンドから出発をされております。

今、嘉楽園にある便所は、本当、あの付近は大変照明もなく、大変暗い場所にあります。また、あの便所は本当に悪臭がする便所であります。早急に移設を検討され、実施の方向で対応していただきたい、このように思うわけでありまして、嘉楽園の入り口に高等学校の屋外便所があるわけでございますが、この付近に、高等学校と共同で使用できるような便所が建設できないか、もちろん高等学校の敷地を借用するということになると思いますが、嘉楽園内に、まあ、町有地でありますんで、建てられれば別であります、そういった土地の選択は難しいのであれば、高校の土地とも借られまして、そういった建設に前向きな取り組み

みができないか、ひとつ執行部におかれまして検討をしてみたい、このように思います。

2番目に、永明寺下の公衆便所についてであります。

昔、永明寺の参道より少し入ったところに、津和野町の旧斎場があったわけですが、ここに公衆便所があったわけでありまして。斎場が廃止とともに便所も解体されました。この場所の建設も何回か質問をしておりますが、観光客の方は、永明寺付近の寺や、また民間の家に生理現象をお願いに行かれるわけでありまして。大変、付近の方からもいろいろそういったお話を聞いておりますが、現在、永明寺下の町営駐車場があるわけでございますが、ここへ、前から申し上げておりましたが、防火水槽があるので難しいというふうな、前には答弁があったわけでございますが、この付近に民有地を借り上げられる場所があるわけでございますが、公衆便所の新設について、この場所に年次計画をしていただきたい、このように思うわけでございますが、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3番目に、便所の話ばかりいたしますが、鷲原公園内の公衆便所の改築が完成しております。もとの場所にどうしてできなかったのか、これについてまずお聞かせをいただきたい。

今回、民有地内に建設をされておりますが、土地の所有者サン電子工業株式会社との土地の賃貸借契約についてお尋ねをいたします。まず、建物の土地使用の面積はどのぐらいでありますか。また、賃貸料は幾らでありますか、そして契約年数、契約更新は毎年度されるわけでありますか、また、その他の契約条件についてお尋ねをいたします。

また、ここに公衆便所を設置されました関係上、お寺の参道があるわけでございますが、この通行について、町はどのような協議をされておりますか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公衆便所に関する3つの御質問でございます。

まず、嘉楽園内の公衆トイレと、津和野高校のグラウンド内トイレとの共同建設、共同使用はできないかとの御質問についてでございますが、この件の可能性に関しまして、所管部署である島根県教育庁教育施設課に問い合わせを行ったところ、結論から申し上げますと、現状では実現の可能性は極めて低いと言わざるを得ないと判断しております。理由といたしましては、高校内の施設は、教育関連の行政財産であるため、基本的に用途範囲が限られ、いわゆる不特定多数を対象とした建設、運用はできないとの見解であり、現行の財産管理のあり方からも、やむを得ないことではないかと考えております。ただし、現場、これは津和野高校でございますが、現場の考えや意見も聞いてみる必要はあるとのことでございますので、津和野高校側と協議をしてみたいと考えております。

次に、永明寺下町営駐車場の付近の民地の借り上げによる公衆トイレ建設計画についてでございますが、町有施設の整備に関しましては、建設に必要な用地を購入等により取得し、

整備をすることが原則でありますので、実際に計画をすとなれば、まずはそのような工程を踏まえるべきと考えております。

永明寺付近における公衆トイレ設置の必要性は認識をしておりますが、建設計画につきましては、御承知のとおり、現地は公共下水道の認可区域であり、同事業の進捗状況に合わせ検討したいと考えております。

最後に、鷲原公園隣接のサン電子工業株式会社所有不動産物件に係る、同社と津和野町との土地貸借契約の内容は、以下のとおりでございます。

まず、土地が10筆、合計面積4,524.68平米、家屋、工場ほか9物件、合計面積1,106.40平米でございます。

賃貸料は無料、契約年数は1年間、ただし、満了日までに町から契約終了の申し出がない限り、引き続き更新をされます。

なお、その他の条件といたしまして、本契約に係る土地、家屋に課税される固定資産税は、全額免除することとしております。

なお、トイレの建設に当たりまして、当地に至りました経過、あるいはそこまでの道路等の使用の条件、こうしたものにつきましては、副町長のほうから回答させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それでは、嘉楽園のもとあった場所に再建築ができなかったという理由でございますけども、私どもも建設当時というのは詳しく伺ってませんが、県の教育委員会、文化課になろうかと思っておりますが、そこでの協議をいたしましたところ、現状が文化財の施設の中でございますので、そうした物件については極力外すようにという指導を受けて、別なところを模索したということでございまして、現在の位置にさしていたというものでございます。

それから、通行の協議ということでございますが、あそこの入り口、ちょっと狭くなっておりますけども、その点につきましては、従来からいろいろ協議がなされてきておったようでございますけども、端的に申し上げてあれなんですけども、町と、それから旧大宮電機株式会社、今、サン電子でございますけども、その2団体につきましては、通行を、まあ、許すちゃあ、おかしいんですが、その私有地に一部ありますので、許可をいただいているという契約書をお互いに結んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 永明寺下の公衆便所の件でありますけども、この地域は公共下水道の認可区域であると、そうした上で、事業の進捗状況にあわせて検討するとの答弁がありますが、そうしますと、この地域の公共下水道の計画について、何年度ごろには、ここに公共下水道の着工を見るのか、完成は何年度ごろになるのか、何十年も先ということはない

と思いますが、今、公共下水道の計画がどのようになっていますか、まずこれについてお尋ねをいたします。

鷲原公園の件であります、土地賃借契約の内容では、土地が10筆で、面積は4,524平米、家屋、工場外9物件、全部で5,631平米ということですが、公衆便所は、この敷地内にどのぐらいの面積で建っておるのか、質問の仕方が悪いと思いますが、賃貸料は無料との答弁でありましたが、私は当然無料というふうなことには思っておりませんでした。質問の中でも、その他の契約条件についてと質問をしております。契約書の中に固定資産税は全額免除とされているようではありますが、金額についてお尋ねをしたいわけですが、これは、税法上の問題やら、個人情報保護の観点から公表はできないというふうな答弁をされるんじゃないかと思いますが、できましたら、せめて、どのぐらいの金額であるかぐらいは公表できるのであればお尋ねをいたしました。できんにゃあ、また22年度の決算の特別委員会もありますので調査したいと思いますが、この便所の面積について、まずどのぐらいあったのか、あるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 下水道の計画のお尋ねでございますが、現在認可区域になっております高岡通りから西側につきましては、議員御指摘のとおり、認可区域になっておりますが、まだ未施工でございます。

計画年次につきましては、この高岡通り、町としましては、下水道と、並びに地元からも要望もあつたりもしまして改良計画がございます。この両方を町としましては一緒にやるという長年の懸案の事項で思っております。さることながら、この路線が重要幹線であることから、交通規制も避けては通れないということございまして、今、県が進めております柿木津和野停車場線のバイパスがこれが完成が27年というふうにお聞きしてございまして、その後をその完成を見ますと、幾らか交通の緩和も見られるのではないかという気も、希望的観測ではありますが持っております、その後を基準としてその後に計画がなろうかというふうを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） トイレの面積でございますが、延べ床面積は26.15平米でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 今、課長の答弁で、土地は26平米ばかりであります、今、金額は何ぼで減免されておるか分からないわけでございますが、土地の借地料として、毎年、固定資産税が免除されるわけでございますが、この町のほう、この減免をされたこの金額と、さっき課長が答弁しました26.15平米のこれを対比しますと、この免除金額が本当に妥当であると判断をされておるのか、金額は今わかりませんが、どれが妥当であるかというふうなことは申し上げることができませんが、今回の契約で、この中で、大体合計しますと、建物と一緒に5,631平米の使用が可能であるように聞いておりますが、そう

しますとこの維持管理はどこが行うことになるわけでありませうか。町と土地の契約をされておりますので、この維持管理は町が行われることになるのか、それとも鷲原地区の自治会か、流鏝馬保存会があそこにもありますもので、そういうところへ依頼されるお考えでありますか、そうすると町との覚書が交わされておりますか、それについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 減免について、先ほどちょっと答弁のところでも漏らしてしまいましたが、議員おっしゃるような考え方で、この場での数字についてはお許しをいただきたいと思ひます。

この土地全体に係る減免という、その面積に対する金額の妥当性でございますが、これにつきましては、この貸借契約では、先ほど言ったすべての土地を年間を通して、この契約条文によりますと、土地家屋を年間を通して、公的イベント開催等のために使用するということになっておりますので、公衆トイレに係る部分の面積にかかわらず、全体について年間を通して町が使わさしていただくという考え方でございまして、主には、流鏝馬の開催のときの臨時駐車場なり、流鏝馬の馬をつないでおくとか、そういったようなものを中心になるかと思ひますが、契約書上は年間を通して公的イベントを開催するために使わさしていただくというような契約でございますので、全体的に、固定資産税については、減免をするという考え方に至ったものでございます。

それから、管理でございますが、これにつきましては、地元の自治会さんへお願いをしております。流鏝馬の道具も少し入ったりしておりますが、草刈りをしていただいたり、それから、その工場の跡ですので、どうしても傷みがきたりします。そういったものについても、必要最低限のところでも地元の皆さんに補修をしていただくというようなこともお願いをしておるところでございます。委託料については、そういうことでお支払いをしております。

なお、管理に係る覚書等の文書、書面ですが、それについてはございません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 鷲原神社の維持管理については、膨大な面積でありますので、町のほうでそれなりの対応をされるように強く要望をしておきます。

続いて、造林事業についてお尋ねをいたします。

町行造林についてお尋ねをいたしますが、この事業は、昭和46年ごろより始まった、当時津和野町でも6軒ぐらい、大変少なかったと聞いておりますが、現在、津和野、日原地区別に、地権者数及び面積についてお尋ねをいたします。どのぐらいあるかをお示しいただきたい。

また、当初は35年間の契約でありましたが、今年度までの契約の更新は何%終わっておりますか、当初の契約年数は35年でありましたが、今回開催されまして80年に延長されたと聞いておりますが、仮に現在55歳の地権者が更新するとすれば、残り45年先にもう100歳にもなるわけでございますが、全地権者は80年に延長された契約改正を知って

おられるのでありますか、またこのような指導は県からされるのでありますか、お伺いします。

また、契約の更新ができない場合であります、地上権の設定ができないと思うわけですが、その場合、町は権利放棄をされるのか、それともどのように対応されるのか、伺いをいたします。

また、公社造林についても、町行造林と同じと思われませんが、面積、地権者数、そして契約更新も80年に延長されるのであるか、契約等が町行造林と同じようなことであろうと思いますが、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、造林事業に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、町行造林事業費についてであります。

現在の町行造林事業地のうち、津和野地域の契約件数が116件、造林面積が338.88ヘクタール、契約者数150人、日原地域の契約件数107件、造林面積386.27ヘクタール、契約者数131人となっております。

契約期間ですが、津和野地域は、昭和46年度から昭和59年度までの契約が35年間、その後は20年間延長し55年間に、日原地域は、昭和43年度契約が40年間、昭和48年度から昭和49年までの契約が5年間延長し、45年間、その後、さらに5年間延長し、50年間にしております。契約期間が35年のものが52件ありまして、長伐期変更契約の同意をいただいた件数が10件で19%でございます。現在のところ契約更新手続を行っておらず、早期に対応するように指示をしているところでございます。

長伐期施業への移行に伴う契約延長は、本町において、平成15年度より、島根県林業公社が開始をしており、町行分収造林事業においても、公社に倣い、契約期間を80年に延長することが、契約の切れる平成19年度以前から検討されてきたものと思われま。

現在、分収契約が切れている契約数が21件、今年度が4件ありますので、今年度の早い段階で契約更新を行わなければならないと考えております。

次に、「契約年数を80年とした場合の制度の正当性について」の御質問でございますが、御心情はよく理解をできますが、制度としては問題がないと考えております。町は、造林地の現状を確認し、適正な管理に努めておりますが、契約者に対して、管理状況や経営状況を十分に伝えてこなかったこともありますので、契約更新に当たっては説明を十分に行い、契約者に理解をいただく必要があると考えております。

次に、「標準伐期齢は35年であるのか」との御質問でございますが、現在は、高津川流域森林計画及び市町村森林整備計画で定めている標準伐期齢は、杉が40年、ヒノキが45年としております。

最後になりますが、「地上権の消失に伴い、権利放棄をするのか」との御質問ですので、町の基本的な考えを説明をさせていただきたいと思えます。

民法第269条2項には「地上権の消失したときは、地権者から樹木を時価で買い取ると通知されたときは、正当な理由がない限りこれを拒むことができない」、第167条2項により「地上権は権利を行使しない状態が20年間継続することにより消失する」とあり、地権者が買い取りを申し出ない限り20年間は地上権が継続されると解釈をしております。

時間的な猶予があることから、契約更新をお願いしても理解がいただけない場合であっても、契約者のお考えを聞かせていただく機会を設け、町として長伐期施業の必要性を理解いただくための努力は必要であると考えております。仮に理解いただけない場合であっても、公費を投入した事業でありますので、現時点では権利放棄は考えておりません。

続いて、公社造林事業費についての御質問でございますが、公社造林事業地の面積は、日原地域が832.90ヘクタール、津和野地域が590.07ヘクタール、合計1,422.97ヘクタールであります。また、契約者数は、日原地域134人、津和野地域154人、合計288人でございます。

公社造林事業については、日原地域は昭和40年に、津和野地域は昭和41年に事業に取り組み始め、当初、契約期間は、48年から54年で契約を締結しております。

しかし、公社造林においても、近年の木材価格の低迷等により、契約期間内での採算のめどが立たない状況もあり、平成15年度より、契約期間を80年に延長する長伐期変更契約を契約者に対してお願いをしているところでございます。

現在の契約総件数は85件ですが、約半分の45件が既に長伐期変更契約を締結しており、未契約団地は40件あります。地域別では、日原地域では契約件数55件のうち未契約20件、津和野地域では契約件数30件のうち未契約20件となっております。

公社造林事業においても、契約満了が近い団地から長伐期変更契約のお願いをしているところであり、公社造林の規約等については、町行造林が公社造林の規約に準じているため、基本的には同じ内容となっております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 御答弁いただいた中で、契約年数が80年とした場合の制度について、制度として問題がないと考えていると、このような説明をされておりますが、当初計画は35年であったわけであります。その契約期間が長くなったので問題はあるというふうに私は思っております。35年の契約が52件であったようでありますが、そのうち変更の同意をされた方が10件、19%、このような現状であるというふうに申しましたが、制度に問題があるから更新がおくれているのではありませんか。これについて、今後どのように地権者に対して行政は対応していかれるのか、まずお聞かせをいただきます。

また、私も山のことは素人であんまりわからないわけでございますが、町行造林の利益配分についてお伺いをしますが、土地提供者の所有者が40%ですか、町が60%の配分の割合があると、このように聞いておるわけでございますが、また標準の伐期齢ですが、杉が40年、ヒノキが45年であれば、この五、六年のうちに既に伐採は可能になるというふうに思われます。そうした場合に、いろいろ、山の条件、また搬出場所の条件にもいろいろ左右

されると思いますが、もし、こういった地権者が山林を売却するとすれば、町にも、埋蔵金と申しますか、余分な金が、思わぬ金が入ってくる可能性があるわけです。これについて、町長はどのように思っておられますか。期待をしておられるのか、全く期待ができない状況であるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 長伐期施業計画の関係で、今10件の同意というふうなことでございまして、これまでなぜ進まなかったかというふうなことでございまして。その理由については、実際のところ21件切れておる中で10件というふうなことで、そのほか11件については、相続が既に発生をしております。担当のほうで、すべて一括で処理したいというふうな考えでこれまで来ておりましたが、今おられる方がいつどうなるかもわかりませんので、とにかくそのあたりを先にして対応しないと、また相続が発生するというのも問題であるというふうなことで、今年度とにかく、今生きておられる方については対応したいというふうなことを考えておるところでございまして。あと、相続の関係については、戸籍等調べないといけませんので、その関係で、なるべく早い段階で相続アンケート等をつくりまして対応したいというふうなことでございまして。一番遅くなっておるのは、相続関係図をつくるのが遅くなるとおるところでございまして。

それから、制度として問題がないというふうに町長がお答えをしておりますが、契約としては問題がないというふうなことでございまして、山の育林というのは、町行造林、公社造林についても、35年なり、45年というふうなものというのは特異的なものでございまして。今まで、山に木を植えましたら、家の木を出すために、孫のため、ひ孫のためにというふうなのが通常の山の考え方でございまして、そのあたりでは、私個人としては違和感がないというふうな思いをしておるところでございまして。

それとあと、町長のほうからもお話があるかと思いますが、切った後の分収金でございまして。今、町行の考え方は公社に準じております。ということで、公社の考えというのが、山の木が100万円の資産価値があったとして、木を出した段階で幾らになるか、例えば素材生産費が50万円必要としますと、残りが50万になります。それを4分6分で割ると、分けるというふうな形を考えておまして、今、80年の段階では木材価格がある程度安定して、高値で推移しておるというふうなこともございまして、公社のほうで80年というふうな設定をしておりますし、町のほうも80年という数字はそこから出してきておると。で、公社と町行が差があつてはいけないというふうな配慮もあるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 木材は伐採したときに、町として埋蔵金という考えがあるかというような御質問であったわけでありましてけれども、先ほど担当課長がお話ししたように、収益は、実際に木材を搬出して、そこから素材生産の事業費ですけれども、手出し等の経費を除いたもので、そこから分配を所有者とするわけでありましてけれども、残念ながら、現行の木材価格、そして伐採の、それから搬出の経費、そうしたものを計算をいたしますと、残念

ながらそこに収益が生まれてくるような時代というか、状況にないというのが現行でございます。そうした中で、この分収、町行造林を始めた当初の木材価格がまだ推移されておればそうしたことも考えられたかと思えますけれども、現行ではそういうような状況にはないというところであります。ただ、そういうこともありまして、この80年の契約にするというのは、木を80年生かしていこうという考え方であります。そこには、これから間伐を施し、残す木を長伐化をしてそしてそこに価値を見出していこうと、そういう考え方を今進めていくということでありまして、そういう思いの中から、昨年から京都大学からタケウチ先生という先生をお招きをいたしまして、また、ヨシノ林業からも作業道つけるプロの社長にもお越しをいただいたりしながら、もう一回津和野の山づくり、80年後に価値が出る森づくりをしようということで、昨年から取り組みもしているということもあわせて御報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長のお話を聞いてりゃあ、なんか埋蔵金は出てこんような話であります。大変寂しい思いがしておりますが、まあ80年も先といいますと、地権者の方も相当な年齢になるわけでございますが、これは、またの機会に質問したいと思えます。

続いて、公共事業についてお尋ねをいたします。

後期工事の発注をというふうに申しておりますが、建設業の実態を少し申し上げておきたいと思えます。

島根県下の建設業の実態を申しますと、大臣許可の業者が50社おられます。これを、県内の認定の、知事が認定した許可業者が3,129社あるわけでございます。平成16年度3,694社あったわけでございますが、この6年間で511社廃業されました。実に16.2%の減少をしておるわけでございます。建設業の11社も平成16年度は3万9,091名おられたわけでございますが、21年度の5年間で6,368人減少になっております。実に16.3%の減少率であります。

公共事業費についても、平成10年度2,838億円という数字が県の発注工事でもあったわけでございますが、平成22年度、昨年度は1,093億円、実に1,745億円の減少であります。こうした中、建設業の異業種への進出もなかなか進まない、そういった中で廃業を余儀なくされる業者もあるわけでございます。建設業者や従事者の減少は、これから訪れます除雪作業や、また、災害の対応などに影響が懸念されるわけであります。

今、申し上げました数字が、これが今現在の建設業の実態であります。これは別にいたしまして、後期事業がどのような発注計画でありますか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 回答に当たりまして、先立ちまして、今回から回答の仕方を少し変えさせていただいております、議員のほうにも失礼がないように町長はすべての回答をこの答弁席でしようということに議会とも御相談をし、させていただいております。

りますが、まだなれませんが、先ほどは自席で回答をしてしまいました。大変、後山議員には失礼でありましたこと……を心からおわびを申し上げたいと思います。

それでは、公共事業に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

後期工事の発注見通しにつきましては、予定価格が250万円以上と見込まれる工事について、毎年4月1日、10月1日をめどに公表することとなっており、現在、各担当課あてに調査依頼を行っているところであり、取りまとめ後、ホームページ上で公表する予定にしております。

現段階においては、町営駐車場舗装工事を10月に入札予定、町道円の谷線災害防除工事、町道滝元線排水路整備工事、町道野坂西線道路拡幅工事の3路線を12月に入札予定としているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、最後になりましたが、東日本の災害についてお尋ねをいたしたいと思います。

9月の1日に全員協議会において、視察の報告は、議会は受けておりますのでわかりますが、町民は、町長以下課長さんあたりが視察に行かれたことは全く知りませんので、そういった意味においても質問をしておきたい、このように思っております。

東日本の大震災から早くも7カ月も過ぎたわけですが、8月31日現在、死者1万5,741名、行方不明者も4,467名、避難をしておられる人も8万3,000人というような状況であります。こうした死亡された方々には、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々、一日も早い復興を願うものであります。

今回、町長が視察されました岩手県盛岡市、山田町は60%以上の家屋が大津波により水没し、その上、電線の火花によりプロパンガスが爆発した、被災した家屋が猛火に包まれ、灰じんに帰した町として報道されたことを記憶にしております。町長は、この山田町へ視察され、何を最優先の順位とされ、津和野町の防災計画の見直しを考えておられますか。また、防災無線が津和野町にはないわけですが、防災行政無線について、県下23の市町村のうち、旧です、23市町村のうち14の旧町村が未整備であるように聞いております。旧単位でありますので、津和野も日原も別々にカウントされておりますが、東日本の大震災を受け、未整備の町村は、整備計画を、計画をするような動きが今島根県であるわけですが、津和野町は整備計画を検討する上で、財政難の中で予算をどのように確保されて、どのように計画をされていきますか、これについてお尋ねをしたいと思います。

また今後、被災町村から物資や職員の派遣等の要望があった場合、どのように対応されますか。個人的なことを申し上げますと、私たちが阪神淡路大震災の折、執行部と議会とともに3,000食の食料を持って神戸へ行ったことを思い出しております。

町長、行かれまして、もし今度、山田町、まあ、ほかの町村からでもいろいろあろうと思いますが、被災地よりこういった要請があれば、即対応できる態勢に、今から準備されておくべきと思うわけですが、もしくは職員の派遣、救援物資等のいろいろのことが、

もしくはそのような申し出があったときに、どのぐらいまで準備できるのか、また対応できるのか、職員の派遣についてもどのように津和野町は対応できるかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、東日本大震災に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

6月22日に吉賀町と一緒に、このたびの東日本大震災にかかわる岩手県視察を行い、町長がお亡くなりになられた大槌町や釜石市、山田町を訪問してまいりました。視察の内容については、先般の全員協議会において報告をさせていただきましたとおりであります。視察先の一つである岩手県山田町の沼崎町長には、御多忙の中、短時間ではありますが御対応いただき、本町の災害対策にとって非常に有意義なお話を聞かせていただきました。沼崎町長に対しましては、このたびの視察を御縁に、今後、必要物資等があれば、最大限支援をしていきたい旨をお伝えをしたところでございます。

職員の派遣につきましては、山田町に対しては申し上げておりませんが、震災後、県町村会を中心に職種別に随時取りまとめを行っており、被災地との連携の上、調整が行われている状況であり、今後、要請があれば積極的に派遣をしていく考えであります。これまでに当町からは、消防長官の指示による広域消防職員を初め、保健師2名を被災地へ派遣しております。

なお、今回、この岩手視察から学び、何を思っこの津和野町のほうへ最優先に生かしていこうとされておるかという御質問であったかというふうにも思っております。いろんなお話を聞いてまいりまして、すべてが大変意義のあるお話であったわけではありますが、やはり、現況の津和野町と照らし合わせたときに、早急に取りかからなければならないことということ、これがまずやはり災害が起きたときに、こういうことは津和野であってはいけない話ではありますが、仮に起きたときに、いろんな各地から支援の人材、人が入ってくるわけがあります。これは、例えば、ボランティアであり、あるいは消防署員、そうした公のもの、さまざまなものが入ってくるわけでありまして、こうしたものをどういうふうに入れ体制をとって有効的に配置をし、また、お願いをしていくのか、それも民間のボランティアであるものと、また消防署員というように公的に入ってくるものとは指示系統がそれぞれが違いますので、そうしたことをしっかり明確にしていきながら、その受け入れ体制を整えていくということが今回非常に大切だということを感じたわけでありまして。そうした中で、現状この津和野町にとって課題であるということは、これは、益田と吉賀町と同時に取り組んでいかなければならない問題でありますけれども、そうしたもののその受援計画というものがまだできてないという状況でありまして、今後こうしたものを益田流域の中で他の1市1町とともに計画づくりに早急に携わっていかなくやならんではないか、そんなことを感じた次第でございます。

また、本町がつくっております防災計画でありますけれども、今回、山田町の場合も防災計画をつくっておられましたけれども、しかし、実際こうして災害が起こってみると、限られた職員がすべての計画に同時に携われるようなそういう余裕がない、そういう状況でありまして、具体的に言うならば、ある職員を避難所へかなりの人数を配置していかなきゃならん、そうすると本部のほうが、計画にはつくっておりますながらもそこに、実際起きてみると配置をする人員が足りなかったという状況が出てきたということでありまして、津和野町の場合も実際のこの防災計画がいざ起きたときに本当に人員が現実的に配置できるのかと、そうしたことも考え合わせながらこの防災計画を見直していかなければならないというふうに感じたところであります。そのほかにも仮設住宅を実際、ちょうど避難所から、仮設住宅ができ上がりました、移る、そういう、ちょうどその時期であったわけでありまして、この仮設住宅のやはり間取りの関係ですとか、それから設置をする場所の問題、そうしたところできちっとやっついていかないと混乱が生じるということを出山町の実例から聞いたところでありまして、そうしたところも生かしていきたいというふうに思っております。

ほかにもいろいろあったわけでありまして、優先的なところからお話をさせていただいた次第であります。

それから、防災無線の関係でありますけれども、先ほど前段の議員さんの御質問にも少しお話をさせていただきましたが、今回、町のほうで検討しとるその一つとして、臨時災害放送局用のコミュニティーFMというものを設置できないだろうかということで、現在検討を進めているところであります。まだ、現段階大まかな話であります、1,000万円ぐらいの予算が必要だというふうに受けとめているところでありまして、あと、そのほかいろいろまだまだ条件的に検討していかなきゃならないことがあるわけでありまして、いろいろもろもろ含めまして、何とか1,000万の財源が手だてができるようであればこうしたものは設置に向けて努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変、懇切丁寧に説明いただきましてありがとうございました。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時10分まで休憩といたします。

午後2時54分休憩

午後3時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年度も半年が経過しようとしております。その中で、国の情勢は、この3月に起きた大災害を初めといたしまして、つい先ほどの台風12号の災害等、非常に大きな影響を受けております。したがって、国の情勢がこのような中でございますので、当然政策転換が余儀なくされる現況でございます。そして、今現在がちょうど来年度の予算を審議する、予算を考える、そういう時期に来とろうかというぐあいに思います。したがって、そのような状況の中でありますからこそ、現況の的確な判断と、そして今後の思いを十分に入れた予算編成を考えなければならないというぐあいに思います。

そこで、町長が施政方針で述べられました、まず今年度中に策定する計画の中で現在進捗の状況について、次の3項目についてお答えを願います。1つは第2次行財政改革大綱、2番目に観光振興計画、3番目にサイン計画策定事業、こういうものについてお答えを願いたいというぐあいに思います。

そして、本日質問する趣旨でございますけれども、今、先ほど申し上げましたように、現在来年度の予算について今から十分な検討をする時期であるということから、現在の計画されとります進捗状況の中で、来年度に持ち越さなければならない課題は何なのか、そういうことを踏まえながら、2番目に、現在あるいは来年度、国から持ってくる事業、あるいは財政が逼迫する中で、少なくとも有利な起債、そういったものを十分に把握した上での物の考え方の整理、それから3番目に、その具体的に24年度にそれらをどう生かしていくかというような観点でもって質問させていただきます。

今、最初の現行の状況について、今申し上げました3点についてお答え願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まずは、今年度策定中の3つの計画についての御質問でございます。

まず1つ目、第2次行財政改革大綱でございますが、行財政改革大綱実施計画等の平成22年度の実績につきましては、取りまとめが終了し、行財政改革大綱実施計画の達成率が90.1%、集中改革プランが101.3%で、現在は5カ年間の総括を行っております。第2次津和野町行財政改革大綱につきましては、第1次の総括及び第2次の項目についての各課ヒアリングを11月中旬より実施し、行財政改革推進本部会議において実施計画を策定していく予定でございます。

次に、観光振興計画でございますが、観光振興計画策定業務につきましては、昨年度、一般公募を含む11名の策定委員を選出し、萩市における観光戦略研修、専門家による講演会など、計3回の委員会を開催し、研修活動を中心に取り組みました。本年度は、第1回目を8月にワークショップ形式で開催し、各委員さんの思いや課題、問題点の整理を行ったところでございます。工程的には毎月1度のペースで委員会を開催し、関係機関との調整を図り

ながら年内での原案作成、年明けにパブリックコメントを求め、来年度施政方針に反映をしてまいりたいと考えております。

課題でございますけれども、御指摘のように、震災、台風災害、円高基調などが影響を与える景気の停滞や後退など、中長期的な戦略を検討するには、経済情勢が不透明な時期であると考えます。しかしながら、本振興計画に関しましては、具体的な数値目標や施設整備といった分野より、現在の津和野観光の弱点や脅威から解決すべき課題や方向を改めて整理し、町民全体で共有できるテーマを明らかにしたいと考えております。

続いて、サイン計画策定事業についてでございますが、サイン計画の策定作業につきましては、前述の観光振興計画との整合を図る意味から観光振興計画策定作業より少しおくれで取り組むことといたしました。工程的には10月初旬から具体的な策定作業に入り、来年1月末の完了を目指し、必要に応じ平成24年度予算に反映をしてまいりたいと考えております。

現在、課題として考えておりますことは、官民の設置にかかわらず、機能性はもとより、統一性、景観への配慮、設置箇所の検討など、民間部門でも大きな協力を必要とすることが想定され、整備構想、事業費調達等に関しましても一定の考え方を反映していかなければならないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ただいま答弁をいただきました。非常に、進捗状況が具体的に説明がなくて非常に残念でございますが、まず、行財政改革大綱でございますけれども、これはもう既に、来年度の24年度に実施するわけでございますので、当然もうまとめ書きできているっていうぐあいに認識しておりましたけれども、11月にヒアリングを行うということの辺が、私にはちょっとよく理解できませんが、この中で具体的に達成率、実施計画の達成率が90.1%という、今、御説明がございました。10%ばかりできてなかった部分があるわけでございますが、その主なものは一体何なのか。

それから、今現在まとめておられると思いますけれども、この行財政改革大綱を進める上で最も大きな課題は何なのか。その2点についてお聞かせください。

それから、観光振興計画でございますが、これも既にもう積み残して年度を送って計画をしようというものでございましたから、当然もうまとめに入っている状況になければならないというぐあいに思います。

それから、今御説明ございましたように、いろいろな研修、講演会等々がやられたようでございますけれども、基本的には、この観光振興計画といったものが地域の住民や業者や、それらの意見が十分に反映されたものでなければならないというぐあいに思うわけでございます。そういったことで、担当課としてそのような現場の状況についてどういうぐあいに把握しておるのか。

例えば、今いろいろ問題になっております、きょうも同僚議員が言っておりました観光施設の中に永明寺というのがございますが、御案内のように永明寺は非常に老朽化し、屋根が

落ち、雨漏りがし、それからいろいろ問題の発生している施設でもございます。そうした中で、今現在いろいろ、住職さんとの問題もございまして、訪れた観光客が中で見れたり、あるいはきょうは閉まったりというようなことが現実起こってございます。そういったことを担当課は把握しているのかどうなのか、というようなことを含めて、観光計画にそういったものが、現場を踏まえながら計画に反映をされていかねばならないというぐあいに思います。そして、現時点でそういうようなことがおさえられたとするならば、この津和野町が今観光振興計画の最も基本的な方向は一体何なのか、その説明をお願いをしたいと。

まず、それからサイン計画につきましては、今観光振興計画の策定の中で当然連動するものだから、それを待つということではございますが、それについても今まで数度指摘をさしていただいておりますし、当然現状把握がなされているというぐあいな報告もございました。したがって、この一定の考え方を反映していかなければならないというお答えの中に、この一定の考え方を反映していくちゅうのは、この具体的にはどういうことなのか、その点についてお答えを願います。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それでは、私のほうから第2次の行財政改革大綱についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど町長が答弁をいたしましたとおり、達成率が90.1%ということではございまして、10%不足をしているんじゃないかということではございます。

現在の作業といたしましては、点検の評価をA B C D E Fという形で、まあAにつきましては実施済み、Bにつきましては検討していると、あつ、検討済み、それからCにつきましては検討中、それからDにつきましては未検討、Eにつきましては見直し、それからFにつきましては実施計画に新たに追加する項目というふうな調査表を、進捗状況の調査票を作成をいたしておるところでございます。

これについては以前一度御報告申し上げたところで、既に御案内のとおりでございますけれども、多岐にわたりましてのそれぞれの課から目標といたしておりました点検につきましては報告を上げていただいておりますけれども、それぞれ個別にはちょっとあれなんですけれども、実際に、例えば集会所であるような問題でございまして、基本的に町が管理しているもの、地元自治体が管理しているようなもの、そういった、端的に、まあ、一例でございますけれども、そういった中でなかなか地元のほうへ、状況として引き受けていただけないというふうな現地的なものがあります。そういった、端的に言えば未解決というふうなものがこの約10%の中に加わっているわけではございます。これにつきまして、そのまま解決ができないとしておくのか、あるいはまた先ほど申しました追加にして再度検討をしてくのかというふうなことを御指摘いただいてもことに恐縮ではあったんですが、11月中旬に行財政改革推進本部会議を持ちまして、その洗い出しをしていくという予定になっておるところでございます。

現段階でどのように具体的に、最終的な決定をしてくるかっていうことが申し上げられませんが、11月中旬に実施し近いうちに報告をできるようにいたしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、観光振興計画でございますが、現場をどの程度踏まえているかということでございます。

委員さんにおかれましてはあらゆる分野と申しますか、いわゆるその観光関連という部分だけではなく、一般の公募委員さんもおられますし、商工会さんのほうでも観光部会というような部もございまして、我々とすれば限りなく広い範囲での意見集約ができる状況だというふうに思っています。

あと、現場を我々の監督部署としてどの程度把握をしているのかということですが、正直なところすべてタイムリーに把握ができているとは私も考えておりませんで、今のお話も、ちょっと恥ずかしいんですが、初めてお聞きしたようなことでございます。こういったものにつきましても、情報提供がやっぱりサービス面での不足をすれば命取りになるというふうに考えておりますので、観光協会ともこういうふうな機能の分けなり、そういうふうな細かいことの申し合わせももう少し詰めていかなきゃいけないなど、感じたところでございます。

この基本的な方向は何なのかということですが、次回あたりでちょっとまとめていきたいと思うんですけども、私が思っているのは、やっぱり長年の観光をやってきた中で、この皆さんと論議をしていく中でやっぱり町民の皆さん全体が、むしろ観光関連の方以外のその他大勢の町民の方がまずは観光の町であると、つまりお客様をみずから町を挙げてお迎えをするというふうな意識がやっぱりここは必要だろうというふうに思います。

先般もいろいろアンケートに答えていただいたんですが、これから目指そうとしている、いわゆる着地型なり体験型、そういうふうな観光については特に、本当に、アンケート見ていきますと、町の人が優しかったとか、本当に受け入れを丁寧にしていただいたというような多くのアンケートをいただいております。

ということは、先ほど申し上げましたようにやっぱり町民の一人一人、皆さんが自分たちの直接、オーバーな言い方をすれば携わっているというふうな意識をまずは基本目標として掲げていきたいというふうに思います。そうすることによりまして、いろいろ御指摘をいただいておりますような、例えばごみが落ちてるとか看板が汚れているとか、そういうふうなことも何らかの仕組みができて、あれは商工観光課がきれいにするんだとか、観光関連業界の人のことだとか、そういうふうなことではなくて、やっぱり単純に美化意識、美しい町をつくるということが、まずはそういうふうな町の魅力を高めていくということで、本当の、例えば歴史でありますとか文化、そういったものを、得意分野を出すのはまずその後からではないかなというふうな基本的な考え方を持っておりますので、まあ、これは私の考えなん

ですけど、そんな感じの議論も今していただいておりますし、特に関連業界の皆さんはそういう気持ちを強く持つておくことは間違いないというふうに思っているところであります。

それから、サイン計画につきましての考え方ということでございますが、当然ですがその官民一緒になって設置をしていくわけでございますので、例えば機能性でありますとか連続性、そういったもので配置計画を練っていくとすれば、あるいは民地の中に、ここはぜひとも必要なとこなので何とか御協力をいただきたいとか、そういうことも起きてくることもございましょうし、あるいは景観面もそうですが、いわゆる古い看板、あるいは廃業に伴うそういったようなサイン類の撤去、または新設等々、なかなか事業費の捻出にも難しい部分もあろうかと思えます。そういったようなところを、いわゆる財政支援として考えられるのかどうかというところをもう少し煮詰めていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 再度質問します。

行政改革大綱でございますけども、未解決の問題があるというお答え、説明ございましたけども、未解決のものについてはそれはそれぞれあると思えますけども、私が質問したのは、この行政改革大綱を達成できない点の原因は今の未解決の問題も含まれるというぐあいに思いますが、そのいわゆる最大の課題といったのは何なのかということをお尋ねしたわけでして、例えば今の事務事業の見直しが一番問題なんだとか、あるいは職員の人材育成が問題なのかとか、あるいは財政問題が一番問題なのか、そういうようなことをお尋ねしておるわけで、当然、その大まかなことについてはもう昨年度の末で当然結果が出ておるわけでございますから、まとめておらなければならないというぐあいに思いますが、その辺のことについて再度お尋ねをいたします。

それから、今の観光の面についてでございますが、担当課として当然この観光振興計画を策定する以上は、当然、その関連施設なり、そういうような今までやってきたことについての整理がされていなければならないというぐあいに思っておるわけです。ここの中で今、課長がお答えなりました、いわゆるもてなしの気持ちといいますか、それが多分、今ここでお答えの中に説明がございました、町民全体で共有できるテーマというふうなことになろうかというぐあいに思いますが、それは当然のもてなしの気持ちというのはわかるわけですが、観光振興計画でございますから、当然基本的な方向を、幾つかの方向を定めて、それをもって策定していくということが必要ではないかというぐあいに思いますが、その辺の議論はされていないのかということをお尋ねしたい。

それから、今、永明寺の件をちょっと事例で申し上げましたが、多分、初めてだというお答えでございましたから、当然永明寺とは具体的なお話はされていないということでございますか、再度確認をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） お答えがちょっと的を得てなかったんで申しわけございませんが、最大の課題と申しますが、実際、財政的な問題も当然あるわけでございますけども、現在こうした行財政改革と並行いたしまして人事評価の問題でありますとか、行政評価の問題でありますとか、既にいろいろな形で取り組みを並行して進めているところでございます。こうした言い方は、必ずしもお答えにならないとは思いますが、そうした並行してやっている状況で、人的な要素が大きな課題であるなというふうに思っているところでございます。こうした、先ほど申しました小さな課題についてまだ未解決のものもございしますが、そうしたことも再度掲げながら、そしてまた人的な構成といいますか、状況についてもある程度改善を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工環境課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 先ほどはちょっと基本的なお話をさせていただきましたが、具体的にはこれから本格的に議論を持つところなんですけど、我々が整理をしておりますのは、当然解決すべき課題ということで分析をして、一くくりに言うと、とにかく観光産業の活性化をしなきゃいけない、これからはその具体的な方向を、方法、手段をこの基本計画の中で位置づけをしていくわけでありまして、課題としますと当然そうなります。あと、若い皆さんの担い手を育成をしていかなければならない。それから、今現在取り組んでありますけど、やっぱり魅力ある、もっともって魅力のある津和野ブランドを確立をします。それから、先ほど申しましたような新たなニーズに対応するというで、どんなお客さんの層、客層を開拓していくんかと、ついてはそれをどこにターゲットを絞っていくということを明確にしていこうということで整理をしているところであります。その他にいたしましたら、広域連携ということも当然出てまいりますので、広域とどういうふうに連携をして新規のお客さんを囲い込んでいくのかというようなことも盛り込んでいくべきであろうと思っております。あとはそういったような形で、大規模イベントとしてどのようなことがあり得るかというようなことも位置づけをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 若干議論不足でございますが、行財政改革大綱につきましては、すべての課長がかかるわけでございますから、それを当然取りまわす位置にある、当然副町長あるいは参事あるいは教育長、そういった方々の、いわゆるそのリーダーシップ、そして方向性を定めていく町長の手腕といったものが問われるというぐあいに思っております。そういった意味で、今お答えになりましたことに対しては、当然御承知の上でお話しになっているというぐあいに思いますが、もちろん今財政的な問題もございましたが、具体的に申し上げるならば、後年度負担がどのぐらいになったらこういうぐあいになるんだというようなことが非常に課題なのだとか、そういったことも含めて十分な具体的な検討がなされるべきだろうというぐあいに思います。もう24年度に向けて

はすぐでございますので、その辺を十分加味された上で、ぜひともこの大綱が速やかに醸成されるようお願いをしたいというぐあいに思います。

それから、観光振興計画でございますが、これは非常に急がれる問題だろうというぐあいに思いますので、今、若干の具体的な基本方向の中身、いわゆる手法といったものが示されましたけども、大まかな方向性といったものをもっと大きな目でとらえるということが大事だろうというぐあいに思います。当然、今出されておりますワークショップ形式での議論の中にもそういうお話はあろうかというぐあいに思いますので、これもぜひとも、もう少し大きな視野に立っての議論にさせていただきたいということをお願いをしておきたいというぐあいに思います。

なお、先ほども申しあげましたように、現場を踏んだ上での計画にぜひともお願いをしたいというぐあいに再度申しあげたいというぐあいに思います。

次の質問に移ります。

今、中山間地域、いわゆる、とりわけ本町につきましては、いろいろな課題を含めながら激減するこの人口減少といったものに左右をされまして、当然その地域の活力といったものが落ち込んでまいっております。町長も施政方針の中で、最も重要な部分として一刻も早い集落の維持活性化の取り組みが必要だということを述べられてございます。私は、そういった意味でこれらを十分に発揮するために最も効力を発揮するといったものは、いわゆる新たな過疎対策の推進といったものが一番大きな言動力になるんじゃないかというぐあいに思います。この点につきましては、今回の補正予算の中でもさまざまなソフト事業が取り組まれてございますけども、そのソフト事業を過疎対策事業の延長期間の中で十分発揮できるような手腕をぜひとも示していただきたい、というぐあいに思っております。それらに関連いたしまして、いろいろな考え方なり制度が出されておりますが、私は、この活性化をするために3つの考え方があるというぐあいに思います。

一つは、いわゆるそのいろいろな事業や国の施策等を十分に組み組んでやっていく手法、それからもう一つは、みずからが取り組まれる方向はないのか、3番目に、それでもどうでもならない場合は、どうしたらこの地域が保護されていくだろうか、いうふうなことの観点で考えますと、まず1番目に、現在進められておられます過疎問題懇談会の中でも指摘をされております、中山間地域コミュニティ再生支援事業というようなものが議論され、いわゆる地域対策として3つのツールが示されてございます。「地域おこし協力隊」、「集落支援員」、「外部専門の招へい事業」ようなこの3つのツールが示されておりますが、本町にとりましてこの3つのツールについてどのような検討がなされたかお答えください。

2番目に、そういった今対策事業の中でも、最も、一つの、大きな手法として総合特区制度といったものを示しました。これにつきましては、まだまだ、今ちょうど、この法が施行されわすかでありまして、今当然、申請する段階にあらうかというぐあいに思いますが、その点についてどのように対応されておるかということと、それから3番目には、最初申しあげましたように自力ではどうにもならない保護、というようなことについて、今、平成16年

に文化財保護法が改定された中に、文化的景観、歴史的環境等を視野に入れた文化的景観というような考え方がございます。そういった点を本町としてどう考えているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） では、各種制度や事業の取り組みについての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘の過疎対策を含め、昨年より、町内全集落を視野に入れての集落ごとの維持、活性化を推進するべく、その方法論等検討を行っているところでございます。具体的には、地域課題等概要調査や町民意識調査の実施等を行うとともに、住民と行政の協働プロジェクト推進会議を設置し、現在、小学校校区等をエリアとした新たなコミュニティ組織の構築とともに、職員の地域担当制度や地域提案型補助事業の導入、ふるさと納税制度の活用による財源確保策など、総合的かつ体系的に集落の維持、活性化を図る取り組みを進めております。

こうした中で、中山間地域コミュニティ再生支援事業につきましては、今年度より取り組みを行っているところであり、中山間地域コミュニティ再生支援事業「地域運営の仕組みづくりサポート」を活用し、西部県民センター地域振興グループ及び中山間地域研究センターと連携しながら、住民と行政の協働のまちづくりを進めている状況でございます。

また、さきに申し上げたとおり、住民と行政の協働プロジェクト推進会議において、小学校校区等をエリアとした新たなコミュニティ組織を検討しておりますが、その組織の活動において「地域おこし協力隊」や「集落支援員」、「外部専門家等のアドバイザー」が必要とされる場合には制度を活用していきたいと考えております。

続いて、総合特区制度についてであります。特区の名称を「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区と定義して、高津川流域を構成する1市2町の全域を申請の対象としております。

森里海連環が示しておりますとおり、森の健全化を目指すことで、森林崩壊等の災害を抑制し、森林産業を活性化させ、あわせてバイオマスエネルギーの利用につなげ、化石燃料に頼らない地域創生を目指します。また、森の健全化により川の健全化が図られ、アユ遡上をふやし、豊かな川の存続につながります。海においても豊かな森林から多くの養分が注がれ、大ハマグリの子育てや魚介類の成長に影響を与え、豊かな海へとつながります。

高津川流域全体が豊かさを持ち、住みやすい地域としてアピールすることにより、空き家を活用した二地域居住を促進する一方、定住促進を図ることなども盛り込まれております。

さらに、規制の特例措置を講ずることも総合特区に採択された場合の大きなメリットでありますから、鳥獣被害が多発している地域における緩和措置等も申請に含めており、今後の鳥獣対策に期待が持てる内容となっております。

なお、申請につきましては、今月中に申請書の提出を済ませ、12月に結果が報告される見通しとなっておりますが、全国から数多くの申請が予想されており、採択に向けて今後どのような動きを行うべきか、さらなる検討を進めているところでございます。

3つ目の御質問でございます。

古来、高津川流域の住民は、森や川、海などの豊かな自然と共生し、農林漁業を中心に兼業を行うなどしながら、その暮らしを実現してまいりましたが、時代の変遷とともに、産業構造をはじめとした社会環境が変化するに伴い流域の生活のあり方も変化し、それが過疎高齢化をもたらし、さらにはそれが流域の自然環境の悪化にもつながり始めている状況にあると考えております。

こうした中、先ほども説明をいたしましたこのたびの総合特区においては、特区により実現を図る目標として、清流日本一の高津川をシンボルに豊かな森林資源、歴史ある有機農業や集落営農、多彩な観光資源など地域資源を最大限に活用し、1つ、森林林業を初めとした地域産業の活性化、2つ、有機農園つきクライנגルテン等を活用した二地域居住、定住の促進、3つ、高津川のさらなる水質保全と川、海の水産資源の増殖等を進め、これからの日本のモデルとなる日本の原風景の再生を高津川流域で目指すと定めております。そして、その目標を実現するために「森里海連環」の考え方のもとに森、里、海、川のそれぞれについて具体策を講じるものでございます。

つまり、このたびの総合特区に盛り込んだ内容を実現することが現代の社会環境に応じた高津川流域での理想的な生活の実現であり、「文化的景観」を醸成することにつながるものと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それじゃあ、再質問をいたします。

今、集落の維持、活性化でございますが、3つのツールについては具体的に検討されていないようでございますので、ここでいろいろ議論する必要はないというぐあいに思いますが、この件につきましてはもう既に何年も前からこの事業は進んでおるわけでございますので、こういうような3つのツールがあるということにつきましては、積極的に取り入れてほしいというぐあいに思います。

この、ちなみに、地域おこし協力隊では、島根県で6市町村25名の方が、吉賀で2名というような方がやられておりますし、集落支援につきましては、この近くでいますと益田市が54名の方を指定をして現在活動をされてございます。

そういった面も含めて、ぜひともこの点についても御検討願いたい、というぐあいに思います。

今、崩壊するような集落というようなお話でございますけれども、農村集落といったものが一番、今疲弊をしておるわけでございますので、その辺の状況を農業センサスなんかで見ますと、田畑面積のある集落ということで調べてみますと、津和野町は90集落あるわけでございますが、65歳以上が50%以下、つまり若い人がいる集落っていうのは津和野町

には2集落しかございません。その反面、65歳以上が80%以上を占める集落といったものが21集落あるわけでございます。そうしますと、これらが年々進行していくと、どんどんこの集落の疲弊というのは進んでいくわけでございますので、人的支援といったものをどう考えるかというのが、非常に大きな今後の課題であろうというぐあいに思いますので、ぜひともそのほうの対策を進めていっていただきたいというぐあいに思います。

平成22年3月に過疎対策室が行いました「新たな過疎対策推進に向けて」というような報告書の中では、そういうようなことが非常に大きく取り上げられておまして、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面した農林水産業、あるいは建設業、基幹産業の不振、雇用の不足、あるいは医師不足、生活交通の不足といったものが集落機能を麻痺しているというようなことも含めて指摘をされておるところでございますので、今申し上げました3つのツールが十分な活用ができる、いう方向が模索されるべきじゃないかというぐあいに思います。

それから、総合特区制度につきましては、今、町長のほうから御説明がございましたが、この8月17日に高津川の流域の首長の会議があったというぐあいに聞いてございます。この総合特区については当然、今、9月が申請時期でございますので、ぜひとも、これが実現されるということを望んでおるものでございます。

この点につきましては既に御案内のとおりではございますが、いわゆる新成長戦略、いったものの、21の国家プロジェクトが示されてございますが、この中の復活のシナリオとして特に位置づけられたものでございますので、ぜひともそのほうの活用をお願いをしたいというぐあいに思います。

それから、文化的景観につきましては、若干認識が違うというぐあいに思いますが、つまり、文化的景観を醸成するのはこういうことでございますけども。文化的景観というものは、つまり自然と人間とがつくり出した、いわゆる、その環境の中でなりわいを含めたものをいうわけでございますので、先ほど申し上げましたように、集落が崩壊する、棚田が崩れる、そういったものを、人的資源がなくなったところでどうやって保護していくかということになりますと、今言いましたような長い歴史の中で培われた景観を、この文化的景観といったもので保護していくという方向性を求められるんじゃないかということ、お願いやお話をさせてもらったわけでございます。

現在、文化的景観として確実に指定されている遺跡、いったものは日本では1つしかございませんで、紀伊の古道、巡礼と参拝道でございますが、それだけでございます。文化的景観の考え方としては、この近くであります石見銀山と文化的景観を含めたもので世界遺産として認定をされているわけでございますので、その辺のことも十分加味した上で御検討願いたいというぐあいに思います。

次にまいります。来年度の予算でございますが、今いろいろ質問なり、あるいは町長の答弁の中にごございました考え方やら課題というような含めて、当然、町長がおかわりになりまして機構改革をし、新たな課が設置され、いろいろな現状を踏まえた上で、来年度にはどう

というようなことを重点的に施策として具体化しようとしているのか、今現在のところでお聞かせをください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、平成24年度予算についての御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

平成24年度の予算と重点的施策に関する御質問でございますが、それらを考慮する上で最も影響を受ける今年度の町財政の状況から御説明をしてみたいと思います。

まず、今年度の国からの交付税等の動向であります。まだ期中であり、確定的なお話ではないながら、交付税と臨時財政対策債を合わせ、最終的に昨年度より約4%の減を予想しております。減となる要因は昨年度の国勢調査の結果による人口減少が何といても大きく、来年度は、さらに同程度の減を現段階では想定をしております。

また、平成22年度の実質公債費比率は19%と、平成21年度の21.3%から改善を見ており、今年度は18%台、来年度は安全圏である18%以下の数値へと財政再建を進めていく方針でございます。

さらには、事業のスクラップ・アンド・ビルドを体系的に行う上で重要視しております行政評価制度は今年度より試行的な取り組みに入っているものの、本格的な実施にはもう少し時間を要することから、以上の理由により、来年度の予算編成は、引き続き枠配分方式をもって当たる考えでございます。

こうした中、来年度の重点施策であります。過疎債のソフト事業への充当が昨年より認められたことを受け、当制度の意義を次回過疎法の期限に向けアピールしていく観点からも積極的に活用していくべきであり、これらを財源に定住対策と教育対策に対し重点的に予算配分をしてみたいと考えております。

定住対策については、昨年の国勢調査の結果を受け、本年度より対策強化に乗り出しておりますが、特に農業を核とした兼業による津和野ライフの実現を図るべく、農林業対策とともに観光等との相乗的な効果を上げる取り組みも進め、また、空き家等の住宅対策にも合わせて取り組みながら推進してみたいと思います。

教育対策につきましては、昨年度より取り組んでおります教育ビジョンの策定が今年度中には完成する見込みから、実践の初年度として来年度は特別枠にて予算をつけ、特色ある津和野教育を進めてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、御答弁の中に、現状が実質公債費比率が19%ということの中で若干の好転をしてるということの中で、財政再建を進めて、当然いかなければならないというぐあいに思っております。来年度の重点施策で、説明がございました過疎債のソフト事業、これを十分に活用するということは、そのとおりだというぐあいに思いますし、その辺のことについて、若干の事例が挙げて説明されましたが、先ほども申し上げました地域活性化対策、いったもののことで、いわゆる総務省やら内閣府それぞれが出しております

活性化対策事業といったものが、10から15ばかりあるように思いますけれども、その中の過疎債のソフト事業に取り込まれる部分について、十分に御検討の上で来年度の予算を策定をさせていただきたいというぐあいに思います。

1点だけお聞かせを願いたいと思いますが、来年度は特別枠で特色ある津和野教育というものを進めてまいりたいというぐあいに説明がございましたが、特色ある津和野教育といったものはどういうものなのか、お聞かせください。

それからもう一つ、この予算編成をする上で、特に担当課長としてどういうぐあいにお考えなのか、1点だけお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、前段の特色ある津和野教育はどのようなものかという御質問でありますけれども、実際、まだ教育ビジョンを策定が終了してない段階でありまして、私自身も詳しくこのビジョンの内容について、まだまだ知っておるという状況ではございません。

ただ、今回のこの教育ビジョンをつくりたいという、そもそもの出発点が、やはり津和野ならではの、まさに津和野のいろんな素材を活用した特色ある教育へつながっていく、そういうビジョンづくりをしてもらいたいということで投げかけたものでもあるわけでありまして。当然、策定の結果には、そうしたものが反映をされていくということを期待をしているところでもありますので、今後は、まさにその教育ビジョンに基づいて具体的な取り組みを始めていくのが24年度であろうかというふうに思っておりますので、そうした面で、この特色ある津和野の教育のためということを表現をさせていただいたということでありまして、具体的なことについては、また教育ビジョンの策定を待ち、そして次年度の予算編成の段階までの間で事業について教育委員会とも相談をし、詰めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 来年度の予算の考え方ではございますが、まず第一に優先しなければいけないのが財政指標の実質公債費であります。これが18%を切ることを目標にしておりますので、まず歳入の見積もりを確実にしていくと。それでもって、一応計画上では今年度で繰り上げ償還は終わりという計画を持っておりますけど、もう少しのところですので、それを含めた一般財源枠での枠配分としていきたいと思っております。

それで、各事業における財源については、それぞれ担当課のほうで検討をしていただきたいと思います。一般財源枠の有効な活用を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、担当課長もお話ありましたが、これから当然、その一般会計だけではなく、いわゆる特別会計のことも含めていろいろな起債がございまして、償還が始まってまいります。そういったことも含めて、ぜひともその辺を視野に入れて、1

8%以下という目標を示されましたが、その辺に向けて十分に努力をしていただきたいというぐあいに思います。

以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時03分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成23年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成23年9月21日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成23年9月21日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君	2番 村上 英喜君
3番 板垣 敬司君	4番 竹内志津子君
5番 道信 俊昭君	6番 岡田 克也君
7番 三浦 英治君	8番 青木 克弥君
9番 斎藤 和巳君	10番 河田 隆資君
11番 川田 剛君	12番 小松 洋司君
13番 米澤 宏文君	14番 後山 幸次君
15番 沖田 守君	16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	斎藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
営業課長	大庭 郁夫君	地域振興課長	久保 睦夫君
健康保険課長	水津 良則君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		
まちづくり政策課長補佐			青木 早知枝君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続いて、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、沖田守君、1番、京村まゆみ君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、15番、沖田守君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。

通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

平成23年度の施政方針や重点施策は、盛りだくさん。意欲的に新規事業も含めて提案をされております。

私は、今、何よりも大事なことは、過疎、少子高齢化に歯どめがかからないこの町にとっては何よりも自治会の機能、言うなれば集落の機能を再生をさせなければと訴えてまいりました。このことについては、今年度、主たる年にして、24年度から具体的な施策、予算を計上して取り組むんだと、こういう町長の強い決意を伺いまして、期待を申し上げておるところであります。

今回は通告によりまして、商工農林水産業等を連携をさせて、産業振興について、6次産業化を進めていきたい。こういうふうなことが、施政方針にも述べられておるわけでありますので、産業振興について、きょうは、第1点はお伺いをするわけであります。

その中でもさまざまありますので、特に、打ち出された6次産業化を進めるという、このことについて中心にお伺いをいたします。

一つには、町が、今、考えている6次産業化の定義とは一体どのような、施政方針の中では具体的になかなか理解がしにくい面がございますので、その点を1点はお伺いをしたい。

2点目は、先ほど申し上げたように、若干、商工連携でさまざまな地産地消や地産都消や、実績を積んでこられたという、こういう報告もあるわけでありますから、具体的な事例として、今日まで、その成果や進行あるいは進捗の状況、そして今後どういう計画を持っておいでになるのか、というようなことについてお伺いをいたします。

3点目は、国は、昨年12月であります、六次産業化法、言うなれば、地域資源を活用した農林水産漁業者による新事業の創出及び地域農林水産物の利用促進に関する法律というものを公布をされて、ことしの3月1日よりこの事業の認可受け付けを開始をされた、ということでありますので、本町としては、この、国の認可受け付けにどのように対処を

されておるのか、あるいは、この法律は一体どういう新たな支援策が講じられておるのか等々について、まずはお伺いをするものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。

一般質問2日目になりますけれども、本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

産業振興策に関するお尋ねでございます。

それです、6次産業化でございますけれども、これは、雇用と所得を確保して、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するために、農林漁業生産と加工販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進をする、そういうことを目的に進めているものでございまして、農業を中心とした1次産業、これに第2次産業、第3次産業を連携をさせて取り組んでいこうというのが、この6次産業化の考え方でございます。

そして、現在、6次産業化と言葉の定義には、1次それから2次、3次、これを足して6にする「足し算」という考え方と、それから1次、2次、3次にこれを掛け合わせて6にするという、そういう「掛け算」の2つの考え方があるわけでございますけれども、本町は、次の理由から「掛け算」の立場で対応しなければならないと考えているところであります。

まず1つ目に、農業が主役であって、農業を活性化をする必要があるということ。

2つ目に、6次産業化が本当に成功をおさめるためには、各産業の寄せ集めでなく、有機的・総合的結合が必要であるということ。

3つ目に、利益を生産農家に分配しなければ意味がないということでございます。

もし万一、農業が衰退をしてゼロになった場合、「足し算」は成立をいたしますが、「掛け算」は成立をいたしません。つまりは、農業なくして6次産業の図式は成り立ちませんし、農業があくまでも主体性を持って各産業分野と連携、起業するのでなければ意味がなく、有利に販売し、最終的には利益を農家に還元する必要があると考えております。

続いて、6次産業化の進行状況、今後の計画についての御質問でございますが、現在、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取り組みといたしましては、石西社・営業課・商工観光課・農林課が連携をし、世話人を中心に会員を募集、本年5月27日に「つわの農商工連携ネットワーク」が設立をされました。

農業者と商工業者が会員となって、相互のニーズを合致させ、付加価値のある新商品を開発することで、原料供給元である農業者と製品製造者である商業者が互いにメリットが受けられるような組織となることを目的として、活動しております。

開発した商品は、製造者の営業ラインとともに、県のブランド推進課等との協力も得ながら、県産品の販売ルートにも積極的に乗せていく考えでございます。現段階では、ネットワークの会員から提案のあった、町内産の農産物を練り込んだめん製品や和菓子、レトルト商品を試作中です。県のブランド推進課や第三者の意見を聞きながら、コンセプトを明確とし

た商品となるよう検討しているところでございます。このほかにも、生産者とその生産物を扱う調理サイド関係者との関係を密にするための会合を本年より開催しております。

農業担い手支援センター関係では、農事組合法人が中心となって生産した菜種から「菜種油」や副産物である「油かす」を販売するため、今年度において、加工場となる農産物処理加工施設の改修を行い、年度内に製造販売許可を受ける計画でございます。

続いて、六次産業化法と津和野町の対応等についての御質問に関しまして、お答えをさせていただきます。

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる六次産業化法に基づく計画認定申請に対する、津和野町の状況についてお答えをいたします。

県下で開催された説明会に本町担当者2名が参加をし、後日、担当者から担当課長に「町は計画の申請者になれず、町内農業者、農業団体が申請者となるために、個々の意向を確認し、具体的、実現可能性が高いものについて申請作業を進めたい。また、現状で計画の認可を受けなくても、補助事業への応募は可能である」と報告を受けております。

六次産業化法による国の計画認定を受けた後の支援策の主なものには、1つ目に、6次産業化プランナーの総合的サポート。2つ目に、事業者の取り組みに対する各種支援。これは、資金援助、ソフト、ハード補助事業、交付金措置等のことをいっておりますが、このように、国の支援策は充実をしておりますが、国の直轄事業でもあり、採択要件のハードルが高く、本町農業者においては厳しいものがございます。

本町で要望がある加工機械の導入や販売施設の整備が支援できる「農家主導型6次産業化整備事業」に期待をしておりましたが、採択要件として「5年後の目標年度において、売上高3,000万円以上、新規の地域雇用者を240人、1日当たり240人以上増加させること」など、採択のためのハードルはさらに高くなっております。

今後、事業要件に該当する計画を持ち合わせた農業者や農業団体があらわれれば、その段階で農業担い手支援センターにおいて、計画認定申請等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長から、一通りの回答をちょうだいいたしましたが、定義についていささか物申したいと思っておりますのは、考え方に、こんな考え方で本当にいいのかなという疑問点がありますので申し上げます。

6次産業の定義づけの中に、もし農業が衰退してゼロになった場合には、「足し算」は成立するが、「掛け算」は成立しない。したがって、本町の場合は「掛け算」の立場で対応したい。私には、全くこの意味が解せない。

所管の担当課長の原文をそのままお答えになったとするならば、まことに私は残念と思うんでありますが、最初に、町長が6次産業の定義というのはこうだと言ってお答えにな

った、そのままでは私はいいと思うんですが、あえて、本町の定義づけの理屈にこのようないかにも理屈っぽいような定義というのは、いささか私は腑に落ちない。

考えていただきたいと思います。「足し算」は成立する、ゼロになったら成立するわけないと思うんですよ。このことをとらえて言えば、1次産業プラス加工というものの2次産業、流通という3次産業、1足す2足す3で6になるんであって、農業が、1がゼロになったら、6次産業になるわけない、成立するっていうて書いてある。書いてあるっていうか、お答えになる。これ、理屈に合わない。掛け算も（1掛ける2掛ける3）でしたら成立しませんよ。そうじゃない、1掛ける2掛ける3、掛け算なら2掛ける3で6になるわけ。だから、そのような理屈というのは理屈であって、全く意味をなさないということを申し上げたいの。

こういうものを津和野町の6次産業の定義づけにすること自体に、非常に疑問を感じるというのを最初に私は苦言を呈しておきたい。

後ほど、担当課長でもいいから、この考え方の本当の根底はこうだということをお示しをいただきたい。

それと、農業を主体と、当然のことではありますが、農業を農林水産と、こう私はとらえていただきたい。農業という、農業であり林業であり水産という、こういう資源。こういうふうなものを総合的にとらえて、6次産業化を目指すんだと、こういう姿勢がぜひとも欲しいということを申し上げておきたい。

これについても、後ほど所管の担当課長の考え方も聞きたいと、こう思います。

そして、具体的事例として、現在進めておるのに、石西社・営業課・商工観光課・農林課が連携し、世話人を中心に会員を募集したんだと、こういうふうな経過があります。私は、極めて残念。これまでも、本町の産業振興には農業団体として農協がある。森林には森林組合という団体がある。高津川を中心とした、鮎を中心としたこの資源であります。高津川漁業協同組合というそれぞれの団体、そして商工会等々の団体があって、初めて津和野町の産業振興等は、振興策その他を実現をしていく諸団体の役割というのがある。町長もそれは強く訴えられてこられた。

今回6次産業化を進めるに当たって、農業団体は全然お答えの中に出てこない。所管の担当課は、当然、役場には必要ですよ。なぜここに株式会社石西社という、道の駅の管理を主たる業とする石西社が、ここにぼんと入ってくるという、非常に疑問に感じてなりません。そこら辺も、お答えをちょうだいしたいと思います。

農協だけではありませんよ。漁協だとか、森林組合という意味ですよ。そういうものが、初めて、関係諸団体が集まってさまざまな計画を立てるといって、このことが6次産業化を進める何よりも重要ポイントになると、私は思うんであります。そこら辺の展開もお示しをいただきたい。

そして、こうして会員を募られるとどこかが主幹にならにやなりませんから、当然であります。ですが、今のような諸団体を入れるということを前提にしないと。そうして、そこでは、6次産業化というものを進めるに当たっては、そこで幾らいろんな企画をしても、中心

になって、その起業、起こす起業の中心になる人物をどう育てるか、どう主体的に動いていただくのか、これが大きなポイントになるということも、お答えの中に流れが出てこない。これが残念なわけであります。

実は、6次産業化というのは、1990年代、言うなれば、平成の2年、3年、あのころであります。通称現東京大学の名誉教授である今村奈良臣という先生が提唱されて、この6次産業化という、まあ、造語であります。言葉が出てきたと、こういうふうなことが言われておりますが、実は、旧日原で山菜加工場を建設いたしました。昭和54年の事業導入で、昭和55年1月1日の操業開始であります。当時、今は亡き斉藤照一組合長は、これは、山村振興対策事業を導入したわけではありますが、農家は、百姓は、1次産品で市場出荷をしとった農家の手取りはどうしても十分なことにはならない。したがって、ここに加工を加え、そして流通を加えて、6次産業化をやらないと、これからの農業あるいは農家経営は成り立たない、口酸っぱく申し上げておられた。それが、昭和54年、言うなれば1979年あります。この今村先生よりはるか早くから、6次産業化というものを山村ではいち早く取り入れないとだめだと、このようなことを提唱しておられましたが、今さらのごとく、30数年たって、今、国がようやく6次産業化法というものを制定をして、公布をし、制定し、事業認可を受けると、まあ、いささか国のほうはるかにおくれているなというのを思い、斉藤照一組合長の先見の妙を、今さらながら感じとるわけではありますが、その山菜加工場も、後ほど若干述べたいと思っておりますが、実に、先駆けて取り組んで、それなりの成果を得て、今日一体どうかというと、まことに衰退の一途をたどるという状況でありますから残念であります。が、そういうふうな経緯がある、本町には。

さらには、これも6次産業化の先取りというか、全国的にはいろんな先進事例があります。

我々議会も数年前に視察をした、あの四国の高知の馬路村農協、まあ、へんぴなところでもありますから、町村合併もしません。しかし、あの馬路村、小さな村であります。小さな農協であります。ゆずを中心とした加工によって、生産から加工、流通まで一貫して6次産業化に取り組んで、今や35億の年商を上げる、すばらしい村や農協があるわけであります。

我々も視察をいたしました。その視察の効果を出すための努力を我々もせにやならんと思っておりますが、そういう先進事例やあるいは大分県の大山町農協、ここらなんかも本当に全国に先駆けていろんな取り組みをされた県であり、町であります。特に大分県は、当時、平松知事というすぐれた指導者を得ましたので、大分県は、一村一品運動を中心として大きな成果をおさめた県であり、町であります。

こんなところやあるいは三重県伊賀の里モクモク手づくりファーム、これも、言うなれば指導者の、馬路村もそうありますが、馬路村も当時の農協の担当者、担当課長、それが現在の組合長でもあるわけではありますが、その人の、ある意味では力量によって今日を築いたという、指導者に非常に恵まれたという。

それから、この伊賀の里のモクモク手づくりファームという農事組合法人も、これも当時経済連の職員でありましたお二人が中心になって、養豚農家17戸と一緒に、そして

立ち上げた農事組合法人、今日は50億円の、50億円でありますよ、の売上高を誇る農事組合法人に成長しておりますが、このようなすばらしい先進事例は別として、本町も道の駅に、平成12年の道の駅開業であります。以来、有限会社あしたばとあります。

今日、5,000万近い売り上げを上げて、私は、これも6次産業の典型的な一つの成功事例であろうと思うんです。指導者もすばらしい。そして、何よりも農業に付加価値というよりは、農業も、確かに安定的に、それか、あそこに食材供給をしておるということもありますが、そこに雇用の場が出たということが何よりも大きな、農業に付加価値をつける、林業に付加価値をつける、水産業に付加価値をつける、あわせてそこに就労の場ができるということが、何よりも、本町も含めて必要なことだということも申し上げたいわけでありまして。

それから、これは平成16年の創業になると思いますが、堤田にできました、これも農事組合法人つつみだファーム、その中にはたのパン屋さん、物すごく成功事例といって評価をしていかどうかは、多少御遠慮がちに申し上げたほうがいいんかもわかりませんが、御苦労をされております。が、常時、常勤、パート含めて10名の雇用が生まれました。これも、本町が先進事例として、あるいは全国に誇るところまでいきませんが、ささやかながら4,000万あるいは4,000四、五百万の年商ではあります。あしたばもしかりであります。

そういうふうなことが、現在、事実あるわけでありましてから、こういうものを参考にしながら、私が申し上げたいのは、6次産業化には何よりも指導者が必要だということをお願いしたい。こういうものを念頭に、これからは進めてもらいたいということで、事例等申し上げているわけでありまして。

そして、ことし、きのうから始まった一般質問で、きのうでしたか、津和野の農産加工場にはこれから修繕をかけて、そこをうまいぐあいに活用していくというような回答がありましたから期待をしておりますが、あしたばは、日原の道の駅で、あした成功事例をおさめております。ならば、津和野の道の駅の隣に農産加工場があるわけでありましてから、そこに計画はあるわけですから、あえて私が申し上げることでもありませんが、希望者を募って、主たる指導者を入れて、そうしてそこでさまざまな工夫を凝らした6次産業化を進めてもらいたいと、このようにも思うわけでありまして。

若干、いろんな苦言を呈したり、お答えをちょうだいしたいことを申し上げたりいたしまして、いささかの過去の事例も申し上げました。中心は、申し上げるように、今までここまで来た組織や諸団体、農事組合法人等も含めて、個々に今どのようなてこ入れが必要かということも真剣に考えないと、私が残念なのは、農協の直営というか、当時は農業団体でないと、この六次産業化法というような法律はなかったわけでありましてから、農協が直営で加工場を建設をして、運営・経営をしてきた。しかし、そこには主たる人材を求めて、ある意味では相当な成功例として、県下でも、この中国地方でも、多くの視察を受けるだけの加工場になったわけでありまして、そこは、あえて、わさびを中心でありましたが、なぜ、わさび加工場に名前をしなかったというのは、この山村でありますから、山菜加工場という名称を

使ったわけでありまして。それは、さまざまな農山村の山菜はこの加工場を中心にして付加価値を高め、流通、販売をしていこうと、こういうふうな意味合いもあって、そのようにしたわけでありまして、ここは、残念ながら冒頭申し上げたように、今、従業員3名、年商5,000万を切るという、極めて衰退の一途をたどっておりますが、まあ、これは農協にも問題があると思っておりますが、町も、せつかく育て上げた加工場でありますから、今、農業協同組合なんかと話し合いを進めて、そうして、ここをもう少しこ入れをして、6次産業化の先進事例でありますから、もう少し雇用が10人や15人雇用されるように、一時期は10名を超す従業員でありましたが、残念な結果になっております。てこ入れを願いたい、このように思います。

それからもう1点は、道の駅のシルク館の問題であります。これは産業振興に極めて私は重要で、高津川漁協と話し合いをして、あの跡地を高津川漁業協同組合が運営・管理をするというようなことになりそうという、こういう結果でありましたから、非常に期待をしたわけでありまして。本町、清流日本一高津川、ここの資源、鮎、カニ、ウナギ等々、これを中心として、まさに6次産業化が進められると、漁業協同組合の運営であっても必ずここに大きな新しい展開が生まれてくると、大きな期待を持っておりましたが、残念ながら、組織内のごたごたと申しましうか、この話が中断になってしまった。

今進められとるのかもわかりませんが、ほぼ前の協議はほとんど白紙状態だということなことが耳に入ってまいります。本当は、この6次産業の拠点に、私はなる、すばらしい計画がなされる、大きな期待をしておりましたが、ここの進捗状況も若干は聞きたいと思っておりますが、もう白紙状態なら一たん手を切って、個人であってもあるいはその他の諸団体であっても、高津川の、今申し上げた、鮎を中心とした資源を、そこで私はやってみたいというそういう人々を募集をして、そして、本町には、せつかく産業後継者育成基金という、まだ4,000四、五百万ありますが、これを活用して、そして、この後継者育成というものに重点を置いた施策を同時に講じて、この運動展開というか、推進に役立ててもらいたいというようなことを申し上げて、何点か申し上げましたが、御回答をちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、定義についての疑問というふうなことでございました。おっしゃいましたように、今村奈良臣さんの提唱でございます。町長がお答えしました内容については、基本的には今村先生の考え方でございます。それを津和野町も対応したいというふうなことでございます。

議員も御案内ありました大分県の平松知事による一村一品運動によって、いうふうに、そして、大山町が全国に一躍注目をされました。1.5次産業ということでございまして、その後、今、今村さんが言う6次産業化というふうなことでございます。

ただ、考え方として、6次産業にするために各産業が連携をするというふうなことで、これまでもいろんなところで進められてまいりましたが、なかなかそれが現実にもうまいこと回っていないという事例がございます。といいますのが、6次産業化をしたそういう農産物について、原料というのがほかから入ってくるというふうなことで、結局地元の農業というのは全然振興されないというふうなものもございまして、農業が中心というよりも、2次産業、3次産業のほうが主導権をとるというふうなことになっております。

そういうふうな状況の中で、やはり改めて考えないといけないことは、そこにある農業なり農村に活性化があって、初めて6次産業化が成り立つというふうなことでもございまして、津和野町においても、そのあたりのところを念頭に置きまして、対応したいというふうな考えでございます。そのためには、これまで以上に複合的に連携をとりながら、農業が主体としてならないといけないというふうな意味合いから「掛け算」というふうな表現をさせていただいておるところでもございまして、御理解をいただければというふうな考えておるものでもございます。

それから、「農商工連携ネットワーク」の関係でございます。

町長の答弁上で概略をお話したところでもございまして、発起するまでの段階では、町のほうで一応音頭を取りながら、そして石西社の方も1名入っていただきながら話を続けまして、結局のところ、まず組織を最初につくるのが大切であろうというふうな考えのもとで、一応組織をつくりながら、そして後、その運営の中で、それぞれの団体が活動していただくというふうなことでもございます。

今、会員は21名おられまして、農業者が5名、農協の関係も両支所も参加をしておられます。それから、山菜加工場等も入っておられまして、そういう団体が16団体ございまして、全部で21、加入をしておられる。その中で情報を出し合いながら対応をしていきたいというふうなことでもございまして、役場が中心としてやるというのは、おのずと限度がございます。農業者の方を含め、話し合いを持ちながら、その方たちが中心となって、今後は進めていただくというふうなところで、組織を結成するまでの音頭を取らせていただいたというふうなことでもございます。

それから、中心となる人物の育成というふうなことでもございました。

当然、そのように考えております。ただ、農業者の方もお忙しいというふうなことでもございますので、そのあたりのところで事務を担当する、そういう方、発案をしたものをどういうふうに具体化する、そういうふうなことをしていただく人材がいれば、これまでそういう方がおられませんので、そのあたりのところで機能すれば、もう少し6次産業化が進むのではなかろうかというふうな意味合いで、このネットワーク、機能するというふうな方向でもございます。

試作もしてみないと、実際にこれをつくるということで、急遽つくったにしても事業が成功するとは限りませんので、試作をしながら、その辺を見させていただきながら、対応したいというふうなことでもございます。

あくまでも、人がその事業の中の組織の中の中心で動かないと、うまく回ってこないということでございます。その辺のところも含めて、今後、組織内部で話し合いをしながら、対応を考えていかないといけないのではなかろうかなというふうなところでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからも少し。

まず、掛け算、足し算の話でありますけれども、要は農業が大変重要で主体になるんだということを強調したかったということでありまして、1足す2足す3は6であります。掛け算の場合は、農業がゼロになると、ゼロ掛ける2掛ける3は、しかしゼロなんだという、その部分をこう言葉であらわして、あくまでも農業が中心だということを言いたかったということが、強調したかったというのが、こういう表現になったというところでありまして、まあ、少し理屈っぽくなったところは、御了承いただきたいなというふうに思っているところであります。

それから、この6次産業のほうは本当に進めていかなきゃならんというふうに思っております。それで、やはりこれを進めていく上で一番大事なことは、やはり生産と加工、大切でありますけれども、それだけで力を入れておっても、この物事は成就しないというふうに思っております。あとは、そこに今度流通と販売、これをどうやっていくか。そこをすべて組み合わせて、初めてこの6次産業化の仕事が成功するというふうに受けとめているところであります。

幸いにも、津和野町の場合、ここ数年取り組んでまいりましたところで、都市部との、特に大きなスーパーとの連携というのが、非常に構築されてきております。例えば、東京であれば紀ノ国屋さん、それからこだわり屋さん、それから、高知では40店舗以上経営するサンシャインチェーンさんというところ、そうしたところに津和野の産品が非常に注目をいただいております。これまでは里芋あるいはクリ、そうしたものが流通しておったわけがありますけれども、ここに来て、東京のほうでは鮎のほうも少しとろうかというところにも動きが出始めているという状況であります。

そういう意味で、流通・販売、ここの辺が、ようやくネットワークが構築してきている状況でありますので、こうしたことのタイミングにまた合わせて、我々は生産・加工、ここにもしっかりと力を入れてやっていこうという、今、状況にあるというところであります。

こういう中で、先ほどから申し上げてる、もう時間かかりますので逐一は申し上げませんが、我々のこちらの動きとして、「農商工連携ネットワーク」をつくってさまざまに始めているところでもありますし、当然これらの動きというのには、農山村への定住というもの大きな目標として持つとるわけありますので、そこへつながっていく、この産業振興、6次産業化をしていかなければならないと、そのように考えているところであります。

そうした面では、まだまだ6次産業化だけでは足りないところもあるかと思いますが、所得の6次産業化といいますか、仕事の6次産業化ということは、少し変かかもしれませんが、

今、我々が目指しておりますのは、兼業を持って、一つの世帯の収入を稼いでいこうじゃないかと、それを、実現をしていこうという取り組みをしているところでもあります。

そこには、農業プラス何か、そして、あるいはさらに何かというものを、我々として新しい仕事の仕組みを提案をしていきたいということでありまして、ここに観光部門の「エコツーリズム」、そこに、例えばガイドをやって所得を得ていく方法をつくっていこうじゃないかと、そういう考え方とか、あるいは実際、津和野の場合は観光地で100万人を超えるお客さんが来られるわけでありまして。先日もある方とお話をしたんですけども、年間120万人津和野に来られとる、じゃあ、1人1,000円を落とすと12億円経済効果が出ていくわけでありまして、本当にその12億円という実感が今あるだろうかという話をいたしました。

だから、その部分、もっともってお金を落としていただける観光のあり方を考えていかなきゃならんんじゃないかと、そういうことを今後の観光政策としてもしていく必要があるだろうという話をしたわけでありまして。

実は、定住というのは産業が非常に重要であります、津和野の場合は非常に観光がこれまでであったわけでありまして。しかし、昨年の国勢調査の結果が11.4%の減ということ、この部分は、現実を本当に深刻に受けとめていかなきゃならんというふうに思っております、よその自治体にはない一つの重要産業がありながら、人口減は島根県内ワースト1だったという事実であります。

そういう中で、やはり今後、定住にしっかり結びつくような産業振興の観光政策も考えていかなきゃならん。そういう中に、やはり農業とのドッキングということは、十分検討していかなきゃならんわけでありまして、そうした、しっかりお金を落としていただける観光のためにも、この農業というものをどう位置づけていくかということも現在考えているところでもあるわけでありまして、そういう動きもあるということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、ちょっと長くなって恐縮ではありますが、今回、島根県が福島県から被災された方々を、農村体験等を受け入れをしていこうということで、補助事業を出したわけでありまして。結果、どうであったかと言いますと、特に夏休みが主体であったわけでありまして、津和野町の希望をされた方はゼロでありました。

邑南町は20名を超えられる大変な方々が入っておられた。じゃあ、この差は一体何なのかと、私も非常に疑問に思っておりまして、先日、県から来ていただいて、どうなんだろうかといろいろな議論をしたわけでありまして。そうすると、やはり邑南町はこれまでの取り組みとして農家民泊というのを非常に積極的に取り入れていて、そういう、やっぱりこれまでの積み重ねがあって、初めてこういう実績が出てきているという状況であります。

やはり、津和野町の場合も、この6次産業化を初め、将来的には農村定住というようなことも視野に入れて、いろんな取り組みを現状していかなきゃならんというふうに考えてお

るところでありまして、その辺のところを今後もしっかり力を入れていきたいというふうに思っております。

また、林業で今年度モデル事業でやっております林地残材の搬出事業、これらもこだま券という町内でしか使えない商品券をもって、それを、補助金を出そうという仕組みでありまして、これらもその商品券が町内の消費につながっていくということです。

そういったいろんな取り組みを進めていきながら、町内に本当に地元消費ができ、そして町内の経済活性化につながる取り組みを一つ一つやりながら、やって、そして定住に結びつけていきたいというような考え方で、現在進めているという状況であります。

少し早口でしゃべりましたので、十分意図が伝わるかどうかわかりませんが、一応そういうことで終わらせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 若干時間を気にするようになりましたが、精いっぱい新しい取り組みの考え方というのは伝わってまいりました。ただ、くどいようですが、今村先生のお考えを踏襲をして定義の理屈づけにしたって、余りにも理屈っぽい。もう少しすんなり、6次産業を津和野町が進めにゃならんのはこうでありますからというものに、回答としてちょうだいしたかったと。これ以上申し上げませんが、少し理屈っぽいと思いますよ。反省をいただきたい。そして、少し6次産業化というものを進める上で私が何件かの本町の事例等申し上げましたが、そこを私は大事にさせていただかないと、新たにネットワークをつくって新たなものをという、これは当然のことですからやっていただきたいし、そこに最初の段階だから農協や森林組合、漁協やなんかを入れなかったというような課長の答弁ですが、最初の段階にそれが必要であって、その他は大勢で話し合っても何にも進みはしませんから、役所のどこの課が主幹になるのか、農協なら農協が主体になるのか、きちっと的を絞って物を進めないで。中心になって働いてくれる指導者というか、リーダーを養成するには、大勢の集まりの中で決めたりなんかするべきものではない。だれかが本当に人間を探して歩くという精いっぱいの努力をしないと、うまいことにはつながらないと思いますので念のため申し上げておきたいと思います。

町長、私は、なかなか町長の前身である森林組合も出てこないし、漁協も出てこないし、農協も出てこないというのが残念でならなかったんですが、農林水産を含めて今6次産業化というものを進めないと、林業は林業でさまざまな事業を新たに入れてくれたりして、再生に一生懸命努力をされとるんですから、それはそれなりに大いに価値あるものと思います。が、これだけ90%を占める山林を持ち、小規模ではありながら農業を主たる産業として本町は、観光産業もありやしますが、主たる町づくりを進めとるわけありますから、これ以上衰退してはどうにもならんという状況に来とるんですから、この6次産業化によって、そこが一つの、農業にも安定して安心して栽培に取り組まれるけども、この町の最大の雇用の場にそういうものが集まってなってくるというのが、何より私は大事と思うんです。

雇用の場をつくるということが、それが定住にもつながるということでもありますから、そういう意味合いで頑張ってもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

時間がなくなりましたので、ちょっとこれ以上申し上げ、もう一点申し上げたかったんですが、一言最後に、きのうも一般質問の中で出ました。ようやく高津川流域、益田市、吉賀町、津和野町、1市2町でもって特区申請、総合特区の申請をするというこういう動きになっているという報道もあり、町長の答弁でもありました。しかし、よくお考えいただきたい。あの益田広域圏の事務組合は10億の基金を持っております。本町の持ち分も1億7,000万相当あります。当初の目的は運用益、要するに高金利時代、6%、7%の金利の時代がありましたから、10億から6,000万、7,000万の運用益が出て、それでいろいろな活動ができました。そういう目的ではあったと思います。しかし、ゼロ金利に近い今日、あの10億の基金でさえ全く高津川流域の活用のために使われておらない。益田市が資金調達に使っているという程度のもんであります。私はまことに残念。

この10億の基金を今度は総合特区申請をされたので、その総合特区は、一体何をするための総合特区かということがまだ全然私どもには目に見えない。広域圏事務組合の総会に行ってもその話を聞いたことがない。9月末がその申請期限だということでもありますから、それは待たざるを得ないと思いますが、本町は本町で単独では使われないんだと思いますが、どうかわかりませんが、使われるもんならその特区を利用して大いにあの基金も活用して、その他の補助金事業等々に導入して、本町もそれに果敢に取り組みなだめだということをお願いしておきたい。最後の町長の締めのお話をいただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、次の質問に入らせていただきますが。

このことは、既にこれまでの一般質問等で随分論議をされました。今さらという感じもいたします。回答はざらっと回答いただきたいと思うんですが、このまんまほうっとしたら大変なことになりますよというのは、これまでの質問でも出てまいりました。私は、本町独自のやっぱり対策を講じないと大変ですよというのを申し上げたい。でも、これまでも集落自治会等に支援をする人的支援や金銭支援、財政的な支援を含めて、農地保全、農林地保全対策のあの中身の中に24年度以降のお考えの中に、こういうものも念頭に入れて対処していただきたいというのを言いたいから、農地保全の問題を今回出したんです。一言で言えば、どの集落にも農業や林業に、林業というのは副業みたいなもんですが、農業に従事する者がおらないと、その集落自治あるいは集落機能は全く果たされない。ある一定の数名、大きい集落も大きい農地を持つとる集落もありますが、少なくとも1名や2名や3名はその地で農業に従事してもらおう者がおらなくなるとは困る。農事組合法人や認定農業者等々で対応できるところはまだしも、そうでない集落は数たくさんある。そのときに、その主たる農業従事を仕事にやってもらわないと、その集落の農地が守れないという集落はたくさんあります。それらが、農業機械等を購入するときには全く初事業等が導入できない仕組みになっている。ならば、町のこれから考える町づくりのあの中に、そういう農地保全をするためにもある一定の集落の請負というか、農地を守ってあげる、主たる従事者

には町単独でも補助事業を導入をするという、そういうものが欲しいというのを申し上げたかったから、この農地保全対策を今回取り上げたんでありますから。時間がありませんので、これから回答をちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農林地保全対策に関する御質問について、お答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘のとおり、全国的に農地や林地の荒廃が進んでいる現状が見られ、国においては、国土や農地の保全の観点から各種直接補償制度を導入しております。農地におきましては、平成17年度から中山間地域等直接支払制度がスタートし、条件不利対策の観点から、農業生産条件が悪く耕作が放棄されるおそれのある農地のうち、今後も農地として維持していく1ヘクタール以上の農用地に対して交付金が支払われ、中山間地域農業への支援が始まりました。また、平成19年度から農地・水保全管理支払交付金がスタートし、農地、農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域共同活動や推進的営農活動を支援しております。

津和野町におきまして、中山間地域等直接支払制度は49協定集落、農地・水保全管理支払交付金は47地区が対象となっております。町内85農村集落のうち、直接支払制度は50集落、農地・水交付金は54集落、どちらか取り組んでいる集落が60集落となっております。現在のところ農地については、国において農地の保全のための制度がつくられており、町単独の対策を打ち出すまでは考えておりません。しかしながら、町といたしましても耕作放棄対策につきましては、さまざまな制度を活用しながら農地を有効活用し、耕作放棄地の防止のために努力しなければなりません。また、耕作放棄地は農地でもありますので、農業委員会とも連携をとりながら、農地の流動化のあっせんや協定集落組織、活動組織などとの連携により、解消に向け努力したいと考えております。

次に、林地につきましては、国、県において有効な荒廃林対策事業がありませんし、本町は面積の約90%を山林が占めておりますので、森林の活用について町独自の対策を打ち出す必要があると考えております。御存じのように、今年度におきまして町独自の新規事業として、林地残材搬出に伴う「自伐林家等支援実験事業」、「里山森林整備事業」について予算の承認をいただきました。

前者は、森林を健全な状態に整備するため、自伐林家等が林地針葉樹残材を搬出した重量に応じ助成を行うモデル事業であり、来年度からの本格的な実施に向け実施状況を分析、検討するものでございます。今年度の結果を踏まえ、高津川流域の市町にも呼びかけ、流域として本格的実施を行い、民間針葉樹林の再生のための事業としたいと考えております。

後者は、イノシシや猿などの有害鳥獣被害の軽減対策、住環境周辺の環境美化、観光資源周辺の景観美化を、景観の整備を進めるとともに、粉碎した木竹を土壌改良剤として農地等へ還元する森林資源の循環型利用を進める事業であり、現在12集落から実施希望が出さ

れております。どちらの事業もこれから事業を実施するところでありますので、その結果を検証しながら、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

総合特区の問題はお答えしてよろしいですか。もう一回挟みますか、いいですか。

それでは、総合特区の関係であります。今回の特区につきましては、これまでの特区制度と違うところは、一つはこれまでと一緒にありますが、規制緩和が認められるということ。それから、今までの特区とは違うところで、補助金も出てくるというところに今回の特区の特色があるというふうに感じております。こういう中、実際認めていただければ、事業の遂行に当たりましては当然基金の活用というものも考慮していく必要があるというふうに思っております。ただ、一方でこちらの基金のほうであります、議員も御承知のとおりかと思いますが、消防の関係の無線のデジタル化の、という大きな事業が今後予定をされております。これが大体10億近い、全体で、金額にもなるというところもございます。これについては、当然国のほうにも面倒見ていただけたらどうかということで、県町村会等も通じながら現在そうしたところへの助成のお願い等もしているところでありますが、現状本当にそれが認められるかどうかというのがわからないということもございまして、実際その基金をいざというときに消防の関係に使うかどうかはまたこれからの議論であります、そうしたことも先々には課題としてあるということも、念頭に置いておかなければならんと思っておりますし、また医療関係で、現状益田圏域非常に厳しい状況でありますので、ここに大きな基金からお金を投じていく可能性も考慮していかなくやならんということで、できるだけこの特区の中での補助金を使っていくということを心がけていきたいというふうにも考えているところであります。

今回のこの総合特区については、特にこの有害鳥獣対策について、津和野町からかなり規制緩和の提案をしております、その内容が盛り込んでおられるということもありますので、ぜひとも承認いただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。ただ、全国からもかなりの申請がありまして、今厳しい競争の中にさらされているという状況でありまして、この圏域の場合は有識者何人かのお話では、外部からの資本を導入する計画がないところにちょっと弱いところがあるんじゃないか、というような課題も現在聞いておるところでありまして、その辺を今後どうするかというところは検討課題であるかというふうにも考えているところであります。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 1分を切りましたので。今定例会でさまざまな苦言、提言を若干申し上げましたが、特に産業振興にも本当に力を入れないと、本町のこれからというのが危惧されますので、町長には引き続き精いっぱい御努力を申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で10時15分まで休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（下森 博之君） 失礼いたします。先ほど沖田議員の御質問を受けまして、6次産業化の関連でありますけれども、国の制度の農家主導型六次産業化整備事業であります。その中で採択要件の中で5年後の目標年度において売上高3,000万円以上、新規の地域雇用者を日240人以上増加させることというふうにお答えをしたわけでありましたが、この240人については年間の延べ人数でございます。訂正をさせていただきたいと思っております。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 一般質問を続けます。

発言順序8、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） おはようございます。本日は2件一般質問をさせていただきます。

1つは町職員の勤労意識の改革について、そして2つ目は職員と町民との関係について、2点お伺いをいたします。

元来、私は議会選出の監査委員として町長対しては、また執行部に対してはその都度いろいろな御提言を申し上げることのできる立場であります。よって、一般質問は控えておりましたけれども、昨年の監査意見と同様の意見を本年もせざるを得なかった。

と申しますのも、昨年、審査意見の中に時間外勤務について昨年は一昨年対——一昨年になりますと167時間の増加があったというふうに、一昨年は意見書に盛り込みました。そしてことは、また同じように報告をいたしました。対前年比1,299時間ふえたということ報告して、もう少し減らす努力が必要だということ盛り込みました。ちなみに昨年と比べますと10倍近い時間外がふえたわけであります。

こういうことを踏まえまして、町長及び執行部の姿勢に対して少し質問をさせていただきますので、歯切れのよい御答弁をよろしくお願いたします。

まずは町職員の勤労姿勢、町職員の勤労意識の改革についてであります。

3月定例において、私は人材育成の大切さを思い質問をいたしました。その後、町づくり政策課におきましては人材育成に取り組んでおられることと思っておりますけれども、過去の答弁におきましては、本年度は管理者を対象に進めるという御答弁でありました。また、同僚議員の指摘による稟議書の作成の習慣化も本年度をめどに解決・指導するとの答弁でありました。

粛々と進んでいるとは思いますが、私は少し執行部の職員の勤労に対する意識が間違っているというふうに最近感じ始めております。

職員は新人、採用されたときに新人研修というのがあります。その研修でどのような研修を受けているのだろうかという疑問を持たざるを得ない。元来、町職員の仕事というのは町民に対する行政のサービスの提供であることは言うまでもありません。それでは、行政サービスとは何であろうか。その課においてそれはさまざまありますが、どこの課においてもまず初心を忘れずに常に町民へ対するサービスとは何であるかということを考え、行動していただくというのが、元来の職員の姿勢ではないかと思っておりますが、それが見えてこない。近年の不祥事のすべては意識を職員一人ひとりが強く持つことによって防げた事柄ばかりであろうと、私は考えております。ややもすると馴れ合いの勤務となっているのではないか。

職員には今の勤務実態を自問していただきたいと思っております。勤務実態を観察してみますと組織が組織として機能していないような感すら見受けられます。職員1人ひとりの意識改革によって相当庁舎内も変わると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをさせていただきます。町職員の勤労意識の改革に関する御質問でございます。

本町の人材育成、特に職員の意識改革につきましては、一つ目に住民の立場に立ち、住民の視点で課題を把握し考えること。これを住民意識と呼んでおります。二つ目に施策の費用対効果を意識し、住民の立場で評価・見直しを図ること。これを経営意識と呼んでおります。三つ目に課題の解決策をみずから立案し行動すること。これを挑戦改革意識と呼んでおります。四つ目にみずからの能力向上に意欲を持ち、日ごろから自己啓発に努めること。これを自己実現意識と呼んでおります。これら4つを柱としております。その上で、意識改革に向けた重要な取り組みの一つとして人事評価制度の構築を掲げ、現在鋭意準備を進めているところでございます。

当制度については平成21年度より、まずは管理職について試行的な取り組みを行っており、今後すべての職員に対象を広げ本格実施に入る予定でございます。この人事評価は職員一人ひとりの能力評価と実績評価に基づいており、調査結果を待遇に反映し、職員の意識を高めようとするものでございますが、それだけにとどまらず、職員みずからが組織の目標と個人目標について考え、達成に努力することを目的ともしており、意識改革には非常に効果的であると期待をしております。また、評価の過程においては職員と管理職、特別職が面談の上、共通認識に立つことを基本としており、それは強固な組織づくりにも寄与するものと認めているところでございます。

人事評価とあわせ、実施に向けて同時進行で準備を進めておりますのが行政評価制度でございます。

当制度は本町が行っている事業すべてについて、その費用対効果を検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドやブラッシュアップにつなげ、まちづくりをさらに効率的、効果的に

推進していこうとするものでございますが、評価の過程を通して職員一人ひとりが携わっている事業について、その目的や達成度など根本から見つめ直すとともに、評価の段階において住民や有識者などの外部の目を入れることによりさまざまな視点からの考えをもとに住民とのかかわりをこれまで以上に意識した事業を進めていく、つまり先の述べました住民意識や経営意識を持つことにつながっていく効果を期待しているところでございます。

ただ、人事評価制度、行政評価制度ともに、本町にましてはようやく着手したところであり、制度の完成についてはもう少し時間を要するところでございます。現在試行的な取り組みを行っておりますが、できるだけ早い時期に本格実施を行い、人材の育成を進めてまいりますので、議員におかれましては御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、以上に申し上げたことのほかにも、人材育成にかかわるものとして現在、島根県町村会や財団法人島根県市町村振興協会の補助金を活用し、島根県自治研修所、島根県市町村振興協会、全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所などの研修機関が実施する研修へ職員派遣を行っております。

具体的には、業務に関する実務研修はもとより、必修研修として新任課長研修などの階層別研修や自発参加型研修として能力開発研修、職場活性化のための研修に議員を派遣しております。平成22年度の各種研修への派遣は58名となっております。

また、今年度住民に対してより質の高いサービスを提供することを目的として、全職員を対象に契約規則・財務規則の徹底及び職員の意識向上研修を実施する予定としております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 少し泥臭く質問をさせていただきますけれども、町長もおわかりだと思っております。私も月に一度の監査、私の担当は津和野庁舎であります。そして代表監査が日原庁舎に朝早く出向くわけです。そのとき観察をして見ますと、1番か2番に登庁して来られるのは町長であります。その勤務実態を見ますと大体8時25分前後が。非常に駐車場がにぎわう状態であります。先ほどの御答弁の中でも契約規則等の徹底を図りたいという御答弁でありましたけれども、基本的な町職員たる行動というのはですね、15分前に庁舎に登庁し、そしてパソコン等々の入力を――電源を入れ、8時半には御客様である町民が来られたときにはいつでも対応できるという姿勢をとるのが本来の姿であろうと思っておりますが、おそらく町長もそういった職員のそういう姿勢というのはつぶさにごらんになっておられると思います。そういった初歩的な意識の改革なくして、いろいろな改革はできないと思っております。財政再建のもといろいろなされました。そして、財政上は非常に実質公債比率も19%という数値を掲げることができた。

その間どこにしわ寄せがいったかといいますと、町民に対する行政サービス、町民の皆様には行政再建ということで大変我慢を強いてきたわけでありまして。そういう我慢をしてきた町民からしますとそういう職員の勤務実態というものはどうしても目に映ってまいります。前の私の一般質問の中にも町職員の給与が高いというのはあえて言わないということ一度質問をもちたことがあります。その労働対価に見合う給与であるかどうかというこ

とを町職員一人ひとりが自覚してほしいということを提唱した過去があります。そういう面から、この答弁で言われた方向性というのは間違いではないと思っておりますが、もう少しどろっとした初歩的な思想というものをどのようにお考えになっておられるか。また、町の職員一人ひとりのそういう意識について町長がどのように感じ取っておられるか、再質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどから議員より少し具体的な事例をもとに御指摘もいただいたわけでありまして、例えば朝の出勤等につきましても私が1番か2番に早いという話でありますけれども、中には職員も私より早く来て、自発的に庁舎の掃除をしてくれておる職員、そういう者もおります。そうした者については本当に素晴らしいことだというふうに私自身も認めている、そういうこともあるということもひとつ御理解をいただければというふうにも思っているところでありますけれども、しかし、これが町民の皆様がやはり御客様であるということ、これをやはり行政意識からある程度この民間意識・企業意識というものにも変えていくということの上で重要なことではないかというふうにも思っております。そうした部分での、先ほどから申し上げている意識改革というものをしていかなきゃならぬわけでありまして、ただ単にこの意識改革というのは、やはり心を変えていくということになりますので、その部分をどういうふうにやっていくかということは、これからしっかりやっていかなきゃならぬと思っておりますが、そのことをしたいがために、先ほどから申し上げているようなこの人事評価制度、あるいは行政評価制度、そうしたものを体系的に取り入れて、それをまた日々の業務の中で心も変え、意識改革につなげていく。そこにまた住民意識・経営意識・挑戦改革意識・自己実現意識、そういうものを持ってもらう。そういう職員の育成に努めていきたいというふうに考えているところであります。

ただ一方、先ほど時間外の話もあつたわけでありまして、こうした部分はまさに、ある意味職員の仕事の効率性を上げる、そういうことの努力を促していくことも必要でありますから、その部分の指導も大切であろうかというふうにも思っておりますが、一方で合併後定員管理計画をずっと設けてまいりまして、それにしたがって職員を減少させてきておるといふ事実があります。

にもかかわらず、この合併後の5年間に生活保護の関係が県から地方分権の名の下に事務移譲がなされてもおりますし、また医療問題が非常に重要になりまして、そこに新しく医療対策室というものをつくって、そこにも医師確保、看護師確保の手当を中心に人をつけていかなければならなくなったということでもあります。また一方、県とのお付き合い等もございまして、現在後期広域の事務組合、高齢者の事務組合ですか、そちらのほうに、松江のほうへ1人——1名職員も派遣しているという状況でもあります。そうした状況で一人ひとりのこの職員の事務量負担というものが以前に比べて相当負荷がかかっているというものの事実でありまして、そうしたところをもう少し働きやすい環境をつくっていくというのは、また我々執行部側の責任でもあろうかというふうにも考えているところであります。

そうした面でなかなか心の部分、即に変えていくということにならないかもしれませんが、しかし、こうした制度を導入したり、そういうことを行いながら一つずつ、少しずつこの意識改革を行っているところでありまして、何とぞ御理解いただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今の御答弁ですと、わからないわけではありません。やむなく時間外を発生させなければならないという部分は認めますけれども、それがすべてであろうかということを見ますと、少し疑問を持たざるを得ない。私の提案も踏まえて少し言ってみたいと思いますけれども、その課によっては時間外も、当然税務等々は2月、3月等そういう処理のときは非常に時間外が発生する。これはわかります。だとするならば、時間外を設けない月間、3カ月、もう強制的にやりますよというふうな強い時限が必要ではないかというふうにも思っておりますけれども、そういった点について何らかお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 時間外減少に対しての議員からの御提案でもあったわけでもありますがけれども、現行も週2日については時間外をしないようにしようと。そういうことのキャンペーンというほどのものではありませんけれども、そういった方針も出しながらやってきたという状況もあります。しかし、それにもかかわらず実績は今御指摘をいただいたようなとおりでもございます。また何か手立ても打っていかなきやならんわけでありまして、今そうした議員の御指摘・御提案いただいたものについても、いま一度我々のほうで検討もしてみたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 時間外についてはここにお座りの執行部の皆様方、課長が一応許可を出すということになっておりますので、肝に銘じて課長職を全うしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

町民との信頼関係について、町長はいつも気にかけておられると思います。町が企画をし、立案遂行していく上で、住民協力のまちづくりを提唱する町長として、現状をどのように分析されているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、職員と町民の関係に関する御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

地方分権時代に伴い、地域の特性にあった特色あるまちづくりが必要とされ、また厳しい財政状況においてより住民ニーズに即した費用対効果の高い事業を展開していく上で、「住民参画による官民協働のまちづくり」は今後の柱となるものであり、その構築に向けた取り組みを町長就任以来進めているところでもあります。

協働を実現していく上で最も重要なことは民間と行政とが対等であることと私は感あえておきまして、その土台づくりから着手しているところであります。

具体的には、対等であるためにはまず行政が変わらなければなりません。行政が民間と等しくコスト意識や目的達成意識を持つべく、そのためにはP D C Aサイクルを徹底することが重要と考え、前段に申し上げた行政評価制度や人事評価制度の構築に取り組んでいる次第でございます。

また、対等であるためには民間に皆様に行政側が持つまちづくりに関する専門的な情報をできるだけ共有していただくことが大切であると考えております。こうした考えから、まず新しい取り組みとして平22年度版から事業概要書の発行を行ってきておりますし、当概要書については行政評価制度が構築された段階で、その結果についても掲載することによって、より具体的でわかりやすい行政情報を発信できると期待しております。また、町政座談会についても、主に土曜日、日曜日を費やし、年間を通して多くの町内各集落に町長や副町長、教育長、課長がお邪魔をし、その都度町政報告や情報交換を行っております。座談会については、今後集落単位だけではなく、産業・福祉・教育などの分野別や世代別などの枠組みにも範囲を広げ、さらに精力的に行ってまいりたいと考えております。その他にも出前講座や広報誌、CATV、ホームページなどを充実させるとともに、営業課の業務を民間との情報受発信にこれまで以上に重点化するなどしながら、できるだけ豊富な情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

さらには、現在住民と行政の協働プロジェクト推進会議を民間の皆様とともに設置し、各集落の維持活性化を進める新たな組織づくりや職員の地域担当制度、地域提案型補助事業の導入、地域おこし協力隊や集落支援員制度などの活用等を通して、協働のまちづくりを進めるための検討、準備を行っているところでございます。

私が考える住民参画による官民協働のまちづくりの理想は、「つぶやきが形になる仕組み」であり、町民の方の一人のアイデアがまちづくりへ取り入れられていく仕組みや環境ができあがることとでございます。こうした理想で実現されることによって、地方分権時代の厳しい地域間競争に勝ち抜き、より町民ニーズに即した費用対効果の高い、特色ある事業の遂行につながっていくとの信念を持っている次第であります。

議員御指摘の町民理解については、以上申し上げてきたことを今後も進めてまいりながら、深めてまいりたいと思っておりますが、それでも情報提供を初め、皆様すべてに御理解いただけるような完璧な仕組みづくりは現実的に困難でありますので、ケース・バイ・ケース、諸問題に対処し、御理解をいただける努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私がこの質問をとり上げた真意はと言いますとですね、町職員といろいろな事業を企画するときには町民との接触があります。その接触段階において当然行政は公平・公正でなくてはならないと思っております。一部の人のための利益で動くべきではない。利益誘導をすべきでないというふうに考えておりますが、少しやさしく言い

ますと、例えば商工会がとり上げる事業とあとはいろいろな事業において当然利害が絡む場合が多々あります。そういう中においてですね、当然審議会、協議会等が開催される。その中においては、その団体の代表者が呼ばれ、いろいろな意見が交わされると思っておりますけれども、代表者として呼ぶのか、個人として呼ぶのか。代表者として呼ぶのであれば、その代表者はその組織に向けて情報を開示しなくてはならない。企画をされても実現段階においてその組織の人が知るようでは組織代表としての役割を果たしていないと思っております。過去の津和野町においても、あとから知った、何で私たちをそういうものを知らされなかったのか等々の苦言を私個人にもいろいろと耳に入ってまいります。そういう意味からこの質問をしたわけであります。

たとえ、その町職員が知人、親戚、友人、同級生であろうと、それは公正でなくてはならないと思っておりますが、その点について、町長、どのような物差しをもって職員に指導をしていかれるか、少し伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に町のそうした事業を遂行していく上で町が一部の人の利益を誘導する、そういうこと。これは、まったくあり得ない話でありまして、誘導するべきではないではないかという御質問でありますけれども、町もそうした考え方の中で進めていきたいというふうに考えているところであります。ただ、民間として、やはり非常に厳しい経済状況でもあり、経済環境にあります。また、先ほども前段議員の方にもお話をしましたが、定住。非常にこれから進めていかなきゃならん中でこの産業振興というのは非常に重要な部分を占めるわけであります。

この産業振興というのは、やはり民間の皆さんが活力をつけていけるということが大きな目的にもなってくるわけでありまして、そのためには自発的に民間のみなさんがやはり頑張ろうという、そういう意識を持っていただくということも大切であります。そうした中やる気を持たれておる業者の皆様、あるいは商売をされている皆様方、そうした方々をやはり応援していく、そういうスタンスも決して忘れてはならないというふうにも思っております。町としてはそうした中で、やはり官民協働を進めていきながら、この産業振興についても進めてまいりたいと考えているところであります。

そして、この審議会との関係でありますけれども、当然いろんな審議会、場合によっては個人の方をお願いをする場合もありますし、ときには団体へ代表者を出していただくお願いもするというのもございます。

こうした中でいろいろと幅広い御意見をいただきながら、事業の企画・立案、そうしたものに入っていくということもあるわけでありまして、その辺の内容について各団体へどういうふうに情報が浸透していくのかということでもありますけれども、これについては、やはりそれぞれの各団体さんの方針、運営方法、そうしたものがあろうかと思っておりますので、その部分にやっぱり委ねるしか、我々としてはない状況でもございます。そういうふうに考えているところでありまして、我々としては各団体のほうへどういうふうに情報を下ろして、

より多くの皆様に情報発信をしていくのかということ、また別の考え方の中でも検討していく必要があるのかもしれないというふうにも、今の御質問をお聞きしながら受けとめているところでありますが、現在のその各団体さんとの審議会での関係というのは、そういう中で進んでいるという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 町の有権者の中からいろいろな不平不満が私にも寄せられているがために、このような質問をさせていただきました。

そういう不平不満が生まれないように、先ほど町長はそういう公正さに欠けるということはないというふうに信じているというふうに御答弁でありました。そして、各団体にその情報の開示、提供はまかせているということでありました。だとするならば、その会においてあなたの立場はどういった私的な立場で参加を要請したんだとか、そういう一言を少し言っていたきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で11時5分まで休憩といたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序9、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） 議席番号6番、岡田克也でございます。ただいまより、通告に従いまして質問をいたします。

まず最初の質問でございますが、医師・看護師の確保対策についてでございます。

現在、島根県西部の地域医療は危機的状況にあり、益田圏域では分娩調整をも行わなければならないような、そのような大変厳しい状況となっております。このような厳しい地域医療の現況でも津和野町では津和野共存病院が24時間の救急医療体制を構築していただいているおかげで、1分が生死を分ける救急救命率の面からも多くの住民の方々の命が救われております。そして、津和野共存病院で救急患者を受け入れることで益田赤十字病院への救急患者の一極集中を避けることになり、医師の負担軽減につながり、益田圏域全体の医療を守るにつながっていると思います。また、当町に観光やイベントなどに来られる方々から子供連れや高齢者、持病を持っておられる方々から「24時間診ていただける病院があるから安心して津和野に来ることができます」という声を多々お聞きすることでもあります。また、日原診療所においては竹内院長により疾病の早期発見や治療が行われ、日原地域においても多くの住民の方々の健康が守られております。また、介護老人保健施設せせらぎも要

介護の方々の機能回復訓練や療養、家族の方々の介護負担の軽減に大きな貢献をされております。そして、開業医の診療所があるおかげで住民の健康が守られ、病院の負担軽減ともなり、病診連携——病院と診療所の連携は不可欠であると思います。

病院・診療所・介護老人保健施設は、医師・看護師が配置されていることが開設の必須の条件であります。しかしながら、益田圏域の医師数は平成14年に102人でありましたが、6年後には69人となりました。100キロ平米当たりの医師数も益田圏域では10人と、島根県全体では29人、全国では76人と比較しても極めて少ない医師数となっております。その中で2009年に津和野町は島根県でも他の市町村に先駆けて医師対策専門監を配置されました。津和野共存病院、日原診療所ならびにせせらぎの医師も専門監の尽力により就任されたと伝え聞きます。

医療対策室並びに医師対策専門監としてのこれまでの取り組みと今後の対策についてお尋ねします。

また、高齢者や平日に子供さんだけで留守番をされている世帯を対象に万が一の際に備え、かかりつけ医や持病等の情報を入れて自宅冷蔵庫に保管しておく救急医療情報キットを希望者に無料で配布されておりますが、現在までの活用状況をお尋ねします。

また、持病等の情報は変化が生じますが情報の更新についての対応について、あわせてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

医師・看護師確保対策についてでございます。

津和野町にとりまして医療従事者の確保は緊急かつ重要な課題であり、地域医療を継続させていかなければならないという観点から地域医療を担う医師・看護師等を確保するために医師確保対策専門監を配置して、町と指定管理者の橘井堂及び県が連携し確保に努めております。地域の人々からの情報収集、紹介活動等協力をいただくとともに、将来津和野町内の公的医療機関に勤務しようとする医学生及び看護師等に対しての奨学金制度を有効に活用し、広く募集活動を展開しております。

今日までの医師確保の状況は、津和野共存病院において常勤2名、非常勤医師1名、デジタル撮影による遠隔画面診断委託契約医師3名、日原診療所において常勤1名、介護老人保健施設せせらぎにおいて常勤2名、非常勤3名となっております。看護師は、常勤3名、非常勤9名を、その他の医療従事者は介護士常勤6名、介護補助員常勤2名を新たに確保しております。

また、奨学金貸付状況は、津和野町地域医療協議会において審査し、奨学金制度の貸付を決定しております。貸付状況は、医学生奨学金の貸与が1名、看護学生奨学資金の貸与が7名となっております。奨学金貸与を町内出身者に限定せず広く門戸を開いた成果が出ているものと考えております。

島根大学医学部医学科地域枠推薦入学への町長推薦を本年度も実施いたしました。これまでの入学状況は2人、現在4年生となっております。2人でございます。医学生との意見交換・交流会、島根大学医学部入学者及び奨学金貸与学生との意見交換会も実施しております。また、石見高等看護学院の地域枠推薦入試では、本年度も1名の志望がありました。これまでの状況は、看護師として活躍するに十分な素質と明確な目的意識を持ち、津和野町の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲ある学生2名が入学をされております。将来的には医療法人橘井堂で勤務をしてもらえる予定であり、不足する看護師の確保や看護師の高齢化への対策として大いに期待できるものと考えます。

これまで、看護師の確保を中国地方や九州地方の広域にも広げて行ってまいりましたが、その取り組みを通して応募されるための重要な決め手として住宅環境が非常にPR効果の高いことがわかってまいりました。そこで、医師・看護師確保対策の一環として、住宅環境の整備を早急に行いたいと考えております。特に若年者を対象とした住宅環境の整備は看護師確保のためにも、年齢構成の若返りのためにも必要であると考えております。

そして最も重要なことは、議員御指摘のように、平素から津和野町の地域医療を守るために現在津和野の地で頑張っている方々をまず何をおいても大切にしなければならないと考えております。そのためには、業務の繁忙さや勤務環境にも踏み込んで、現在スタッフ不足のため過酷な勤務状況となっている状況を改善することを初めとしたさまざまな支援を強化しなければならないと考えております。理事長を初めとした理事職にある医師や看護部長は専門職としての業務以外にも経営者としての業務、管理職としての多様な業務をされております。これらの業務は補助的あるいは秘書的な業務代行者を配置することで軽減することが可能でありますので、医師や看護師をサポートする事務体制も充実する観点から、病棟クラーク、医療秘書を採用し、専門職、経営者としての業務に専念できる体制を支援しております。

救急医療情報キットにつきましては、8月下旬より民生児童委員や自治会の御協力をいただきながら高齢者世帯と障害のある方から配布を始め、現在、全世帯への配布を目指しているところであります。

活用状況について分遣所へ確認しましたところ、今日までに4件の活用があったと聞いております。

また、情報の更新については、基本的には自己責任で対応をお願いしたいと考えておりますが、情報の更新が困難な方へは、今後は社協やホームヘルパー、民生児童委員、自治会などの御協力をいただいて、情報の更新をお願いしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま町長御答弁にありました医師の確保状況ですが常勤・非常勤、そして画像診断契約医師をあわせて12名という、この非常に条件的にも地理的にも決して恵まれているとは言いがたいこの津和野町にこれだけの医師の方が来ていただく、または協力していただいているということは、改めて感銘することですけれども

も、専門監の広い人脈と粘り強い交渉力、人格、そのような高い能力も感じていくわけでありますけれども、日ごろの医師対策専門監の活動エリアや活動内容について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 医師確保対策専門監の日ごろの活動というか、動きであります。平素は主に山口県を中心に活動しております。主に医師との接触であります。看護師、それから介護士等の確保についても平行して取り組みをお願いしております。それと先般、7月も実施しましたが、各看護学校の訪問も実施しております。7月には北九州、それから福岡のほうへ私と専門監2人で出かけております。10月になりますと、今計画しておるのは広島、岡山あたりの専門学校を学校が多いです。2班に分かれて出向いていきたいというふうに考えております。

専門監は主には医師の確保であります。医師の相手がおられることでありますので、勤務時間以外でも指定された時間、土曜日曜はもちろんですが、夜の対応というようなことも頑張っておこなっております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御答弁いただきまして、命は何より大事なものであり、命があつてすべてのことが始まるわけであり。その命を守る医師・看護師、そして医療従事者のその確保についてますますの尽力を期待し、そしてまた先ほど御答弁にありました救急医療情報キットが既に4件活用されたということでもありますけれども、医療情報が1分が生死を分ける救急救命においても非常に大事な、この人は何の持病を抱えているかということが素早い治療に結びつくと思っております。医療情報キットの重要性もケーブルテレビでドラマづくりなどで放送されておりますが、医療情報の共有化やIT化が重要だと考えます。町民の命を守るために、また町執行部あわせてこの医療情報キットの普及にも尽力されますように祈念いたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問でございます。

津和野高校の支援策についてであります。

津和野高校は、数々の偉人を輩出した津和野藩校「養老館」の流れを汲む歴史があり、町の経済的にも非常に高校があるその経済効果は高く、また町の活力のためにも津和野高校は必要不可欠だと私は考えます。しかしながら、少子化により生徒数が大幅に減少してきた状況下では平成21年に県立高等学校再編成基本計画が出されました。その内容は、普通科を設置する1学年2学級の高校については、入学者が入学定員の5分の3を2年連続下回ることが見込まれる場合には、引き続き存続させるか、近隣の高校と統合するかを適当な時期に検討する。その際には高校教育の機会均等や中山間地域の振興の観点から1学年1学級の高校としての存続のあり方をあわせて検討していくとありました。たとえ統合とならなくても1学年1学級の存続では理系大学への進学のための理科3科目の開講、物理・化学・生物の開講が困難となります。

そのようなことから、これまでも教職員を初め高校関係者の皆様方が生徒募集に全国に行かれ、そして尽力をされてまいりました。現在、島根県で離島・中山間地の県立高校で県外からの入学生を積極的に受け入れている高校は、津和野高校のほかに、矢上高校、浜田水産高校、島根中央高校、横田高校、隠岐高校、隠岐島前高校、隠岐水産高校があり、合計8校となっております。島根県の県立高校で寮費の補助を行っているのが、矢上、島根中央、隠岐島前、横田、そして益田圏域では益田翔陽であるとお聞きします。例えば、隠岐の海士町にある隠岐島前高校は申請資格を満たし町長が認めたものには入寮費免除、寮費の半額補助、里帰りのための交通費補助などを行っておられます。津和野高校の寮費は月額3万5,000円で、島根中央の2万7,000円、矢上の2万8,000円などと単純に比較してみても七、八千円の負担の開きがあり、その上補助金が上乘せされれば月額1万数千円の開きが出てくるのではないかと思います。厳しい財政状況ではありますが、やはり他県からの入学生が全国の高校の中から津和野高校を選んでいくためには寮費の補助も考えていくべきではないかと思います。

今、インターネットを利用して津和野高校生とドイツとの交流を考えておられるようがありますが、インターネットで知り合うドイツの人と対面して交流をさせたいと願う高校関係者の声を多く聞きます。これまで築いてきた津和野町とドイツとの深い関係を生かし、来年迎える森鷗外生誕150周年を機縁として、森鷗外がドイツへ留学して広い視野を持ったように、津和野高校生のドイツへのホームステイなどを実現させるような支援を行うべきだと考えます。このようなドイツとの交流を通してドイツとの交流のある津和野高校として全国にアピールができるのではないかと思います。

今後の圏域の少子化を考えると、このような思い切った支援を行わなければ津和野高校、そして津和野高校の2クラス維持も困難になってくるのではないかと考えますが、津和野高校の支援についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは津和野高校の支援策についてというふうなことでお答えを申し上げます。

議員御指摘のように島根県が平成21年度2月に策定をいたしました県立高等学校再編基本計画によりますと、普通科を設置する1学年2学級の高校については、入学者数が入学定員の5分の3を2年連続下回るが見込まれる場合には、引き続き存続させるか、近隣の高校と統合するのかを適当な時期に検討するとされております。

津和野高校は現在その基準を上回っておりますが、平成24年度以降42名以下の入学者数が2年続けばその対象校というふうな形になってまいります。

こうした中におきまして、本町においても昨年度から教育委員会内に津和野高校支援係を設置し、2学級維持のための方策や施策の検討を津和野高校、それから津和野高校後援会とともに3者が一体となって進めております。

支援策を検討する中で、昨年度は支援策として寮費助成、あるいは通学費助成等を町が行えばどの程度の経費が必要であるかの試算・検討を行いました。その結果として今年度からJRを利用して通学する生徒に定期代の2割補助を町として実施しているところであり、定期代につきましては、日原、益田、山口市阿東町からの通学が主な対象というふうなことであります。寮費の補助につきましては、吉賀町からの生徒も対象というふうな形になってまいります。吉賀高校も同様に入学者数が減少しておりますので、ある意味配慮をして実施して、寮費の助成ということについては今年度は実施をしていないところでもあります。また、今年度はですね、学校給食が実施できないか、あるいは山口大学生との連携について検討を進めているというところでもあります。

また、ドイツ・ベルリン中央区との交流につきましては、旧津和野町時代より鷗外塾の一環として平成7年からスタートし、平成19年——隔年で生徒派遣をしておりましたが——一町内の中学生を対象として交流を行ってまいりました。ただ、相手校でありますペロリーナ高等学校が統廃合をされたというふうな関係で、それ以来生徒の派遣交流が途絶えている状況にあります。

本年1月に町長が訪独をした際に高校間でのインターネットを利用した交流を提案されました。方向性につきましては同意を得たところでもあります。この3月に津和野高校側にもその案を提示いたしました結果、津和野高校側での了解を得て、津和野高校とドイツ・ベルリン市中央区内の高校——今現在はその高校がまだ未定でありますけれども——そういったところとの間で交流を行うことというふうな方向性が決まっているところでもあります。津和野高校におきましては、今年度の学校運営方針にドイツとの交流を掲げ、今年度から県が実施する離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業を活用しICT機器の導入等交流のための環境整備を行っております。また、高校側の要望といたしましては交流の前段として現地に赴いての交流を希望しておりますので、ドイツ側の高校が決まり次第、予算計上をしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁でドイツの高校との交流をドイツ側の高校が決まり次第予算計上してまいりたいということでもあります。これも高校関係者から本当に熱い希望を聞いております。そのことが考えられておるといことは非常に心強いことでもあります。

が、寮費の補助につきましては近隣町村の近隣の学校への配慮を考えられたということではありますが、甚だ消極的ではないかと思えます。むしろ、この中山間地の高校が残っていくために厳しい財政状況ではあるがともに補助も考えていこうではないかという連携もあってもいいのではないかと思えます。

今からこの圏域の少子化を考えると、やはり県外からの入学というのは大変重要なことになっていくと思えます。そのときに例えば同窓会の関西や関東の集まりのときに出かけたり、そして県人会に出かけたりしたときに津和野高校に子供さんやお孫さんを入学

させられませんかとお誘いをするときに、町としてもこんなに外から来られる方のために、たとえわずかな補助であったとしても思っているんだという、その熱意が人には伝わるのではないかと思っております。

町長は津和野高校の後援会長でもあります。町長の即答は無理かと思いますが、津和野高校に対する思いなどがありましたらお聞かせいただけたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野高校に対する活動でありますけれども、御紹介いただいたように、私も後援会の会長としていろいろ取り組みをしているわけでありまして、昨年御承知のとおり町長就任以来、昨年は4月に津和野高校支援係をつくりまして、そして今年度からはその後援会のほうの専門部会のほうにも必ず私自身も出席して、そしていろいろとまた私なりの意見も述べたりということで活動のほうも強化をして今やってきている状況であります。

当然、今後津和野高校維持・存続させていくためには現行もう生まれておられる子供さんの数——小中学校の生徒の数からいきますと、やはり県外からの生徒もふやしていかなきゃならんというのは間違いないわけでありましてその辺の部分と、あと地元の生徒さんたちにも津和野高校へ入っていただくということを進めていきたいと思っております。そうした中で、先ほど具体的な御提言もいただいたことは、また参考にさせていただいて検討させていただきたいというふうに思っておりますが、一つだけ、ちょっと私の基本的な考え方といたしまして、県内のほかの高校支援でやっておられる寮費助成、それから我々もやりましたけれども通学費助成というもの。これはいつまでも私自身は続けていくべきものではないような、私自身は考えを持っているということでありまして。当面、生徒数を確保していかなきゃならんということで、津和野町も苦肉の策としてこうした通学費の補助を出しておりますし、よそに負けられないようにするならば今後寮費の助成も考えていかなければなりませんけれども、そうした面はいつまでもそういうことを政策として続けていくが本当にいいのかどうかというのは、また皆さんと議論をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

やはり、理想論といわれるかもしれませんが、津和野高校がやはり特色のある授業、教育を行って、それにやはり魅力を感じて全国から集まって来ていただけるということを理想として目指していかなきゃならんということで、今年度からその高校後援会のほうも専門部会があり、そのまたその下に検討部会のようなものをつくりまして、津和野高校が魅力ある教育をしていくためにどういうことを具体的にしていくのかというのを現在考えていく、そういうことを始めているという状況であります。

その中の一つの方向性として、医学コースやあるいは養老館コースというものが出てきているわけでありまして、まだまだそれを具体的にどういう授業にしていくのかということが示しておりませんので、そこをその部会のほうで考えていこうとしているというような状況でございます。そうしたことによって、やはり将来的に全国からそうしたぜひ優秀な

生徒さんを集めていきたいというふうにも思っておりますし、そのことがまた町内の学力の向上にもけん引役を果たしてくれるような、そういうようないい循環の仕組みづくりにもつなげていきたいというふうにも思っております。当然それは中高一貫教育の中での一つのクラスのことを念頭に置いておるものでありますので、当然もう一つのクラスというのは地元の皆さんにも広く受け入れをして、その中での教育もしていかなきゃならんわけありますから、そこではやはり学力向上も一つでありますけれども、ビジネスに活用していくような、社会に役立てていけるようなそういう魅力的なまた授業というものも並行して考えていきたいと。そういうなかで津和野高校の今後の方向性を今定めながら取り組みを進めているという状況でありまして、今後もさらに精力的に頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 津和野高校が現在2クラスを維持し、そして理科3科目を開講しているということで地元からも非常に学力も高い、その生徒さん方も通っておられます。何としてでもこの2クラスを維持しながら、そしてこの津和野町に高校があるということが非常に私はこの町の誇りでもあると思いますので、執行部一体となって津和野高校の支援策を講じていただきますように祈念いたしまして、次の質問とさせていただきます。

次に、防災対策であります。

質問に先立ちまして、このたびの東日本大震災並びに台風12号によりお亡くなりになられました方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復興を祈念いたしております。

さて、ことしは未曾有の災害、東日本大震災があり、また続いて先般は台風12号があり、昨日は台風15号により147万人という方々避難をされておると報道されております。ともに当該地域は甚大な被害がありました。

先日は町長などが被災地に行かれ、特に山田町においては復興に向けて非常に多忙な中で貴重な時間をさかれて町長や災害担当者の方が対応されたとお聞きしております。そこで何を学び、学んだことをどういうふうに、どのように生かしていくか。このことはやはり非常に大切なことだと思います。

このことについて学んでこられましたこと、そして、そのもの。学びを生かしていくことについてお尋ねします。

また、台風12号では津和野町と同じような山間地で土砂災害等によりライフラインが寸断されました。情報も寸断され孤立した地域も多くあったと聞きます。

当町には防災無線がありませんが、有事の際の情報伝達方法についてどのように構想を持っているか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災対策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの岩手県への災害視察であります。視察先の一つである山田町では沼崎町長を初め、災害担当者のお話を聞かせていただいた中で、過去の地震や津波を教訓に住民を交えた防災訓練を毎年行っていたにもかかわらず多くの犠牲者を出したことや、災害対応として個別の自治体そのものでの対応に限界があることを認識したということとございました。また今後、集団移転を含め危険地帯としての条例化等の制度設計も必要とのこととありました。また、災害発生時からの対応として避難所や仮設住宅設置の問題点や災害ボランティアの受け入れ体制の構築、防災計画を実行する上での矛盾点、事業を執行する上での議会との関係など具体的な事例をもとに本町の災害対策にとって実体験を交えた有益なお話を聞かせていただいております。

なお、視察より帰りまして後日、災害発生直後から現地支援で本町より被災地に赴いた消防職員、保健師、ボランティア活動を行った職員と会議を持ち、このたびの施設についてさらなる情報収集と対策に関する研究を深めたところでございます。

そのほかにも、東日本大震災において地震と津波だけでも大変な被害ですが、それに加えて人類史上最悪の被害をもたらすかもしれない原発事故が解決のめどすら立たない状況になる中、このたび山田町や大槌町などの被災状況を視察し「百聞は一見にしかず」の言葉のとおり、自然の脅威に大変衝撃を受けるとともに、自然災害は当然起こり得るという認識を改めて痛感させられたところでございます。

災害時においては、被災者の安全と生命を守るため、情報収集、伝達、安否確認、さらには被災者の非難や支援者の受け入れ体制、医療体制の整備などが重要な課題であると受けとめており、施設整備や訓練などにより職員を初め、住民一人ひとりの防災力を高めるとともに各自自治体間での平素からの相互連携、緊急支援対策などに取り組まなければならないとの思いを強くしたところでございます。

また、有事の際の情報伝達方法については、4番議員さんにお答えしたとおりCATVが寸断された場合、現在手立てがございませんので、その対策について臨時災害放送局用コミュニティFMの導入など、検討しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁に臨時災害放送局用コミュニティFMの導入を検討されているということとありました。先ほど申し上げましたように、当町では防災無線がありませんが、コミュニティFMの費用は私の調べましたところでは防災無線の10分の1から100分の1程度の経費で設備できるのではないかと考えております。そして、なおそれに加えて臨時災害放送局は口頭による申請により即座に免許の発行と周波数の割り当てが行われるという、そういう利点もあります。

この臨時災害放送局につきましては阪神大震災のときにミニFMワイワイやその母体となるヨボセ・FMユーメンが主に外国人に向けて災害情報の提供を中心とした放送を行い、この年の衣食文化賞・国際交流部門賞を受賞するなどの評価を受けております。また、先般の東日本大震災の際にも岩手・宮城・福島を襲ったそのときに放送不能に陥った局もありま

したが、市役所などをスタジオに仮設し災害FMの形で震災報道を継続され出力を最大の20ワットよりも大幅に出力を出して放送されました。そしてこのコミュニティFMはAM・FMラジオの再送信も行っている、そういう地域もあります。

ケーブルセンターを基点として第2級陸上無線技術士以上の免許があればそれも可能だと思います。臨時災害放送局が災害時に設置される、それだけではなかなか普段からそのようなものに触れていないとそれを認識しづらいという面もあるかと思います。

この臨時災害放送用コミュニティFM、そしてコミュニティFMについて担当課等で考えておられることがありましたらお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） ただいま議員のほうから説明がありましたように、こういった災害の際の臨時的なコミュニティFMにつきましては東日本大震災で被災されて地域でも大いに役立っているところであります。

本町につきましては防災無線が津和野地域も日原地域についてもございません。それを補うためには、やはりこういった電波を通じた伝達が必要と思っております。それにつきましては、ケーブルセンターより放送をかけてその被災した地域に近いところに――移動式の放送局になりますので、近い地域まで放送局を移動しまして放送するという形態を考えております。当然、放送はできますが受信するためのラジオを各世帯がお持ちになっていないと聞くことはできませんので、その辺の配布につきましても今後検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 防災対策につきまして、今、臨時災害放送用コミュニティFMの導入についてのお話がありました。ラジオの乱調地域もこの町内には多く、携帯ラジオを持っておられない方もありますので、その点も十分に考慮の余地にあると思います。一般の災害でも情報が寸断されてどのような状況であるかということがまったくわからない地域もありました。最近の雨や台風、そして災害は想像を絶するものがあります。その万が一のときに備えて準備をされますように祈念いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問になりますが、鳥獣被害対策であります。

昨年は鳥獣被害が甚大でありました。農家の方々からは心が折れそうになるという切実な声も多く聞きます。

農家にとっては死活問題にもつながる鳥獣被害対策について、昨年来どのような対策を講じてこられましたか。

また、今後の構想についてお尋ねいたします。

また、鳥獣被害につながる耕作放棄地対策についても、先の一般質問で尋ねたあとの対策並びに今後の構想について、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、有害鳥獣対策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨年は有害鳥獣被害が多発し、町内の農産物被害調査により集計した総額は240万3,000円、一昨年の128万4,000円に比べ9割増の被害となりました。

このような状況から、各地区の座談会に出向きましても農家の方から町に対して有害鳥獣被害対策について数多く意見、要望が寄せられております。町といたしましても、被害の防止対策についてこれまで以上に有効な対策を講じる必要があると考えております。

昨年度以降、町といたしましては次の3点について新たな対応を始めました。

まず1番目に狩猟免許保持所の維持対策といたしまして、現在、鳥獣を捕獲駆除するためには銃猟免許が必要であり、猟友会を中心として捕獲班員の減少を食い止めるために今年度より銃所持更新経費の助成を開始いたしました。

2番目の対策として電気牧柵の適正な敷設として、鳥獣被害を受けた農家の方から「電気牧柵を張っていたのにイノシシが入ってきて被害に遭った」との声が多く寄せられました。このため、町内を確認したところ電線と地面の間の距離が20センチメートル以上開いている柵が数多く見られました。20センチメートル以上の隙間があればイノシシの成獣が通り抜けできることから、簡単に農地に侵入したと考えられるため、新規施設の設置の際に隙間を20センチメートル以下にするように注意を呼びかけております。

3つ目の対策といたしましてアライグマ等の捕獲対策について、外来生物であるアライグマとヌートリアについては捕獲奨励補助金を追加し、被害の拡大防止を目指しています。また、アライグマによる被害が本町でも確認され捕獲のためのおりを90基購入し、捕獲を開始し、昨年度6尾を捕獲しました。

このほかには、御存じのとおり、従来からの電気牧柵等の設置補助、狩猟免許取得補助等を実施し、対応しているところでございます。

今後も有害鳥獣被害防止のために最大限の対応を行う考えですが、法律による規制の壁もあり、現在申請手続き中である総合特区計画において有害鳥獣被害対策のための新たな規制緩和や財政支援を盛り込み対応できないかと考えております。

具体的な規制緩和については、一定条件のもとで、1つ目としてみずからの耕作地内であれば狩猟免許を持たなくとも捕獲ができる措置。2つ目としてライフル銃で猿の駆除を行うための措置。3つ目として市町村の駆除班に在籍し、市町村が推薦することを条件に精神科医の診断書の免除をする措置等を要望しております。

仮にこれらの規制緩和がなったとしても有害鳥獣対策はこれらの対策だけで解決できるものではございません。

鳥獣被害を防ぐためには住民の準備や対策が重要であるといわれております。有害鳥獣の生態や特徴、行動を正しく認識し、防止施設を設置したり、集落ぐるみで農地予備その周辺をえさ場にしない取り組みも重要でございます。

特に、集落を上げて生ごみや野菜くずを農地や山際に捨てない、2番穂をえさにしないため、早めに吸い込む、人間は怖いものであることを教えるため、鳥獣を見たら直ちに追い払う、耕作放棄地や山際の草木を刈り払うなどの対策が重要でございます。

高齢化等により、集落において対応ができないものもあるかもしれませんが、できることから始めなければ問題の解決にはつながりません。

以上のことが今後の課題と考えております。

最後になりますが、鳥獣の短期滞在や通り道となる耕作放棄地ではありますが、農業員会において毎年耕作放棄地の全体調査および利用状況調査を行っております。平成21年12月の改正農地法により、農業員会が調査時に耕作放棄地について所有者に耕作を再開するよう指導・勧告ができるようになりました。この活動にあわせ農地の流動化の斡旋や協定集落組織、活動組織などとの連携により解決に向け努力をしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私の調べましたところ、島根県の鳥獣被害額が広島県、山口県の10分の1となっておるとお聞きしました。国の対策は被害額により算定されるとお聞きしております。どうしてのそのような差ができたのかとも思うところではありますが、県でありますのでその点ではなく、津和野町の被害額が240万3,000円と先ほど答弁がありますが、どのような算定根拠の中で算定されておるかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 被害額の算定方法でございますが、嘱託員さんを通じまして農作物の被害調査というのを年に1回調査をしております。その金額をもとに積算して算出というふうなことでございます。金額的に低いところは被害に遭われたものすべてが出ていないのではなかろうかなということでございまして、面積の関係も一応調査はしておりますが、被害調査の中に記載がされておられませんのでその実態というのがなかなかわからないということでございまして、調査方法も今後検討しないといけなかなというふうに、今、内部では検討しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほどの答弁にありました狩猟免許保持者に対する上限4万円であったと思いますが、経費補助助成は非常に高く評価をされております。町のみならず、県公安ともキョウソウして個人負担を限りなくゼロに近づけ、そして非常勤公務員的な対策を講じられるようにされることを願います。

現有で110名弱であろうかと思いますが、猟師の方が全員出動したとしても本町を包囲した場合、各々の感覚が650メーとなり有害鳥獣対策はなかなか猟友会の方のみでは困難であるという、そういう理由から今回特区の申請をされたとも考えます。みずからの耕作地で捕獲できる農家の方々が猟友会の方々と一致協力して互いに保管しあう関係性を構築していくことがこの特区が認められた場合には最も重要なことではないかと思っております。もし、特区が認められましたら津和野町が全国のモデルとなるような、それこそ

猟師と農家が共同して、そして鳥獣対策をしているモデルとなるような町となりますことを期待しております。

その点について他市町村、他の自治体でも先駆的に特区が認められて行われておるところがあると思いますが、その事例等を見られて思われることがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 総合特区ではございませんが、特区の関係で今、全国的には1つの特区申請のみが残っております。これまでいろんな特区申請がございまして、島根県も特区申請をしておりました。農家の農産物に対する被害が大きいということでございまして、わなと網というふうなものが1つの免許でございましたが、それをわな免許にするということで島根県が特区申請をしておりましたが、法律が改正されまして今は特区がなくなっております。

唯一今残っております特区申請というものが狩猟免許を持っていない方が狩猟行為に同じできる特区というものがございます。ただ、このものについてはいろんな問題がございまして、全国で100——今、手持ちに資料がございませんが、100以上の特区申請をされておられます。ただ、その中で実際に実施をしているのが五、六ぐらいの自治体だけになっております。その大きな原因というのが、免許を持たない方が従事した場合に何か事故を起こしたという場合に、その総括をする免許保持される方が罰せられるというふうなことがございます。それから、保険の関係——けががあったときにどうするのかというふうなことがございまして、結局90以上の大半の町村が猟友会の同意が求められないというふうなところもございまして、今、特区制度についてはもう廃止をしようというふうな国の考えがございまして、

というふうなことで、参考になるというものが今のところはないというのが現状でございます。

○議長（滝元 三郎君） 質問の途中ですが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁でなかなかハードルの高いことも感じさせられるわけですが、先ほども申し上げましたが、この鳥獣被害というのは農家にとりましては本当に心が折れそうになるような切実な死活問題であります。

行政が中心となって、そして猟友会、そして農家の方々が協力しあって全国でも誇れるようなそういう鳥獣対策の町となりますように期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序10、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 11番、川田剛でございます。通告に従いまして3点ほど御質問をさせていただくわけなんですけど、来年度、平成24年度予算を控え、今年度の課題が来年度に生かされるべく、内容の充実したものになるよう質問していきますので、どうか御協力のほどよろしく願いいたします。

まず1点目が町営バスについての質問でございます。

今年度から新たな町営バスの運行体系になってきたわけでございますが、この間見つけた課題とその対応はどのようなになっているのか。

また、6月の定例会でも御質問しましたラッピング車両に係る関係各社との契約は締結されたのか。

そして、その内容はどのようなものを御質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。町営バスの新運行体系における課題とその対応についてでございますが、町営バスの新運行体系につきましては、町民の皆様や自治会よりさまざまな声を聞いておりますが、主な内容については次のとおりです。

まず、木部線のバス利用について、座席数18を上回る日数が月平均で4日となっております。今後も継続するようであれば委託業者と協議をしながら対策を検討する必要があると考えております。

また、木部地区において吹野、中曽野から長野方面へ行くバスがほしいという声や停留所の新設を望まれる声がありますが、今後検討の上、可能かどうかを判断させていただきたいと考えております。

デマンドタクシーを運行予定しておりました岩瀬戸、日浦、商人地区につきましては運行許可が下りず大変御迷惑をおかけしましたが、8月末に許可が下り、今月より運行を開始す

る運びとなりました。今後対象者に対しまして利用方法等を御説明し、多くの皆様に御利用
いただきたいと考えております。

ラッピングに使用したキャラクターに関する契約につきましては、ドイツ・ベルリンのア
ンペルマン社の日本正規代理店でありますアナザービー社との間で、今年4月1日付で契
約を交わしております。

契約の内容につきましては、第1条が町営バスに使用することを承諾する内容です。第2
条には承諾の範囲を今回導入いたしました町営バス6台としており、第3条でキャラクタ
ーの保護を定義しており、デザインの変更がある場合契約者の承諾を受けなければなら
ないとしております。第4条の期間については町営バス6台の使用終了までとなっております。
第5条ではこの契約の条項に違反した場合の契約の解除について、第6条ではこの契約
に定めのない事項が発生した場合の協議を定めているものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それではまずこの町営バス、今の御答弁から5点ほど質
問をさせていただきます。

まず、木部線のバス利用について座席数18を上回る日数が月平均で4日となっている
というふうになっているんですが、これは18席を超えた日数が月で4日ということは、そ
れ以上、私はあると思っております。

といいますのが、18席を上回る日数が月平均で4日以上ですね、バスのドライバーの方
から言わせれば「後のバスに乗ってくれ」というお願いをしながらですね、18席を維持し
ていると。できればバスの数をふやしてほしいという要望を聞いたことがありまして、4日
というのは少ないんじゃないかと思っております。この辺が本当に4日なのかどうかを確
認させてください。

そしてデマンドタクシーを運行予定しておりました岩瀬戸、日浦、商人地区、これが今月
から運行を開始するということですが、この通告を出したのが9月の9日でございます。今
後対象者に対して利用方法などの説明をしていくということでございますが、これはこれ
を書いた時点でのことなのか、それとももう説明はされているのかどうか。この点2つ目に
聞かせていただきます。

それから、アナザービー社との間でことし4月1日付でラッピングに関する契約書を結
んでいただいたということでございますが、以前の質問のときにはラッピングの使用はい
わゆる口約束というような形だったという御答弁であったと思っておりますが、これが4
月1日付で契約を交わしたのはいつなのか。いつ契約をされたのかお願いいたします。

そして4つ目に町営バスの6台の使用終了までがこの契約の第4条に使用期間として設
けられているわけなんです、町営バス6台の使用終了というのは津和野町はどの期間を
さしているのか。現在ベルリンとこの津和野町が姉妹都市縁組を結んでいるという関係と
もう一つが鷗外生誕150周年を迎えると。この機会にこのラッピングがされたと。そうだ
ったはずだと思います。これが鷗外150周年のイベントが終わったのちもラッピングを

使っていくのか、それとも風化するまで使用するのか。津和野町としては使用終了というの
はどのくらいの期間を考えているのか4点目にお聞きします。

そして、この契約にあります第5条ではこの契約の条項に違反した場合の契約の解除。ど
のようなものを想定されているのか。

以上5点、質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず最初の質問の木部線の18席を上回る日数でありま
すが、委託業者からいただいております毎月の越えた日数につきまして4月につきましては
4日、5月につきましては5日、6月につきましては3日、7月につきましては6日、8
月が3日という資料をいただいております。先ほどの乗車される方に畑迫地区で内美のほ
うから同じくバスが通っておりますので、そちらのほうに乗換えをしていただいて立つこ
とがないようにという指導は運転手のほうがしているということは聞いておりまして、そ
の結果でこのような少ない日数になっているかとは思いますが、その辺で……

なお、木部からすべてこの18席以上かということをお聞きしたら、やはり畑迫から乗っ
てこられる方によって上回ってしまうことがほとんどだというふうな内容で聞いておりま
す。

それから、岩瀬戸、日浦、商人地区のデマンドタクシーでございますが、今月タクシー業
者と内容の契約をして、それから事業の説明を担当地区に話をしに行こうということで自
治会の方と調整をとっております、来週の27日に岩瀬戸、日浦地区、それから商人地区
につきましては対象世帯が少ない関係で各戸を回って説明に行こうということで担当と話
をしております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました件でございますけれども、契約の関係
でございますけれども、キャラクター利用許諾契約書という名目でございます、前回6月
に御説明申し上げたときは口頭での許諾を得ているというふうに申しました。議員さんに
御指摘いただきましたので、その後双方で書類と交わしながら確認をしてですね、実際のと
ころ確認の日付というのは9月の初旬でございます。途中いろいろほかのことも何し
ていまして、若干期間的におくれたことは申しわけなかったように思いますけれども、それ
ぞれ確認をした上で契約を交わしたところでございます。

それから、期間の関係でございますけれども、第4条の使用期間ですけれども、これは町
営バス6台の使用終了までということでございますので、150周年の契機にこのキャラ
クターを使ったわけでございますけれども、それが終わったら終わりということではござ
いませんで、まあこの車が動いている限りというふうに確認はしているところでございま
す。

それから、契約違反の場合ですけれども、どういふのが考えられるかということござ
いますけれども、第3者に利用権を譲渡した場合とかですね、このキャラクターを商標登録

等をした場合とか、そういうのを無断でやった場合ですね。それから別途このキャラクターを使う場合を、協議をしないまま行った場合とか。そういったことが考えられると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それではこの町営バスの運行体系のほうから御質問させていただきますが、この町営バスももちろんラッピングはされているわけでございます。そうすると観光の面からにおいてもですね、やはり派手と言いますか、ユニークなバスが走っているというバスではあるんですが、観光客の方が乗る際にこの町営バスの運行時刻、いつ走っているんだというのがわかりづらいと。ホームページなどではですね、町営バスの時刻表っていうのが載っていないくて、デマンドを通っているところもあるので難しいのかも知れないんですけども、あのバスに乗りたいといったときにその時刻表っていうのがですね、ホームページ掲載されておられません。この点についてですね、改善できないものかお尋ねいたします。

それと、この町営バスの車庫の予算がついていたと思いますけれども、もう間もなくしますと結露がついたりですとか、雪が積もったりとバスを運行するに当たって支障が出てくる時期になるわけなんですけど、まだ車庫の建設というのは考えていらっしゃるのか。

それともう一点。小口輸送と言いますか、基本的にはバス停からバス停までバスを運行するわけでございますが、中にはドライバーさんの配慮によってバス停のすぐそばの家のほうまで送るといったことがあるかもしれません。そういった場合、実際だれが見つけるかとなると、警察が見つけて注意をするなり、もしくは町の職員の方が見つけて注意をするなりという方法がありかもしれないんですが、これが町のほうから指示があったということはあるか、ないか。その点についてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず時刻表のことですが、日原地域の町営バスについてはホームページ上に載っていることは確認しておりますが、津和野地域の定期バスにつきましては載っていないとしましたら載せることは可能だと思いますので、その手続きはしていきたいと思っております。

それから車庫につきましては昨年度からの繰越事業で建設することとなっております、その適地を、用地を今、探しておるところでありまして、早期の建設にかかりたいと思っております。

それからバス停からバス停へということは、これは原則でありまして、運行上は定期バスであればバス停からバス停間を走ってくださいということは、こちらから指導しているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それではですね、最後にこの町営バスについてなんですけれども、ラッピングに関しましては津和野町の場合、アンペルマン社さんに対して使用さ

せてもらっているというふうな考え方だと思うんですけども、例えば山口県の周南市、こちらでもですね、ラッピング車両を走らせているわけなんですけど、これはニュアンスが違いますね、公用車約270台近く保有されているそうです。これは消防の自動車など除いたいわゆる市職員などが乗られる公用車、この270台のうち30台がラッピングされています。ラッピングというのがですね、事業主から広告費用1台月約3,000円の広告費をもらって、それが年間の収入で100万円近くになるといわれております。事業者数が約9社の事業者数で、広告の大きさが40センチ掛ける65センチ、これが軽自動車の大きさと、普通車の場合は30センチ掛ける60センチの広告、これを月3,150円税込みで払わせていると。それによって広告収入が108万円上がっているそうでございます。津和野町の場合は逆でございます、お願いをしてラッピングをしてもらって、なおかつ無料とはいえ町内を走ることによってその広告ではないしろアンペルマンのデザインが走ったバスが走ることによって何が生まれるかということ、交通安全の情勢ですとか、そういった心情的なものが生まれるわけでございますが、そこで税収ですが、そういったものはなかなか見込めていないわけでございます。

現在津和野町にもですね、まだ多数の公用車があると思います。この公用車をですね、広告の媒体として津和野町の収入減の増加につなげていってはいかがかと思っているわけなんですけど、その点について町長、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町の自主財源を獲得していく方法というのはいろいろ考えておるところでありまして、まだ残念ながら実績は出ていないところではありますが、例えばホームページのバナー広告等もそういうことをやっていきたいという思いがあってやっております。ただ、まだまだホームページの更新自体ができていないところでもありますし、その辺のリニューアルをし、また実際どれぐらいアクセスがあるのかっていうのを、数を把握して、今後また営業課中心にバナー広告をしていただけるような企業へまずアクセスするというような実績を持ちながら、やはり営業していくということを心がけていく。そのほかにもいろいろと自主財源を獲得していく方法というのを考えていかなきゃならんわけではありますが、先ほど御提案をいただきましたそうした町公用車の広告等についても、よその自治体がされておることですから法的には問題ないんであろうかなというふうには想定しておるところではありますが、我々は我々として法的な問題というものも少し検討してみながら考えてみたいと考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 町営バスに関しては業者の方、特にドライバー、実際に運行されている方などいろいろな協議されながらですね、来年度またよりよい運行体系になることを望みながら、次の質問にさせていただきます。

交通アクセスについて質問をさせていただきます。

観光地において周辺観光地域からのアクセスの利便性は重要であると認識しております。観光地域のみならず、空港や主要駅、主要道路からも同じでございます、津和野町はアクセスの利便性向上に向けてどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは交通アクセスに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり観光地における空港や主要駅、周辺観光地からのアクセスの向上は重要であり、まだまだ十分とはいえないながらも、さまざまに取り組みを行っております。

道路整備につきましては、石西国道9号フレッシュアップ事業として現在、小直地区や直地地区の整備が進められておりますが、今後も県と連携しながら国交省への働きかけを行い、新たな事業着手とともに整備促進をお願いしてまいりたいと考えております。萩・津和野線、田万川・津和野線等についても、萩・津和野線道路改良期成同盟会を初め、島根県・山口県関係者と連携を図りながら整備促進に努力しているところでございます。

公共交通機関であるJR山口線を初め、民間バス運行会社が運行しております路線については、山口線利用促進協議会等の団体を通じ、利用率のアップや利便性の向上に努めているところでございます。

また、萩石見空港を結ぶ交通機関として、空港デマンドタクシーを運行しておりますが、こうした取り組みについても継続し利用拡大を呼びかけております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは交通アクセスについて述べさせていただきますが、隣県であります山口県では10月の山口国体へ向けて山口県が整備する地域高規格道路が次々と開通しております。5月28日の小郡・萩道路、山口・宇部道路が5月31日、宇部湾岸道路の一部が8月21日に開通しております。国が整備する萩・三隅道路も残る区間が国体までに大体完成し前線開通する見通しだという報道がなされておまして、いずれも自動車専用道路で通行無料ということでございます。

これがどういうことかといいますと、なかなかこの隣県で国体が行われると、多くの方々が訪れる機会というのはめったにないわけでございます。先日も山口県の湯田のほうに行きましたら「ちょるる」というキャラクターがまちを練り歩きまして、ものすごい人でにぎわっておりました。こういった方々、もちろん湯田に宿泊されている観光地の方々も含めて、その後は何割かの方々は津和野に来られるのではないかと思っはいるんですけども、この萩が山口宇部空港に視線を向けているということに、私は危惧を感じております。通称が萩・石見空港といいながらも、萩の方々というのは山口宇部空港を利用し、使用促進といいながらもですね、国体では山口宇部空港を主な空港として紹介しているようなふうには感じております。

この交通アクセスがどれだけ重要かといいますと、一般的にマイカーを持っている方々というのはどちらへも伺うことができるわけなんですけど、車を持っていない方々というの

は交通の便というのは交通公共機関に頼るしかありません。その際にJR山口線沿線、例えば博多から日本海側に抜けていく、松江方面でありましたらJR1本でこの津和野まで足を運ぶとは思いますが、瀬戸内側、広島県や岩国から津和野へ向かう際一度新山口に出て、そこから新幹線に乗り津和野に来るという方法が一つ。それとも一つが高速バスに乗り、広島から日原診療所前で降り、そしてこの津和野に足を運んでこられるという方法、2つあると思うんですが、この交通のアクセスというのが非常に悪いんです。広島から津和野、車の方ってというのは確実に山口を通らずにそのまま笹山、もしくは左鐙のほうを通過して広島のほうへ抜けられると思うんですが、広島の方が津和野に来るには車がない場合というのはJRでしたら簡単に乗り継ぎができます。バスではどうか、バスで日原診療所前の停車場に降りたとき、そこから駅までどれほど時間がかかるのか。例えば広益線、広島から益田駅、日原診療所前に10時35分、13時48分に停車するバスがございまして。その後日原駅に向かって、日原駅の時刻というのが7時29分、11時26分、13時36分、いずれももう時間がないわけがございまして。この交通のアクセスの悪さというのが、瀬戸内からの観光客の方の足を遠のけているのではないかと感じております。これは民間の努力でどうにでもなるわけではありません。民間の努力によって変わるものではありません。石見交通さんやJRさんが連携していただければもちろんそれはそれで十分なのですが、町民の努力によって何かが変わるかという、それは大変難しいものがございまして。じゃあ、だれが頑張っていただくかという、ここはもう行政に頑張っていただくしかないのではなかと思っております。今は広島のことを申し上げましたが、萩にしてもそうであります。萩・津和野ゴールデンルートといわれながらも実際に走っているのは防長交通のみであります。一時期高速線が走ってございました。いわゆる各駅ではなく主なバス停を走り約1時間ぐらいで萩まで行くバスが走ってございましたけれども、現在は1時間20分から40分ぐらいかかるのではないかと。それも一般的に使われております萩市民が乗るバスでございまして、観光として乗るバスには適していない。そうすると皆さんはどうやって来られるかという、一度山陰線で益田市まで出られて、益田駅から津和野にやってくる。そうするともものすごく莫大な時間がかかるわけがございまして。萩・津和野ゴールデンルートというのが名ばかりにならないように、この沿線のバスに対する補助もしていくべきではないかと感じております。おいでませ山口周遊号、これに関しても補助金を出していると思っておりますが、バスは走っておりますけれども乗降客というのは大変少ないと。御答弁にありましたけれども、山口線利用促進協議会等の団体を通じ利用率のアップや利便性の向上、これを努めていただければこういったところからもですね、詰めていただければ町民もしくか観光事業に関するもの、そして津和野に来たいと思っている方々にとっては大変ありがたいものではあるかと感じておりますけれども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず先ほど御指摘をいただきました石見交通路線、広益線でございますが、今、おっしゃいましたようにですね、広島から津和野へ来る場合はアク

セスがなかなか改善が行われていないので現状でございますが、二、三年前だと思うんですが、これもやっぱり町のほうから要望がございまして、議会でもですね、何とかこれを津和野経由というふうな御要望もあったわけですが、その後石見交通さんのほうともいろいろ協議をさせていただきましてですね、夕方の広島へ向かって帰る便については津和野温泉発益田駅のバスで日原診療所前で降りていただくと確か15分ぐらいですね、広島行きが来るというふうに接続を改善してもらったような経緯も何点かございますが、なかなかバスで来て日帰りそのまま帰っていくというようなところまではなかなか組めていない状況でございます。

それから山口県内につきましてはですね、かつては新山口駅行き、あるいは湯田温泉行き等も主要重要路線としてあったわけですが、どうしても利用率の面からいろんな形で撤退をしていったということで、利便性については下がっているというふうに認識をしております。

先ほど助成のお話もございましたけれども、この広益線につきましては国と県と町との協調ということでですね、主要重要路線ではありながら一部は運行助成を行っておる路線でございまして、そういった意味では我々からいろんなその利便性の改善に対する御要望については運行事業者さんもですね、一定の御理解をいただいているというふうに一応認識をしておるところであります。ああして特に山口県のほうがかなり整備をされてまいりました。そういうふうなことも踏まえてですね、引き続いて我々とすれば関係機関に要望をしていくということしかないわけですが、そこらあたりを努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 交通アクセスについても一つなんですけれども、残念ながら高速道路の無料化実験ですとか、割引の実験というのが終わってしましまして、今年のシルバーウイークのシーズンというのは無料化の影響で多くの観光客の方々が全国を観光された。ことしは残念ながら昨年のような連休にはならなかった9月、ちょうどこの議会が開催されている日もシルバーウイークの間ということで長い連休にはならなかったんですけれども、この割引が適用された際にですね、この津和野町として何かされてきたのか。例えば高速道路で津和野町に降りてもらおうような策、もしくは津和野町に車で来た際にはマイカーの割引を適用するだとか、そういったことがされてきたのかどうか。

それともう1点、昨年ですね、一般質問で私はカーナビの案内が不十分であると。津和野町役場というのを目指して来られると、この日原にたどり着いてしまうと。津和野の殿町に行きたかったのになかなか行けなかったという苦情が寄せられたという中で、改善していくという御回答をいただいているんですが、その後そのカーナビの件についてはどうなったのかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 1点目のマイカー利用者のお客様に対する制度ということで、これは津和野町独自ではございませんが、御承知のように島根県——津和野町と益田市——それから萩周辺の山口県の自治体で共同で行っております長門路観光連絡協議会という組織がございますが、これの共通キャンペーンということで、高速道路のサービスエリアにパンフレットを置きまして、いわゆるラリー形式でそのパンフレットを持参していただきますと津和野の何館かの有料施設には割引を適用して見ていただくというような取り組みを去年行っております。これ、特に無料化なり1,000円を意識したということとはございませんけれども、一応まあそういう形で周遊をするようなマイカーのお客様に対する対応をしておるところでございます。

それから、カーナビにつきましては、ちょっと私がおの後の経過を承知をしておりますで大変申しわけないですが、またその後の対応につきまして御連絡させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 昨今滞在型観光ですとかいろんな観光、エコツーリズム、いろいろあるわけなんです、一番大事なのは交通アクセス。いかに簡単に足を運んでいただけるかというのが重要になっておりますので、交通アクセスに関しましてはですね、重要課題の一つとして位置づけていただき、来年度の予算編成にも生かされることを望んで、次の質問にさせていただきます。

住宅行政についての質問であります。

雇用促進住宅の購入、医療従事者住宅の建設予定など津和野町では住居の整備が進んでおります。しかし、関係各町条例に記載されている住宅をあげれば町内には多くの住宅がございます。現在町が設置や管理をしている住宅の空き部屋は幾つあるのか。

また、これらの住宅は所管する課がそれぞれ別であります、定住対策に本腰を入れている今こそ住宅行政を一元化すべきではないかと思っております。

それにつきまして町長の所見を問うところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは住宅行政に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、現在町が設置や管理をしている住宅の空室の状況であります、建設課管理の町営住宅については満室となっております。医師・看護師等の住宅29戸についてはこのうち4戸が空室となっております。教職員住宅については20戸のうち8戸が空室となっております、その中で4戸は老朽化により現実的な入居は不可能な状態であります。

続いて、これら住宅の一元的な管理については、これまでの議会全員協議会において申し上げておりますとおり、今年度中に計画策定を行う予定でありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは再質問させていただきます。

つまり現在この津和野町が管理運営する住宅8戸が空室になっているという状況だと思うんですが、この住宅の一元的な管理についてどのような方法で管理していくのか。条例が各々根拠となるものが違ってくると思います。そういった中で一元化するにあたりこれをどのようにまとめていくのか。お考えがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 一元的な管理ということでありますけれども、それも踏まえていろんなそうした御指摘のような法律上の問題等もございますので、それを今後検討していこうということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この質問の中身といいますか、なぜこういった質問をするかと申しますと、このたび雇用促進住宅の購入、それから医療従事者住宅の建設予定とこの津和野町が定住対策に向け、医療対策に向け、福祉に向け住宅建設をしていくという心意気というのは感じるわけでございますが、それをどう町民の方に理解していただくかというのも重要な課題の一つだと思っております。

この津和野町に空き家があるのは現在8つということでございますが、ほかの同僚議員が別の会議でも申しましたように、NTT官舎の住宅ですとか、県営住宅ですとか、町内に町が運営する以外の住宅もあるわけでございます。もちろん民間の住宅なんかもあると思うんですが、そしていわゆるアパートという形ではなく家、空き家といった形の空いている部屋もあるわけでございます。こうした空き家、空き部屋を町民の方が見ている中で新たな住宅を建てるというのはどうなのかと。いかがなものなのかというのが寄せられる意見の大多数でございます。その中で医療がやはり充実している町というのは重要でございます。医療の確保に向けて医師・看護師の確保に向けてそのための住宅を建てるんだという気概のあるお話は町長からはお伺いはしておりますけれども、それでもなお空いている住宅を有効利用できないのかというのも一つの町民の考えであると思えます。

そのような中、この住宅の一元的な管理を今後進めていく上にあたってですね、一元的な管理をしたのちに医療従事者向け住宅などを建設すべきではないかと思うわけでございます。これはもうあとあとになっての話でございますので、本来であれば昨年話すべきだったのかもしれないんですけども、昨年の秋に住宅が必要だと感じられ、ことしに入り全員協議会で医療従事者向け住宅の建設が報告され、そしてこの議会で採決されるということでございますが、もう少し早く住宅行政を見直していればこのような問題、町民からの苦情というのは寄せられなかったのではないかと思っているわけでございます。実際に購入した雇用促進住宅の空き部屋が約50室あるわけでございます。この50室をどうするか。これからまた考えなければいけない中で新たな部屋をつくっていくと。私が聞いている中で来年度8名の新規の医療従事者が津和野町に来られるという話は聞いておりますが、その根拠となるものがあるのかどうか。まずこれをお聞きしたいと思えます。

と言いますのも、来るとは聞いて採決し、可決し、医療従事者向け住宅は建ったものの条件がいいところがあったので別の医療機関に就職しましたと、結局建ったものが空き部屋になるのではないかという危惧を感じているからであります。

それと、この住宅を建てたのち、残る空き部屋と言いますが、建った住宅に8人が入居してもまだ部屋が残るわけでありまして。その際に医療従事者、橘井堂の職員しか入れないものなのか、それとも一元化していく中で条例を見直し一般の町民の方も住むことができる住宅にしていくものなのか。このあたりも回答をいただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 新しく建設予定の医療従事者の住宅について、これが埋まるのかという御質問であります。来年度の一応予定8名というのは医師が1名と看護師、それから準看護師、介護福祉士、管理栄養士というのもう予定をしております。そのあとも平成25年につきましても、現在奨学金を貸与しておる介護福祉士がおられますので予定をしております。それと平成26年も看護師2名というのが予定されております。なお、今現在看護師が相当古い住宅に今入っていただいておりますが、そこの方は引き続きそこに入っていただくということで我慢をしていただくという、12戸じゃ入りきりませんので我慢していただくということでありますので、12戸というのがどうなのかということになりますと絶対数とすれば依然として十分ではないというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この住宅が満室になるという前提でのお話でございますが、満室にならなかった場合ですね、開いている部屋があった場合、これは一般の町民の方にも貸与することを考えていらっしゃるのかどうか。これは課長で答弁できるかわかりませんがお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 一応医療従事者ということで考えておりますので、万が一満室にならない場合というのは、今さっきも申し上げましたとおり、古い住宅に入っておられる看護師さんで本来なら入りたいという希望の者がおりますので、そちらのほうに入っていただくということになるかと思っております。

ですので、現時点で一般の方に入居していただくという考えは持っておりません。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） そうするとですね、平成24年、25年、26年と入ってくる予定の方っていうのはあくまでもお金を貸している方だから帰ってくるという答弁でよろしいのでしょうか。それとも労働協約といいますか、もう入社しますよと内定のようなものがあるのかどうか。その点もひとつお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 平成25年、26年と27年の予定の者につきましては、現在奨学金を貸与しておるものが一応対象として考えております。したがって10

0%とはいえ、そのときの状態にもよりますし、本人の考えが変わる場合もあるかと思えますので100%ではありませんが、まず津和野町に住んでいただけるものというふうに考えております。

平成24年につきましては、例えば医師にしましたら現在民間のアパートに入っていたいておりますが、本人の希望が入りたいという前からの希望があります。それから看護師についても現在益田、それから町内ではありますが星の子団地に入っていたいておるといような方。それから準看護師につきましても今、学生であります。来年男性1名、女性1名が現在奨学金を借りておられますが、町内に住みたいという希望も聞いておりますので、確実な話であろうと思えますし、介護福祉士についても現在美都町から通勤しとって、もう通勤に非常に疲れるということで早く入りたいという希望を聞いております。それから管理栄養士1名希望があるんですが、この方は古い今の長屋に入っていたいておりますが、この方には新しいほうに入ってもらおうというふうに現時点では考えております。あとの看護師さんについては残念ながらちょっと我慢していただきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 確認ですが、平成24年度の入居者予定というのはそれは新卒採用の方です、それとも現在働いておられて入居を希望されている方なのか。

僕が聞きたかったのは、津和野町に住宅が必要だから、医療従事者向けの住宅がなければ、やはり若い方というのは来られないから住宅を建てなければいけないという説明を受け、それで住宅を建てるんだという話を聞いておりました。そこで今回8名の方が入られるということで、その8名の方というのは新卒の方だと思っているんですけども、そうではなく現在働いている方が入居される予定なのか。もし、新卒であるのであれば、その労働協約書などを結ばれて確実に入ってこられることになるのかどうか。その点を確認させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 平成24年の入居予定の方はすべてが新たに採用されるというわけではありません。準看護師は新たな方ですが、ほかの方については現在かなり無理をしておいでいただいておりますので、その条件を少しでも通勤に、楽な通勤ができるようにということで近くの新しくできる住宅に入ってくださいということであります。平成25年以降につきましては新たに採用する予定の職員ということで考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） では、これはですね、一元化していくという考えの下での発言でございますけれども、つまり今現在8戸部屋が空いております。この8戸の部屋を、例えばですが入居予定の方に入ってください、そしてこの12棟の建物じゃ足りないということではないんでしょうか。新たにどうせ建設するのであればですね、町民も住める住

宅、いわゆる中所得者向け住宅と言いますか、町民も住める、そして教職員の方も住める、そういった住宅をですね、一元的に整備していく必要があるのではないかと私は考えます。今、建てようとしている住宅は確か12戸だったと思うんですけども、12戸じゃ相当これはまかなえないんじゃないかと、今感じているわけなんです。

これ研修者が津和野にも来られる、医療従事者向けの研修者の方の寮的な使い方もするというような説明があったと思うんですけども、12戸じゃ足りないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。足りですか、足りないか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今、議員がおっしゃられたように、きちっと要望に応えようと思いますと、やっぱり15戸ぐらいのものが需要であるというふうには思いますが、やはり財源的な問題もありますのですべての供給にこたえるわけにはいかないということでもありますので、今後不足してくる住宅につきましては今ある医療従事者の住宅で空き室が4戸ありますが、これ1つはもう全然老朽化してどうにもなりません、あとを補修したりして対応ということを考えていく必要が今後あるのではないかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今後この医療従事者向け住宅はもちろんなんですけれども、雇用促進住宅を購入して50戸をどうさばいていくかっていう問題がこれから必ず出てくると思うんですね。そのときにまた医療従事者向け住宅が足りませんとなるとですね、これは一元化したのちにまた莫大なお金を使わなくてはいけないと。どうせですね、何億円も使うのであれば一元化したのちにきちんと必要、需要と供給のバランスを考えて住宅を建てていかなければですね、来年度だけ目を向けて住宅を建てるというふうに私は見えてしまうんですね。

一元化をするというのが、まだこれから条例などをいろいろ考えて一元化されていくんだと思うんですけども、津和野町の定住策、そして医療、そしてこの住宅行政すべてですね、統括した考え方のもとで住宅行政をきちんとつくっていかなければ後手後手になってまた問題が起きてくるんじゃないかと思っております。

これから質問と言いますか、今後の先のことになりますので、これ以上のことは質問できませんけれども、来年度どのような予算付けがなされるかは、執行部の皆様が考えていくことだと思いますが、住宅行政に関してはですね、きちっとした一元化を今年度中に計画策定されることを祈念し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時50分休憩

午後 2 時 05 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 1 1、3 番、板垣敬司君。3 番、板垣君。

○議員（3 番 板垣 敬司君） それでは通告に従いまして、2 件の質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、1 点目に教育文化施設の運営形態の見直しについてということでお伺いをいたしたいと思います。

新しい議会構成の中で総務常任委員会といたしまして、平成 22 年 12 月定例会において安野光雅美術館などの教育文化施設の位置づけと運営方法について、提言の形で報告をさせていただきました。このことについて、執行部におかれましては内部で検討されたかどうか、まずお伺いをいたします。

今日まで教育と歴史文化を基調としたまちづくりの中で、これらの施設は教育施設という位置づけで直営という形態がとられてきました。

一方、本町における昨今の産業形態等は、就業の機会や公共事業の縮小、誘致企業の撤退によって非常に疲弊をいたしております。

このような中で活路を見い出すとするならば、当面観光産業や農林業といった一次産業に経済、雇用の受け皿となってもら以外にないのではないかという、そういう状況については町長におかれましても認識を一つにするものと考えます。

ことしから自主自立の理念のもとに町観光協会が法人化され、新たな事業展開をもくろまれております。この際、これら文化施設の一元的な運営を法人に委託することが、行財政改革と新たな雇用の拡大につながるものと強く考えるところであります。このことについて町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは 3 番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育文化施設の運営形態の見直しについてでございますが、本町は郷土館や森鷗外記念館、安野光雅美術館など、各種教育文化施設を有しておりますが、それらは教育文化的な効果のみならず、これまで本町の観光振興にも寄与してまいりました。

一方で、議会総務常任委員会の所管事務調査により御指摘を受けておりますとおり、年間の維持経費に多額の一般財源を要しており、厳しい財政状況と住民生活を考慮し、費用対効果の精査を行いながら施設運営のさらなる効率的、効果的な運営を目指していかなければならないと考えております。

特に昨年 の 国勢調査の結果により、本町の人口減少率が島根県下の自治体においてワースト 1 となった事態を深刻に受けとめ、観光が定住に結びつく主要産業となるべく観光施策を再検証しなければならない中で、これら施設の有効活用は重要なテーマになるとも認めている次第であります。

しかしながら、各施設の設立目的やこれまで御指導いただいていた関係各位のお考えなども参考にしていく必要があること、さらには受け皿となる組織の問題もあり、指定管理者制度の導入については一朝一夕には図られない課題と考えております。

こうした中、このたび津和野町観光協会が社団法人化をし、自主自立の精神のもと観光振興へのさらなる精力的な活動を行う組織へと変革をされようとしていることは、本町にとりまして心強いことと受けとめております。

観光協会が収益体制を整えるためには、少々時間を要することはやむを得ないところでもあり、綿密な年次計画をもって進めていくようお願いをしておりますが、本町にとりましても観光協会の組織改革は、重要な行政課題である臨時的任用職員等の雇用形態の受け皿として解決につながる可能性をもっているものでもあり、さらに先々には議員御指摘の指定管理者としての受け皿となり得るものとも認めております。

あくまでも現時点では可能性の問題であり、また行政側のみの考え方であることを御承知をいただきたいと思いますが、今後施設の効率的かつ効果的な運営を図っていく上で、選択肢の1つとして検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今回の総務常任委員会としての報告並びに私の今日的な見解として、先ほど町長が述べられましたように大きく3つ、今回町長も認識をしておられるようでございますが、まず最初にいわゆる年間のこういった教育文化施設の維持管理費が非常に経費そのものが多額に上り、一般財源の負担が大きいという認識がうかがわれました。

さらにいわゆる観光協会が、従来の任意団体から新たな自主自立のもとに公益性の高い、さらに収益をある程度確保できる、そんな体質に変えていこうということでこれらに期待する、けれどもなかなか一朝一夕にその体制が築かれるものではない、そういうことで少々の時間も必要だ、私もそのようにも考えております。

もう一つ、3つ目として行政課題である臨時的任用職員等の雇用形態、このことについて言及されましたが、全く私も報告の段階でも認識を一つにしておりますが、まず最初に年間の維持経費にかかる一般財源そのものが、どの程度のもものと今日あるのかということで資料を少し調べさせてもらいましたが、美術館の会館当時約10年前にもなるかと思いますが、その当時はまだ津和野町、日原町別々の町でございましたが、双方の資料を突き合わせて見ますと、2つの町を合わせて、いわゆる税金というか住民税の税額を町税額を見た場合には、3億2,000万程度のものが示されていたのではないかと考えております。

一方、23年度の本町の税収は2億4,000万、これから言いますと約8,000万の税が減収している。これは社会的動態、いろんなもろもろの原因があろうかと思いますが、さらに地方分権によって国税と地方税の税源移譲がありましたので、それから言いますと本来ですと単純には言えませんが住民税が少し多くなってる。

所得税よりは住民税、地方の税のほうが多いわけですから、その税が多ゆうなけんにかいけんわけですが、8,000万の実質的な落ち込みですので、落ち込みは大きいというふうに感じております。

そういう税の関係だけではなかなか読みとれませんが、経済的な統計白書等の手元に入る資料を見ますと、平成14年当時の両町の総所得と見込まれる金額は約101億円という数字を私は見ております。

これが平成18年には86億円、そして近年のこの23年における見込みとしては70億円、いわゆる約10年で30億の町民所得が失われている。そのことが住民税にも幾らかの影響があると、税法、税の改正があったとはいいながらも、大変その影響は大きい。その辺が私の懸念するところでございます。

さらに、今回の、昨年からですか、事業概要書が町民に配られております。この「見える分かることしの仕事」、これは町長が手がけられた透明性のある行政を心がけたいということで行われた、大変私はタイムリーな仕事だと感じております。

ただ、私はこのすべての事業を開いてみますと、例えば安野光雅美術館の事業概要書に表示されてる金額は7,267万円ですよ、そういうふうに額面どおり受けとればそうなりますが、現実には事務局、教育事務局部局の費用として人件費が組み込まれ、その金額は数千万にもなるのではないかと。そういったところがやはりよりこの「見える分かる」この概要書が少し不十分ではないかなというのが、町民に対する不親切ではないかなというふうに思います。

それと2番目です。一般社団法人化した町の観光協会の収益体制をどうするかということで町長も心配されておられます。

現在、町の観光協会にはふるさと雇用再生特別基金事業によって2名の雇用が行われ、シルクウェイにも1名、合わせて3名の雇用の体制の中で、新たな観光、商業、工業のあれをそういうものの進展を図ろうとしておられますが、あと残り半年でございます。

新たな収益事業として事業目論見書の中には、商品開発、観光事業、旅行業といったものがもくろまれておられます。さらに、委託業務を積極的に獲得していきたい、そのようにも書いてあります。そういうものが私の思いと一緒にいただけるわけでございます。

さらに、行政課題である臨時的任用職員の雇用形態の受け皿、これはなかなかお聞きしただけではわかりにくいわけでございますが、現在平成22年度の決算審査の資料が手元に届けられておりますが、平成22年度における鵜外記念館の受付業務等の職員の賃金というか給与というものが、私が精査する中にはありませんでした。

担当の者に少し私もお聞きしますと、これは社会教育総務費の中に組み込まれてるというような指導を受けました。そういうことが事実としてあり、さらに安野光雅美術館では嘱託職員の給与がちゃんと予算書の中に組み込まれております。

そんな同じ教育文化施設の中でありながら、正職員、嘱託職員、臨時職員そういったものが一つの中に予算書の中に組まれて、初めて何か費用対効果というものが我々にも理解で

きるのではないかということで、この辺については非常に従来からの同僚議員の一般質問、その他の質議の中で嘱託制度、臨時雇用それらについては時々のあるれ、時々の実態に即して行われたものだということで聞いておりますが、同じ嘱託職員の中でもやはり1軍、2軍、3軍、4軍、そのようなものもあるかに感じておりますが、この3つの問題点、町長は就任されて2年目に、もう少しで2年が経過しようと思っておりますが、ここらで一つこの辺の問題を整理され改革される立場にあると私は思いますが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、各施設の施設ごとの収支といいますか、それぞれの運営、効率的あるいは効果的であるかどうかということも判断をしていく上で、まず各施設ごとのその収支を出していくということから始めていくということが大事であろうかと思っております。

先ほども議員御指摘なられましたように、一つ一つの施設もまだまだそうした表面上の予算にあらわれてないところもあります。そういう中で、表面上の予算というのは少し言い方が変だったかもしれませんが、例えば人件費部分は別の項目に上がったりしておりますので、例えば議員さん方から見られて、その施設ごとの本当全体としての収入あるいはそこに経費というものを比較をする、なかなか判断材料が今までは行政の会計上難しいところがあったということでもあります。

当然、私自身、町長就任してもう2年になります。もう遅いとおしかりを受けるかもしれませんが、そうしたところはある意味民間の考え方っていうものも入れていくということから、それぞれの施設の収支というのは今後出していくべきであろうというふうにも思っておりますし、これについては監査委員さんからもそういう御指摘も受けている状況でございます。

ただ、その収支がじゃあ赤になったからといって、それだけでその施設がだめだという判断には私はならないと、これは誤解がないように申し上げておかなきゃならないと思っておりますし、例えば森鷗外記念館であれば、そうした森鷗外が津和野の地に施設があるということで全国からも津和野の名前が森鷗外とともに非常にPRができて、そして観光振興にもつながっていくということでもあります。

安野光雅美術館もそうだと思っておりますし、安野先生のそうした絵が、また津和野が地元であるということが、それ自体が津和野の非常にPRにもなっておりますし、実際安野先生がいろんな場面でインタビューをお受けになられる、そのごとに津和野の名が広がっていくんだというふうにも思っております。

また——はい、ということだというふうに思っております。

そうしたことでそういう効果もありながら、けれどもこれだけ厳しい財政状況下、状況でございますので、どこまでが一般財源を投じてやっていけるものなのかどうかということ、やはりまず検証するということが非常に大事でありまして、そうしたことで費用対効果あ

るいは今後の効率的、効果的な運営をしていくためにも、一度まず収支を施設ごとに出していくということから始めてまいりたいとそのように思っております。

そしてその上で、前段別の議員さんにも申し上げてきたことではありますが、現在行政評価制度を導入をするということで、今年度から試行的な取り組みをしております、もう少し時間を要しますが本格的な実施に入っていくという状況でありますので、これは現在町が行っておりますすべての事業、最終的には一つ一つ費用対効果を考え、そしてまたPDCAサイクルを導入して、さらなるすばらしい事業へつなげていこうという取り組みであります。

当然こうした施設についても、その行政評価の対象に入ってくるわけでありますので、そういう評価制度の導入、入れてこのそれぞれのまた運営方法も考えていくということを取り入れていきたいというふうに思っております。

そういう中、先ほど事業概要書、まだまだ不十分ではないかというようなお話もありました。当然そのとおりでまだまだ改善をしていかなきゃならんところがあるわけでありまして、今後はそうした行政評価制度で出た結果というものを、またこの事業概要書へ盛り込んでいく、今は予算の段階の説明が主になっておりますが、そうした結果の報告というものもこの事業概要書に盛り込んでいくということによって、より透明性の高いそして町民の皆さんに理解をさらにしていただきやすい、そういう情報公開、情報提示につながっていくのではないかとこのようにも思っておりますし、また今後はこの概要書については現在は配布をして終えておりますけれども、もっとさらに皆さんに見ていただく努力もしていこうということで、例えば我々が町政座談会、各地区にお邪魔をいたします。そのときに当然町政報告を行いますので、ときにこういう物をテキストがわりに使いながら、町民の皆さんに町政報告をさせていただき、そういう使い方をしながら進めていければ、さらに効果が上がっていくんじゃないだろうかというふうに感じているところであります。

それから、観光協会のほうでございますけれども、収益事業を今後やっていかれるということでもありますので、町からもその収益の一助になるような当然支援というものも、立ち上げから数年の間は応援をしていきたいという気持ちを持っております。

ただ、最終的には観光協会の皆様の御努力に負うところが大きゅうございますので、そういう中、町も初年度から仮に支援をしていく上でも、やはり議員の皆様には理解をいただくためには今後の年次計画というのは非常に必要だろうということで、現在観光協会のほうへそうしたお願いもさせていただいてるというような状況でございます。

また、地域にとりましても、やはり観光が非常に最近盛んになってきているところは、観光協会が非常に御努力をされている地域が多ゆうなっておりますので、そうした面からも町としても期待をし、またしっかり自立していただくような応援を今後していきたいと皆考えているところであります。

また合わせて、この臨時的任用職員ということも申しておりますが、町が実際、現在、直接的に雇用しております臨時職員さん、嘱託さんも含め本当に多数おるわけでありまして。

当然すべての方に当てはまるわけではありませんけれども、なかなかそうした行政の雇用形態の中で法律の問題もあります。そして町が直接的にそれを雇用するという面では継続雇用のときにいろいろと問題が生じていると、そういう町なりの課題もあるわけでありますので、継続して例えば事業によっては、臨時さんによっては、継続してやっていただいたほうが効果が上がるという場合もおられるわけでありますが、しかしそうしたところを解決をしていくために制度をきちっとのっとして、この雇用形態を解決していくためには1つ受け皿を持ってそちらに雇用していただきながら、町と一緒に手を組んで事業をしていくということが非常に大切になってまいりますので、その受け皿になるような組織ということで、現在この観光協会に期待をしているということでもあります。

当然、できることから実は今始めていきたいということで、この点については具体的に現在観光協会さんとも話を進めている最中でございます。まだ途中経過でございますので、ちょっと確実な十分なお話ができませんが、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） もう1点、指定管理者制度の導入についてはということで、すぐには導入は難しいというお考えのようでございますが、確かに指定管理者ということになれば、期限というか5年とか3年とかあるんでしょうけれども、そういうことになりますとその設立趣旨なり、館の目的なりが5年ごとに業者によってはそのような運営形態にならないという感、恐れもあるかなというふうにも思います。

そういう中で、東の大田の世界遺産に今なっております石見銀山の関係で施設がありますけれども、その施設に研究とか、調査研究部門については専門の県の職員なり、市の職員がどうも20名というような表現で新聞には載せられた、載せてあったように思いますが、そういう研究調査部門は部門として直営です。

さらに、もう一方では施設全体の管理運営、収益を幾らか確保するというようなことで指定管理者制度も導入をし、それなりの一定の成果が上がっているやに聞いております。そういったものも、やはり24年度から一部でも取り組むというような、そういう積極的な検討が私はいただきたいと思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

というのも、今回またこの議会に配られました教育委員会の事業点検報告書、この中で大変森鷗外記念館と安野光雅美術館のところで、学芸員が不在で研究施設としては有名無実である。さらに学芸員が不足しているので、町民や児童、生徒の学習の場を提供するのがままならない現状である、このような報告が記述としてありました。

現実には、思いと現実がどうも乖離がある、これは一体なぜ、人力的なのか予算的なのなのか、その辺についてお答えができれば、さらにこの問題は今後どのように解決していこうとしておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 後段にありました今の反省点、学芸の問題というふうなところではありますが、基本的には端的に申し上げまして、人力的に不足しているというふうなのが要因であるというふうに考えているところであります。

今の現段階において、先ほどから出ております収支問題について、行政としては目いっぱい努力をしながら運営をしているところであります、そういった観点から人力的な問題、さらには財政的な問題というふうなところで、十分な人力的手当が難しいという状況から、今の反省点としてはそういうふうなことがあるということも挙げているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 指定管理者制度を中心に、できることからまずやってみたらどうかという御質問であったわけでありまして、当面はまだ観光協会がこうして立ち上がったばかりでもありますので、そうした中やはり観光協会のほうも本年度はまだ補助事業を投入して、人力的な確保もできてくるからようございまして、来年以降人力的な問題もまだあるということ、その上に収益体制も図っていかんやいけませんし、さらには観光振興政策そうしたものを実行していく役割もあるわけでありまして、なかなかそうした面でしっかりまだ体制が整っておられるとは言えない状況でもあろうと思っておりますので、そうした状況もかんがみながらまた我々もいろいろ話し合いをしていきたいというふうに考えているところであります。

現在はなかなかそれ一部からといっても、なかなか責任論が出てきますので、本当にそういうことができるかどうかというのは、現時点では何とも申し上げづらいところではありますけれども、ただどこから進めていかないと実践も行えませんので、そうした観点からもいろいろとまた検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 昨日からの同僚議員の質問でも、来年度の予算編成については枠配分方式をとる、そのような御見解でございましたが、結果的に今日までの問題を解決しようという強い意欲は薄いというふうに私は感じました。

総務財政課長が来年度の財政見込みを言っておられました、今年度も地方交付税及び臨時財政対策債が4%削減の見込みであり、来年24年度についても4%の削減が見込まれる、この厳しい財政状況の中で実質公債費率は18%にまで落としていきたい、そういうような行政課題を抱えとる中で1つでも行政財政改革の道筋をつけるためにも、私は町長の力強いリーダーシップを強く期待いたしたいところでございます。

今、町民が一番将来に年金、社会保障、非常に不安を持っておりますし、若い方も就業の機会が少なく健康保険料、国民年金の掛金すらなかなか容易でない、そういう声を聞きますと、私はまだまだ我々の議員の立場の仕事もしていかなければなりません、執行部として多いに内部で検討され反映されることを期待してこの質問を終わります。

2番目に林業施策についてということですが、新規事業の林地残材搬出に伴う自伐林家支援実験事業、いわゆる「山の宝でもう一杯」プロジェクト事業ということござ

います。島根県内でも初めての取り組みのようです。森林面積が90%を占める本町にとっても、高津川流域の今後の林業振興の宣伝となることを多いに期待するところであります。

私も一山林所有者としてこの事業の説明会にも寄せていただき、2、3日前にありました森の健康診断という取り組みにも参加させていただきました。

町長が長年、山村、特に森林行政、森林施策を声高らかに言っておられましたが、やはり林業はそれなりの施設、技術、知識、そういったものがないとだれも、だれでも取り組めるという状況にはなかった。

森林組合造林班等にはそれなりの経済効果なりあったかと思いますが、まさにこの「山の宝でもう一杯」プロジェクト事業は、少しその集材技術なり伐採技術等々を習得すれば私のような素人でも取り組まれる、まさに私はこれからの山村林業の生きる道だと高く評価しとるところでございます。

ただ、この事業をせつかく県下でも初めて取り組んだわけですが、一部の山林所有者だけにその受益がもたされることなく、やはり田舎暮らしや山村での定住を希望する都市の住民の方にも、就業の機会となり得るような取り組みにしていかなければいけないし、そのものを大変期待しているところでございます。今後の方針についてまずはお伺いいたします。

あわせて同僚議員からも質問がありましたが、総合特区の申請について、私はこの林業の関係で総合特区ができるんだというふうに理解して質問にも上げさせていただきましたが、この総合特区の詳細についてさらに今後の進め方等についてもお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、林業施策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

この事業は高知県仁淀川流域で発足し、近年岐阜県恵那市を初め近くでは鳥取県智頭町などにおいて「木の駅プロジェクト」として、全国的に広がりを見せている事業です。

島根県内では津和野町が初めての取り組みとなっております。津和野町の総土地面積は3万709ヘクタール、そのうち森林面積は2万7,700ヘクタールと面積の9割を森林が占めております。

このうち民有林は約2万4,300ヘクタール、人工林は約8,700ヘクタールあります。この人工林の中で公社造林、町行造林などの分収林を除いた私有林は約6,300ヘクタールもあります。

この私有林の多くは長引く木材価格の低迷により、手入れ不足で間伐おくれの山林がたくさんあります。かつての山林は自分の山は自分で管理する自伐林家や、自分1人で管理できなければ寄り合いで助け合う協同地域コミュニティなどで山の手入れをしてまいりましたが、今はそれができない状況となっております。

町ではこの事業を「山の宝でもう一杯」プロジェクトと呼び、山林を健全な状態に整備し、林地残材を地域の発展と地球の環境保全のために有効に活用することを目的として、林地

残材、杉、ヒノキの出荷に対して助成することにより、自伐林家等の復活や集落による里山保全を目指すものであります。

林地残材を搬出し指定地区業者へ出荷した自伐林家等に対して、津和野町内で利用できる地域通貨券、トン当たり3,000円分を助成することで、合わせて地域の活性化も図ろうという事業です。

今回は10月から12月までの3カ月間を社会実験として取り組みます。この実験成果の分析、検証を行い、有効性が確認されれば高津川流域の益田市、吉賀町にも呼びかけ、来年4月より民有人工林の再生のための事業として本格的に取り組みたいと考えております。

今年度はまず森林所有者の方がこの事業に取り組んでいただくとともに、自治会や地域の壮年会等の団体でも取り組んでいただくことが、重要ではないかと考えております。

その後、事業が軌道にのれば、田舎暮らしや定住を希望する都市住民の就業の機会として事業展開できるかどうかについても、検討することができるようになるのではないかと考えております。

次に、内閣府の総合特区法に基づく地域活性化総合特区への申請については、高津川流域の3市町で構成する益田市、益田地区広域市町村圏事務組合が事業主体となって協議会を結成、協議を行い、「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」の素案を作成し今後最終調整が行われ、9月末までに内閣府へ申請する手順となっております。

総合特区制度は従来までの特区制度を拡充して、国が「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置等をパッケージ化をして実施する制度として創設されました。

総合特区制度として想定しているものには、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区があり、益田地区は地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るため、必要な規制の特例措置及び税制、財政、金融上の支援措置等が適応される地域活性化総合特区について指定を申請します。

総合特区の内容については、8番議員さんにお答えをしたとおりでございますが、森里海が連環しているとの理念のもとに、日本一の清流をキャッチフレーズに流域の活性化を推進、自然資源や環境を活かした事業を展開いたします。

森に関する事業としては、壊れにくい路網の整備による森林整備や流域材を活用した新たな特産品開発等があります。

里に関する事業としては、高津川型ラインガルテンの整備や空き屋を利用した2地域居住の推進等、農地法や有害鳥獣駆除の規制緩和があります。

海に関する事業としては、高津川の水質浄化やアユのすみやすい河川の整備等があります。

現在、今月中の申請を行うべく最終的な準備の段階に入っておりますが、全国的にも申請が多く競争率が高い状況であると伺っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君）非常に夢と希望が持てる林業施策だと期待しておりますが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。この前10月から12月までの3カ月が社会実験として今回の事業になっておるわけですが、この実験の成果を検証というか有効性が確認されればということになっておりますけれども、ぜひその有効性が確認されることを期待しておりますけれども、さらにその中であってこれからどんどん民有林の間伐、搬出等々においては、作業道なり——路網整備というような表現でいろんな施政方針には掲げてありますが——そういったもののハード面の整備、それから現実的に私が取り組もうとした場合には、やはりそこに保安林という壁が立ちふさがっておりまして、保安林解除なり、保安林の中での除伐というか間伐等についてはそれなりの手続が必要だということで、この辺をやはり行政の後ろ盾というか簡素化というか、そういったところをお願いしたいと思います。

さらに、どうもこれからより多くの、6,700ヘクタールですか、6,300ヘクタールにも及ぶ山に手を入れるということになれば、やはりだれがどこにというようなことで、私自身も山林台帳というものを尋ねたわけですが、どうもそういったものは土地台帳とは違って台帳がまだないというふうにもお聞きしたところでございますが、山林台帳のないものなのかあるものなのか、なければ整備することが必要だと思われませんが、その整備に対する所見をお伺いしたいと思います。

それと3,000円の地域通貨券も非常に私はいいいアイデアだなと思って、思っておりますが、いろんな今日までの事業の説明会の中で先進事例の中では、その地域通貨券をできるだけ地域で流通させることによって地域の経済の活性化につながるというようなことで、ただ1回だけの、1回というか、私がいただいた地域通貨券を即どこかに使って、それが即現金化されるのでは本来の目的がちよっと少ないのではないかと。もう少し地域内でぐるぐる回るというような、そういうような取り組みが特に大切だよというふうに、鳥取県の智頭町のお話であったかと思いますが全くそのとおりだと思います。

例えて言えば、私がどこかでお酒を飲みに行くと、そのお酒を飲みに行ったそのお店はお酒をどこかで仕入れたり、その当てとなる材料を仕入れるわけですから、それをまた域内の中で仕入れを行い、するとまた酒屋さんなり素材を提供する業者の方がまたもうかる。さらに、その酒屋さんは農家行って米を物々交換する、そういったところが非常にユニークであり最終的にはどこかで換金せにゃあいかんと思いますが、換金に対しては換金レートというようなことで、現金にしてしまうと5%なり10%は少し目減りしますよ、けれどもそういったところが私は今後のさらなる取り組みではないかと思いますが、その2点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、お答えをいたします。

本事業を実施するに当たって路網整備、そして保安林等の解除の問題があるというふうな御指摘でございました。

私といたしましては、それ以外に間伐の関係を国の補助事業なりを使ってやるというふうなことも、重要であろうかというふうに思っておるところでございます。

議員が御指摘の路網整備については、これは今後国・県の事業なりを活用するとか、そういうところも含めまして検討していかないと、なかなか普及しない部分もあろうかというふうに考えておるところでございます。

それから、保安林の解除につきましてでございますが、一応申請者は所有者というふうになってまいりますので、当課のほうで御指導申し上げるといふような体制をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、次に山林台帳の有無というふうなことでございました。山林台帳というものは実際のところにはございません。やはり地積調査もしくは境界の確定事業をやっていただくというのが、一番の早道であろうというふうに思っております。

木材の低迷によって、所有者の方が山に足を運ばれないというふうな状況もございますし、所有者の高齢化もございますので、そのあたりのやはり境界の確定も必要かなと思っております。こういう事業取り組まれるということであれば、当然隣接者との境界の確認も必要になってくようかというふうに思いますので、境界の本来管理というのはその所有者が行うというふうなことでもございますし、この機会に境界を確定していただくこともよろしいかと思っておりますし、地域全体で取り組むというふうなことであれば、また御相談をいただければというふうに考えておるものでございます。

それから、最後になりますが地域通貨の循環というふうなことでございます。木材をおさめていただいて地域通貨を発行いたします。一応、地域通貨は1,000円単位で発行するというふうな形を今考えておまして、その通貨を木を出された方がお店で使うと、そのお店の方がまた商い上で使うということになりますと、地域内のお金が外に出ないというふうなことでメリットがあるというふうに考えておまして、どこのほかの今実施されておられるところも、そういう考えでされておるところでございます。

換金のおきに目減りというふうなこともございますが、今地域通貨の考え方としては1,000円の地域通貨こだま券を、こだま商品券を使われて900円の物を買われたといたしますと、100円のおつりは出てまいりません。ただ、1,000円より上の物、1,200円の場合は1,000円に200円を足すというふうなことでございまして、その辺のところを考えておると。

このあたりのところは、ビールで申しますと発泡酒を買ってお金を持ってないときにさらに上の発泡酒でない普通のビール、そういうふうなのを買われることになれば、地域の消費額も高まるというふうな考えで対応しておるところでございまして、換金をしたら目減りをするというところまでは今考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 地域通貨の現金為替レートについては、あれは少しちょっと次元が違う話でございましたので、ちょっと私の質問がまずかったかなと思っております。

いずれにいたしましても、私はこの平成23年度の当初予算で45万円という頭出し、予算額にしては非常に少ない、非常に目立たない事業だなと思っておりましたが、ここへきていろいろなお話を聞かせていただき、さらにNPO法人等の連携、おつき合い、こんな仲間の広がりを見たときに、私は非常に町の一職員が担当者として、日々何か地域のために今の仕事はどうかならないかという問題意識を持って提案された、そのようなものではないかと思っております。

ぜひ、町長におかれましては、138人の職員の英知がそれぞれの分野で花開くように今後とも人事等に配慮いただいて、人材が活かされる行政を進めていってほしいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で3時15分まで休憩といたします。

午後3時02分休憩

午後3時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、5番、道信俊昭君。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） ラストバッターでございます。もう1時間ほど、ちょっと最後の力を振り絞ってやりますので、皆様も御静聴のほどよろしくお願いいたします。

今回は私は観光と景観ということに取り組みまして、内容的にはどちらとも観光ということに匹敵するんですけども、ちょっと違いますので分けて皆さんにお聞きしたいというふうに思っております。

そもそも観光というのは、非常につかみどころのないというか漠然としたというか、行政の方も取り組みが非常に難しいと、どこから民でどこから官なのかわからないというようなそういうものでありまして、できるだけ私も質問の中で民間なのか、行政が立つべきかっていうことが入り乱れるかもわかりませんが、できるだけ行政として何をすべきか、観光に対して何をすべきかっていうところで、ぜひお答えを願いたいというふうに思っております。

私が観光を取り上げる場合は大体前置きというのがありまして、私自身が京都にいましたときに観光、旅行会社にいましたんで、観光、この津和野町が観光で売り出した経緯というのがありますので、まず必ずそこから導入というか入っていきますので、何度かお聞きに

なる方もいらっしゃるかとも思いますけども、一応今日の津和野があるいきさつというものもお聞きください。

この一般質問の通告書に書いてありますように、「ひかりは西へ」のキャッチコピーで新幹線が博多まで延びたのは昭和50年です。当時の日本は高度経済成長時代で、いやしの心を求めて小京都ブームが全国に巻き起こりました。

この2つが重なって津和野町が一躍全国に名をはせたわけです。観光ルートは、当時の観光ルートは津和野、萩、秋芳洞、または広島、広島というのは主に修学旅行生の場合は大体広島になるんですけれども、この三角形で大体旅行が組まれました。

私も旅行代理店にいたころにはこのコースを大体組みます、組みました。その当時のお客様というのは、大阪とか東京を中心とした大都市圏の人たちで大体が2泊3日のコースです。必ず隣近所のお土産を買って、バスは大体満杯になつるとという状況でございました。

しかし、あれからもう既に36年、40年じゃなくて36年ですね。あれから36年、客層はいわゆる近郊近在の家族連れにがらっと今変わっております。私も店の中から外を見ておりましたが、小さい子供を、この夏は小さな子供連れの家族連れがほとんどですね。それでほとんどの人はお土産を持っていない。大体ペットボトルあたりとそれから弁当を持っての方がちらほら、いう方です、ほとんどが日帰りかもしくは1泊、よくて1泊ですね。

そうした現在の状況において、この36年間よくぞある意味ではもったなあというのが、と言いますのは、大体観光地で有名になってきますともう数年がいいとこです、NHKの連続、NHKの日曜日の大河ドラマの場合は大体1年で終わってしまうと、これが観光の実態です、よくここまでもったなあというのが私の実感でもあります。

そうした中で、新しい観光ルートの構築が求められております。観光というものは新しいものをお客様は求めて行かれる。それは何もテーマパークとか何とかというそういう新しさではなくて、今度は次今度は次というふうな、まっ、これは旅行会社の戦略でもあるんですけれども、こういうふうにして新しい形のもの求められておりますが、私は行政、特に町が求めていかなければならないものが萩、津和野、益田のトライアングル、三角形をつくっていくべきじゃないかというふうに思っております。

最初に「ひかりは西へ」のときにできた観光ルートというのは、表向きはJR、「ひかりは西へ」っていうJRが表向き大々的にキャンペーンを張ったように見えますが、実際にはバックは国がおりました。ですから、秋芳洞とかあのルートの道路とかこういう物が一気によくなった。そういういわゆる国家的プロジェクトでした。で、国は予算をこの中にばっかり突っ込んできたとこういう背景があります。

ですけども、この36年の間に観光の形態が変わり、予算が国が削っていき等々を含めて、先ほども言いましたように津和野と益田市が、これに萩を加えて新しい圏域的プロジェクトを今組み立てておかないと36年がいつまで、もう続くのかという、こういう状況が今の津和野町の観光の実態でございます。

そういうことをまず、このトライアングルを構築しないかと、行政としてぜひこれを取り上げてもらいたいというのがまず1回目の質問でございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御提言の萩、津和野、益田ルートに関しまして、現在機能している組織は大きく分けて2つあります。

まず、この3自治体を含む島根、山口両県の4市2町、益田市、津和野町、阿武町、萩市、長門市、美祢市でございます。の行政観光協会、温泉旅館組合、交通事業者等で運営する「ながと路観光連絡協議会」におきまして、広域観光ルートの宣伝、誘客活動、各施設での割引キャンペーン、誘致活動推進のための研修会などに取り組んでおります。

2つ目の組織は「萩・石見空港利用拡大促進協議会」でありまして、御承知のように萩市も加盟し、空港の利用圏域に係る都会向け旅行商品の造成や広域キャンペーンに取り組んでいるところでございます。

あらためて新規に圏域的プロジェクトと位置づけた考えは今のところ持ち合わせてはおりませんが、石見神楽や高津川の豊富な資源など新たな観光資源を活用し、それぞれの地域が連携した広域観光の推進に努めたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 現実問題として今すごく落ち込んで、これはもう津和野町民の方だけではなくてこれは実感なんではあるんですけども、現在あるこの組織ですね、この組織の中で話し合われていることっていうのは、大体で結構ですんでどんなことをちょっと話し合われているかっていう、アバウトなところで結構なんですけどちょっと教えていただけますか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、「ながと路観光連絡協議会」でございますが、協議というよりはむしろその誘客へ向けた取り組みというのが、まずは大きなウエイトを占めておる組織でございます。

都会へ向けての招致活動といったようなものが中心になるわけではありますが、先ほどの議員さんにもお答え申し上げましたように、ああいったような連携をして割引制度なんかもつくったりしております。

一方では、やはりこういったような着地型ということも非常にそれぞれの自治体では意識しておりますので、ガイドの皆さんの研修会を開いたり、やっぱりお互いが広域で取り組んでいくわけでありまして、津和野は津和野のことだけ知ってればいいということにはならないので、毎年場所を変えてお互いがもう少し掘り下げたところでそれぞれの観光地の勉強をしようというような、これは行政レベルの取り組みではなくて、ガイドの会の皆さんでありますとか、そういったような研修にも取り組んで広域的に今活動しようということでございますが、主にはいわゆるキャンペーンということがメインでございます。

それから「萩・石見空港利用拡大促進協議会」、これにつきましては従来から取り組んでおることをごさいます、これは要はいかに空港の利用率を上げるかということでございしますので、当然ですが飛行機に乗ってもらわなきゃいけないということで、目標の座席数を設定して、それをどういう形でどういう時期に乗っていただくかということになりますので、当然、お互いの萩なり益田なり津和野、そういったような資源と組み合わせて商品造成に努めて、都会の旅行事業者さんのほうへ売り込みをかけるといったような活動でござい

ます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私がこれ機能してるんですかって言ったら、機能してますって言われるのはもうわかってはおるんですが、長いことこれがあるよう、あるではあったとしても、これが機能してるかっていうのは非常に疑問だということですよ。

じゃあ、どうすべきかっていうところで、私は今のトライアングルのことをもっと強烈に押し出すべきだということを提言してるわけなんですけども、その前にちょこちょこ聞きますけども話がわからなくなっちゃいけないんで、きのう同僚議員からあった質問の中に、回答の中にですね、現在の津和野町の弱点や脅威から解決すべき課題や方向を改めて整理し、町民全体で共有できるテーマを明らかにしたいと考えておりますと、ここがちょっとよくわからないんでね、これをちょっともう少し説明していただきたいということから入っていきたいと思いますんでお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 今のお話は昨日の8番議員さんの観光振興計画に関する答弁のことだと思いますが、今おっしゃられたような要するに津和野観光の弱点や脅威という表現を使っています。

これは課題は何かということについて、お答えを申し上げたところの中の言葉でござい

ますが、いわゆる一般的に課題なり問題点といったようなものを整理をしていって、それを解決すべき方向というのを一つ一つ整理をしていくという手法でござい

ますが、あえてこの津和野観光に対する脅威という言葉を使わさせていただいたのは意味がございまして、つまり問題点、課題そういうもののうちはまだまだ持続性なり継続性というのはある程度見込めるということでありまして、これが脅威になると存続そのものが危ぶまれてしまうという意味で、脅威という表現を使わさせていただきました。

例えばどういうことかと言いますと、一番ポピュラーなところでは若い人の津和野という名前に対する知名度が大変低くなっていると、関東のほうでは特に2割を切って若い方がほとんど知らないというふうな、こういうふうな知名度の減少あるいは地元でありますけれども、観光、いわゆる観光産業を担っていただく方の担い手の問題、そういうふうなところ、それから同様になりますけれども、先ほど言いましたようにお土産を買っていないというようなこともそうでありまして、いわゆる観光消費額の減少と言いますかそういうふうなことにつきましては、総体としていわゆる観光産業が存続しないといったような要件

になってくるということで、津和野観光に対する脅威という、例えばそういう現象を脅威ということで使わせていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今まさに言われるとおりの状況になってきたというところで、SLも、今SL、私の店の後ろはSLが入るときはお客さん来るんですけども、SLなんかも、SLが来ないときにはもう全く人通りがないっていう、本当脅威、今言われるように脅威の状態になっているんですよ、実際に。

現実問題、私あれから36年という言葉を使ったのは、今までのようなパターンでいくと多分脅威なんですよ。ですから、発想をもうがらっと変えてもう津和野にはそういうお客様、まあ、極端ですけども来ないんだと、来ないということは新しい客をしっかりとつかないかんし、ターゲットをきちっとしておかなければ、まさに忘れ去られた町になるということだろうと思うんです。

ですけども、今のトライアングルをですね、益田、津和野、萩っていうトライアングルをこれをつくり上げていけば、いわゆる近郊近在の私流に言わせればピクニック客なんではありますが、こういうお客様をしっかりとつかむことができるんじゃないか、そういう意味で私はこのことを言ってるわけなんで、このトライアングルになぜ必要かということは再度言いますが、何と言いましても萩、津和野っていうこのネームバリューはまだやっぱりあります。

確かに若い人が都会では2割ぐらいしか知らないではおりますが、この秋口にかけての客層は多いのは私の年代層です。いわゆるちょうど退職してもう一度ゆったり津和野に行ってみようかというので、店に入って来るときも大体孫の話をしてますね。

で、客層が秋と春、夏とではがらっと変わってきた。そのときに今私が言うたような近郊近在の人たちをターゲットとした戦略を立てる。萩、津和野のネームバリューというものはやっぱりまだまだあります。

それから、次は山口県、常に山口県が出るんですけども民間ベースではいいんですよ。民間ベースでは山口県とのタイアップっていうのもいいんですけども、行政ベースでは、行政としてはやっぱり津和野町は島根県だという形の中で推し進めていかないと、具体的に言えば今回島根県が推し進めております「神話の国しまね」、これが推し進められておりますけどもアバウトな数字ですけども、アバウトな数字ですけど大体25億円の予算がつけられてるそうですが、この予算の中に津和野町が一体どのぐらい入ってるか。ほとんど入ってないんじゃないかなという、まあ、これ感触ですけどもそういうふうに思います。

それとこれを大体裏づけるようなものとして、私なり個人的に取材して県の観光課の人たち、職員といわゆるアフターファイブでぼろぼろっと話をすると、大体津和野町の観光はって聞くと、ええ、津和野町を、津和野町ねえという感じなんです。ということは、余り相手にしてくれてないんですよ、津和野町。

それとか、先日ちょっと益田の、益田市のあそこは観光は文化交流課ですか、その主任主事ともちょっと話をしてみたんですが、津和野と関連してタグを組んで云々ということは全くありませんねえと、まあ、高津川は別ですよ、高津川関係に関してはこれは別格ですけどえこれはちょっと横に置きますが、今、私が言うたトライアングルの話をしても、ううんと余りいい返事もない。

益田市の観光協会の事務局長と話しても、石見神楽を何とか一本化できんかなというような話は出てきておりますが、今のような話にはちょっとどうも結びついていかないということは、どうしても山口県というつながりのほうが余りにも今まで強過ぎたんですよ。

繰り返しますが民間ベースではそれでもいいんですよ。ですけども、行政はやっぱりあくまでも津和野町は島根県だということをしっかり認識しておかないと、今のように「神話の国しまね」という25億円の中に食い込むことができないというこういう現実があるわけです。

もう一つはトライアングル必要な理由ですね、先ほどからいろんなところへ出てます高津川を生かすというこのためにも必要だと、これはもうほかの方もいろいろ言われてるんであえて私からは言いませんが、次は観光というものは常に移り変わっていくものですから、こちらから仕掛けていかないと自然発生的にできてくるものではないというふうに私は思っております。ですから、今のトライアングルをしっかりとつくっていかないと、これが何となしにできるものじゃないなあというふうに感じております。

それで質問です。「神話の国しまね」のことですが、これで今部局としては町長部局と教育長部局あるんですが、これに絡んだ両方が多分絡んでるんじゃないかなとは思いますが、そういう話が県のほうから持ちかけられたか、津和野町何とかこれに入ってくれとか、一緒にやろうじゃないかとかいうような話があったかどうかということをお聞きします。

それから、先ほど私が県とか益田市に個人的に取材をかけましたが、町のほうで今の県やら益田市に対して、津和野と一緒にやろうじゃないかとか何とかいうような人脈ですよ、そういうものをつくられているかなということがありますので、この質問をまずしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 「神々の国しまね」プロジェクト推進事業ということで、今御案内がありましたように平成24、25年を中心としまして、25億円の一大観光キャンペーン事業ということでスタートいたしました。

もちろん本町のほうにも県の実行委員会組織、これも民間さんからも出まして60数人ぐらいの部局で構成をされております。ことしも2回ほど当庁のほうにもPRで来られてまして事業説明を受けたところであります。

今年度も既にもう始まっておりまして、津和野町でもちょっと金額は忘れたんですが、3つぐらいの事業を補助事業ということで、これは主に観光協会が直接委託、委託というか補助事業を受けましてやるということで、既にこの事業を使って津和野町も動いております。

それからメインは来年からになるわけでありまして、そういったような次年度の計画につきましても、本町のほうも当然いろんなことでこの事業使っていきたいということがありますので、ヒアリングなり事前協議を行っているところであります。

古事記編さんの1,300年ということで、いわゆる神話そういったようなイメージ的にはなるんですが、県としましてはそうすると島根県全体に広がらないということで、あくまでも地域資源をいかに掘り起こして行って、観光の素材に全県下でつなげていくかということがテーマでございますので、そういったような意味でいわゆる神話とか古事記とかそういうのにこだわらなくて、地域資源をどんどん掘り起こしていただきたいというようなことがこのキャンペーンの趣旨であるということで、我々としても積極的にアプローチをしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、それぞれの連携に対する人脈ということでありまして、残念ながら本当に益田市さんとはなかなか今のように山口県とのタイアップということが大幅な、大きなウエイトでありましたものですから、これといったようなものは持ち合わせていないところではありますが、最近ではこれも県の石見部を中心とした石見観光振興協議会という会がありますけれども、石見神楽を徹底的に地元でもやるし都会でもどんどんやっっていこうということで、石見の毎日夜神楽公演ということが9月ですが、それと7月、8月では毎週土曜日ということで、これは浜田市、それから益田市、津和野町同時開催で行って、今ちょっと年数忘れましたが最低でも2年目に入ってるというふうに思いますが、そういったような形で島根県とすれば石見部を石見専門に石見の、石見地方観光専門の部署として、浜田の合庁にあります島根県の商工労政事務所、こちらのほうで西部をまとめて観光振興しようということで努力をいただいておりますという状況もございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 津和野の場合は歴史が観光だというようなこともあるんですけども、今の商工観光課のほうも今のように言われましたけど、教育委員会のほうなんかどう、いかなるものでしょうか。今の話し合い、話っているものありましたか。そこ簡単でいいですからちょっと。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 教育委員会部局につきましては直接ということではなくて、観光課のほうに2回ほど来られたときに呼ばれて同席をさせていただいたという経緯はあります。

今、観光課長のほうから説明したような内容での説明を受けて、1回目については来年、再来年かけて3カ年の事業計画をこういう形でやりたいという説明を受けております。

それで地域の掘り起こし等で、公民館事業等で利用できることがあれば、ぜひ利用していただきたいというような説明の仕方でした。そのときに見せられたんは、年表の中には余り石見地方のことの行事が余り書いてなかったもので、この辺について若干質問をさせていただいた経緯があります。

2番目につきましては県の担当者が来られて、学校等で修学旅行等にその機会を利用して東部のほうで修学旅行が組めないかというような御提案をいただいて、学校のほうになかなか修学旅行を組むというのも、もう大体固定しておりますので難しいだろうというふうな回答をしておきましたが、また公民館事業等の教室等でそういった授業に出かけることがあれば、そういった情報を流させていただくというような回答も合わせてさせていただいております。そういった絡みの程度でありました。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 先ほど津和野町の場合は歴史、教育部局と町長部局がしっかり連携しないと、あれはあれこれはこれっていうふうな形になってきますので、ですからしっかり連携とって県に働きかけていくと、県に働きかけていくという言い方は今の今回はたまたま神話のほうでしたけども、ほかの企画をこちらから持ちかけていくというぐらいの意気込みを持って、いわゆる何度も申しますけども津和野町は島根県ですので、これに働きかけをできるのは津和野町、町ですから、だからぜひこれ頑張ってもらいたい。

次は、これは提言的な質問になるんですけども、現実問題今のトライアングルをやっておる、実行してるものに、全日空が、これは公園だったと思うんですけども、やってるサイクリングで津和野、萩、益田を走った「なるしまフレンド益田」っていうのがありまして、これもブログでちょっと見たりしたんですけども、民間ベースでこういうことがまずあったと、まさにトライアングルでやっておられますし、この人たちはこのコースは非常に海は見えるし山はあるし歴史もあるし、何よりも車が少なく、だから非常にこのコースは魅力的だっという感想を述べておられます。

これともう一つ、これは自転車にかかわることなんですけども、津和野町には高津川以外にも山が結構あるわけなんですけども、マウンテンバイク、マウンテンバイクの非常に活発にやっておられる人と、この前ちょっと山の中を、山からの外からちょっと見たときに、これはいいとこだなあと、この中をマウンテンバイクで走ったらどんなに気持ちいいことかということ私に話をされまして、だから自転車も今のような使い方でのトライアングルをやっていくという1つのこともあり得るということがまずありました。実にささやかではありますが、現実問題としてこういうのがあるということですね。

それともう一つは、教育委員会が出しておられる日本百景の件ですけども、あの中を見ますと益田市が結構入ってます。それは当然として高津は津和野藩でしたから、これ当然と言えば当然なことなんですけども、日本百景めぐりというようなこともいいんじゃないか、そういうことがこのトライアングルを構築する上でも、せっかくこれをつくられた、これをめ

ぐってみるといようなこういう企画はいかがだろうかということも私に持ちかけられまして、今言ったような具体的な例はささやかではあります。ささやかではあるけども、これをきっかけにして今の3つをつくり上げていくっていう、こういうこととして提言的な質問ということになるんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 益田、萩、そして津和野とのトライアングルでの観光振興をという御提言でございます。

先ほどのそうした百景のようなものも題材にということでもありますので、またそれは御提案として検討してみたいというふうにも思っております。

ただ、これは私自身の考え方でもあろうかと思っておりますけれども、観光もいろんなテーマがありますので、例えばそのアウトドア、自然を生かしたようなもの、そういうものはまさに高津川流域で益田さん、それからさらには萩さんとも連携を組みながら観光を考えていく必要があろうと思っております。

それともう一方で、やはり歴史文化、津和野のこうした財産をもっと生かしていくという意味では、さらに津和野のいろんな歴史文化資源があるわけでありまして、それはやはりできれば、まずは津和野の中で1泊2日が旅行を完結してもらえよう、そういうこともやはりまずつくっていかないかんのではないかというふうにも考えているところであります。

昨日も米澤議員さんからいろんな町内での完結をするような大変貴重な御提言をいただいたわけでありまして、まさにああしたものは津和野が今後観光を取り入れていくべき、非常にすばらしい可能性を持っているものじゃないかというふうに受けとめたところであります。

私も町長になりましていろんな全国歩きますけれども、必ず津和野の町というのはお会いした、名刺交換した皆さんが御存知であります。本当にいいところですねっていうことをおっしゃってくださいます。

じゃあ、私なりに、また時にはその相手に聞いてみたりしたとき、津和野はいいとこと言われるよさは何なんだろうと言われると、時に皆さんが、まあ、何もないというのはちょっと言葉が表現がおかしいかもしれませんが、やはり昔ながらの変わってないよさがあるということをおかれて、多くの方が言われます。

それはまさに津和野が一つの山陰の小京都としてやってきたあかしでもあろうかとも思いますし、これからはさらにまたそれを進化させて、現在日本の原風景というような言葉も使っておるわけでありまして、それをまさに津和野に来たら実感をしてもらえる。そういうやはり津和野ならではの観光というものも、今後しっかり考えていかなきゃならないというふうにも思っております。

昨日の米澤議員さんの御提言も、これからしっかり提案も検討してまいりたいと思っておりますし、また青木議員さんからも観光振興計画の中でいろいろ御質問いただいたわけでもありますけれども、私はいろいろお話を聞いておりまして、根底にあるのはもっとも

津和野だけでやることがあるんじゃないかということを、御提言をいただいたんだというふうに思っております。

それは何かと言うと、津和野がまだまだ観光客、まだまだじゃありません、観光客をさらに気持ちよくお迎えをする、そういうおもてなしの心、そのまだまだきちっとやるべきことがあるんじゃないかということを、きのうお話をされたんだというふうにも思っております。

それは心のおもてなしもそうであろうかと思えますし、当然これまでも皆様方が御努力をされてきた、さらにそれをはぐくんでいただける応援をしていくことが必要であろうというふうにも思っております。

また、常にきれいな町であるということをお迎えする、それもおもてなしの心であろうかというふうにも思っております。

私自身はそんな思いから、今年度から営業課に4名の臨時の職員についていただきまして、観光地だけではありませんけれども、基本的にすぐ何か荒廃してたところはそのへ行ってきれいにしておく、そういうお迎えをする体制を整えていきたいということでそういうことをしております。

これまでも津和野城跡草刈りをできるだけ頻繁にやってきておりますし、亀井家墓所の周辺もやってきております。あるいは安蔵寺山ルート of 倒木があればできるだけすぐ早くそれを処理しに行って、そして皆様をお迎えをする今体制づくりをしている状況であります。

先日も大学生が4名ぐらい津和野町内入ってくれまして、いろんな調査をしてくださいました。そのときに観光についての提言もあったわけですが、なぜ津和野は観光なのにさっきもああいうようにクモの巣が張ってたけど、すぐ取り除かないんですかっていう話をされました。これ厳しい御意見だなあと思いました。

昨日の米澤議員さんも同じようなことをおっしゃられたわけですが、まさにそういうことだと思っております、これまでできてなかったとは言いませんけれども、できるだけ早く目につかないうちに、そうした小さいところをきれいにしていくということがお金のかからない、観光をお迎えするまさに政策だと、また行政の事業でやるというふうにも思っております。

ただ、すべての面に気配りができて、行政だけではその管理ができないわけですので、観光にかかわる方あるいは町民の皆さんが常にそうして目を光らせていただきながら、クモの巣ぐらいはできることがあればお気持ちでやっていただく、それが初めて環境ができて、私は津和野の観光がさらに発展をしていくんだろうというふうにも思っているところでもあります。

営業課も今年度の4名は国の補助がありましたからできたことかもしれませんが、来年からも4名とまでは言えなくても一般財源投じてでも、この体制だけは続けて観光整備をしっかりやっていきたいというふうにも思っているところであります。

踏まえ、いろんな面からこの観光振興を取り組んでいきたいというふうにも思っておりますし、いろんな御提言もまた参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは次に移ります。

皆さんも9号線を走られたときに、9号線で青野山の下ですよ、山の。そのときに歩道がこうできてる、こんなところに歩道をつくって一体だれが通るんかというのが今までの私の感想でした。多分、多分同じ感じではないかというふうに思っておりました。

で、あるとき家族連れがそこから津和野町を眺めている、楽しそうに眺めてるんですよ。それで、そういうことに二、三回ちょっと出くわし、通ったときに出くわして、えっ、これは展望台じゃないかっていう感じがしたんですよ。

だから、それがこれ具体的なヒントにちょっと使ったんですけども、今回の景観というところに対してヒントに使ったんですけども、これが景観ならばやっぱりあそこからの眺めというのは、津和野町の持つ観光景観の財産だなあというふうに改めて思いました。

私は何年かもう2年、1年前ですか、2年前か、農林課のほうであそこの木の一部を伐採していただいて、348万円のために、かけて一部を伐採、費用も全部というわけに当然いきませんので、伐採してもらったと、で、ついこの前も町民の方から、ああ、眺めがよくなったんですけどっていうこと聞いたんですよ、1年たって、これだけの時間がたって言われるんかっていうことを、こういう経験をちょっとこの前しまして今のことと重ねていったときに、あの線というのは津和野の観光に対して非常に大きな寄与をするということを強く思いました。

農林課の事業は単年度ではありましたが、これを進めていくということは、あそこにある休業中のお店とかやめられたところもありますし、それからあと看板等がちょっと赤さびてあるとかっていうことがあるんですが、多分あれも目につくんじゃないかなあということで所有者とちょっと話をしました。

そしたら、あそこが一番ネックになったのは水道がきてないということ、これは非常に大きなネックだっていうふうに言われたんですよ。それが原因でやめられたということではないんですよ。

ですけども、ただその後に、じゃあ、あれを自分の力で撤去して云々というところまではもう余力がないと、だけでもあそこは非常にいい見晴らしだということをその所有者の方とお話をして、これは何とかあそこを見晴らしをよくするというで一つの津和野の景観を守る、この一つになるんじゃないかなあということを強く思いまして、それで今回の撤去とか補修とか転用と、こういうもので行政として何かできることはないでしょうかっていうことが質問でございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、景観に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

旧津和野の市街地は国道9号線を初め、上から眺望したとき石見瓦の家並みが伝統的な景観を醸し出しており、町並みその物が貴重な文化的財産であり観光資源であると考えております。

一方で、御指摘のように事業活動の停止や空き屋の増加による建築物、広告物の荒廃など、現実には解決が急がれる多くの課題があるのも事実であります。

御質問の廃屋や看板の撤去に関しましては、当然ながら費用の負担や調達方法、実施基準、優先度などに加え、まずは個人や民間企業などいわゆる私有財産の整理に公的資金を導入することに対しては、相当な住民理解を得られる制度の構築が求められなければならないと考えます。

すなわち、津和野市街地に限らずあらゆるところに空き屋、廃屋が点在し、中には交通や隣地に支障を来すような物もあり、安全で快適な生活環境づくりのほうは観光資源、景観づくりに優先して、まず取り組むべきであるという論議があるのも承知をしているところでございます。

このような状況も景観行政の課題としてとらえ、解決を図っていくことは当然であります。実施に当たっては多くの課題があり、単なる費用補助等の資金援助を創設していくことは困難であると考えております。

しかしながら、市街地開発、町並み環境整備といった国の制度を活用した、ある程度の面的整備事業などの活用によってクリアできる可能性もあり、財政状況も勘案しながら今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 竹、主に竹でしたけども、伐採をあのときにしたときに、時間がたったらタケノコが生えてきてちょっと大変になったんではあるんですが、そもそもあそこは竹が多いですよ、タケノコを何かすれば除けば、見晴らしが非常によくなると思うんですけども、竹が伐採してもタケノコが生えたと、この竹を何とかできないかなというふうに思うんですけど、どうですかね専門家の課長もおってですけども、何回やっても一緒なのか何かいい方法はないかっていうことをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 竹林の関係については、その対応というのが大変今苦慮しておるところでございます。

今年度も先の補正で竹林伐採の関係の予算を計上させていただきまして、御承認をいただいております。

各地区に一応事業の要望を行いまして、今年度時の事業については公道、町道等に竹が降りますと、どうしても傾いくというところがございます。それから、施設の関係にも竹

が倒れかかるということもございまして、大体20メートルぐらいのところの幅で伐採ができるという事業でございまして。

年によってあるときとない年があるというふうなこともございまして、先ほど議員がお話しになりました竹林の整理についても、1年間は何とか生えないようにということのうち、課も出ておりますが、竹林をそのまま放置しますとどうしてもさらにその面積が広がるというふうなこともございまして、農業関係に使えるかとかいろいろ考えておりますが、まだまだいろんな課題がございまして、切った後については地権者の方のほうで対応していただくしか、今は方法がないというふうな状況でございまして。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私としてはあそこからの風景というのは、やっぱり非常に重要なことだろうというふうに思っております。

これは前の一般質問でもしたんですけども、そもそも津和野が売り出した、全国に売り出したときの一つの要因として、昭和40年代半ばごろだったと思うんですけども、作家の五木寛之さんが徳佐方面からのトンネルをばあっと越えられて、その眼下に津和野がばっと広がったと、これを小説か紀行文だったかに書かれて、これが全国に津和野の風景は美しいということが大々的に売り出されたと、クローズアップされたということと、それから世界的なデザイナーである、これは世界をまたにかけて歩かれる浅葉克己っていうデザイナーが、世界的なデザイナーがいるんですけども、この方がまた同じところを見たときに、津和野の風景見て日本のブータンだと、私はブータン行ったことないんでその比較はわからないんですけども、彼がやっぱり絶賛したという風景です。

今、竹は難しいなあということをおっしゃったんですけど、もう一つここにこだわるんですけども、ほかの雑木もありますが、このあたりは伐採したらどんな形になるんでしょうか。ちょっとそのあたりを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 森林整備については県の事業なりというふうなところで、今町のほうは対応しておるところでございまして、その森林所有者の方が御本人が森林整備をされるというふうなお考えで、採択要件に合えばその事業が採択されるという可能性はございます。

そのほかについては、今のところであれば個人で対応というふうな農林課サイドの事業としては状況でございまして。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 農林課サイドでは今のような答えだったんですけども、商工観光課サイドでは今のことに関して何か、お金引っ張ってきて何かいい案はないかというをお尋ねすると同時に、時間的にもかなり迫ってまいりましたんですけども、いわゆる金を引っ張って何とか来れんかいというのが私の意見なんでは、質問ではあるんですけども、そうしないと農林関係でいくとどうしても単発的になると、それから伐採の仕方も違っ

てくるかなというのと、それともう一つは伐採したときの業者の人と話をするとやっぱり地籍調査が済んでないんで、県とか国の物をやっぱりまずやっていかないとと言いながらも、余りいい返事がもらえないんだよねっていう話ではあったんですが、景観をよくするというでここにお金を引っ張ってくるというアイデアが何かあれば、ぜひ教えたいいただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 景観的に見れば当然支障物件と言いますか、支障を来しているということでありまして、事業的には先ほど町長答弁にありましたような国土交通省系の社会資本整備交付金、そういったようなもので一定の景観づくりの事業というのをございますが、なかなかこれ面的な整備にかかっている部分でございまして、ある程度大きな単位で取り組んでいなかきやいけないという部分もございます。

一方、津和野町の景観計画ではこの地区は町の森村景観形成地区ということで、そのような位置づけもされておるところでございますので、何らかの事業に取り組むとすればそういったような町並み環境整備事業といったようなものもとってきて、当然ですが住民の皆さんによります住民協定、そういったものも必要になってくると思いますが、そのような可能性があらうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 現実問題の家がこうばっばっばって並んでる、今、先ほどは竹とか何とか言いましたが、これで回答でいくと、実施に当たっては多くの課題があり単なる費用補助等の資金援助を創設していかない云々困難ということで書いてあるんですが、やっぱり津和野の玄関としてこれ何とかしていかないと、お店で言えばショーウインドーですんで、商売をするときにショーウインドーでまずお客さんはこの店に入ろうか入るまいか、それからやめようかみたいな、そういうところを多くの課題がありというところで大ざっぱに書いてあるんですけども、私としては何とか何とかせんといかんと、これはもう津和野の今の一見のお客様をお迎えするに当たっての、非常に重要な案件ではないかなというふうに思ってるんですが、単なる費用援助は困難、困難ということはまだできないという意味じゃないようにとらえておるんですけども、これを一步でも進めるということ、どうですか町長、これ何とかなる方法っていうものを、いきなりぱっとじゃちょっと難しいかもわからんですけど、私が思っていることと町長の今考えられることが同じかどうかでこのちょっと確認もとりたいと思うんで、ぜひこのあたりの考え方をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 観光地津和野の玄関口でもありますし、また先ほども申し上げたように津和野が山陰の小京都、あるいは日本の原風景として売り出していくという中で、こうした景観整備は非常に重要だと思っておりますし、またそういう中で廃屋や空き屋が目立ってしまっているということ、これについては私自身も何とかできんもんだらうかとい

う思いを持っておるといのは、これは道信議員と同じ思いであるということはまず大前提でございます。

しかしながら、じゃあ、この廃屋、空き屋を町のお金で解くのかということになるわけですが、そういうことになりますといろんなやはり賛否両論あるだろうというふうに思っております。

道信議員はそれは解くべきじゃないかっていうお考え、きょうのお話からすると拝察をするところでありましてけれども、やはりなぜ民間のそういうお金を廃屋を解いていくために、なぜ公的資金を投じていくのかと反対意見も結構多いのではないかなと、そんなことを受けとめているところでもあります。

こうした中で何か一つ、町民理解が得られるような一つ制度をつくって、そういう中でその制度にのっとって整理をする方法がないだろうかということ、現在まだしっかりとした解答が見い出せないんでありますけれども、そのことは今重々取り組んでおるところでありまして、担当課とも頭を悩ませながらやっておるといところでありますから、そういう面で困難という表現にもなっておるといところでもあります。

これからもまたいろいろ皆様方の御意見も伺いながら、解決に向けた何らかの策が打たれるような、そういう方法をとっていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、時間もまいりましたんで以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時17分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 23 年 9 月 22 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 23 年 9 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 3 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 4 町長提出第 93 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 94 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 96 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 町長提出第 97 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 町長提出第 98 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 3 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 93 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 94 号議案 日原特定公園条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 96 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 町長提出第 97 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 町長提出第 98 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	斎藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
営業課長	大庭 郁夫君	地域振興課長	久保 睦夫君
健康保険課長	水津 良則君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君			
まちづくり政策課長補佐				青木 早知枝君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により2番、村上英喜君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2. 議案第91号

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） このたび、詳細で言いますと最後のページの4項目が追加されたわけですが、一事業ごとに積算をされた内訳はどのような内訳なのかをお伺いをいたします。

特に、津和野町水販売促進事業については、津和野町の水を売ることでしょうけれども、どこまでその話が煮詰まっているのか。当然相手があります。販売をするということは、当然利益が発生しますので、実際には広く町民等に情報を公開してやるべきで、一部の人が利益をこうむるようではなかったものではないと思っております。その辺も含めて御説明をお願いいたします。この4項目、すべてお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） ご質問いただきました4つの項目でございますけれども、詳細なところは、関係する課で若干補足をいただきたいと思いますとおるところでございます。

まず、水販売の促進事業の件でございますけれども、一応予算的に全体額300万円ということでございます。これは、先ほど議員さんも申されましたように、今から水の調査をするに当たっては、ある程度使える水が出た場合には、当然均等に皆様にということは、当然のことと考えておるところでございますけれども、まずは今年度におきましては、水脈と水量的なものを中心として可能性を調査したいというふうに考えております。考えられるところもある程度こういった山間地でございますし今、町水に使っている水もいい水が出ております。そういったことで、可能性としてはあるのではないかとということで、そういった水を生かしながら、そしてまた、それが起業化につながっていけば皆さんが新たな産業も生まれてくるということも可能性としてはあるということでございまして、今回水脈、水量そして最終的には水質等の、もちろん調査しながらということでございます。そういったことで、この水販売促進事業というのは今回計画をしたところでございます。

それでボーリングをしてみると、水脈の調査、それから水量も当然のことながら試掘ということも当然出てまいります。そういったことで、金額的には概算でございますけれども、今回につきましては水脈、水量、ボーリングの深さにもよりますけれども、水質までいけるかどうかその辺はちょっと金額的には無理があるかとは思いますが、若干業者さんと話をした中で何とかこの範囲である程度の深さまではいくということで今回計上したものでございます。

それから、町屋再生、まちなか整備事業につきましては、商工観光課のほうが担当となりますので、後ほど商工観光課長のほうからお願いをしたいと思います。

それから、鷗外記念事業につきましても、既に前後3カ年の事業ということで進んできておるところでございますけれども、これらにつきましても、まだ今2年目でございます。いろんな実行委員会の事業等もやってきておりますので、そういったものを今回ソフト事業として使えるものは使っていくことございまして、このことにつきましても、次年度の計画等につきましても商工観光課のほうが所管しておりますので、その辺は補足をお願いしたいと思っております。

それから、歴史的風致維持・向上計画でございますけれども、これにつきましては今回営業課のほうで担当することとなりました。そういった中で、今年度につきましても計画といたしましては、今年度と計画策定に入りまして来年度にかけて計画づくりになるというふうにおおよそ考えておるところでございます。ある程度策定に当たっては詳細な策定本部になりますので、業務委託というようなことが出てまいりまして、そういったことでそれから関係の委員会等もつくっていくということになりますので、それを次年度にわたってこういった予算の内訳の中で計画をしたところでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 2番目の、町屋再生、まちなか整備活用計画策定事業でございますが、これは本年度につきましても、今補正予算で御審議をお願いをしておる事業

費でございまして、トータル600万円ということで予算のお願いをしておりますが、うち400万円につきましては別途補助事業で財源調達をすると、残りの200万円につきましてはこちらの過疎債のソフトで対応したいという構成でございまして、業務的にといただきますか事業そのものについての御説明というものをかいつまんで申し上げたいと思いますが、あわせて教育委員会のほうでも歴史文化基本構想、それから、これから先ほど営業課のほうで御説明がありました歴史的風致維持・向上計画といったような形で、それぞれいわゆる、伝統的な町屋、あるいは景観、そういったものを貴重な資源としてそれぞれの分野で活用していくということで、この町屋再生につきましては、特に、あまして町内の市街地ですが津和野の市街地、日原の市街地もそうですが、あまして空き店舗、空き家そういったものが、かなり御承知のように目立ってまいりました。そういったようなところを、持ち主さんの御協力も当然要るんですが、ある程度面的にといただきますか、いろんな利用形態を考えてみたいということでございます。いわゆる、観光的に供用をしていく部分それから産業体験的に供用をしていく部分、いろんな複層利用ということで、例えば貸店舗でありますとか宿泊施設、あるいは住居、短期間の住居それからそれに見合うような食材の開発、そういった意味で訪問者の方に、トータルとしての複層的な商品化としてこの空き家を活用して、そういう提起をしたいということのプランづくりという業務でございます。

当然、最終的にはハード事業も入ってくるわけでありますが、これにつきましては、そのハード目がけて、まずはそのようなシステムづくりなり基本的な方向性の考え方、あるいは実際の調査といったような業務の想定をいたしております。

それから、24年度の500万円ということでここに計画を計上しておりますが、これについてはこれからそのプランの進捗状況にもよりますけれども、确实500万円という金額をきっちり積み上げているわけではございませんが、24年度にこういったような基本方向を定めておきまして、24年度につきましては、例えば具体的な商品とっていいのかわかりませんが、具体的なプランを幾つか提示をしていわゆる、その商店会さんとも一緒になりながら実証実験をしたりそれからおもてなしといただきますか、そういうふうなスタッフの人材育成、あるいは周辺の皆さん方の理解をいただくというようなことも踏まえて、そういうふうないわゆる、開業準備といただきますかそういうふうなこと、それから仮に運営母体を新たにつくらなければいけないということになりますと、ある程度の出資金なり出損金といったようなものも場合によっては必要となってくるかもしれないということで、そのようないわゆる、開業準備として24年度は、一応、事業費の組み立てを考えているところです。

それから、森鷗外150周年につきましては、24年度同様に300万円この計画に計上しておりますが、これにつきましてはこれから後半に入りましたものですから、実行委員会のほうで具体的に24年度の事業について御協議をいただいて決定をしていきたいというふうに考えておりますが、当面我々として考えておりますのはいわゆる、本年度が過ぎて最終年ということでありますが、あまして東京都文京区、それから北九州市、そういったよう

なところと何とかこの150周年を通じていろんな交流が持てる機会ができてまいりました。

そういう意味で、来年はできれば交流ツアーとか相互の行き来、そういったようなものも少し取り込んでいきたいというふうに思っておるところでございますが、具体的なことにつきましては実行委員会のほうで下半期で御協議を願いたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 歴史的風致の向上計画につきまして、少し説明不足でございますので補てんをさせていただきますけども、これにつきましては基本的には最初に御説明いたしましたように、町内の重点区域ということで重要文化財等を含む地域を指定をいたします。そういった重要文化財を含む区域を定めましてそれを重点区域として、その中のいろんな水路でありますとか道路でありますとか建物でありますとか、そういったものが総合的に改修等ができるという、そういう計画づくりをするものでございまして、そういった基礎となるものが歴史文化基本構想というのが今年の3月に教育委員会のほうで作りました。そういったものが中心になった計画になろうかと思っておりますけども、その今度はそれを活用していくというか維持活用していくための計画づくりをするものでございまして、今からその分の内部委員会等をつくりまして、これは関係課がこの基本計画をつくりました教育委員会、それから商工観光課それから建設課それから農林課それから営業課、そういったもので内部委員会を構成いたしまして原案の策定をいたします。それから歴史的風致維持・向上計画の検討委員会ということで、今度は学識経験者なり有識者なり、県の方々を入れた外部委員会を持ちまして、それらでもって最終的に計画案の策定をいたすところでございます。そしてこれらを町の都市計画審議委員会等もございまして、それから文化財の審議会等もございまして、そういったところの御意見等も聞きながら、最終的には歴史的風致向上協議会というようなものも作りながら、そういった中で事業の推進をするということでございます。

そういったことで今年の予定といたしましては、今後そういった内部の委員会等を数回開催しながら、外部委員会を1回ないし2回できればと思っております。それから、その後向上協議会等も作りながら次年度の策定に向けて行っていきたいと、パブリックコメント等もいただきながらということですので、どうしても年度的には24年度中の策定になろうかと思っております。そういったものをする中で、この計画をつくることにおきまして各種事業による支援が受けられるということもございまして、主には国交省の事業になりますけれども社会資本整備総合交付金、そういったものとかです。その中に含まれるのは都市公園事業なり、まちづくり交付金なり、町並み環境整備事業とそういったものを有利な事業等を使いまして整備を進めるものでございます。計画としては約10年間ぐらいの計画になろうかと思っております。そういったものを今後進めてまいりたいということで、そういった外部委員会の委員さんの招致の関係も招聘の関係もございまして、そういったもの、それから今回につきましては、本省の協議等が数回予定されたりしますので、そうい

ったものをひっくりめましてここに上げておりますようなそれぞれの年度の事業費を上げたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田 隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） そうしますと、この町家再生、まちなか整備活用の計画策定事業と最後の歴史的風致維持向上計画策定というのは独立したものではなくて、お互いが連携をした計画の中にあるということで理解をしていいのかどうか。

それともう一つ、私もいろんな会合に出ますけども、会合の席で、私も仮称、ちょっとあれは忘れましたが、伝統文化地域活性化連絡協議会かなんか、ちょっとわかりませんが、そういう会がもう既に持たれて、その中で、先ほども御答弁ありましたように、津和野に残ってる古民家ですね、都会の人から見るとすばらしいと言われる財産を活用をしたい。それを、京都の町家の再生と同じような形でしたいという思いのもとに、もう既に動き始めてる。

その人たちは、最終的には「もうけたいんだ」というのが腹であるということを経理さんからずばつと言われました。「もうけたい」それ、だれも腹の底にはあるはずですよ。だとするならば手法的に、実験的に自分たちが手本を見せて周りをもり込むという手法をとるのか、それとも、スタート時においてきちっと町民に納得をさせて参加を呼びかけ進めていこうとされているのか、どちらか少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 最初の御質問でございますけども、内容的には同じような、同じようなと言いますか、当然、関連するものでございます。

計画から言いますと、歴史的風致維持向上計画がある程度上位の計画と申しますか、大きい枠の計画とお考えいただいたほうがよろしいかと思っておりますけども、そういったことで、先般も若干、事前の内部打ち合わせもしたところでございます、このまちなか整備に関係します内部の委員会等もこれと合わせた委員会とするということでございまして、お互いが連携しながらこの計画を進めるということにいたしております。

もう1点につきましては商工観光課から。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） この事業、組織的な動きでございますが、これにつきましては、1年ぐらい前から観光協会若手の皆さん、いわゆる有志の皆さんがいろいろ研究なり、いろんなところで研修をしていった中で「こういったような事業の必要性があるんだ」というふうなことで位置づけをされておったようでございます。

町も、その時点ではいろいろ、入って情報交換なり勉強もしてきた部分もありますが、そういうふうな組織の動きを受けまして、ことし、具体的には商工会それから観光協会、そういった合同の組織で町のほうへ「具体的にこういうふうな動きがしたい」ということで要望があったところでございます。

中心的に動いていただいておりますのが、正式名称がちょっと私、確認してないんですが、観光協会のほうの青年部の委員会であります町家再生のプロジェクトチームという形で、皆さんがいろいろ動きをされておりました。中心になってきたのは皆さん方ではありますが、町として正式に受けとめて、行政として支援をするという動きになった経緯は、そういうふうな2団体のほうから具体的な要望を受けて、町も「これは必要である」というふうに判断をしたところからこういうふうな経過になったわけでありますから、当然、今おっしゃいますように、特定の方とか、そういうふうなことにはならないと思っておりますし、実際の運営主体につきましては、今のところ、観光協会が音頭をとってそういうふうな展開をしていくというふうな位置づけになっておりますので、ある一部とか、特定のというふうな形に最終的になるということは、我々は考えていないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 森鷗外150周年記念関係ですが、当初予算のときに教育委員会関係と商工観光課営業課関係合わせて2,654万円の事業経費というのがあるんですけども、ここのこの過疎計画の中に入ってる23年度の単位がわからんのですか。300万円ですか。ちょっとよくわからなかったんですが、この当初予算の中に組み込まれたもの以外にほかの事業をまた計画するということなんでしょうか。23年度、24年度300万円ずつ、計画に入れてあるんですけど、これいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 今回の9月ごろで一部補正をお願いしてる部分はありますけれども、これは、基本的に先ほど営業課長申し上げましたように、ソフト事業として過疎債に充当できるものを振りかえていくという23年度の考えでございますので、これから300万円増額するということではございません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宕文君） 水販売促進事業ですが、これ、水脈とありますので地下とは思いますが、場所等は大体決まっておるんですか、どこを調査するとか。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） まだ、場所等特定しておるわけではございませんけれども、通常考えられるのはやはり、今、豊かな森林というか、山を抱えているということでございますので、津和野で言えば青野山系といいますか、それから日原地区で言えば安蔵寺山系的な考え方、それとか、町水道今とっているのは青野山系でしょうが、そういったところが考えられるのではないかというような気がしておりますけれども、まだ具体的にここと決めたわけでもございませんし、そういったところを専門家に、ある程度水脈を見てもらいながら進めていきたいということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 2つお伺いいたします。

1つは、今の水の関係でございますが、今、水脈の調査とボーリングというお話がございましたが、ちょっと、額を見ると非常に小さいわけですが、水脈とか水源ということになりますと、当然、環境生活課との関連が出てくるというように思いますが、当然今、未給水地域もあるわけで、水脈のないところ、いわゆる水源調査もできてないというようなところがございますが、その辺との関係、いわゆる整合性といったものはすり合わせができてるのかどうかということが1点。

もう1つは、歴史的風致維持向上計画の策定事業ですが、これは本来、歴史文化基本構想の、いわゆる後事業というように位置づけるというように認識するわけですが、基本的には、これは教育委員会がやるべき仕事ではないかというぐあいに思いますが、営業課が所管するという点についての、そういうふうな議論はどういうがいに組み立てられたのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） まず1点目の水事業の関係でございますけども、確かに、水源がないという地域もある中でございまして、こういった水に係ることでございまして、環境生活課とは当然、協議をした中で、私のほうでは、1つは「新たな事業ができないか」という中で発想といたしますか、従来から水に対する興味を持っている事業者さんもあるというふうにも聞いておりましたので、そういったものをこの機会に、このソフト事業を使った中で行ってまいりたいということでございます。今回の件につきましても、当然、先ほど言いましたように、環境生活課のほうと協議しながら、位置的なもの等も進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、歴史風致の関係でございますけども、確かに言われるとおり、主には重要文化財を中心としたものでございまして、その基本となる基本構想も教育委員会で作ったものでございまして、そういった教育委員会部局を中心とした、そういった重要文化財等を中心とした区域を定めた中で行うということで、ほかにも駅前の方の整備であるとか、道路の整備とか水路の整備とか、そういったものも当然この事業でできるわけでございます。そういった中で、やはり町長部局のほうでやるのが筋ではないかということになって、本来、部局で言えば都市計画部局ということでございます。ただ、うちのほうがいろんな計画づくりをしているというようなことで、今回、担当するというところになってございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、課長の答弁では、生活環境課とお話をされたということでございますが、私はちょっと疑義を感じるわけですが、基本的には、水源のないところに水源を提供するほうが先じゃないかと。売るのも当然、営業ですからだろうと思いますが、その辺のところのもう少しの詰めが欲しいというふうに思いますが、その辺は話された、そういうがいの上で今の結論が出たということですか。もう1回確認してください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 今言われたような水源のない地域のところまでは、具体的なことは話してはおりません。私どもは、そういった起業という立場から相談はかけましたけれども、そういった部門については細かくは相談しておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 先ほどの10番議員さんの質問に関連するんですが、私自身が観光協会青年部、いわゆる観光交流策定委員会という中で活動しておりまして、このまちなか整備の町家再生のお話というのは、実際には話はあったんですけども、実際に、話はありながらも観光協会は社団法人化されておりまして、観光協会の理事会を通し、また観光協会の総会など、総意をもってでなければ観光協会、いわゆる青年部の意志というのは決定できないという仕組みになっております。

そのような中で、この観光協会の青年部の声が直接町に届いたとなると、これはいかななものかと思うんですけども、そのあたり詳しく、どのような形でこの町家再生事業が出てきたのか、もう一度お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 手続き的には理事会に諮ったというふうにお伺いしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第91号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第92号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第92号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第92号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第93号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、議案第93号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） シルク染め織り館については、6月議会で跡利用ということで質問させていただきました。そのときに、シルク染め織り館の指定管理について高津川漁協組合が指定管理されるのかというようなことで質問したと思いますが、その時点では、高津川漁協組合が新役員改正ということで新執行部の考えを持って進めていくというような話がありました。

そうした中で、「これ、染め織り館と違いますよ」と言う者あり）あつ、そうですか。それでは、この質問を取り下げます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今条例の改正案がきわめて的を得たというか、時期を得て改正されるというふうに、結構なことと思いますがね。実はね、きのうの一般質問の町長の答弁にもあったと思うのですが、先般、早稲田大学の学生が本町へ入られてさまざまな調査をされたということで、たまたま、我が家にも調査に来られました。

「君、1人か」と言ったら「1人だ」と。大学はどこかと言ったら「早稲田大学」「何の調査だ」と言ったら、要するに、「郷土の自慢の食材の調査をするんだ」ということで、そのことはいいんですが「君たちはせっかく大学から調査に来たっていうんで泊まるころは大変だろう」と言うてお伺いしますとね、実は、町の配慮で、あそこに診療所がありますが、あの隣にりっぱな施設がありまして、そこに泊めていただくことになりました、こういうことになりましたので、「何ならわしが言うてやろう」と思うたんじゃが、そら、町はさすが地域振興課かどこか知りませんが、この条例改正の前に、なかなかいい決断をして泊めてやったもんだなというふうに、実は感心をしたところではありますが、大した質問にはなりません、（笑声）私が申し上げるのは、1日も早く、この目的をきちっとしないと、あのまんまではいつか質問というか質疑、あるいは苦言を呈したように、きちっとこういう形で受け入れるというものをつくっておかないと、周辺が草ぼうぼうになるとか、もろもろ担当

部署というのは苦慮すると思いますが、大いに条例変更すると、途中1カ月も2カ月もだあれも入らないというような仕組みにしてしまったのでは、せっかくの条例改正が意味をなしませんので、そこら辺を留意をして、これが有効に、せっかく大改修をして相当大きな財源を使つとるわけですから有効に使われるように、目的も非常にいいと思いますので、そのことを申し上げて、私が申し上げたいのは、条例変更をするのが能じゃないんだから、条例変更したら、目的に沿うように「こうやります」という、そういう、まあ町長にお伺いするまでもありませんので、所管の課長の決意表明をちょうだいしたい、こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃった先ほどの大学生であります、それは営業課のほうの仕事で、大学生4名が利用されました。ただ、先ほど申しましたように、まだ条例改正前でありましたので、お金をいただくということができずになっておりますが、今後は、この条例に従いまして、そういう短期、長期的な研修をされる学生の方それから空き家を見にこられるU、Iターン者の短期的な体験等も行えるように、この条例改正を示して受け皿をつくったということでありまして、その辺で大いに活用させていただこうと思っております。ただ、地域振興課のみの活用ではなくて、全町、全課を挙げまして活用できるようにもっていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） もう1点、重要なところを忘れましてので申し上げておきますが、こういう条例改正ですから、この条例改正にのっとってきちっとやるというようなことも必要ではありますが、もう少し大きく、私はね、あそこで診療所があって、特にせせらぎという老健施設があります。そこに、土曜や日曜を利用して施設に入所のところに。遠方の方がたくさん入っているとは思いますが、そこにお見舞いかたがたおいでになる方たちがあると思うんですよ。そういう人たちの宿舎にも活用できるように、同時に、大きく解釈して、そういうような御希望があれば。しかし、ある程度PRしませんと、施設等に徹底しときませんと、お泊まりいただいて1日、入所者と何とかしたいという御家族や御親戚等々があると思いますので、そういう配慮もぜひ願いたいということも申し上げておきたいと思います。回答いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 各課の必要な場合には対応していきたいとは思いますが、町内にも旅館業を営まれておられる方々がおりますので、その辺に影響が出ない範囲の中で検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この条例改正は、以前の一般質問の中でもこういうような有効活用が望まれるのではないかとということで、今回、条例が出たということで大変いいことだと私も思っておりますが、盆ごろから今まで閉じてあったものが、少しカーテンが下のほう、めくられておったかのように感じておりまして、現在、幾らかこの条例改正に至るま

で申し込みがあったとか、これから二、三申し込みが現在あるのか、そんなところをお聞きしたいなと思っております。

それと、現実にこれから、この部屋自体、中に入ったわけではないのでわかりませんが、3つの部屋があるようでございますが、別棟の1棟は、以前、イタミ先生が住まいされておったところかと思いますが、上の洋室、和室はそれぞれ分かれてはおるけども、別家族が入るといってでも利用できるものなのか、何か、1階と2階ということになれば、1つのグループもしくは1家族で、上におれば下はいづらどのような気もしますが、その辺の内容について少しお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この提案時にも説明させていただきましたが、洋室のほうは鍵が閉まるドアがありまして、1室1室が個々に使えるという部屋が4室ございます。これが大きい建物の1階部分になります。それから、その部分の2階部分は和室で障子で仕切られておりまして、鍵で部屋を分けることができませんので、団体等で使われる場合には、そこすべてのフロアーを1室として御活用くださいという形になります。

それから、別棟のほうは先ほど申されましたように、イタミ先生がいらっしゃったときにお住まいになられておった別棟の建物となります。

現状での申し込みということではありますが、今のところはありません。ただ、空き家バンク等見に来られる方で「そういう場所がありますよ」ということを、これから提示できるようになれば活用したいという声上がるのではないかと期待しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 一応確認であります。このシルクの里染め織り館の建物の中にあるのかないのかを確認をしたい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） シルク染め織り館につきましては、道の駅に建っております。シルクの里交流館につきましては、日原診療所の隣に建っております。旧営林署の寮として使われておった建物であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この管理がなかなか大変だと思うんですけども、いつ来られても、すぐそこに二、三日ぐらい住めるというような状況のままで管理をするということが必要だと思いますが、管理員は、管理の管も監督の監になってますけど、町長が町職員のうちから2人以内の範囲において任命するというふうになってはいますが、実際に掃除とかいうようなことは町職員がされるんですか。それとも、清掃会社等の方に入ってもらって定期的に掃除をして、いつでも使えるようにしておくのか、そこら辺はいかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 管理員につきましては、うちの課の職員が当たることとなると思います。今回、先ほどの大学生が利用される場合には、営業課のほうで今、緊急雇

用で仕事をさせていただいてる方に周辺の清掃とか中の清掃をしていただきました。ただ、これからはうちの課のほうで管理をしていくことになるかと思えます。

それから、中の家財道具であります。ちょうど、うちの課の職員の出先で持っていった冷蔵庫とか洗濯機等ございまして、それを今、あそこに置いておまして、そういった家財道具についてはいつでも使える状態にしております。ただ、旅館法との関係がありまして、寝具のほうを準備すべきかどうかというのは今、検討中であります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） ということは、そちらの地域振興課のほうの職員の方が掃除なども、周辺の草とりとかそういうことも全部されるということなんですね。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） これまでも、今回の営業課の臨時雇用の方で管理していただきましたが、これまでも職員が、土曜とかにみんなで作業してということをしておりまして、そういう形になるかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 利用料についてちょっとお尋ねをしますけれども月額5,000円、1万円というふうにありますけれども、3日しか休みを利用してきて空き家をみたいと。3日で1万円となると安くは、単純には1万円のところを借りるより3,000円ですね。日割り計算でとられるのか。ひと月まるまるおれば非常に安く感じますけれども、その辺はどうされるのですか。1日でも1万円ですか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 条例上、日割り計算ということになっておりまして、日割り計算をすることとなるのですが、そうすると、かなり安い金額となることとなります。ただし光熱費、水道代とか、そういうものについては実費を負担していただくということになっておりまして、この辺の計算式は若干まだ検討中ではありますが、旅館と違ひまして、そういったものを負担していただくということになろうかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） すいません、1点ほど教えてください。

このたびの条例改正でシルクという言葉がすべて消え去っておりますが、あえてこの条例の名前といいますか、シルクの里交流館ということで、そこでシルクを残されたという意味は、この建物の歴史を後々まで伝えるのか、そういうことまで考えてのことなのか、ただ単にここについては手をつけなかったのか。その点をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 深い意味はないんですが、条例の名前を変えるまでの必要性もないかと思ひまして、条例の名前は変えないで、中の条文を変えさしていただいた。ただし、そういう歴史があったんだということを持たせた名前として継続して使いたいという気持ちもございまして。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほど、地域振興課長のほうが旅館との関係性を話されましたけども、ただいまの10条のところ、日割りにするというので、大変安い価格で泊まっていけるんですが、旅館に対する民業圧迫というような形になっては本望ではないかと思うのですが、そこら辺、厳密に「ここまではここまでのことを使える」という、そういう考えとかそういうものはあるでしょうか。お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この建物の目的自体が、ここに書いてあるように、交流を目的としたものを、そういう作文を書いていただくとか、そういったことを考えておられて、ここに入るには、それなりの目的を持った方に入っていただく。それから、安いということではずうっとここに住まわれても目的を逸脱してしまいますので、期限は1年という形で条例のほう、さしていただいております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第93号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第94号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第94号日原特定公園条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1点ほどお伺いをいたしますが、この使用料のことでございますが、昨年もいろいろありまして、津和野町に住所を有する個人、団体等はこれ、使用料が要らないようになっておりますね。

昨年、津和野の学校の先生が益田のほうから来ておられる先生がおられるんですが、この先生が子供のためにテニスの練習をするというので、借りにいかれました。そのときに、住所を書くようになっておりますので、「益田市」と書いていたら使用料をとられたわけですね。これがどうなんでしょうか。津和野の学校教育に携わっておられる先生が申請をするの

であれば、私は当然、町内の扱いをしてもいいんじゃないか。団体なんかと一緒にされては
いかがかと思いますが、今後、こういうこともありますんで、お尋ねをしておきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 従来から、基本的には町内の住所を有する方、お子さんはも
ちろんでありますけれども、利用される場合には、使用料はいただいております。今のケ
ースというのは私も初めてお聞きしたんですけれども、たまたま、指導された先生の住所を
書かれたから有料になったということでもありますので、そこら辺はもう少し、現場の方で徹
底をしていきたいとは思っておりますが、実際使われる方が町内のお子さんということで
あれば、当然、使用料をいただかないことで今までもやってきておりますので、若干、そ
こら辺の行き違いがあったということをお詫びは申し上げたいと思っておりますが、現在初
めて、今そういう情報をいただいたので、そういうことがあったのかどうか、確認をさして
いただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のことに関連なんですけど、住所を書けということは、
今の回答がちょっと出てきてないんですけど、回答的に。

というのは、もう1つはテニスを育成するようなグループや団体があったときに、たまた
まその人がほかのところで、あと9割ぐらいは町内の人みたいなケース、私もそういうこと
を聞いたことがあるんで、こういうケースもあるんですが、そうしたときはあれですかいね。
代表じゃなくても、例えば、事務局の人が津和野であったらそれを書けば、多分に津和野町
とみなされると。みなされるみたいな感覚でいいんじゃないかなという感じがしてるん
ですけれども、どんなもんですかいいね、そのあたりが。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一応、今の規定でいきますと、町内の方と町外の方が混合で
利用される場合は半分使用料が発生する形になってます、大体の施設が。で、9割がどう
とかいうことになると問題があるんですが、基本的に、活動拠点が津和野であればいただ
かないような形になっておるのが現実だと思います。

たまたま、大会の主催が津和野町の団体が主幹すれば、その部分でスタートしますので、
使用料については免除というような形を大体とっておるはずなんで、例えば、長石剣道大会
などは、津和野の施設を使って津和野の主幹団体が実施をいたします。県外からも来られ
ますので、大会を、使用料が発生するわけですけども、そういう場合は免除というような形
をとってやっております。ですから、できるだけ、なるべく御負担がつかないようにとい
うような考え方は持っておりますけれども、規定上はそういうような形になってます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第94号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第94号日原特定公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第95号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第95号津和野町立学校設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 私はこの原案に反対の立場で討論いたします。

1つ目の理由として、まず2校の学校が減ることで県費負担の町内の教員数が一度に10名ほど減ります。昨年の須川小学校廃校による教員減を合わせれば15名ほどの、町内で子どもたちのために働く人がなくなります。その15名分の教育力をどう維持していくのか。教育ビジョンもいまだに策定中で明確ではありません。

2つ目の理由として、私は津和野の田舎であることを強みとした周辺部の地域力の高い自然が豊かな小規模の学校への分散型の学校再編を一貫して訴えてきました。情報をいろいろな形で発信し続けた結果、この2学期、沖縄から1名の1年生の男の子が左鐙小学校へ転入してきました。左鐙小学校へぜひ通わせたいということで津和野町民となり、地域内へ転居してこられました。同じような周辺部にある教育資源豊かな畑迫小学校や木部中学校という小さな学校をなくすことよりも、残して子供や移住者をふやす。ふやして生かす工夫や努力をするべきで、そのほうが町の目指す方向に合っていると考えております。

以上のような理由から、私はこの条例案には反対です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 最近都市部で、関東のほうで地震とか放射性物質の影響を受けるというようなことを恐れて、本当に田舎を好んで転入してこられる方がたくさんとは言えませんが、少しずつあります。理由はいろいろあるにしても、やはり田舎の暮らしを求めてこられるという現象が今、起こりつつあるような気がします。

昨夜のニュースを見てみますと、本当に台風が来るということで、交通機関は全部ストップ。家にもなかなか帰れない。今晚は仕事場に泊まらなければいけない。そういう暮らしが、生活がこの前の地震のとき、それから今回、本当に都心部で2回も起こっているというよう

なことを体験した人の中には、やはり田舎ののんびりした暮らしを求めてこちらへ移住してこられる方がいるのではないかというふうに思います。

そうしたときに、あまり都市部と変わらないような学校だけがあるというのではなくて、やはり、田舎の小さな学校も存在しているということが大事ではないかなというふうに私は考えます。子どもの人数が減ったからと言って、1校も2校も、本当に閉校してしまうという、そういうような教育行政ではいけないのではないかというふうに思います。財政の問題もありますが、教育効果の面、そして住民が本当にそこで暮らしたいという、そういう思いが実現できるような、そういう条件を残しておくということが必要ではないかなと思います。

私もこの現行のものと改正案と、新旧対照表を見てみるのに、この前、須川小学校の姿が消えた。今度はさらに2校が消える。本当に町内の学校が数少なくなってくることは何と寂しいことかと思えます。それと、地域の人々の思いも、本当に保護者がやむを得ず、その統合を認めたとしても、地域の人たちの思いというのは、そう単純ではないと思えます。

須川小学校が今年度から閉校になっておりますので、あそこの前を通るたびに、本当に子どもの声も聞こえない、寂しい風景が残っております。地域の人たちは「本当に統合してよかったのか」というようなことは多分、いろいろと自問自答しておられるのではないかと思います。

そういう、もろもろのことを考えたときに、子どもの人数だけで学校を減らしておくということには私は反対ですので、この学校再編の提案についても、津和野町立学校設置条例の一部改正で2校をなくしていくというこの提案には反対します。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 賛成の立場で討論させていただきます。

反対される方の気持ちは重々わかるわけですが、最終的に地域で十分に煮詰めた結果、住民の方も、一部の方は、かなりこの廃校に関しては反対を持っておられますけれども、保護者の方を中心に、大部分の方が子どもの将来のこと、いろんなことを考えた上での最終的に結論を出された結果、廃校という形が生まれたわけでございます。いろんな国会におきましても、公務員の給料の削減とかいろいろな格好で経費の面を考えると、そうした形をとらざるを得なかったんだろうと思います。

地域といたしましては、こういう施設が亡くなるということに対しては大変さびしい思いがありますけれども、今、両廃校が決まった地域におきましては、それでは、今までどおりの活動をするために、あとをどのような形で利用し、有意義な集落のために活動するかというのを、審議会等を持ちながら、今、模索をしておる状態であります。一応、学校が廃止という結論に達しておりますので、学校設置条例に関しましては、これはもちろん、こういう形で削除するのが当たり前だと思いますので、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨年もことしの春ですか、1校が学校再編をしたわけでありますが、その地域の子どもの保護者さんの声を聞きますと「本当にたくさんの友達と交流することで、本当に切磋琢磨して子供が成長している姿を見ている」と、本当にそういうふうには保護者が願っていくなれば、私はやっぱり、子どもを守るのは最終的には親しかいない、保護者しかいないと思っております。その保護者が望まれる、その形をとるということが一番大事だと思っております。

そのような意味で、先ほど斎藤議員からも「保護者の方々の賛同があった」と、そういう言葉もありました。そのように望まれるということでもありますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 賛成の立場で言わせてもらいますと、益田広域の中で一番数の少ないベスト3が津和野町でした。それで、須川、畑迫、末部ということになるわけですが、以前、各学校運動会また卒業式、入学式を見て回る機会がありました。そのときの気持ちは、大人の感情がどうこうというより、子どもの競争力を見てから、ちょっとかわいそうな、これで本当に教育ができるんだろうか。地域、確かに学校がなくなると寂しいとかいう感じは必ず残ります。しかし、子どもの未来を考えると、やっぱりある程度の人数は絶対必要だと思いますので、賛成の立場で発言させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 賛成いたします。

現在、大体、田舎のところはどこでも、こういう統合という問題と向き合っております。県内でもかなりの学校が統合されております。新聞見てもわかるように。子どもの活動範囲、教育を考えると、私は統合がいいのではないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第95号津和野町立学校設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で10時30分まで休憩いたします。

午前10時13分休憩

.....
午前 10 時 30 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 7. 議案第 96 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 7、議案第 96 号平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。10 番、河田隆資君。

○議員（10 番 河田 隆資君） 2 点ほどお伺いをいたします。

まず 23 ページ、農業振興費であります。米消費拡大対策事業補助金 110 万円計上されておりますけれども、これは 3 月当初に挙げられた米粉パンの補助のまた上乘せと聞いております。3 月定例のときに、議会に対しての説明は「100 台、100 台を過ぎますと抽選会をして、公正な抽選のもとに処理をするという説明でありました。それがまた再び 160 台等もあって、60 台分をまた予算化した。余りにも短絡的過ぎると思っております。最初にきちんとした、議会に対して説明をしたのなら、たとえふえたとしても、ちゃんとした公正な抽選をするということで、消費者には話されてあるはずです。業者さんにいろいろ聞いてみますと、「当たったら買うね」ということもあったと。それは業者さんサイドの話でありまして、我々はそこまでタッチする必要はないと思っております。その点、どのような解釈でもって予算を計上されたのか、お伺いをいたします。

次に、29 ページ、教育諸費の旅費であります。津和野高校後援会に対する旅費であります。94 万円もの大きな金額が計上されております。有識者等々がどこかへ行って視察をというふうな説明でありましたけれども、何をしに行くのか、どうも納得がいきません。

元来、津和野高校というのは県立の高校でありまして、後援会の立場上、何をしに行くの予算計上なのかというのが全然わからない。94 万円も旅費といいますと、どこへどういうふうに行くかというものがもう想定されてるんだろうと思いますけれども、有識者と言われるメンバーがだれで、どういうところへのどういう目的の研修をされるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、農業振興費の関係、23 ページの負担金補助及び交付金のございます。今回 110 万円予算計上をしております、台数として 55 台ということでございます。本事業については米の消費を拡大するというふうな当初の目的でございまして、公募をさせていただきましたところ、その時点で 155 台の申請が出てまいりました。

議員さんの御質問の中にもございましたが、公正な抽選をさせていただきます、100 人を決定をさせていただきますところでございます。もともとの目的というのが米消費拡大というふうなことでございますので、抽選で外れました方についても、今回予算を計上して、さらに米の消費拡大を図りたいというふうな趣旨でございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 教育諸費の旅費のことではありますが、94万4,000円のうち74万5,000円部分につきましては、今、御指摘になりました津和野高校の後援会等に係る有識者に御来庁いただくための旅費ということでもあります。こちらから出かけるのではなく、有識者の方に津和野町に来ていただいて、今後の津和野高校に対するいろいろな御意見、御提言等をいただきたいというようなイメージを持って後援会のほうで協議をされておられまして、その招致のための旅費というふうになっております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） しつこいようですけど23ページ、ゴパンの件ですが、話によりますと、抽選会のその当日、抽選漏れがあった。その場において「何とかします」ということが宣言をされたと業者さんから聞いております。ですから、抽選漏れがなかったら「安心した。よかった、よかった」ということで私に報告ありましたが、その場で業者さんに「何とかします」という即答は、まず考えられないと思っておりますけども、これを見れば、場当たりのな予算づけとしか言いようがない、非常に不満を持っておりますが、納得のいく答弁をお願いをしたいと思います。

次に教育諸費の問題ですが、何名の方を、どのような方々を呼んで、どのようなアドバイス等々をもらうのか。相当大きな金額ですので、なかなかこれも「ああ、そうですか」というふうに、納得がなかなかいきません。もう少し詳細を説明をしていただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 公募をいたしまして、100台を超えた時点で、今後の対応についてどうするかというふうなことで町長の方に伺いを立てたところでございまして、抽選漏れが発生をするというふうな段階、最終的なところで55台というふうな数字が出てまいりました。一応9月補正対応ということで伺いはさしていただいたところでございます。抽選の会場で一応9月補正の対応をしたいというふうなことはお話をしたところでございまして、それによって必ずつくかどうかというのは、議会がございますのでわかりませんがというふうな申し添えはしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一応、人数としては10名を想定しております。

具体的な個名につきましてはまだ決定はしておりませんが、一応、想定されておるメンバーは、津和野高校卒業をされた大学の教授をされておる方とか、企業で活躍をされておられた方とか、そういった方で想定をしております。一応、旅費の積算といたしましては、仙台からの旅費として2名、東京からの旅費として4名、大阪からの旅費として2名、広島からの旅費として2名、計14名の方を想定をしております。

ただ、このメンバーにつきましても、まだ個々に当たっておるわけではありませんが、来ていただきたいという仮の名簿はつくっておりますけれども、今から予算がついた後に、

個々に交渉をしていく形になりますので、この中身が若干変わってくることは想定をされるところと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 米消費拡大の対策事業費の補助金でございますが、これ、全国でも2番目ということで、かなりの反響がございました。予算を立てる段階でどのような申し込みがあるかという、本当に未知数でございましたので、区切りのいいと言っちゃおかしいんですけども100台という形で提案を、予算づけをしたところでございますが、予想に反しまして、55台のオーバーする応募がございまして、これがもっと200台とか300台とかというふうなオーバーするということになりますと、また予算上の問題もございまして、あいにく落選された方が55台ということでもあります、米消費の拡大という観点から、今回、落選と言いますか、そういった方についても一度救っていかうという考えのもとに予算づけをさせていただいたという経過でございます。

ただ、「何とかします」という御発言ございましたが、そのときの、もしそういうことが事実であれば、遺憾であるというふうに思っておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 米拡大、米消費等いろいろ言われましたとするならば、買われた方が年間どのくらい使用し、どれだけの効果があったのかということまで、一応町としては検証をするということでもいいわけですね。その点が1点。

それともう1つ、教育諸費の中のメンバー等々、津和野高校を卒業された学校関係者、教授等々と言われましたけども、その人たちは当然、津和野高校に対する思い込みは非常に大きいと思っております。けども、冷静な立場として提言をされるのか、先ほど「学校がなくなるとさみしい」という感情論として話を持っていくのか、その辺においても、使われ方によって有効なお金となるかどうかというのが問題視されますけども、そういった、まだ確定されてないといえますからなかなか御答弁も難しいかもしれませんが、どういう主目的であるということをしつかりと肝に据えて使用していただくということを伝えてあるかどうか。その点を最後に確認をしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 使用の調査について、利用状況の調査の関係でございますが、当初予算のときにも御説明いたしましたように、調査は実施するという考えでございます。当初の段階では、8月時点ぐらいでは調査がしたいというふうな思いでございましたが、実際の納入というのがいまだに続いておりまして、100台分すべて今、入っていないという状況でございます。100台が入った時点で、1カ月程度過ぎた段階で調査を実施したいというふうな考えを持っておるところでございます。

ただし今回、承認いただけるとすれば、そのものについても、今後かなり時間がかかるであろうというふうなことも考えておりまして、納入が終わった段階からしばらくたって調査をしないとイケないというふうな状況になると思えます。

今回の予算が実際に納入して年度内に消化できるかどうか、それもちょっと自信がないというところではございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） いまの後援会の関係であります、一応メンバー的には未定であります、津和野高校のOB、後援会組織がいろんなところに支部があるということでありまして、そこから推薦をしていただいて、メンバーを決めていきたいというふうに、今の時点では考えているところであります。

目的としては、後援会なり専門委員会が考えた中高一貫あるいは未入学遺児の方策というふうなものを検証していただいて、もっといい形があるかないか、そういったことについてのアドバイスを受けたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1点ほどお聞かせ願いたいと思います。

今回の補正の中で残業手当が全部で約900万円という大きな数字が計上されております。課によってはそうだろうなという課もあるわけですが、これは補正予算ですので、今後、毎回9月にはかなりの時間替えが出るわけですが、これは3月までをある程度見込んだ、これぐらい見込まれるという数字の時間外手当だろうと、補正予算だろうと解釈しておるわけではございます。

その中において、民生費の155万円というのはいろんな昨日の一般質問の中で、時間外手当が前年度より1,600時間多くなっているというような中において、その理由はという中において、やはり包括支援センターとかいろんな福祉関係のいろんな諸事務が膨大なものがあるという格好で、そのほうに関しては、福祉の向上上、やむを得ないだろうというような解釈をしておるわけですが、その中で、教育費に関しまして、嘱託職員の時間外手当合わせさせて約547万円、550万円近い残業が計上されておるわけではございます。

この昨日の一般質問の中で、教育関係のものがふえるということは今まできの中にはなかったわけですが、今回、約550万円という残業が計上されとるわけですが、何にそれだけかかるのか。その540万円を出した根拠はどういう事業をして、どのような形で、どれぐらいのものがいるからこれだけの数字が出たんだというのを、ちょっと詳しくお教え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 時間外の手当につきましては、当初予算では一律3%で、課の繁忙関係なしに設定をされております。今回、要求をさしていただいた金額につきましては、対前年で比較をいたしましても、ことしももう既にかなり時間外をやっておりますが、今から3月にかけての時間外を想定するに当たりまして、対前年費を比較をさしていただいております。要求としては対前年の9割という形で、いわゆる、昨年比べて90%の時間外という想定の中で、現行の状況を加味しながら出しております。ですが、実際には、ここで

ついた分についてはさらにそこから10%削られまして80%、約8割程度の残、対前年比の予算のつけがしてあるというような形になっています。

業務につきましては、年間いろんな行事で出る部分もありますし、繁忙期につきましてはかなりの時間外を要しております。これは、いわゆる通常業務の中で人員が不足しておるといふふうに私は理解をしております。実際、今途中退職の方もおられまして、事務局についても、1名減のままで春から来ております。

そういった状況もありますし、施設によっては特別展等の、ことしについては回数も多くやっておりますので、そういったところに時間もかかっておりますし、森鷗外の150周年記念に関する業務についても繁忙を来たしておりますので、そういった形で出ささせていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私の質疑に対して的を得てないと言わざるを得ない。私は何の事業をするからこれだけの残業が想定されるという事業内容をもつての算出だろうと解釈しております。前年度なみに、とにかく時間外手当、枠があるんだから、それを消化するためにただ要求しとるにすぎない。

監査意見の中でも毎年ありますように、時間外手当が多いので削除する必要があるんだというような意見書をつけておるわけでございまして、その監査意見を無にしてですよ、一応6%範囲内だから何ぼでも請求しとけというような考え自体がおかしいわけであって、やはり、いかに残業手当を少のうするかというものが、執行部の方、上司の方が部下に教えることであって「どうしても残業しなくてはならない。いろんなイベントがある」先ほど言いましたように、森鷗外のイベントがある。森鷗外の150周年記念に対しましては、商工観光課も関連しとるわけです、いろんな分野が。そこはそれだけ特出してないわけですよ、おかしいわけですよ。

要するに、予算内だからとにかく使おうじゃないかということしか考えられない。もしイベントをするのなら、その中において変則時間帯とも組んだらいかがですか。日曜に振替休日をとってやるとか、いろんな格好で、時間外手当の短縮はできるはずですよ。ものによつたら振替休日じゃなくて変則時間帯。「あなたはきょう、これだけのことがありますのでイベントとかいろんな格好で準備があるから昼から出勤していただきたい」とか、いろんな方策があるわけなんです。それをせずに、ただ「6%範囲内だからやりましょう」と言うたら、各課が、そんなら今まで3%しかやってなかったとゆうたら、各課が全部出てくるのが当たり前だろうと思うんです。これだけ大きい数字が。

教育部局だけでなく、町長部局にしてもそれだけのものが出てくるのが当たり前だろうと思うんです。なして、教育部局ほど今回、これだけ大きな、550万円という数字が出たのは、非常に今の次長の答弁では納得できない。もっと基礎計算したものを、ただ6%じゃなくて、こういうような形で事業をやるから、こういうような残業が必要なんだというような形のもので、事業が今からどういうようなものが想定されるのかというのをまずお聞か

せ願いたい。そうして変則時間帯でも組んで、時間外手当をなくす意気込みがあるかないか、その点に対してお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 時間外に対する事業であります、通常の業務自体の仕事として必要なものだろうと私は思っております、そこに人員が不足しておれば当然時間を過ごして、夕方からも仕事をしないと事務が消化できません。そういう判断の中で、時間外が必要だと。対前年比が不相当だというような言われ方をされておりますけれども、前年に比較してとしが確かに事業が減って楽になっておれば必要ないと思っております、前年に比較して決して事業が少なくはなっていません。先ほど言いましたように、1名のさらに人員の減も生じております。そういったことの積み重ねが、時間外の算出の根拠になってくるのではないかというふうに私は思っております。

いわゆる、振替の時間替えを普通の日でとったらどうかというようなことを御提案をいただいておりますが、その制度についてはまだ正式に残業として実施をしておりませんので、私のほうからどうこうということは言えないと思っております、通常の土曜、日曜、祝祭日の行事につきましては、教育委員会部局はどうしても他の部局よりも圧倒的に多くなっております。実際、土日に出て平日に代休をとるというような形で業務を遂行しております。実際には、代休を100%とれない場合も結構生じておるのも実態でありまして、そういった事態にかんがみ時間外が必要だということを出さしていただいております。

森鷗外の150周年記念の事業、観光課も当然やっておりますが、?外記念館として取り組む事業はまた、それなりの違う業務がありますので、一律に観光行政と同じ時間外をやるということには私はならないというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私の質問に対して次長が答えてくれとるわけでございますけれども。教育長として、頭の責任者として、今の私の質問に対して削減するのはどのような形が想定されるのかと言うても、教育長としての、トップとしての立場の御意見をお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 時間外につきましては、できるだけしないようにというふうな形で指導はしておりますが、先ほどから次長が答えておりますように、基本的には、私は人的に不足しておるというふうに思っています。

特に、学校関係でいろんな相談事業がありまして、現地に行って保護者の方、児童の方とお話をする機会がかなりあります。そうすると、事務がどうしても抜けてきまして、その事務を夕方から処理をせざるを得ないというふうなことが多くあります。

それから、社会教育につきましては、いろんな事業を実施しております。土曜、日曜あるいは夜というふうなことでありまして、代休が使えるものについては、できるだけ代休を使

うようにという形で進めておりますけれども、それにつきましても、代休をすべて消化できないというふうな実態があるのもまた事実であります。

当初からどういう事業でというふうなことでありますが、事業自体、いろんな事業をやっております。今年度、特に新しい事業というふうなものは来年の3月に予定しております150周年の記念式典、これは特別な事業になろうかというふうに思っておりますけれども、それ以外については例年、やっているような事業が中心であります。したがって、結果的には人的に不足をしているというふうに、私自身は思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 引き続き、時間外勤務手当についてお伺い申し上げます。

教育委員等々についてはそういうことで、今の教育長、教育次長でお答えになっておりますが、町長部局においても15ページの財政管理では当初が24万4,000円で、このたび38万8,000円と。しかし、決算書22年度を見ますとこれ、53万4,000円とらられてる。税務につきましては、82万円で60万円の補正、決算見ますと198万8,000円と。これは後から出てくるのか。

それから、社会福祉総務費についても86万9,000円で、先ほどあったように155万3,000円。これなんかは、22年度決算については310万4,000円と。とうとうこのように、先ほどからいろいろ要求額に対しての何%とかどうかというようなことが出ておりますけども、まだまだこれは本当に、先ほど9番議員さんが言われたように、時間外については、もっともっと謙虚に減らすという態度を求めたいと思っております。

そこで、ひとつ私が聞いた話を御紹介申し上げますけども、ことし実は5月2日、私、出雲市へ友達誘って行きました。それちょうど、夕方7時過ぎに出雲市役所のそばを通りました。そのときに友人の方が申されたのは「かつて、岩國哲人氏が市長を務めたとき、この市庁舎のすべての階、すべての部屋でこのような時間に電気はついてなかった」ですがきょう見てくれと。「すべての階、すべての部屋にみんな電気がついてる。それでこれがほとんど12時過ぎまでついちよる。」こういうことでした。これがええか悪いか申しませんが、ただ、首長の指導力、リーダーシップによってそのように、当時変わっていたということは歴然としておると思います。

そういうこともございますんで、これについては後ほど町長から、今の現状をどのようにとらえておられるか、それをお聞きしたいと思います。

2点目につきましては、21ページの保健衛生総務費の投資及び出資金2,926万5,000円でございますが、これは医療従事者用住宅の建設に出資をされるわけですが、町立の医療従事者住宅をなぜわざわざ病院事業特会へ出資というふうにされるのか、その理由をお聞かせ願いたいと。

それから、あわせて、病院事業特会で工事をこのまま可決されて入札というふうになったときに、入札執行者、発注者は当然町長だろうと思っておりますが、その工事における監督員並び

に竣工検査時における検査員等々はどのようにおかんがえになっておるか、このあたりをお伺いいたします。

それから3点目でございますが、25ページの商工振興費負担金補助及び交付金、緊急プレミアム商品券ということで、2,110万円が補正増とされておりますが、昨年も同様のプレミアム商品券が出ておりますが、最終的に1,310万円が715万5,000円の減額ということで、要は売れ残っております。当然、ことしもその反省に基づいて商工会のほうから要望書が出されたと思いますが、ただ、この概要等を見ますと、私には余り、昨年との違いがわかりませんので、どのあたりが違っているのか、そのあたりを御説明お願いしたいと思います。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、私のほうからは、時間外に関する御質問についてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、教育委員会のほうにも部局のほうにも御質問いただいて、そのとき教育長からも回答があったとおりでありますけれども、基本的に、まず1つは、きのうも一般質問でも御質問いただいてお答えしたとおりでありますけれども、やはり、職員のもう少し意識改革を行って、そして、もっと仕事の効率性を高めて、そしてできるだけ残業を減らしていくということ、これをやっていかないかんとということで、そのための今、人材育成を進めているというところもございます。

それともう1つでありますけれども、やはり、合併後、職員数が20名ぐらい減っております。そういう中、地方分権に伴う事務移譲、受け入れをしておりますし、また病院関係、医療関係、そこに新しい仕事の役割が増えてきているということでございます。そういう中で非常に、1人1人の職員の負担が相当重くなっているというのもまた事実であります。

実は、きのうの一般質問では、ケーブルテレビで放映されるということもありましたんで、ちょっとそこまで言うのは、多少私も遠慮したというところもあるんですけども、もう1つの津和野町の実情としてメンタルヘルスの問題、これが非常に大きいというふうに思っております。

他の市町村から比較いたしましても、少し心に病を今、抱えている、そういう職員、津和野町が非常に割合が多いわけでありまして、決してこうした職員を切り捨てようということは考えてもおりませんし、できるだけ復帰をしてもらえるような、当然その復帰プラン等も、職員1人1人の実情を見ながら今、やっているところであります。

ただ、やはりこれは心の問題でありますので、そう簡単に、また以前のような仕事の能力を回復するというにまで行くには時間が非常にかかるというわけでありまして、当然、この部分は非常に重要な問題ということで、メンタルヘルスの研修会も、かなり開催をしたり、あるいは私自身も2日、2泊3日等で大阪等へ研修に出かけて行ったりしながら、非常に重要視してこの問題に取り組んでいるということでもあります。実際、そうしたメンタルへ

ルスに問題を抱えた職員が多いがゆえに、現在、普通に頑張っている職員の負担もまたそこにかかってくるという、そういう今、津和野町の実情があるということでもあります。

だから、こうしたことを解決をしていかないと、時間外というのは減っていかないというふうにも考えているところでありまして、我々も1つ1つそこを、解決に向けて努力をしている最中でありまして。ただ、今申し上げましたように、メンタルヘルス等の問題は解決には時間がかかるということで、その辺のところの事情も何とぞおくみとりをいただけないだろうかというふうに考えております。

あわせて、これも今まで何度か申し上げてきていることではありますが、また、これはいずれは議員の皆様にも御議論いただいて、御理解もいただかなきゃならん場面もあろうかもしれませんけれども、現在のこの定員管理計画というのが、本当に町の実情に合ってるのかどうかということを、今年度、まずは我々のほうで再検証をしてみたいというふうに考えているところでもあります。

これだけ職員が減ってきて事務量もふえてきているということで、相当、それがまたメンタルヘルスへもつながっているという問題もございます。

一方、保育士等は残念ながら、プール事故を起こしながら、本当ならすべてを、必要な保育士は一般職員で補いたいわけでありましてけれども、そうした定員管理計画の壁もあって、非常に、ある意味では一般職員が全部抱えられていない状況の中で、本当に安全・安心な体制というのが、事故を起こしておきながらもできる状況にあるのかどうかということも、私も常々、考えながら、またときには不安視をしながら今、進めていると、そういう側面もあるというのが実情であります。

ただ、その定員管理計画、当然、財政の面からも合理化を図っていかなければならないわけでありまして、その辺も勘案をしながら検討していかなくやなりませんけれども、今の計画では、もう4年の間にもう3名か4名、減らしていかなくやいかんという計画もあるわけでありまして、本当にそれを、計画に沿ってやったときに町が回るのかどうかということも、非常に私自身、不安視をしている状況であります。

当然、財政が今、再建に向けて、順調とは言わないまでも、実質公債比率等はそれに沿ってやってきておりますので、それに計画が外れるようではいけませんけれども、財政計画の上でも、多少定員管理計画を見直してもやれるようであればということも検討にしていきたいと思っておりますが、そういう体制づくりの面も、これから私の責任として考えていきたいと、現状では考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 私のほうから21ページの投資及び出資金について御説明いたします。

当初、病院事業債で全額を起債で借りるとなりますと、交付税措置があるのは2,600万円ばかりしかありません。先般の全協でも申し上げましたとおり、今年度は過疎債がもう全く県のほうにありませんので、通常ならば、病院債50、過疎債50を充当するんですが、

今年度は過疎債がないということで、少しでも有利な起債をということで、合併特例債を県と交渉して充てさしていただくことにしました。通常なら95%充当なんです、今回は100%充当と。建設にかかる出資として100%充当で全総事業費の2分の1の、さらに一般会計が出資するとなるとそのまた2分の1ということで、全体で4分の1なんです、その額を、今回一般会計のほうで持つことによりまして、交付税のはね返りといいますか、交付税で見てもらえる数字が1,380万円ばかり得になります。そういうことで、4分の1を一般会計で見て、4分の3を病院会計の事業債で充てるとということで、今回、建設出資ということにさせていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今後、工事が始まったとしたら、現場監督なり検査員はどういうふうになるかというお尋ねであります、町立の施設でありますので、担当町が監督検査員ということで、担当課長になります。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） プレミア商品券に関することですが、まず、前年につきましては御指摘のような結果で、いわゆる売れ残りというようなことが起きてしまったわけがあります。

事業主体であります商工会さんのほうからもそれぞれ各実施した時の分析をいただいております、それを踏まえて今年度の対応ということで行いたいわけですが、詳細につきましては、予算を認めていただいた上で、商工会のほうで詰めていくこととなりますが、まず、昨年につきましては、やっぱり10%ということで、いわゆるメリット感が大変薄いということで理解をしていただきにくかったのではないかなということがございます。

それから、販売方式につきましても、売れ残ったということで、いわゆる再販売はやらないということでスタートをしてきて、結果的にもそうしたわけがありますので、一度買った方が余っているからといって買うこともなかったということもございます。

それから、そういう10%ということもございまして、例えば、1万円のセットを買いに出るのにバス賃が1,400円もかかるというようなことで、事実上機能しないというようなこともあったと思いますし、例えば地域的に申し上げますと、木部地域、あるいは青原地域、そういったような皆さんについては消費券といいますか、買物のする範囲で、どうしても町内から外のほうということで、そのあたりのお得感がないというふうな分析をしております。

それから、これは両方やってみてわかった結果なんです、20%のときはいわゆる食品小売業、これへの傾斜というのは4割を切っております。昨年10%のときは、これは50.3%ということで、10%のほうは食品のほうへ傾斜をしてしまうというような結果も出ておまして、先ほど申し上げましたようなインパクトを与えるためには2割の、まずは付加価値をつけるべきであろうということ、それに伴いまして、仮に売れ残りが出た場合は、再販売をしていくということで、これで、買い足しをしていただきますと、例えば車検であ

りますとか家電、そういったものの大口な消費も生まれてくるということで、先ほどの業種によって偏りというのがなくなってくるのではないかなということでも思っております。

それから、基本的なこととしまして期間につきましては、やはり12月、あるいはその12月が歳末商戦が終わった1月というところのキャッシュフローを円滑化していきたいということで、使える期間につきましては11月から1月いっぱいまでということで原則は考えております。

それから、詳細はこれから決めてまいります、まずは買付騒ぎが起きないように一定の期間は、年金支給日等もごございますのでそういったような期間も踏まえて、まずは均等に買えるような販売体制を考えていただきたいということで思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 時間外勤務のことをございますけども、先ほどもろもろ町長申されました、メンタルヘルスとか定員管理というようなことございます、ただ決算書にもありますように時間をものすごくやってる方はほとんど特定されているわけですよ。そのあたりをもう少し考えていただきたい。要は人事権は町長にございますので、そのあたりを十分発揮されてこういった時間外なくなるようにしていただきたいと思います。

ほかについてはございません。以上です。はい。

○議長（滝元 三郎君） 答弁はええすか。ほかにありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 17ページの道の駅管理費のシルクウェイにちはら修繕工事負担金の中で、モニュメントを取り壊すというのがたしかあったと思うんですけど、これを具体的に説明していただきたいと思います。

それから、19ページの児童福祉施設費の中の修繕料で、これは日原保育所と青原保育所の関係で、青原保育所の下水の工事ということたしかありましたが、私も青原保育所については下水が出るその下の家の人の苦情を聞いて役場のほうへお届けしたこともあるんですけども、どういう下水の工事になっているのか、これを具体的に教えてください。

それから、22ページの給水施設整備費で、給水事業補助金として井戸を掘るので2件ということは、これ1件について50万ぐらいです。普通それぐらいの補助があるということなんですが、2件ですが、どここの地域かということと、それからまだ未給水地域というのはあるわけで、そういう井戸の工事とかいうことがこれから計画がまたあるのではないかなと思うんですけども、そういうものがありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 道の駅管理の中の修繕費であります、先ほどのモニュメントに関しましては210万を予算をお願いしております。このモニュメント撤去に関しましては、経緯をお話しますと、今最上部のあたりで色落ちが起こっておったり、下の土台部分が傾斜になってタイルが貼ってあるんですけども、その辺が子供等がよじ登ったりして

タイルがはげておったり、照明の電気があったわけですがそれも首が折れ曲がっておったりという現状でありまして、道の駅を管理しております株式会社石西社のほうとも相談しまして、これを修繕するがいいのか撤去するがいいかということになりまして、修繕してもまたそういう危険性が伴うものはなかなか残すのも、維持するのも大変だろうということで、撤去したら幾らかかるかということで、1社でありますが見積もりを受けたのが210万ということであります。

実際にこれ工事に入りますと幾らかは下がってくると思うんですが、そういった経緯の中であそこを提供することによってイベント等のスペースも広がり、道の駅としても使いやすいということがありましたので、安全性を配慮する上で撤去方向を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 19ページの青原保育団の修繕料の件でございますが、この保育園の前にある水路でございますが、議員御指摘のところでございますが、水路の勾配が緩いということもありまして常に水たまりがあるということで、それと悪臭がするというところで、前に家がありますので非常にそうしたことで御迷惑をおかけしとったということですが、それを勾配を少し、水の流れをよくするために底張りを取り崩しまして勾配をつける工事を行うと。

それと、一部壊れておる面もありますんで、そうしたことの修理、それとその上にツツジが植えてあるわけですが、その土がどうしても落ちやすいので、今までもその掃除をその家の方にさせておったというようなこともあったりしましたもので、その工事もあわせてやるということで、そうした工事を行う予定でございます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 給水事業補助金の御質問でございますが、これは2件ございます。

1件は、二俣地区でございますが、現在空き家となっているところへ益田市から転入をされるということで、そこは水がありませんので井戸を掘られて飲料水として確保されるということでございます。

もう1件は、直地地区でございます。直地につきましては、地区としては給水区域であります。直地の中でも未普及地区でございますが、戸数が数戸ございまして、その1戸が沢水を現在使っておられますが、これが2つの峠から合わせて水源としておられますが、うち1つの沢が不適になったということで、1つの谷を補強する意味で配水管の増設、増径、あるいは水質保全のための滅菌器の設置とか、そういったものをされると聞いております。

それで、補助金としましては限度額の50万50万の100万円ということで計上させていただきました。

それから、未普及地区のほうにつきましては、現在統合計画の中で未普及地区ということで福谷地区を今計画中でございます。その他の地区につきましては、現在のところはこういった補助金のことで、それぞれの個別の対応ということで今計画、考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 青原保育園の下水のことなんですけども、この下水が流れていく水路の関係で、保育園の前のところの下水を、その水はどこへ流れていくのか、その流れていく先が民地にあるその排水路へ流れて行くのにおいがしたりというようなことを気いたことがあるんですが、その点はどうなんですか。その排水の行く手はどこになってるかということなんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） この水路につきましては、最終的に県道が下にあるかと思うんですが、県道の水路へ落ちるようになります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 県道に行くまでの途中のところですよ。保育園のすぐ下の家じゃなくて、その下側の下にある家のところの民地のところにある水路に流れて行くというふうに聞いてるんですけども、そこの方がにおいがしたりして困るというようなことを言っておられたんですけども、その水路の改修が済んだらそれが解決できるものかどうかということなんですけど。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今回の位置と少し違うのかもわからないのですが、保育園の入り口の下へこう流れる水路でして、恐らく今議員が言われる水路については、もう少し下流へ流れる水路だと思うんですが、2つあるんですがそのうちの上側の水路をまず直していくということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 2点ほどありましたが1点は終わりましたので、32ページの旧堀庭園修復事業費で測量業務委託料、これは畑迫病院解体格納工事調査費となっておりますが、現在屋根にブルーシートがかけてあります。このことと思えますけれども、これをどういうふうにされるんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員御指摘のとおりであります。要はあそこの建物自体がもうかなり危ない状態になっておりまして、できるだけ早く改修をしないといけないというふうに考えております。それにかかる計画をつくるための基礎資料をするための測量業務というような形での予算づけであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） うわさではあります。これを文化財として指定するという話もちょっと聞きましたけれども、これらのことはありますか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 町としてはその方向で計画をしております。それから、国の調査におきましても畑迫の病院跡はもう既に指定地内に入っておりますので、その建物を修復していくということも一つの課題となっております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） そうすると、今後かなりの組立費といいますか改修費といいますか、それも出てくるわけですね。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 言われるとおりでと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 25ページのプレミアム商品券について今回僚議員が質問しましたが関連であります。

去年は売れ残ったという、違いをというな答弁がありました。私も去年使ってみたところ去年は500円券で皆販売されたというように思ってます。やはり、500円券だけだと、使ってみて大変使いにくい、買い物行って枚数をたくさん数えると、時間かかるということで、やはり千円券も用意したほうがいいんじゃないかというに思いますが、その点について協議されているのかお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） ありがとうございます。実は、その500円券をつくった経緯が、まずは最初にやったときに、特に高齢者の方でそんなに一遍に1,000円も買物しないよちゅうのがまずありまして、500円をつくったわけでありまして。

それで、あとは経費的な問題でありまして、2種類刷るとどうしても印刷製本費がかかってしまうというようなこともございまして、それで実はこれは先の話なんですけども、今度は1セット1万円の販売価格ではなくて、5,000円を1ユニットといいますか、ということをやったらどうだろうかということもございまして。

ただ、今言われるように1,000円以上の単位で使われる方は確かに面倒くさいと思いますので、そこらあたりはちょっと何とか対応できるかどうかというのは御要望としてあれば、やっぱり不自由を感じられる方もおられますので、印刷製本費なんかも圧縮していかなくちゃいけないと思いますが、そのあたりは相談させていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 二、三お聞きしたいと思いますが、今回総務費の一般管理費で、15ページですか共済費として、率の変更があったということでそれがそのまま予算計上されるのならあれですが、今回教育部局から相対的に町長部局のほうへまとめられるというふうに理解しますが、この辺については国の指導なのか町独自の考えのもとにやられるのか、その辺について1点お聞かせいただきたいと思います。

それから、続いて16ページの津和野町の負担金補助金の合同故郷回補助金ですが、説明では広島、大阪、東京津和野会の方が11月のドイツの公演に帰られるということでござい

ましたが、110万円の補助金の根拠について少しお聞かせをいただいたら、いわゆる算定基礎というようなものをお聞かせいただいたらと思います。

それから、17ページの道の駅の管理費の道の駅の管理委託料は過年度分ということで、141万8,000円が今年度計上されておりますが、本来この委託料というものはもらうほうと払うほうがあるわけですが、払うほうも予算管理ができてないし、もらうほうも資金的に余裕があるのかどうかわかりませんがもらいそこねたと、そういう委託という内容と予算管理をどちらがどうなつとるかということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ二つありました。24ページの林業振興費で、やはり負担金補助金でございますが、有害鳥獣被害防止施設整備事業補助金ですけども、私の思い違いかもかもしれませんが、昨年度までは当初予算でそれなりの予算を計上していただいて、その枠の中で今回はもう予算がなくなったからごめんなさいというようなことが事例としてあったように思いますが、このたびは県も8万7,000円ばかりの補助金をつけて、事業として103万円がなされておるようでございますが、そういう事実かどうか、さらにこれはどこのほうに何件ぐらいで103万円の事業費を支出したか、その周りをお聞かせいただきたいと思います。

それと、25ページの津和野町の緊急プレミアム商品券、いろいろ議論が出たところでございますが、昨日も一般質問で少し角度が違ったところでございますが、どうもその商工会から要望書が出て、その要望書の2,110万円がそっくりそのまま100%補助ということで計上されておられますが、大体町民等しく20%の利益を得るわけですからそれはそれでいいかと思うんですけども、買う人もおれば買わない人もおるわけですから、9,000人が等しくその利益をあまねく受け取るわけじゃなくて、さらに商品として商品券を使われるほうのお店のほうも、すべての方が申請されてそれが受益されるわけではないので、この辺についてやはり農林業の補助についても100%補助というのはほとんどありません。

やはり、この受益と何かその関係においては、幾らか商品が売れるていうか、商売の方にもこの事業を長く続けていく上にも幾らかの負担を強いるちゅうかお願いするべきではないかと、そんなことを思っております。

あとは、あともう1点、文化財保護費ということで31ページに修繕料というのが需用費の中で出ておりますが、説明では西周の旧宅の屋根の修復、さらに養老館前の太鼓橋の修繕というふうにお聞きしましたがこの内訳と、本来その西周は国の文化財かなというふうに思っておりますけども、この財源内訳を見ると町がすべて財源を賄っているように見えますが、国からの支援がいただけないものか、軽妙なものだから、町がとりあえず直しとこうとかというな事なのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 15ページの雇用保険と社会保険料の一括管理でございますが、これは国の指導ではなく町の嘱託職員を総務のほうで全員管理したいという意向がありまして、教育委員会から教育委員会の嘱託職員を一般管理費のほう振って、それで管理していこうということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 16ページの津和野合同ふるさと会の補助金の内訳でございますけども、予算説明のときにそれぞれ東京、それから関西、それから広島各ふるさと会を中心としたということで説明をしたかと思っておりますけども、この内訳として考えておりますのが根拠とすれば、根拠といえますか数字から言いますと計画してあるのが東京で2万円ぐらいで15名、それから関西で1万5,000円で30名、それから広島は7,000円程度で50名と（「済みませんもう1回ちょっと言うてみてください」と呼ぶ者あり）はい、済みません。

東京が2万円で15名、それから関西を1万5,000円で30名、それから広島を7,000円で50名ということで、全体85名ぐらいの予算化をさせてもらったところでございます。

数字の根拠といたしましては、合同のふるさと会ということで半強制的にといいまして、合同の会食等もして負担金をいただくようにしております。そういったことをかんがみながら金額を算出し、それから帰ってくる旅費の半分程度というようところで数字を出したところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 17ページの道の駅管理費委託料であります。株式会社石西社の22年度の3月分の委託料の支払が滞っておりました。これにつきましては私のほうの管理不足でありまして、こういう事態が発生したことに深くおわびを申し上げたいと思っております。

ただ、管理委託、委託契約をするわけですが、株式会社石西社の場合毎月請求をいただいております。請求に基づいて財務処理をしております。残念ながら3月分の請求をいただいていたという実態もございました。ただ、出納閉鎖までにこちらのほうでちゃんと未払い額を確認すればこのような事態は発生しなかったわけですし、こちらのほうにも管理責任があると思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、24ページの有害鳥獣被害対策防止施設の関係でございます。一昨年からでございますが、予算計上しました金額が足りなくなった場合に有害鳥獣被害が多いというふうなことで、一応9月計上で対応させていただくというふうなことで、当面ほかの予算を充当しながらというふうな形をとってきております。

今年度、当初予算的には89万8,000円ほど計上させていただいておまして、その根拠というのは、前年度に町内に調査をいたしまして、どの程度来年度希望それですかというふうな数字を積算をいたしまして予算計上をしておるところでございます。

ただ、昨年有害鳥獣被害が結構多かったということで、最終的には事業費ベースで申しますと635万7,000円ばかりの整備事業費が必要だということでも出てまいりまして、補助金としては一応3分の1、上限も決めておりますので、その関係で今回総額で192万7,200円になりまして、補正予算額として103万円を計上させていただいておるところでございます。

昨年度、希望がありましたものが、電気牧柵が件数でなくてメートルで積算をしておりますので、そちらでお許しをいただいたらと思いますが、4,200メートル、ワイヤーメッシュ810メートル、それとトタン550メートルというふうな希望が出てまいりまして、合計5,560メートル出されました。

今回出ました総延長というものが、電気牧柵の関係が1万2,038メートル、ワイヤーメッシュの関係が1,423メートル、トタンの関係が941メートルというふうなものでございまして、それを引きましたものが補正予算のものでございまして、電気牧柵の関係が7,838メートル、ワイヤーメッシュが613メートル、そしてトタンの関係で391メートル、8,842メートル合計でございますが、これを補正予算で対応させていただきたいというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） プレミアム商品券でございますが、受益者負担という考え方でございますが、それも一つの考え方だと思っております。

一方では、まずは経済対策ということで、短期間の間に数量的な消費を生み出したいんだというような、我々とすれば一義的には経済の刺激策というところがまず第一義的に考えております。

ただ、それからは議員がおっしゃいますような形で、どちらかへその効果が流れて行くということでもありますので、広い意味で言うと受益者負担には間違いはないというふうに思っております。

御指摘の件でございますが、商工会さんのほうから御要望をいただいた際に、今まではいわゆる臨時経済対策交付金と100%国の財源を使っていたということもありますけれども、今回からはいわゆる過疎債のソフト事業を使っていくということで、文字どおり消費を後年度に回すということもございますので、そこにつきましては町長のほうから何とかそういったような後年度負担へ少しでもやわらげるような努力を商工会さんのほうでしていただけないかということで、町長のほうからもそのような努力の要請をしておるところでございます。

それを受けまして、私も事務レベルでいろいろ協議をしておりますが、それを受けまして商工会さんのほうも各事業所さんを回りまして、このあたりのところを何とか理解をして

いただけないだろうかということで努力をいただいております。結果についてはまだ正式には伺っておりませんが、かなり幅広く回られておられます。

幾らかのいわゆる換金率ということでございまして、我々とすれば多にこしたことはないんですが、ただ今までのところの課題としましたら当然業種が違うわけでありまして、例えば粗利の幅が当然違ってくるといことで、小売業におきましても、同じ小売業でもやっぱり1円儲ける、あるいは10円ぐらい出るといったような、小売業でも幅があるということ。

それから一方、例えばサービス業でありますとかそういうふうな分については、もう少し粗利のところが出てくるといような業種的な粗利の違いがあつて、なかなか一律何%といふようなことも非常に設定しづらいんだといふような話も伺っておりますが、そういうふうな形で何とか、業者さんに言わせますとこの券が出たために、換金率があるとすれば何%まけるということになるわけですから、そこらあたりの御理解をいただけるのは大変な努力が要るのではないかなといふふうに思っております。

それから、予算上は要望の満額のお願いをしておりますが、これまでのいろんな実態を踏まえて事務費の圧縮につきましても、チケット等の印刷製本費、あるいは販売体制の見直しによりまして人件費の圧縮といふようなことも具体的に提案を私のほうから事前協議といふことでお願いをして、なるべくその事務費についても実額をもって圧縮していただける努力をしてほしいといふ話を現在しております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 31ページの文化財保護費の修繕料の内訳であります、西周の旧居の屋根の棟のところはかなり傷んでおりまして、ここの修理に52万3,000円。これにつきましては、国の指定は受けておりますが軽微な修繕につきましては国の補助がありませんので、町の一般財源という形になります。

それからほかに、養老館の入り口にあります太鼓橋の修繕、これに41万9,000円、それから、同じく養老館の屋根の雨漏りの修理で7万4,000円、それから津和野城の城跡に上がりますところの仮設の橋、これがちょっと傷んでおりますのであれの修理といふことで26万3,000円、合計で127万9,000円であります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにあり、3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 願いていうか、これから起こり得るであろうと思う、例えば24ページの有害鳥獣の関係なんですが、やはりそれなりに自己負担もかかるわけですから、いまだ農業被害として有害鳥獣の被害に遭われてる方もおられます。

時に、困って途中でやっぱりやろうていふことも出てこうと思っておりますので、その辺については補正といふようなことでお願いをしたいと思ひますし、さらにこの事業そのものが半永久なものではなくて数年すればそれなりに老朽化といふかなりありますから、その辺の更新といふことについてはとりあえずは対象にならんのかと思ひますが、七、八年もすれば

またどうなるかということ想定すると、この辺についての対応は当面どのようにお考えでしょうか。お聞かせいただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御指摘のことは、農林課においても今議論をしてるところでございまして、ただそのためにはこれまでどこにその施設を補助して設置をされておるのかというふうなものも追跡をしてかないといけないと、把握しないといけないというふうなことでございまして、そのあたりのところを地図に落としながら、そして公平にできるような形をとりたいというふうに思っております。

更新についても、今町内高齢化もしておりますし、サルの関係もライフルで撃てなくなったというふうなこともございまして、サル被害防止の施設はこれまでそれほど想定しておりませんでした。ライフルが撃てないというふうなことになりますとやはりそれなりの施設が必要であるというふうにも思っておりますので、少しお時間をいただいて検討させていただきながら、その辺の対応を更新を含めて検討をしてみたいと、なるべく早い時期に検討をしてみたいというふうに考えておるところでございまして。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） まず病院事業特別会計のところですけども。

○議長（滝元 三郎君） 何ページですか。

○議員（5番 道信 俊昭君） 21ページ。医療のところで、新しい建物ですね。昨日の一般質問の中でちょっと疑問に思ったんですけども、来年、初年度ですよ。これで、新たに入る人というのと既存の人との人数がちょっと、えっと思ったんですけど、これの人数、新たな人が何人で既存の人が、勤めの人何人かということをお教えいただきたいということ1点。

それからもう一つは、予定されてる場所に建てる場所の出入り口に立ってみますと非常に危険だなあというふうに思っております。まず何で危険かということは立ってみたらよくわかるんですけども、大体出たら右へ曲がります。あそこを出たら右、右折しますけども、左から車がカーブを曲がって入ってきますけども、これを曲がって入って大体45メートルぐらいのところから目に見えるんですけども、そこからだと大体3秒ぐらいで車が接近してきます。まずそれが非常に見通しが悪い場所であるということ。

それから、出たらすぐしましま模様のいわゆるゼブラゾーンというんですけども、しましま模様の上にはばっとうかかってくるわけですけども、そこもうちょっといくと町営の駐車場があるわけですが、そこに入る車が当然出てくるんですが、常にゼブラゾーンを通過して出ていくという危険性。

それから、そのときに今はいいんですけども、冬になると多分ゼブラゾーンの上だけが雪が残ってくる。そういうところにとまってしまつて云々というようなこと。

それから、あそこは右から車が来た場合には、あそこはちょうど変則的な三叉路になっているんですが、右折ができません。右折ができないのを無理やり曲がる人もおるんですけども、

気がついてぱっととまるという車が結構います。そういうのがちょうどとまるのがあそこを出たところです。その危険性。

それともう一つは、観光客はよくあるんですけども、あそこ、橋を渡って入ってきてさあ町内に入りましょうといったときに、駅通りのほうと鉄砲丁のほうに分かれているところで右か左かがわからなくなる、わからない。それであそこに車をとめて、ちょうどその正面に大きな地図があるんですけども、これ町が立てた地図ですけども、それを見に行くためにあそこに駐車すると。

私がちょうどたまたまそこに見に行ったときにも、山口ナンバーのタクシーがあそこへばかっと車をとめて見に行ってるという非常に危険な状態の場所なんですけど、そういうことをよく御存じかということをお尋ねします。

それから、次は全く今の病院じゃないんですけども、今町長が残業がふえた理由の一つの中にメンタルヘルス、いわゆる心の病を持った人がいるということがあるというふうに言われましたが、心の病これが津和野町に多いということなんですけど、その心の病を持って残業云々というところに引かかってくるという、ネックになっているというこの定義といたらおかしいんですけども、町が考えられてる心の病を持った人云々というのはどういう人なのか、多分私が想像するには長期休暇だろうなあというふうに思うんですけども、町が思う定義ていうのはどこにあるのかということ、今そういう人が何名ぐらいおるのかと、津和野町の中にですねそれが2点目。

3点目は、もともとそうなのか、ちゅうことは入るときにもう心の病を持ったのか、そうなったのか、それともようわからんということなのかということ、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 昨日の一般質問でのお答えの中で、確かにそのようにきのう説明いたしました。現在、橘井堂のほうで入居の予定の調査の結果をいただいておりますが、一応24年度はきのう申しましたように新たに雇用の方というのが2名でありました。あとは、ちょっと遠くから通勤しとる方、町内の方もおられました。そのように説明しております。

きのうもそのような御質問いただきまして、やはり新たに雇用する人を優先すべきであろうかというふうなことにちょっと、今のままでいきますと27年度の入居、新たに雇用の方がいっぱいになって入れんわけでありまして、できるだけちょっと橘井堂と協議いたしまして新たな人は当然優先して入っていただくこととしまして、町内に現在住宅を確保している方はちょっと御遠慮いただいて、できるだけその新規の職員を優先して今後入っていただくような方向で調整できないか検討していきたいと思っております。

それと、出入口が危険ではないかということですが、確かにあそこは複雑に、今後あそこが駐車場の出入り口と、それと下側が三叉路になっておりますのでその中間となり

ますので現地をもう1回確認して、安全対策につきましては関係者で今後協議して対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問のメンタルヘルスの問題でございまして、時間外に影響ということでもありますけれども、私が申し上げたのは、議員もおっしゃったとおりメンタルヘルス等の精神的な病を持つ中で長期休暇がやはりおりますので、そうした部分の仕事の量、それが当然ほかの職員でカバーをしていなきゃならんということでもあります。

また、休養したり出勤をしたりという職員もまたおるわけでもあります。そういう部分もまた休養の部分、またとりあえず職場に来ましても今までの仕事量を100%としましたら、当然やはりその100%の部分はずぐにはできないわけでもありますから、例えば仮にその者が50%の仕事量ということになると、休養をしてたときの部分ですとか、復帰をしてからもその残りの50%はやはり周りの職員がカバーをしていなきゃならんということでありまして、そこに一人一人の職員の負担が仕事量がふえてきていると。それがまた残業への一因にもなっているんじゃないかということをお願いしたということでもあります。

現行、まず長期休暇をとっております者でありますけれども、とっさに今数えましたのでちょっと真偽がはっきりはいたしませんけれども……。

○議長（滝元 三郎君） ちょっと済いません。ちょっとチャイムが鳴ります。はい。発言の途中であります、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長どうぞ。

○町長（下森 博之君） それでは、長期の病気の病欠で休暇をとっておる者でございますけれども、現在休んでおりますのが2名でございます。

それから、休んだり復帰したりという、ちょっと繰り返すとまでは言いませんけれどもそういう者でございますが、これ私が町長になりましてからとっさに今数えましたので、わかってるだけでも5名ということだと思ひ、もう少しほかにも、はい。わかってるだけでも5名でありまして、まだ落ち着いてしっかり数えるともう少しふえるかもしれませんけれども、それぐらいの量、数ということになります。

それから、もともとなのかどうかということでもあります。当然その、入社した当時はそういうことではなかったというふうにも思っておりますので、やっぱり採用されてから、これは仕事の問題もあるかと思ひますし、また家庭の問題もあつたりすると。それぞれケース・バイ・ケースであろうかというふうにも思っておりますけれども、やはりまた年代が上がってきて、それに応じて職務の質というものも上がってきますので、そういう仕事の問題、さまざまなものが影響しているんだというふうにも認識をしてるところであります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。ほかにありますか。——それでは（「議長」と呼ぶ者あり）15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） まだ質問したいことがあるんですよ。

○議長（滝元 三郎君） いや、ですから今から言おうとしておりました。（笑声）はい。質問ですか。はいどうぞ。

○議員（15番 沖田 守君） まず、ページごとに申し上げます。問題として関係する、同僚議員がいろいろ質問して答弁あったことありますが、ちょっと重複しますが、例えば16ページの合同ふるさと会補助金の関係、そして17ページ、道の駅の委託料、これ質問があつて答弁がありました。これ必要ない。ただモニュメントの撤去なぜかなという、これも説明がありました。ありましたがもうちょっと聞きたいことがあります。

これから聞いていきますが、モニュメントは少なくとも道の駅の大きな目的を持って建設をしたと思うんですよ。そこら辺を重々検討して撤去に踏み切ったのか、それでなくてもシルクウェイにちはらというのは人様が見たときに、9号線から、あれは畜舎かちゅって言われる人が大変多いというそういう建物なんですよ。

そこに、初めてあそこにモニュメントがあるということによってああ道の駅かなというような、広い駐車場というものを幸い持っておりますからそれがある程度カバーしておりますから、非常に建物そのものは見て格好のいい建物ではない。膨大な設計費をかけて設計したような建物ではないと思います。モニュメントは少なくともそれを少しはカバーするだけの目的を持ってつくったもんだと私は思うんですが、それは重々役場内の、庁舎内の対応でも検討して撤去に踏み切ったのかどうかそこら辺聞きたい。

それからずっと申し上げます。21ページ、妊産婦の助成金が今回補正でかかりました。これはいつに、4月1日にさかのぼって、説明のときに説明があつたんかと思いますが、私が記憶にありませんのでそこをはっきりしていただきたい。

それから23ページ、先ほど来から大勢質問がありました米消費拡大補助金関係、これは前段のふるさと会の補助金も含めてこれも関係するわけでありましたが、こういう起債を起こしてまで、ふるさと会はちょっと趣旨が随分違いますからこの件について申し上げますが、起債を起こしてまで予算計上して、果たして米消費拡大といういかにも今日的な問題をいささかでも解決するように言葉では聞こえますが、この程度の補正、当初予算も含めてであります。農業者団体や米農家等がこういうふうなものでも取り入れて予算化して、米消費に取り組んでもらわにゃならんというような強い要請でもあつてこの企画、あるいは立案をしたのかどうか、非常に私は疑問であります。

ほとんど効果はない。それをまた、前段では追跡調査をする。そんなばかげたことをして、そんな人的、先程から、時間外手当がどうだこうだという論議がある中で、この追跡調をして何ほどの調査結果が出るか非常に疑問であります。そこら辺を答弁願いたい。

それから、続いて25ページ、プレミアム商品券これも質問があつて回答があつた。今さらという気もいたしますが、この効果が非常に私は疑問視しております。昨年の実施、また

今年補正をかけて、それも起債を起こしてまでやるだけの効果というのは果たしてあるのかどうなのか非常に疑問に思います。

私は、これをやるよりはむしろ農林関係で材を切っていっぱいだというような事業がありますが、それもいささかどうかなという気もしますが、地域通貨ぐらいは発行して本当にこの地域の、この津和野町内だけで通貨を発行するというようなものをやれば、それはこの町内の経済向上にこれ等を含めて考えると非常に効果は高いと私は思うんでありますが、町長は施政方針の中で若干、施政方針というよりは町長就任マニフェストの中で、町長のマニフェストの中には私はたしか地域通貨のことが触れてあったと思うんですが、それをむしろ大々的に推し進めるというようなことのほうが効果が大ではないかと思えます。それに対しての返事ももらいたい。

というようなことで、要するにまちづくりというようなものを今一生懸命この23年度を中心にして町長おやりになって、来年度から具体的なもの出していくというようなことでありますから、今補正についても出ましたんですからこれはこれなり私は認めますよ、認めますが、もう少し内部で本当に検証しないと。

先ほど来から質疑がありました。思いつきのようなね、だれかの立案でぽんと出てくるというような補正が若干多い、こう率直に私は思います。というようなことで、果たして借金をしてまでこれをやるだけのものなのか、たかがこの程度の借金の財源でもって効果が大きなものが出てくるかと、非常に疑問だということをおもいますので回答願います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 17ページの道の駅管理費の中のモニュメントの撤去がありますが、これにつきましては、この建設当時の町長でありました木村元町長にもお尋ねをして、今老朽化したんだけど撤去してもよろしいだろうかという相談を申し上げたら、そらいいんじゃないかという返事もいただいておりまして、設計をされた丹青社のほうでモニュメントのデザインはされたようであります。

そういったもとのこと、それから現在の石西社の思い、今、下の土台部分が直径で6メートルございます。そういうスペースがあくことよって、今あそこでイベントを数多くやっておるんですがそういったことに使えるということ、それから先ほど申しましたが、安全性を配慮すると撤去がふさわしいだろうという内部協議であります。

ただ、昨日もちょっと気になりまして、インターネットでグーグルアースというのがありまして、それで道の駅がありましたのでそれをクリックしますと、対外的にカメラアングルをとりますとモニュメントを含めた道の駅が映っておりました。

我々が思うよりも、対外的なところ、よそから来られる方にとってはモニュメントと道の駅は一体なのかなという気持ちも若干ありますが、実施に当たってはもうちょっと協議した上で実施したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 21ページの妊産婦通院等助成金の、いつからの対象かというお尋ねであります。

一応、今年の6月の分娩のものから益田日赤からよその病院に紹介されておりますので、この6月の方から来年の3月までを一応対象として積み上げたものであります。

なお、ちなみに合計で妊婦者28人、対象が28人おられます。そのうち、山口の日赤に紹介された者15名であります。それから浜田の医療センターが2人、島根医科大学へ1人、あと10人が益田の日赤でお産ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、23ページの米消費拡大補助金の関係でございます。先ほど副町長のほうから補足説明がございましたが、当初予算の段階でどの程度応募があるかというふうなことがわかりませんので、一応頭出しという形でここがございます。ここにはございませんが、当初予算で200万円ほど計上させていただいたところでございます。

追跡調査の関係でございますが、何を目的にしとるかということでございますが、町長のことしの方針の中で地産地消と、定住対策の一環でございますが、そういうことで事業を進めておるところでございます。

米の消費拡大につながるのではないかというふうなことで補助金をつけておるところでございますが、実際に調査をいたしましてどの程度家庭の中で米が消費されておるのか。従来までのパン焼き器というのは、ずっとそれを使われる方も少ないような状況もございません。

本当にその辺が米消費拡大につながっておるのかも追跡調査しながら、次年度以降の対応についても考えていかないといけないであろうというふうな趣旨のものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地域通貨の関係でございますけれども、ぜひとも将来的にこの地域通貨を推進していきたいという気持ちを持っております。

今回、その一環のような形でこの林地残材の搬出補助、そうしたものをやり始めてる。これはあくまでもことしはモデル事業でありますので、これを一つモデル的にやってみて、その結果をもってまた、今回はこだま券という名称を使っておりますけれども、こだま券で、それは将来的には地域通貨のほうにも発展をしていきたいというふうにも思っております。

また実はその予算段階、今年度の計画を立てる時点では、施政方針では地産地消を積極的にやっていくということを言っておりますが、また地産地消に関する新しい事業もさまざまに計画をしているところであります。

そうしたその計画をする段階で、農林課のほうもその地産地消に絡ませて実は地域通貨を導入したいということも計画として出てきたわけでありまして、ただこれについてはちょっともう少し具体的に詳細を詰めていこうとことで今年度は見送ったという状況

もありまして、できることなら来年度はそちらの方も取り組みをして、また今回のこだま券とも絡み合わせていくような方向、さらにはこのプレミアム商品券というようなものも地域通貨の一環の中に、今は一つ一つがこう、一つ一つの事業を立ち上げておりますけれども、将来的にはそうした面のようなものになっていくように検討もしていきたいというふうに思っております。

きのう、板垣議員さんからもプレミアム商品券については提言もいただきまして、その券でまた次支払いができていく方向、そして最後に換金をするときに手数料でそれを、お金をまた財源に充てていく方法、そういうことも御提案をいただいてなるほどなあとということをお私自身も勉強させていただきながら聞かせていただいた次第であります。

ただ、それが法律的にやれるのかどうかということもあろうかと思えます。今度は、通貨とか貨幣のような形にもなってきましたんで、それはまた今後の検討課題として詰めてまいりたいというふうに思っておりますが、ただそうしたことで今回見送った事業もあるわけでありまして、決して思いつきで事業計画をしているわけではありません。一つ一つを精査した上で、まだ時期尚早と思えばとめておる事業もあるということでもあります。

今年、林地残材の関係はまずモデルでやってみようということで、そういうことで一つ一つは深く考えてやっているつもりではございますので、何とぞ御理解をいただければというふうに思っております。

あわせて、米消費拡大の事業でありますけれども、これについても事業計画をする段階に当たっては農林課のほうである程度の年間の、仮にその家庭が買っていただいたとして、年間どれぐらいの使用量があつて、その使用量の中で米がどれぐらいの消費につながって、年間どれぐらいの消費につながっていくのか。そして、それが3年後5年後使い続けていただいたときに、どれぐらいの米消費量になるんだということ、そこも一応シミュレーションをいたしました。

そして、大体補助金額をどれぐらい出すかというのを、2万円というところも決定してきたという、そういう過程も経ておるといふところもございまして。そういう中での今回計画をしたということも申し添えさせていただきたいというふうにも思っておりますし、今回こうして地産地消をやるんだということ、これから今年度から頑張ろうということをやりたいというわけでありまして。

そういう面では、やはり地産地消のメインは米でもあるわけでありましてから、ここへひとつ、どう言いましょ、そのやる気をひとつ示していく上でののろしを上げるような、そういう思いもあつて今回この米消費拡大事業に踏み切ったというような経過でございまして。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。質疑の途中ではありますが、後ろの時計で午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時19分休憩

.....
午後1時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 21ページの病院事業特別会計出資金のところでございますが、先般の全員協議会において当初の場所よりずらされまして、バスの駐車スペース、また回転場等を生かされてきたわけでありまして、今の場所に建てられる予定が全部で12室であります。

今後、看護師の希望等がますますふえてきた場合に、例えば増築をしていかなければならないという時に場に建てていくことになるのか、また違う場所に建ててるのか、いろんな意味で考えておく材料だと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 仮にそういうことが将来発生しました場合は、今のところに建設増築をするというのはもう不可能であろうと思いますので、そういう事態が発生しましたら別の場所で今後は検討することになるかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 川田剛君。11番。

○議員（11番 川田 剛君） この議案第96号一般会計補正予算（第3号）につきまして、修正動議を提出いたします。

○議長（滝元 三郎君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後1時22分休憩

.....
午後1時24分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案に対しましては、川田剛君ほか1名からお手元に配付のとおり修正の動議が提出をされております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、議案第96号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議の説明を行います。

この動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出したものであります。

この議案96号一般会計補正予算第3号第1表、歳出予算の款4衛生費、項1保健衛生費の2,926万5,000円を款14予備費に組みかえるものであります。

詳細につきましては、お手元に配付されました平成23年度津和野町一般会計補正予算(第3号)修正に関する説明書、歳入歳出補正予算、事項別明細書をごらんいただければと思います。

この修正案は、病院事業会計出資金の2,926万5,000円を予備費に組みかえるものであります。理由としましては、このたびの医療従事者向け住宅建設を含め住宅行政の根本的な見直しをいま一度お願いしていただくことであります。

6月定例会で可決されました雇用促進住宅の空き部屋が約50室、津和野町が管理及び運営する住宅の空き部屋が使用できるもので8室、合計少なくとも50室以上の空き家があるわけでございます。

このような中、このたび提案されております医療従事者向け住宅を緊急に必要とされる方は、来年新卒採用されるであろう2名、あるいは遠方から通勤されておられる方であり、現時点では町内にある住宅で対応でき、この定例会において緊急に建設を認めるわけにはいかないと判断したからでございます。

そもそも住宅建設に当たっては反対しているわけではなく、今後新たに町営医療施設に就業が見込まれる医療従事者や研修生、また医療従事者のみならずI・Uターンによる就農者や就職者、世帯増加により別居を強いられる世帯への住居と住宅整備は必要不可欠な課題であると考えております。

私が懸念しますのは、提案された医療従事者向け住宅が建設された後、新たな住宅建設の必要が生じる可能性があるのではないかということ、そして住民参画を標榜されるこの津和野町が関係機関を初め周辺地域の方々に何の説明も行われずこの計画が進められたことであります。

また、当初の計画地より若干北方向にずれたとはいえ津和野町の玄関であるということには変わりなく、立地の点についても関係機関と十分に検討されたこととは言いがたいと考えております。

今年度中には計画策定されるという住宅行政の一元化をかんがみた際、医療従事者向け住宅のみならず長期的な住宅施策を打ち出していきたいという願いから、病院事業会計への工事費、工事請負費に当たる出資金を予備費に修正し、執行部におかれましては一度見直しをお願いするものであります。

なお、そのほかの一般会計補正予算につきましては、可決後すぐに執行できるものでありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げ、修正案の理由説明とさせていただきます。

○議長(滝元 三郎君) ありがとうございます。

それでは、これより修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——ありませんか。9番齋藤君。

○議員(9番 齋藤 和巳君) 発議者に質問を質疑させていただきます。

先ほどおっしゃっていることは、重々ある程度わかる点多々あるわけでございますけれども、当面来春というような形のもので入居予定者もおるとというような形の中、またいろんな諸方面から考えていろんな格好で、これをもし予備費に回した場合にはまたいつごろからなんかというのが、いつのことやらわからないような状態になってくる。私はそういうような中を、いろんな格好で執行部は吟味した中でやっとならぬということでございまして、もしこれおくれることによって、今までいろんな格好で病院と橋井堂と執行部と交えた話の中の結果だと思っておりますので、おくれることによってどのような発議者の感覚を持っているのか、その点を1点お聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 来春入居予定者がおくれることをどのように考えているかという御質問だと思いますが、この建設が見直されることにより若干おくれは生じるものではあります、見直しが早く済めば10月にでも臨時会を開いていただき、新たな立地建設の予定を立てることもできるかと思っております。

また、それ以上におくれる場合があったにしても、入居できる部屋というのは津和野町内には50室以上あるわけでございます。大は小を兼ねるといいますので、大きな部屋であっても住んでいただくことは可能であります。その後、私は建てるなど言っているわけではなく、建てるのをいま一度さまざま、定住施策ですとかI・Uターン者のこともかんがみて、せつかくこの起債をする、1億1,000万円近くの起債をするわけでございますから、十分に検討された上で建てていただく。その後、その新卒さんにはそちらの新しい住宅に移っていただければという考えであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか——ありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。若干ややこしくなるかと思っておりますのでよく注意をしていただきたいと思います。まず原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成者の発言を許します。14番。後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） この一般会計補正予算の第3号についてですが、本案件につきましては、医療従事者住宅建設の建設費が計上してありますので、賛成の立場で討論をいたします。

津和野町の共存病院、日原診療所の4施設は、石西厚生農業協同組合連合会が経営されておりました。平成20年の3月に、経営難により町が13億円で買収をして、平成21年度より医療法人橋井堂を指定管理者として公設民営方式で運営をされております。

現在、共存病院では99床の病床のうち49床は療養病床とされておりますが、看護師不足のため休止の状態であります。

参考までに他の町村の実態を申し上げますが、津和野町より約10億円も財政規模の違う吉賀町であります。民間の六日市病院に対し、平成9年度より毎年1億円の財政支援をされております。現在279床ある病床ですね、一般病床50床と療養病床を60床に減ら

されて、減らした154床は老人保健施設用に活用され、残る15床は廃止と今年度中に実施されるような計画であります。

吉賀町では、民間の六日市病院に対して平成24年度より3年間、毎年1億3,469万円の財政支援を行う方針を決めておられます。3年間で総支出額は4億407万円ですが、これは特別交付税を主財源に活用されるようではありますが、これは他町村のことでありますが、吉賀町民の病院事業に対しての理解と熱意が伺えるわけでもあります。

津和野町の共存病院は、財政支援を受けられる島根県下11の自治体病院の中の一病院であります。また、津和野町の高齢化率は42.3%で現在あります。もうすぐ50%になり、町民の半数は高齢者になるわけでもあります。

今回、65歳以上の町民に配付されました救急医療情報キットも、全戸が津和野町は3,673戸あるわけですが、そのうちの1,800戸に配付されております。高齢化は、本当に待ったなしに訪れるわけでもあります。

このような観点から、町民にとりましては入院施設のある病院は必要不可欠であります。この現状を踏まえ、病院事業が衰退することのないように、提案されております医療従事者住宅建設の受入態勢の充実を図る本案件に対しまして賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。——原案及び修正案どちらでも結構で（発言する者あり）原案及び、及びで修正ございますから両方です。原案及び修正案に反対者の発言を許します。——修正案、原案及び修正案です。両方です。——ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

崩壊していく島根県西部の医療を守るために、医師、看護師等の住宅は喫緊の課題であると考えます。看護師などは、準夜勤務、深夜勤務と夜間の出入りが毎日のようにあり、専用の医療従事者住宅というのは私は不可欠だと考えます。

特に、ことしの冬ような大雪が降ったって、十分に除雪がされていない深夜においても、入院患者様がおられるその病院に歩いてでも行かなければならない。そのような状況の中で若い女性看護師が夜中に歩いて通勤する中でも、危険の少ない明るく人通りの道路を歩いて行ける場所に、提案の場所に医療従事者住宅を建設されることに対して深く理解するところでもあります。

他の病院を見ても、看護師確保のために独自の看護師寮を多くの病院が備えておられます。執行部も大変努力をされ、病院債、合併特例債を財源として、1億1,680万のうち約4,015万円が交付税措置となることで実質償還額が7,665万円となると思います。

また、他の市町村から通勤されている看護師が津和野町に定住していただくことにより、交付税的にも津和野町の経済効果的にも、そして寮から病院へ通勤する中において商店街にも経済効果があると考えます。

来年度、なるべく早く医療従事者用住宅を建設し、津和野町の医療を守ることが町民の命を守ることになると思いますので、よって賛成の立場として討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 先ほど川田剛議員が詳細に関しましては申しましたが、私自身も決してこの案に対して建てるなというわけではございません。

ただ、あの場所ということは、津和野町がHOPE計画の中でも述べていますように、津和野町全体の計画としてなごみの里を南に、そして北に今の清算事業団の跡地に車を置いて、その間をバスとか自転車とかあるいは歩きとかで、そういう形でまちづくりを形成しようというこの今までの先輩方の努力というものがあまして、我々もそれに応じて商店街等であそこの草を払ったりとか、ラインを引いたりとかということをして10年近くもやってまいりまして、これがまちづくりのためになるんだという思いでやってまいりました。

そういう中で、そういう住民の声もほとんど聞かずに、ある日突然7月において全協の中でこの案が出されたということは、この先輩たちが計画したことと、それから周辺の人たちの努力というものを全く聞かずにこういう案が出されたということに対しては、非常にあの場所での建設というものは賛成することはできません。

それと、きょうも午前中に申しましたが、あの場所で車が出入りするということは、あれはまさしく三叉路のもう中であるという、交差点の中である、そこに車が出入りする、しかも異郷の地から来られた人がまさかあそこで事故をやるということは、これは遠くからわざわざ津和野のために来られて事故をやるということが、私があそこで何回か立って車の動きとか見ておりましたときには、これは大変なことになるなという思いでもありました。

したがいまして、いま一度場所の検討をされて、決してそのことは何カ月後に延びたとしてもこれは遅過ぎることは決してないと思います。したがいまして、私自身はこれを一たん予備費に回して、再度研究していくということに賛成いたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど同僚議員も賛成の立場で意見を述べましたように、私も文教民生常任委員会に所属し、病院側の事務員または院長を初め皆様方と色々な格好で意見交換会を持ってきたわけでございます。

その中において、やはり今から3階病棟を再開すると。するにしてもスタッフがおらなくては再開できないということ、また医師を招くにも、やはりある程度のスタッフがおらなくては医師の補充も難しくなるというような意見も聞いております。

そうした中で、いろんな方が面接等来られるわけでございますけども、その中において面接された若い看護師さんに言わせると、やはりまず最初に私がもし行った場合には住むところがございますかというようなことを、まず第一声に言われるということでございます。

そうした第一声を緩和するためにも、早期にそういう問題を解決しなくてはならないというように思います。今回、そういう問題を解決するために行って、こういう病院問題につくることに対しまして、予算が計上されたことに対しまして、今から津和野の医療を守るためにも、また新たな看護師さんを多くでも若く、人が入ってくれることを切に希望するためにも原案賛成ということです。

やはり若い人が来られるわけでございます。できるだけ安全な明るいところに建てるのがベターだと私は思っておりますので、この原案に賛成するものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。——次に、修正案に賛成者の発言を許します。ありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 賛成の立場で発言させていただきます。（発言する者あり）いや、修正案じゃありません。違う。

○議長（滝元 三郎君） 修正案に賛成です。次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 賛成の立場で発言させていただきます。

過去にも、この議会におかれましても3階病棟再開の要望とかいろいろ聞いております。この医療住宅を建てるに当たりまして、派遣医師等JRで来ることも多いと思います。降りてすぐ住宅があるということも重要なポイントになるのではないかと考えております。

まず、して今一番駐車場問題も大変でございますが、今一番この町で重要なことは医療関係だと思っておりますので賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。ないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより議案第96号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

まず、本案に対する川田剛君ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。修正案です。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決をされました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、議案第96号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第97号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第97号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。——討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第97号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第98号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第98号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 3番。今回、ページでは8ページに「せいねん」、成る年か青年か後見人制度の利用支援事業助成金ということで12万5,000円が計上されておられますけども、社会福祉協議会へこの助成をするというふうに聞いておりますが、この制度そのもの、内容を少しお聞かせいただいた上で、さらに現状この事業にどの程度の相談なり要望なりがあるのか、その辺の実態を少しお聞かせいただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 成年後見制度に対する御質問であります。津和野町成年後見制度利用支援事業という要綱があるわけですが、これは裁判所のほうに後見、例えばその人が例えば痴呆であるとかで自分でお金の管理ができないとか財産の管理ができないというようなときに、裁判所のほうに申し立てをします。

それで、その人の後見人に第三者になってもらうわけですが、今回の場合社協に後見人になっていただいて、正式な後見人が裁判所で認定されるまでの間をこの社協にお願いをして、その人の財産の管理をお願いするというようなことであります。

これにつきまして、今回それが発生しましたのでその利用の報酬を社協のほうに支払うということで、その報酬額も裁判所のほうで決定をされるものであります。今のところ、話

が正式にちょっと、何件かちゅうのがちょっとあれですが、資料持っておりませんがたしかほかにも一、二件あったと思いますが、現在進められておるケースがあります。こういうことは今後ふえていくであろうというふうに予測はしております。

したがいまして、正式な後見人が見つかる間はそういう社協に間に入っていただくというような考え方で現在協議を進めております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第98号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第99号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第99号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第99号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第100号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第100号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 9ページ、工事請負費の減額がありますけども、御説明によりますと交付金の減額によって発生したものであるという説明でありましたけども、当初予定をしていたものよりどの程度の影響があるのか少しお示しをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 今、詳細については設計中でございますが、概算ではございますがおおむね500メートルぐらいは減額になろうと、減延長、管渠延長の500メートルぐらになろうかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 500メートルといいますと相当な距離ですが、少し全体的なことで申しわけありませんけども、町とすれば一応人口密集地を効率よくやるほうが加入率もいいと思っておりますが、当然今、何ですか幸橋のあの三叉路までは一応できてはおりますけども、それから先に対してやっていかれるのかそれとも、そこも人口密集地ではありますけども、それ以降になってくると土木方面になってくると密集地も非常に少ない。要望とすれば、新橋方面の方々も待っておられる方が相当おられます。

そういったその計画でもってのおくれというのが、500メートルもといえれば相当見込まれると思えますけども、基本的な考えだけでよろしゅうございますが、そういう人口密集地を中心に早急にやっていくということの考え方で理解していいのかどうか、御答弁お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 議員おっしゃるとおり、効率性も考えた上で考慮したいと、最重点の考慮の対象になろうかと思えます。

下水道、御承知のように下流から攻めるものがございますので、飛び地というわけにはいきませんので、あそこを中心に上流へ行くわけではありますが、しばらくの間は町道の土木事務所方面の工事が主体、それから枝線というふうにもなろうかと思えますが、そのように考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 説明があつたのかもわかりませんが、委託料の長寿命化計画策定業務委託料、これどのような計画で長寿命とは大体スパン的に何年ぐらいなのかお教え願いたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） これは、今至る土木関係、橋梁とかいろんな分野におきまして長寿命化という声が聞かれると思えますが、下水道につきましても処理場等は耐用

年数等ございますが、これを延命策といたしまして今ある機械を少しずつ計画的に更新をしながら、施設そのものを長持ちさせるということでございます。

今年度行いますのは、まず機械機器の現在の状況等を調査いたしまして、それをもって長寿命化計画を立てる基礎をつくと、その経費を計上しとるものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） そうしますと、とりあえず現状把握ということになるかと思いますが、長寿命化かといっただけじゃこれがおよそ何年ということはないわけですね。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） これはございまして、一応耐用年数的なものが機器にございます。その耐用年数をかながみながら更新してくということになるわけでございますが、大変申しわけありません。その機器の耐用年数、それぞれの機器の耐用年数については今ここに資料持ち合わせてございませぬ。が、そういうものは国のほうで定めております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） まことにこういうことを聞くのは恥ずかしいんですけども、この資料の中に詳細設計委託料と内示額の減額というような言葉で説明を受けております。内示額というのが、まことに勉強不足で申しわけないんですけども、内示額の減額ということはどういうことなんですか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 交付金を申請したときに、国のほうでまず内示というのが示されます。その後決定というのがなされますが、決定というのがかなりおくれて決定通知というのが国土交通省等から出てまいりますので、今の段階では内示という資料に基づいて実施に移っているということでもあります。

これがまあおおむね決定額になろうかと思っておりますけども、即決定額ということではなくて一応国のほうからは内示ということで示されます交付金の額が。という意味合いのことで内示額という説明をさせていただいたところであります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そうすると、設計の段階では今回500メートル減ということになって、要するに内示ではもっと上の数字でやっとなんですけども、500メートル減というのは決定額これなったのでこういう形の数字が出たというように解釈してよろしいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 当初の計画を立てる場合には、内示が出る前、要するに予算要望段階で予算編成をさせていただきますので、内示が出るのは年度明けてから4月以降に内示額というのが示されます。

それで、申請額、要するに予算要望を国県に対して町が予算を、当初予算は1月2月ごろに立てますので、その時点と内示が示されます年度明けての時点との差異もございます。そういうこともありまして額にいささかの差異も出てくると。

こっちの要望がそのとおり国に対して通るものでもないわけではありますが、このたびの内示額につきましては、当初本町といたしまして国に対して要望した額よりも、さらに下回った内示が示されたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第100号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第101号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第101号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 聞き漏らしたかもしれませんが、確認の意味で質問をいたします。これは、施設整備に伴う企業債を充てておりますけども、その利率は幾らか、そして償還期間がいつからいつまでかわかればお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 企業債の利率につきましては、借りるのは事業が終わってからになりますので、今のところはまだはっきりした数字は出ません。

償還期間ですが、5年据置の30年間、30年の5年据置となります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。川田剛君。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 先ほど一般会計補正予算の修正案に提出しましたとおり、もう一度読み上げてもいいんですけども同じ内容になりますので、同じ意味として反対をするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案らに反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。——ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第101号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次回本会議は10月6日でございます。本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時09分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成23年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第5日）

平成 23 年 10 月 6 日（木曜日）

議事日程（第 5 号）

平成 23 年 10 月 6 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について
- 日程第 3 町長提出第 115 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 町長提出第 116 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 町長提出第 117 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 町長提出第 118 号議案 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 119 号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 102 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 103 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 104 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 105 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 106 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 108 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 町長提出第 109 号議案 平成 22 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 町長提出第 110 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 町長提出第 111 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 町長提出第 112 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 町長提出第 113 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 町長提出第 114 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 発議第 4 号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について

日程第 22 発議第 5 号 平成 24 年度以降 4 年間使用の中学校歴史教科書採択見直しのための再審議を求める決議（案）の提出について

日程第 23 請願第 3 号 側溝整備に関する請願書

日程第 24 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 25 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 26 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について

日程第 3 町長提出第 115 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 町長提出第 116 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 町長提出第 117 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 町長提出第 118 号議案 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について

日程第 7 町長提出第 119 号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

日程第 8 町長提出第 102 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 町長提出第 103 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 104 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 11 町長提出第 105 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 106 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 108 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 町長提出第 109 号議案 平成 22 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 町長提出第 110 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 町長提出第 111 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 112 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 113 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 114 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 発議第 4 号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 22 発議第 5 号 平成 24 年度以降 4 年間使用の中学校歴史教科書採択見直しのための再審議を求める決議（案）の提出について
- 日程第 23 請願第 3 号 側溝整備に関する請願書
- 日程第 24 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 25 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 26 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（16 名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |

11 番 川田 剛君
13 番 米澤 宏文君
15 番 沖田 守君
12 番 小松 洋司君
14 番 後山 幸次君
16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	齋藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
営業課長	大庭 郁夫君	地域振興課長	久保 睦夫君
健康保険課長	水津 良則君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		
まちづくり政策課長補佐			青木 早知枝君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成23年第6回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番、竹内志津子君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

日程第2. 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会推薦の農業委員として京村まゆみ君を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は京村まゆみ君を推薦することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。

午前9時01分休憩

.....

午前9時02分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。

日程第3. 議案第115号

日程第4. 議案第116号

日程第5. 議案第117号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第115号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてより、日程第5、議案第117号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3案件につきましては会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日は議会最終日でございますけれども、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第115号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員として津和野町耕田1267番地、田淵晴男さんを選任し、議会の同意を求めるとでございます。

田淵さんにつきましては、昭和25年5月3日生まれの61歳でいらっしゃいまして、現在当固定資産評価審査委員を現在1期目としてやっております。

このたびのことにつきましては、平成23年12月6日から平成26年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第116号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますけれども、委員として津和野町池村2195番地3、下瀬良雄さんを選任し、議会の同意を求めるとでございます。

下瀬さんにつきましては、昭和21年9月14日生まれの、現在65歳でいらっしゃいます。このたびが新任ということになります。長年町職員として勤務をし、固定資産関係の知識も豊富でございまして、適任と考えているところでございます。

任期につきましては、平成23年12月6日から平成26年12月5日までの3年間をお願いしたく考えております。

議案第117号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員として津和野町山下71番地、坂根敏夫さんを選任し、議会の同意を求めるものでございます。

坂根さんでございますが、昭和23年2月7日生まれの、現在63歳でございます。新任となります。

長年町職員として勤務をし、固定資産関係の知識も豊富であり、適任であると考えております。

任期は、同じく平成23年12月6日から平成26年12月5日までの3年間でございます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第115号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、8番、青木克弥君、7番、三浦英治君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝元 三郎君） 念のために申し上げておきます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（滝元 三郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。8番、青木克弥君、7番、三浦英治君の立ち会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成13票、反対2票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（滝元 三郎君） 続いて、議案第116号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） これは、次の117号とも同じなんですが、両名とも元町の職員ということでございます。

既にもう退職されて民だ、と言われればそれまでなんですが、選任の理由が、まあ、町職員として、まあ、いろいろ固定資産等の、まあ、精通してるということでございますが、協働のまちづくりということ掲げてらっしゃる町長で、あえて、この町職員2名を、上がりをお勧めしたということに、ちょっと、もう少し詳しくその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 協働のまちづくりということで、その協働の、当然まちづくりは推進をしていくということを私自身も標榜しておりますが、今回のこの固定資産の、その評価とどういうふうにかかわってくるのかというのは、ちょっと、私自身も、その御質問を受けてどうお答えしていったらいいのかわからないとこもあります。あくまでもこれは固定資産の評価という観点に立った中で、これまでの行政職員としての御経験というものが、より公平に、また的確に評価をしていただけると、そういう観点から、この選任に至ったということでございます。

まあ、協働については、また、いろんなまちづくりの面で、民間の皆さんと力を合わせてやっていくということでありますので、今回のこの委員とは、選任とはまた別問題であろうと私は認識をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、6番、岡田克也君、5番、道信俊昭君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝元 三郎君） 念のため申し上げておきます。本案に賛成の「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 配付漏れなしと認めます。

続きまして、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（滝元 三郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。6番、岡田克也君、5番、道信俊昭君の立ち会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数15票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成13票、反対2票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、本案件は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） 続いて、議案第117号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑ありませんので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝元 三郎君） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、4番、竹内志津子君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝元 三郎君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（滝元 三郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。4番、竹内志津子君、3番、板垣敬司君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（滝元 三郎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成12票、反対3票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、本案件は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第6．議案第118号

日程第7．議案第119号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第118号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について及び日程第7、議案第119号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第118号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結についてでございますが、改修工事におきまして、屋内運動場建具等の取りかえが生じたので、請負変更契約をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育次長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第119号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてでございますが、去る9月30日に一般競争入札を執行いたしました結果、施工業者が決定をいたしましたので、工事請負契約の締結をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育次長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第118号 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について

議案第119号 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第118号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1件ほどお伺いしますが、請負変更をされたわけですが、今、次長さんの説明の中じゃ、正面入り口のはりの補強とか、木製扉とか、いろいろ申されましたが、当初設計でそういうものは含んでおられなかったんですか。

どうい理由で、当初それが外れたのか。

また、このものですね、何で増額でこれだけを入れられたのか、それについてちょっと説明いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） はりの補強につきましては、地中の部位でありましたので、はりの根元のところを掘ってみた段階で、当初の設計予想と基本設計が若干異なっておった部分がありまして、その補強が生じたというところでありまして。

それから、鉄筋の追加というか、補強につきましても同じ状況であります。

それから、木製建具等につきましては、当初は、まあ、設計の一番最初では直したいということで設計をしとったんですけれども、一応枠としておさまりがつかなかったということで、まあ、直接外せるところから外した段階で、最終的に入札にかけたということで、入札差額が生じたので、そのところを工事を追加させていただいたというところがあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 先日の報道によりますと、会計検査員が検査をした結果、この耐震補強工事で必要な金額以外、国から補助が出ているその中で、耐震補強工事に実際にかかった金額よりも余った部分は、自由に、自由についていうか、学校のほうではかのところへ使用してもよいというようなことで、耐震補強工事だけに補助金が使われていないというような指摘があったようなんですけども、この改修工事というのは、そういうことが認められているか、いるのだろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） この安全・安心な学校づくり交付金につきましては、耐震改修と、改修、まあ、いわゆる補強部分だけでない大規模改修に当たる部分についても補助の対象になっております。

それをまとめまして、この交付金としていただいています。

一般的に報道された内容につきましては、私たちも詳しいことはわかりませんが、いわゆる、この交付金として町に入ったお金を、この安全・安心だけでなく、いろんな施設に回したということでの指摘であろうというふうに、私たちは読み取ったところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。１５番、沖田君。

○議員（１５番 沖田 守君） 賛成ではあるわけではありますが、注文をつけておきたいと思えますのは、この工事の一般競争入札を導入した経過、それはひとえに津和野町という地域限定をされたと、業者を。で、あるならば、少なくとも、この一般競争入札で落札された堀建設株式会社、これは当然のこと、本町の業者でありますから、これに異論があるわけではありません。ただ、下請業者というのが、一体どうなっておるかというのは、行政のほうで十分把握をするということ、私は、条件にしてもらわにや困ると思うんです。

今回も含めて、恐らく、新しいこの契約、随意契約も含めて、どのような状況になったかということ、いつかの議会で、工事完成後、必ず議会報告を求めるものであります。

以上が、賛成の立場での注文であります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第１１８号を採決いたします。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第118号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第119号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 2点ほどお伺いをいたします。

津和野の小学校の体育館というのは、私の記憶では一番古い体育館だと記憶をしております。数年前に床の張りかえを行いまして、床は非常にきれいになっております。

そこで、まあ、建てかえた場合には幾らぐらいかかるだろうという、その、予算の見積もりをされたことがあるかどうか、ということをお伺いをいたします。

それと、あともう一つは、これは、例えば、国の予算でもってやりますから、そういう耐震云々というのはいいんでしょうけども、ほかのもろもろの老朽化によって建てかえをするというものが発生した場合に、何年そういう工事ができないのか、それをお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 建てかえの見積もりでありますけれども、津和野小学校についての新しく新築をした場合としての見積もりはとっておりません。想定されますのは、近周りで建築をいたしました小川体育館であるとか、そういったところを参考にいたしますと、まあ、あの規模でいくと、2億五、六千万から3億円ぐらいにはなるのではないかなというふうに思っております。

それから、今の補助金適化法の関係のことを言われたのかなというふうに思うんですが、通常の新築ですと、適化法が変わりまして、昔は鉄筋コンクリートが60年で、いわゆる鉄骨づくりでありますと45年だったと思っておりますが、若干そこら辺は緩和されてきておりますけれども、それでも鉄筋コンクリで40年だったと思っておりますが、正式な、ちょっと、数値を100%覚えておりませんが、それぐらいは適化法がかかると。

ただ、それを除外する部分で、建てかえをする条件に、例えば、学校の統合であるとか、そういった条件かかってきますと、また若干その年限が変わってきたり、免除される場合もございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私も、随分もう以前になる、もう30年ぐらいになるかなと思うんですけど、津和野小学校に勤務したとき、そのとき既に、随分いろいろなところの改修が必要だというようなことを教職員では話していたんですけども、今になってやっと、まあ、改修工事もあるということなんですけど、この、今計画されている、設計されている改

修工事以外に、また工事の途中でいろいろその改修部分が出るんじゃないかと思うんですが、そういうことは予想されておりますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 正直なところを申しますと、当初の改修設計いきますと、約8,000万近くの当初見積もりになっておりました。

改修が、ちょっと、予算的にかないませんでしたので、部分的に、その修繕部分を削った形で、今改めて設計を組み直していただいて、今回の入札にかけたというところがあります。ですので、まあ、今回若干予想しておりました入札の金額よりも低い部分がございますので、その部分でできる工事はできるだけやっていきたいというふうな考えを持ってはおります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 削られて、大体幾らの見積もりかということと、それで、改修の途中で、やはりここはどうでもやっぱ改修しなきゃいけないねというところが出てくるんじゃないかと思うんですが、そうすると、また、やっぱり契約の変更ということが出てくると思いますけど、そういうおつもりなんですね。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 新築工事でありますと、まあ、設計がそのまま当初でやって、まあ、地下の部分とか掘って見たらちょっと予想外ということも当然あります。

今回は改築工事でありますので、予想した部分が、はぐって見たら予想以上に傷んでおったとか、そういうことは想定が十分できることだと思っております。

そういったところをまず、優先的には改修をさせていただきたいというふうに思っています。

特に、基本になります骨の部分、耐震でありますので、耐震の骨になるような部分で、万が一十分な対応がされていない場合がある、それから、物自体が腐っておるとか、そういった状態も想定されますので、まあ、改修工事には変更はつきものだというふうに聞いておりますので、多分、また変更契約をお願いをすることが生じると考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 一応当初8,000万円の改修の予定だけでも、削ったと言われたんですが、削った後が幾らになったかということをお聞きしたんです。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 申しわけありません。

当初の、今回の設計ベースといたしましては、当初設計で7,477万5,000円ばかりであります。税込みですけれども。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 2つお伺いいたします。入札の参加者数、それと、落札は1回で落ちたのかどうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） この入札の参加者数ですが、当初3社ありましたが、1社辞退されましたので、2社でやりました。

落札につきましては、1回で落ちております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決いたします。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第119号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それではここで、後ろの時計で10時5分まで休憩いたします。

午前9時52分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8. 議案第102号

日程第9. 議案第103号

日程第10. 議案第104号

日程第11. 議案第105号

日程第12. 議案第106号

日程第13. 議案第107号

日程第14. 議案第108号

日程第15. 議案第109号

日程第16. 議案第110号

日程第17. 議案第111号

日程第18. 議案第112号

日程第19. 議案第113号

日程第20. 議案第114号

○議長（滝元 三郎君） 日程第8、議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第20、議案第114号平成22年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上13案件につきまして、決算審査特別委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） それでは、決算審査特別委員会審査報告を行います。

平成23年第6回（9月）定例会において、本委員会に付託された平成22年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件番号と件名は、次のとおりであります。

議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第114号平成22年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、合わせて13議案を審査いたしました。

審査結果は、全員賛成にて認定であります。

意見は別紙のとおりであります。

1、審査年月日。

平成23年9月16日、26日、27日、28日、30日、5日間審査。

2、審査の結果及び概要・意見。

議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

（1）平成22年度の歳入総額は87億7,648万967円、歳出総額は86億6,697万2,331円で、差し引き収支は1億950万8,636円の黒字決算である。

（2）平成22年度基金残高は、一般会計基金23億2,332万5,000円（前年度比4億4,143万9,000円の増）、特別会計4億2,011万5,000円（前年度比2,629万3,000円減）、土地開発基金3,259万円（前年度比8万1,000円増）で、総額は27億7,603万円である。一方、地方債残高は総額123億2,056万1,000円（前年度比9億5,175万9,000円減）であり、町民1人当たりによると144万円である。

（3）町税については、滞納総額1億804万3,000円（前年度比125万6,000円減）で、依然として大きい。不納欠損総額は、800万4,000円である。

景気低迷、高齢化等の厳しい社会情勢が背景にあるが、税の公平性の観点からも、最終的には法的手段を駆使し、断固とした徴収姿勢で臨むべきである。

（4）使用料・負担金について、住宅使用料の滞納金は941万2,000円（前年度比113万円の増）、保育料等児童福祉費負担金の滞納額219万9,000円など、総額1,161万1,000円となっている。

町税等滞納整理対策本部を強化して、積極的な徴収業務に取り組むべきである。

(5) 職員の時間外勤務は1万5,568時間で、21年度より1,299時間ふえている。依然として、課、担当によって格差が生じている。適切な人事配置とともに、課内の連携を強化して、労務管理、人事管理の徹底を図るべきである。

(6) 負担金・補助金については、対象団体の目的や事業内容、決算書等を精査して見直しを図り、費用対効果の向上をさらに図るべきである。

(7) 不用額については、事務的ミスをなくし、事業の進捗と予算管理を適切に対応されたい。

(8) 委託料は、確認作業を着実にを行った後、予算執行されたい。委託料の中でスクールバス運行業務委託が自治会との契約になっている。契約内容を早期に検討すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第103号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は10億8,796万5,176円、歳出総額は10億6,753万4,839円で、差し引き収支は2,043万337円の黒字決算である。

(2) 国民健康保険税の滞納額は3,799万5,000円で、昨年より480万9,000円減少している。

(3) 不用額が多いのは、受診者が少ないために生じている。人間ドック、脳ドック及び特定健診等の受診率向上と保健事業の積極的な取り組みによって、不用額を少なくするよう努めるべきである。

(4) 国民健康保険税の滞納者は、世帯家族を含め受診控えから重大な健康被害につながる懸念がある。収納強化を図る一方で、対象者との相談を綿密に行うべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第104号平成22年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は3万7,665円。歳出総額は3万7,665円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第105号平成22年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は12億6,326万2,456円、歳出総額は12億2,922万3,044円で、差し引き収支は3,403万9,412円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第106号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は2億7,929万2,990円、歳出総額は2億7,923万1,470円で、差し引き収支は6万1,520円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第107号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は3億3,148万1,823円、歳出総額は3億3,096万8,186円で、差し引き収支は51万3,637円の黒字決算である。

(2) 水道料金の滞納額は895万円で、前年度比85万1,000円の増となっている。滞納整理に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第108号平成22年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は3億907万3,198円、歳出総額は3億849万157円で、差し引き収支は58万3,041円の黒字決算である。

(2) 下水道料金・受益者分担金の未納額が150万6,000円で、前年度よりも51万7,000円の増になっている。さらなる収納努力が必要である。

(3) 前年度末現在の加入率は、津和野処理区44.9%、日原処理区82.5%である。津和野処理区では、前年比で4.7%減になっており、加入率を上げるよう努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案109号平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は537万2,011円、歳出総額は524万4,942円で、差し引き収支は12万7,069円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第110号平成22年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は1,670万1,671円、歳出総額は1,670万1,671円の同額である。

奨学金は、希望者全員に貸し出しができるよう、基金の増額を検討すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第111号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は2億8,421万8,728円、歳出総額は2億8,100万6,579円で、差し引き収支は321万2,149円の黒字決算である。

(2) 使用料の滞納額は255万円で、前年度より6万6,000円の減となっているが、効果的な収納対策を講じるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第112号平成22年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は1億2,207万2,110円、歳出総額は1億807万4,041円、差し引き収支は1,399万8,069円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第113号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の歳入総額は5億5,945万4,805円、歳出総額は5億3,968万6,676円で、差し引き収支は1,976万8,129円の黒字である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第114号平成22年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成22年度の収益的事業収入は7億5,251万9,466円で、収益的事業支出は7億5,433万5,334円で、差し引き収支は181万5,868円の赤字決算である。資本的収入は7,876万4,000円、資本的支出は8,101万6,240円で、差し引き収支は225万2,240円の赤字決算である。

(2) 赤字決算にならないためにも、医師、看護師等の確保を図るとともに、療養病棟の再開も視野に、早期健全化に努めるべきである。

(3) 医療対策室も含めて、事務所の一本化を検討すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上。

平成23年10月6日、津和野町議会議長滝元三郎様、決算審査特別委員会委員長村上英喜。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

まず、最初に一般会計につきまして、質疑をお願いをいたします。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 総務の関係の、まず一つですが、歳出で人件費が11億6,614万1,000円、物件費が11億2,323万7,000円というふうになっているんですけども、この物件費の中に、嘱託職員や臨時職員の給料、賃金等が含まれているのではないかなと思いますが、これは何%ぐらいあるか審査されましたでしょうか。

それから、次に商工観光課の関係ですが、まちごとユビキタス、これ国の補助で多額のお金をかけて走り出しましたが、これの効果はどういうふうになっているか。

それからもう一つ、冬虫夏草酒のプロジェクト委託料が1,492万7,000円ありますけども、このお酒のほうがどれぐらい販売が進んでいるか、その点で審査されたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上委員長。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） 最初に総務課の人件費について、（ ）等の割合等を調査したかという質問だったと思いますが、割合については調査しておりません。

2番目についての、ユビキタス事業についての効果ということですが、ページ数（発言する者あり）この事業は22年度の7月から再開して翌年の3月末ということで、期間も少なかったわけですが、7月から3月まで通して、貸出数は305件、そして、貸し出しの利用が少ないということで、改善としては貸出窓口を1カ所にしていたのを、今後は2カ所で対応して、大いに利用していただきたいということでもあります。

それで、冬虫夏草について、ちょっと、何ページですか、ページ数。（発言する者あり）
○議員（4番 竹内志津子君） 83ページ、じゃない、84ページ、じゃない、82ページです。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） 84、何ページ、あるかいな。

冬虫夏草酒についてですが、まあ、これは事業は2年目に入ってるということで、（発言する者あり）2年経過してると。（発言する者あり）あの、酒等の生産等については調査を行っておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まちごとユビキタスの効果の面で、ただ貸し出しとかじゃなくて、その貸し出したことによって、観光客の反応とか、観光客がふえたとか、そういうようなことは調査しておられませんか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） 残念ながら調査しておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ページで言いますと30ページと118ページにあるんですが、収入未済額と不用額が大きな金額になっておりますけれども、不用額が事務的なミスという報告があったわけですが、そのほか何か議論されたことがあれば、御報告お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） 不用額については、いろんな課、全体で、一般会計の中でありました。

その中では、総務の歳入の中で、やはり、二重計上があったというような話があり、また健康保険課では、健診者が見込みより少ないために、多額の不用額が発生したと。また、教育委員会等では、旅費の不用額が、まあ、委員会などの会議の出席者が見込んだより委員が少なかったと、そういったことで、旅費等の不用額が出ていると。それから、建設課では、使用料の不用額という中で、コピー代等は、まあ、災害が発生したということで、そういう使用料の中のなにを災害費で処理したということで不用額になったと。それとか、入札による減と。また、事業費の見込み違いというようなこともありました。また、健康保険課では、一番大きい不用額があったわけですが、民生費の繰出金、国民保険が特別会計に繰り出すというのが事務的なミスで、不用額が出てるといような報告がありました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） せっかく審査されましたので、若干質問させていただきたいと思います。

まず初めに、不納欠損額が800万ばかりありました。その中に、個別に決算報告書を見ますと書いてあるんですけど、その、それぞれの件数が何人分でこれだけ形になったのかという点と、徴収不能という形のもの大きいわけですけども、その点を何条で徴収不能というのはわかるんですけども、その人数が何人かということ、それと時効の分もあわせて人数をお知らせ願いたいと思います。

また、住宅使用料滞納額は941万2,000円ということになっております。いろんな格好の中で、税の公平性、断固たる徴収体制にやっ、税の徴収、使用料に対してはやっというところが、毎年の決算委員会で報告、意見を出しとるわけですけども、住宅に関しましては保証人を入れとるはずで。保証人の方に相談をして、若干でも保証人さんからいただいたのがないのか、あるのか。保証人さんに交渉しても入らなくて、これだけになったのかどうかと、まず1点、保証人さんとの相談窓口をやったのかどうかというのを審査しているかどうか、お知らせ願いたいと思います。

もう1点、時間外でございますけども、資料によりますと、前年度より1,210以上時間外手当がふえとるということで、301時間以上という方が、全部で11名おるという格好で、建設課と教育が人数が多いわけですけども、この分で、一番多いものがどれぐらいの時間を、残業時間をやっているのか、前、私が決算したときには600時間とか大きな数字の時間外の方がおられたわけですけども、これでは301時間以上ということですので、一番多い方が何人、どれぐらいの残業をやっているのかというものをお知らせ願うと思うわけでございます。

まず、その点、ちょっと、何点か言いましたけども、調査してありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） 最初の質問であります、それについては、人数の把握は調査はしておりません。

ほいで、住宅の未納者の対応につきましては、いろいろ説明を受けましたが、税務課を連携をもって徴収体制をとってやったらというような話の中で、やはり、そういった中で、やはり、どうしても、話がまとまった時点で、やはり、町税等が、固定資産税等を優先に支払い契約等やっているので、住宅のなには一番後になるというような話がありました。

それから、3点目の質問であります、まあ、時間外であります。

いろいろ、課でそれぞれ伺ってまいりましたが、税務住民課では職員が1名減ったと、まあ、健康保険課では一般事務がふえて、弁護士等の対応が多かったので時間外がふえたと。それで、一番大きかったのは、教育委員会の嘱託職員が、時間的には一番多かったと。これを嘱託職員は、学芸員ということでもあります。

それで、(発言する者あり)時間は、ちょっと、何ページやったかいな、600時間、「(500時間」と呼ぶ者あり)500時間。ちょっと、調べてます。どっかあったよな。一番多い人が、その人で年間501時間であります。それで、また、営業課などは、広報担当が土曜日、日曜にかけて、イベント等に参加して、取材等で出張されるので時間外が多いと。

また、建設課では、22年度は災害が多かったために、事務事業が大変ふえたというようなことを調査しております。

○議長(滝元 三郎君) よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。9番、斎藤君。

○議員(9番 斎藤 和巳君) ちょっと確認で、質問したい。

住宅使用料に関しましては、やはり、断固たる徴収体制という中で、その分で、断固たる徴収体制はやったんだけど、やはり、固定資産税とかほかの税金との滞納とダブっとる点が多かったの、断固たる処置をやったけども、やはり、そっちのほうへ先に税を納入して住宅使用料はおいとるというような委員長の答弁ですが、実際にそうであったのかという点を、再度もう一回確認します。

やはり、私としましては、やはり、決算審査の中でありましたので、やはり、保証人を積んどるとすることに対しましての、保証人に対する追及はしたのかというのを、再度もう一回、決算審査の段階で追及したのかどうか、その点、もう2点ほどお聞かせください。

○議長(滝元 三郎君) 委員長。

○決算審査特別委員長(村上 英喜君) 住宅料についての質問であります、やはり、保証人まで請求したかということではありますが、そういう質疑は、調査はしておりません。

それから、連携して収納対策室等の中では、順番的には後になるということで、全然徴収できなかったということではありません。順番的に後になるので、回収率が若干町税より分が悪いと、徴収するに当たっては分が悪いということでありました。

○議長(滝元 三郎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) それでは続きまして、次に特別会計について、一括をして質疑をお願いいたします。4番、竹内君。

○議員(4番 竹内志津子君) 国民健康保険特別会計のことですけれども、議長への報告によりますと、(3)で不用額が多いのは受診者が少ないために生じているというふうな報告でしたけれども、受診者が少ないというのは、健康であればそれにこしたことはないと思うんです。医療費も少なくて済みますし、と思うんですけれども、この受診者が少ないというのは、やはり、医療費がかさむので受診を控えるというような状況があるのではないかと思うんですけれども、その点を調査しておられますでしょうか。

○議長(滝元 三郎君) 委員長。

○決算審査特別委員長(村上 英喜君) 不用額の中では、そのような調査はしておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。——ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 電気通信事業で1点ほどお聞かせ願います。

多分、使用料の滞納額というのはインターネットの使用料が多分大きいんじゃないか、もちろんケーブルテレビの使用料もここに載っとるわけですけども。過年度分インターネットの使用料が33万3,500円ほど、これは収入済み額で63,000円分が収入未済額ということになっとるんですけども。やはり、これも前回のときにインターネットの方がどうい理由で——過年度分ですよ——収入未済になったことを調査していればいただきたい。前年度の決算委員会の中でも、別にインターネットをやらなくても生活には支障を来たさないで、そういう方は即時インターネットの回線を切るべきだというような、前年度の決算委員会的时候にも意見として言わしていただきました。その中において、63,000円という過年度分の収入がないということに対しては、それはどういう理由で未済額になっているのかという点。それで、もし払ってない者がおればインターネットの接続を外すとか何とか、そういう対処をされたのかどうかの対応について照査されていたらお知らせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（村上 英喜君） この電気事業については、インターネット事業とケーブル事業で分けてやっていると。未納の場合は、議員が指摘されたように今年度からはインターネットをとめるという対応をしております。ほかには、調査してありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、特別会計につきまして質疑を終結いたします。

次に、病院事業会計について質疑をお願いいたします。病院事業会計について質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結をいたします。委員長にはお疲れさまでございました。

それでは、続きまして討論採決に入ります。

まず、議案第102号平成22年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 決算審査特別委員長の報告では、一般会計については認定するものとするという結果が報告されましたけども、私はこの決算については反対の、認定ができないという立場で討論をしたいと思います。余り細かいことは申しませんが、全体のバランスといいますか、やはり民生費とか教育費、そういうところへ町のお金をしっかり使うべきだというふうに思います。

まず、教育費については、未来の津和野町を担う子供たちのために十分な教育を施すという意味で条件整備をするべきだと思います。教育費について言いますと22年度は全体で9億5,534万2,000円、構成比率は11.0%。21年度は9億70万8,000円で構成比が11.3%。構成比は下がってます。金額としては増額で、増減額は6.1%の増になっております。

しかし、この中には日原小学校の耐震改修工事費等含まれて、多分その工事費だと思いますが1億4,534万1,000円が含まれているのではないかなと思います。そういう多額の金額が含まれている上での教育費の増額です。

私は学校別に用務員の配置を行うべきと、そういうふうにまずは思います。日原小・中、それから津和野小・中は用務員が兼務になっております。この兼務というのは、ずっと要求すべきではないというふうに私は言ってきておりますけども、これが改善されておられません。学校の用務は本当にたくさんの内容を含んでおりますので、用務員が兼務ということは、それだけ学校での仕事の量が減ってくるわけですから、ほかの教職員の負担が多くなっていくということで、子供へ対応する時間がそれだけ奪われているということで、やはり用務員の配置というのは各校にきちっと配置すべきだというふうに思います。

そのほか、学校ごとに需用費、役務費、旅費、使用料賃借料、また備品購入費等、もっともっと増額すべきではないかなというふうに思います。各学校の実情を聞きますと、旧日原に勤務されていて、今現在また津和野町に勤務されている先生方のお話を聞きますと、やはり相当教育費が減額になっているので苦しいということをおっしゃられます。

それから次に民生費ですけども、22年度が13億3,262万7,000円、21年度が12億8,832万4,000円。これも金額的には増額になっておりますけども、構成比は22年度は15.4%、21年度は16.2%、全体から見ると、やはり減っております。民生費というのは町民の命、そしていろんな生活の関係で、本当にしっかりと見ていかなければならない部門ではないかなというふうに思いますので、単に全体の予算の構成だけ考えてやるのではなくて、それぞれの暮らしなり健康なりを見つめながらやっていくべきで、これがやっぱりもっともっと力を入れるべきではないかなというふうに思います。

そして商工費についてですけども、22年度は3億4,896万5,000円、21年度は1億9,778万円で大幅に増額しております。これは多分まちごとユビキタス、この関係もあるのではないかなと思いますけども、先ほどの私の質問もいたしましたけども、これだけ増額してお金をかけて、どれだけの効果が上がっているかというようなことがはっきりわかりません。施設設備、そういう面で十分な手を施しても観光客が余りふえてない、そういうふうには私は受け取っております。というのは、やはり施設設備だけではなくて、行政のほうから十分にそういう面の手立てをするだけではなくて、やはりあそこに住んでおられる皆さんが本当に観光客を温かくお迎えする、おもてなしの心とよく言われますけども、そういうものをやはり培っていく、そういう取り組みが必要ではないかなと。それには、それほ

どお金をかけなくてもできることではないかなというふうに思いますので、私は教育費、民生費の、もっともっと潤沢に予算を充てるべきだというふうに思いますから。

それともう一つですが、負担金補助金については毎年言われてきておりながら、なかなかこれが改善されていないということもあります。

そういうようなことから、私はこの決算を認定することができません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第103号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第104号平成22年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定とすることに決しました。

続きまして、議案第105号平成22年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定とすることに決しました。

続きまして、議案第106号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第107号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第108号平成22年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第109号平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第110号平成22年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第111号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第112号平成22年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第113号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第114号平成22年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

それでは、ここで後ろの時計で11時20分まで休憩といたします。

午前11時11分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21． 発議第4号

○議長（滝元 三郎君） 日程第21、発議第4号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして提案理由の説明を求めます。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、意見書の提出に関しての説明をさせていただきます。

お手元に案という形で書いてあるわけですが、やはり弱者の消費者が安心していろいろな商品を買って、また、いろいろなトラブルに対しても対応できるように、また、いろいろな形におきまして国の支援をいただきながら、田舎ではあっても弁護士さんがある程度間に入った、消費者を守るためにというような形のものが趣旨でございまして、それを国の立場において相談窓口を各自治体に設けていただきたいという主な趣旨でございまして、

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今までですと、大体消費者が泣きつくところが消費者センターですね。消費者センターに、どこどこで買ったものなんだけどトラブルがある、そして購入先に問い合わせしても対応してくれないという苦情が大半であろうと思いますけども、その部分においてきちっとした対応を、関連の町村になるのか広域になるのかわかりませんが、弁護士等々も含めた、そういった対応をするものを設置してくださいという意味で理解していいんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そのとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第4号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第22．発議第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第22、発議第5号平成24年度以降4年間使用の中学校歴史教科書採択見直しのための再審議を求める決議（案）の提出についてを議題といたします。

本決議につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきましては、提案理由の説明を求めます。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 一般質問でも私、質問させていただきましたけども、今回の採択についてはやはり納得がいきませんので、この議会の名前で決議を上げて、中学校歴

史教科書の採択を見直すための再審議を求める決議として提案をさせていただきたいと思
います。

益田地区教科用図書採択協議会では採択という結論を出されました。そして津和野町の
教育委員会でも、それに倣って採択という結論を出されましたが、内容的にしっかり検討さ
れていないのではないかなというふうに私は考えました。

内容を一部ここに載せておりますが、皆さん、もう読まれたかもしれませんが、例え
ば太平洋戦争のことを括弧書きで大東亜戦争というふうな表現もしています。大東亜戦争
という意味は、この東アジアを1つの大きな共栄圏として考えると、その中心に立つのが日
本だというようなそういう考えです。ですから東アジアをどんどん植民地化していったわ
けですが、そういうこととか、そのほか太平洋戦争を本当に肯定化するような記述になって
おります。

それから、日本国憲法の制定についても、この制定は民間の学者やら、それから政党の方
やらの草案も参考にしてつくられているにもかかわらず、一方的にGHQが押しつけたも
のだというふうな記述になっております。

それから、基本的な日本国憲法の三原則についても詳しく説明することなく、「他国に例
を見ない徹底した戦争放棄（平和主義）の考えでした。この規程は、占領が終わり我が国が
独立国として国際社会に責任ある地位を占めるようになるにつれて多くの議論を呼ぶこと
になりました」と憲法を否定的にとらえた記述になっております。

最初から最後まで、この歴史教科書を読みますと、ざっと読んだだけではふんふん
とうなずくようなこともありますけども、その中で、やはり全体を通じて皇国史観に基づいた
記述がなされているということ、これは他社の教科書と比較してみると、もう明瞭です。

そういうことから、やはりこういう教科書を子供たちに持たせて教育をしたのでは、本
当に正しい歴史認識は育てられないというふうに考えますので、採択をもう一度見直して
いただきたいと思いますし決議を上げたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 賛成の立場で発言いたします。

このたびの育鵬社の採択について再審議をお願いするものでございますが、なぜ再審議
をお願いしたいか、私の観点から申し上げますと、採択校は全国で公立406校、私立21

校の計427校でありまして、全国ではこの歴史教科書3.9%の学校しか採択しておりません。内容は十分精査されたとは思いますが、この育鵬社の教科書を採択するに当たり全国でさまざまな議論が及んでおりました。この益田地区の採択は、採択期間終了してから公表されておりまして、議論が余りなされないまま、いつの間にか決まっていたような感があります。町民や保護者の方々が、この教科書問題に真剣にとらえられたというふうには私は思っておりません。いま一度、歴史教科書を皆さんにごらんになっていただいた上で、どの教科書が正しいのか再審議するのは必要ではないかと思ひ、賛成の立場で発言いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、原案に対しまして反対の立場で討論させていただきます。

ただいま御説明がありました。私としましては、歴史というのは一面ではなく多面から考えるべきであると思うわけでありまして。ただし、きょう在日韓国人の方などから大変心配される、そういう御意見もありました。差別意識や偏見、そしていわれのないいじめが起きかねませんというそういう文章もありますが、その点には十分配慮されることを付しまして、そして教育委員の中で十分に検討がされて採択されたものと考えますので、内容につきまして不十分な点はまた副読本と指導書等で補うということでもございましたので、この討論に対しましては反対の立場でさせていただきます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に反対者の発言を許します。ありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 反対の立場なんですけどね。そもそも日本国が日本列島すべての中学校で、私立であろうと公立であろうと、それぞれの地域あるいは教育事務所で教科書選定が自由であるというところに私は非常に疑問を感じるんでありますが。少なくとも日本で学ぶ中学校の教科書というのは一本化されなければならないと思うんですが、自由裁量が許されるというところに非常に、私の認識がまずいというか勉強不足なのか。そうではなく、少なくとも東京で学ぼうが地方田舎で学ぼうが教科書は一本化でなけりゃならんと私は思うんでありますが、その答弁を求めるといのはいかがなものかと思ひますが。

さようなことで、今回、益田教育事務所管内で——先ほども賛成意見等々を聞きましたが——各市町村、3市町村の首長並びに教育長等がこれを採用するという決定をしたわけにありますから、これを今日になって、あえて反対をして再審議を求めるといふことに対して反対なんです。その前段として、今申し上げたようなことが非常に問題であるところのように思ひます。

本来、私は日本国じゅうで学ぶ中学生は、歴史教科書はこの教科書ですという一本化というものをぜひとも願う一人でありまして、蛇足であります、それをつけ加えて反対の立場としたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 在日本大韓民国民団からの要望書であります。私考えますに、いろいろと尖閣諸島、また北方四島等の問題も随分ここでの議論も聞いておりますが、竹島問題について、まだ私たしかこの議会で聞いてないような気がしますので、そのことも含めて、多少のあれはわかりませんが、関係があるのかなと思います。

ちょっと違うかもしれませんが。

したがって、多少の言葉のあやはあるかも知れませんが、私は賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） ちょっと意味わからん。（発言する者あり）

○議員（13番 米澤 宥文君） ごめんなさい。反対の立場で、もう一度述べさせてください。

○議長（滝元 三郎君） 反対なんです。

○議員（13番 米澤 宥文君） はい。

○議長（滝元 三郎君） 反対の討論です。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案というのはこの決議でございますので、決議について反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結をいたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがって、発議第5号平成24年度以降4年間使用の中学校歴史教科書採択見直しのための再審議を求める決議（案）の提出については否決されました。

日程第23. 請願第3号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第23、請願第3号側溝整備に関する請願書について議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は会議規則第92条第2項の規定により経済常任委員会に付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は経済常任委員会に付託をして閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第24、経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、経済常任委員会所管調査報告書を読み上げます。

平成23年度第3回6月定例会において許可をいただきました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、調査事件、津和野町観光協会の観光事業の現状把握。

2、調査目的、現状を把握し、予算審査、決算審査の参考とするため。

3、調査日、平成23年8月3日水曜日午前9時より机上審査、安野光雅美術館会議室。

4、出席者、経済常任委員会委員5名及び議長、津和野町観光協会財団観光協会会長、斉藤謙一事務局長、商工観光課長嶺清見課長、松本康志課長補佐。

5、調査報告、1、一般社団法人津和野観光協会の組織、役員、会長1名、副会長2名、理事13名、監事2名、計18名。正会員172名、うち津和野地区133名、日原地区3名、他地区8名。その他で賛助会員25名であります。2、観光客数、入り込み客数は対前年比88.1%と減少している。宿泊客数は対前年比114.4%と増加している。3、観光協会変革、6月に一般社団法人津和野観光協会としてスタートしている。平成24年中に第3種旅行業資格を取得し、新たな事業展開を考えている。4、日原地域観光資源開発、願い星＊宅配便（あなたにかわり、星に願いを届ける）事業を実施している。5、おもてなし向上事業、観光客のおもてなしを目指し、津和野町を担う人材育成及びサービス向上に向けて研修会を実施する。6、今年度実施済みの事業、麓耕つつじ祭り、4月29日から5月8日に実施した。来場者は約800名あり、花は有望な観光資源であることを再認識した。流鏝馬シャトルバス、乗客実績は178名で、昨年より68名増となった。安蔵寺山塊を歩く会、5月8日に実施した。参加者は53名であった。7、津和野町観光協会事務所移転計画、法人化により事務の拡大や職員が増えたことにより事務所移転を考えている。移転先は津和野町駅前を考えているが、具体的には何も決まっていない。

総括、1、法人化により、理事の認識が強くなった。町外関係機関等から信頼性を得られるようになった。2、新役員は旧役員より5名減であるが、女性役員は1名増の4名でふえている。3、観光ガイド育成事業により、町歩きによるおもてなしサービス向上を目指し、

町民による新しい観光ガイド組織を立ち上げ、津和野町ボランティアガイドの会と連携を図っている。

6、調査意見、1、一般社団法人を立ち上げたことは大いに期待したい。会社経営のもとになる資本金の充実を図るべきである。2、新規事業の取り組みは認めるが、今後は収益の上がる事業を力を入れるべきである。3、ふるさと雇用再生特別基金事業は最終年度の事業になるので、早急に町と協議し今後の対策を検討するのが望ましい。4、観光協会事務所移転は慎重に取り組んでほしい。

以上、平成23年10月6日、津和野町議会議長滝元三郎様、経済常任委員会委員長村上英喜。

○議長（滝元 三郎君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 津和野町観光協会の組織の中に正会員等書いてありますが、他地区8名というのは町外ということなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 他地区8名というのは、いろんな——津和野地区、日原地区の中に入っている業者もおりますが——団体等であります。例えば銀行とかJAとか、そういった業者等が会員になられております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 総括の中にある、町民による新しい観光ガイド組織を立ち上げたということになってますが、どういう組織で、会長はだれでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） この観光ガイド事業の会長については調査しておりません。説明を受けておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 調査意見の中に「新規事業の取り組みは認めるが」ということで、今ふるさと雇用再生事業も来年度で一応最終年度を迎えるわけですけども、その中において新規事業は認めるがというのは、どのような新規事業をやったのかお知らせ願いたい。それでも、実際には6番に今年度実施済み事業を見ますと、これは昔からあった事業であって、これは新規事業じゃないと言わざるを得ません。そうした中で新規事業はということがあったのかという点と、経営のもととなる資本金の充実ということで、次が法人化ですので、自分とこの従業員の賃金等の補充はどのような形をもってやって、足らずは行政が行う、このような形の経営のやり方を見とるのか。私は法人ですので、民間企業ですので、自分たちの給料は自分たちである程度稼いでからそうするというのが法人だろうと思うんですけども。かといって、やはり観光行政ですので、そういう点がなかなか難しい、行政とのタイアップも必要というのは重々わかるんですけども。どのような形で

自主財源等を設けるようなことに今後努力していくのかというようなことを、もし調査されておりましたらお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 1点目であります、新規事業ということでいろいろ取り組んでおられますが、主な点については（4）であります日原地域観光資源開発の願い星宅配便や、5番のおもてなし向上事業……。ちょっと時間。——議長。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 新規といっても、この審査が事業報告の中では、やはり22年の事業報告の中での新規事業ということで説明等も伺っておりますので、新しい事業としては先ほど言ったようなことや観光ガイド育成事業等が主だった新規事業になるのではないかとこのように考えております。

それから社団法人についてであります、この社団法人の今後の経営については4年間の計画を打ち出して、今後は第3種旅行業資格を取得するという、その中でいろんな新たな事業展開を考えているというような説明でありました。その中には今後観光客のあっせん、観光のプラン等をいろいろ考えていて、観光客に対して事業を展開していくというような話でありました。

また、雇用の方については、今後、町にお願いしていくということでもあります。その中では、4年間の計画の中では、事業を展開していく中でやはり資本金の充実ということでもありますので、やはり会費等の見直し等も今後考えていくという話でありました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） まず第1点目はですね、調査報告の5の観光協会の変革のところの——今ちょうど出ましたけども——第3種旅行業の資格を取得し新たな事業展開を考えているということですけども、旅行業の資格を取得するためには300万円の供託金が要るわけですが、この供託金を観光協会が出そうとしているのか、それとも町が出してもいいよと、要望があったときには町が出してもいいよというふうに考えているのかを、ちょっと調べられたかどうかということが第1点です。

第2点目は、総括の中の法人化により理事の認識が強くなったと、抽象的ですけども。これは、この法人が借入れをしたときに連帯保証になるということの意味しているのかということがわかったら教えて下さい。

それと第3点目が、ちょっと返りますけど、その上の津和野駅前移転先、観光協会の事務所移転計画で移転先は津和野駅前を考えているがと書いてありますが、私の聞いてるところでは津和野駅前のSL館の買収と、買い取りのことだろうと思うんですが、これは観光協会がこれをやろうとしているのか、津和野町に投げかけようとしているのか、どちらか。これでいくとニュアンスでしょうけども、そのあたりがわかれば教えていただきたいと思えます。

以上3点です。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 1点目であります、旅行業の資格についてであります、これについてはそこまで、委託金までのことは調査しておりませんが、これは24年中に取得すると、そういった中で4年間のいろんな事業展開を考えているということであり、その報告を受けました。

2番目に、法人化による理事の認識が強くなったということに対しての債務の関係かということですが、そういったことは一言も聞いておりません。ただ、法人化することによってメリットは何かということでお尋ねしたところ、役員の責任感、認識が強まったと、それと町外関係者等に信頼性が得られるようになったということでもあります。

3点目であります、移転先についてはいろいろ伺ってみましたが、調査時点では具体的には何も決まってないということでありました。

以上。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） これはですね、町とのかかわり合いが非常に出てくる可能性、今私が言ったことは町とのかかわり合いが非常に強くなることでもあります。というのは、お金の問題ですよ。それがあるので、このあたりの最初の300万円の供託金云々というところは非常に大きな問題になるというふうに思っております、ここでは24年度中というふうに書いてありますけども、今おられる事務局長はことしで終わってしまうので、一応ですね。24年度中にちゅうたら、どうしたらこの人の給料が出てくるのかなと、24年度に入ったらですね。それで第3種旅行業を取ったとしても……。

○議長（滝元 三郎君） 道信君、発言の途中ですが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） これを委員長にお尋ねしていても、観光協会長に来てもらわんといかんような感じで今思っておりますが、一応質問という形でしなければしょうがないんで。このあたりのことがちゃんとできてるんか、計画ができ上がってるんかどうかと、計画はあるのかどうかということをしちんとしとかなないと、これで彼がいなくなったら、この3種を取ったところで、供託金を納めたところで何の意味もないわけですから、このあたりがしっかりしているかどうかということを再度確認しておきたいということ。

で、取り扱い主任の資格というのは、そう簡単にいるわけじゃないですんで。これが、主任者が、事務所の中に取り扱い主任者の名前がない営業所は営業できませんので、したがっ

て新たな事業展開ということはできないということになるわけですが、このあたりもちゃんと考えておられたかなというふうにちょっと思いまして。答えられる範囲で結構です。

もう一回、総括のところの理事の認識が強くなったということの具体的な意味の、これ借り入れをしたときに連帯保証になる気があるんかということになるんですけども、ここあたりはこの認識という言葉で、今のような具体的なことを想定されたんじゃないかなと思うんですけども。答えづらいとは思いますが、わかる範囲で結構ですので再度お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは最初に、法人化の理事の認識が強くなったということにつきましては、法人化によるメリットという中で話されたことでありますので、それ以上深く追究はしておりません。

もう一点であります。調査意見の中で3番目に上げております、そういった事務局長等の問題も含めてですが、早期に町と協議して今後の対策を検討するのが望ましいと、そういうことも含めた中で調査意見として上げております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 1つだけです。ちょっとうがった考えになるかもしれませんが、確認をしますが。調査意見の2番目に「新規事業の取り組みは認めるが」という記述がございますが、これはまるで調査委員会が許認可をしようとするような意見ですので、これはそうじゃなくて、そういうことはよく考えてほしいという意味、それだけ確認したいと思っております。決してそういう許認可を、その委員会がしてるわけじゃないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 新規事業に取り組むということではいろいろ質問がありますが、この新規事業についてはいろいろな意味が含まれておりまして、こういった法人化することによって新しい事業展開を考えてると。先ほどちょっと言いましたが、都会地区等の人口の多い地域に観光PR、観光等の事業を展開していく、また町歩きプラン、滞在型の観光を今後進めていって、いろいろな事業をふやしていって、手数料も含めて今後事業を展開していくというような、今後4年間の中で、いろいろな事業の取り組む姿勢を聞いた中で、表現として新規事業に取り組むは認めると、新しく挑戦するという意気込みは認めるということで表現しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の新規事業のことですけども、新規事業というのは、法人化して第3種を取って300万の供託金を納めて、そうするとクーポンが切れるようになると、いわゆるバックマージンが入ってくるという形ですよ。これ、今までの任意団体ですとこういうことが当然できませんので。ですから、これは具体的にクーポンを切ってからバックマージンが入るとのことだと、「だろう」というよりも「です」というふうに思

うんですけども、何となしではなくて。だから、その一連の流れをきちんとなしとしないと、この観光協会が望んでいる新規事業はできないということになると思うんですよ。だから、そのあたりにこの新規事業の意味だろうと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 5番議員が言われたとおりでありまして、バックマージン等も含めて事業を展開していくということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第25. 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第25、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第26. 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第26、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第27. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。以上をもちまして会議を閉じます。

平成23年第6回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員